

---

令和4年 6月14日開会

令和4年 6月29日閉会

令和4年 第2回  
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

---

# 日程と目次

会期16日間〔本会議5日間、休会11日（議案調査3日、委員会3日、議事整理1日、県の休日4日）〕

月 日	曜	議 事	ページ
6. 14	火	<b>本 会 議（第1号）</b>	
		1 岩本公安委員長の就任挨拶……………	1
		1 磯田企業局長の就任挨拶……………	2
		1 高橋生活環境部長の就任挨拶……………	2
		1 廣末会計管理者兼会計管理局長の就任挨拶……………	2
		1 岡本防災局長の就任挨拶……………	2
		1 後藤人事委員会事務局長の就任挨拶……………	2
		1 田邊労働委員会事務局長の就任挨拶……………	2
		1 河野監査委員事務局長の就任挨拶……………	2
		1 開会……………	2
		1 諸般の報告（各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選結果、新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任及び選任、129か所の定期監査結果、6か所の臨時監査結果、49か所の財政的援助団体等監査結果、3月、4月及び5月の例月出納検査結果、報告4件、議員派遣報告）……………	2
		1 会議録署名議員の指名……………	2
		1 会期決定の件……………	2
		1 第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告までを一括議題……………	3
		1 広瀬知事の提案理由説明……………	3
		1 副議長辞職の件……………	7
		1 副議長の選挙……………	7
		1 古手川副議長の就任承諾及び就任挨拶……………	8
		1 三浦前副議長の退任挨拶……………	8
6. 15	水	休会（議案調査のため）	
6. 16	木	休会（議案調査のため）	
6. 17	金	休会（議案調査のため）	
6. 18	土	休会（県の休日のため）	
6. 19	日	休会（県の休日のため）	
6. 20	月	<b>本 会 議（第2号）</b>	
		1 一般質問及び質疑……………	11
		1 大友議員（自由民主党）の質問……………	11
		・今後の誘客対策について	
		・選ばれる学校づくりについて	
		・子どもを中心とした諸課題について	
		・効果的な広報戦略について	
		1 羽野議員（県民クラブ）の質問……………	23

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流域治水プロジェクトによる西部地域の防災・減災対策について</li> <li>・ 太陽光発電施設の環境面への配慮について</li> <li>・ 生物多様性の保全に向けた今後の取組について</li> <li>・ バリアフリー化の推進について</li> <li>・ 帰国・外国人児童生徒への支援について</li> </ul>	
		<p>1 清田議員（自由民主党）の質問…………… 33</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理への備えについて</li> <li>・ 未成年に関する諸課題について</li> <li>・ ものづくり人材の育成について</li> <li>・ 県産品の販売戦略について</li> </ul>	
		<p>1 堤議員（日本共産党）の質問…………… 44</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民生活の安全のための施策について</li> <li>・ 日出生台での米海兵隊演習について</li> <li>・ 大分県農業の振興策について</li> <li>・ マイナンバー制度について</li> </ul>	
6. 21	火	<b>本 会 議（第3号）</b>	
		<p>1 一般質問及び質疑…………… 59</p>	
		<p>1 高橋議員（県民クラブ）の質問…………… 59</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の認知症政策について</li> <li>・ 日出生台米軍実弾射撃訓練について</li> <li>・ 子どもの難病・がん対策を巡る諸課題について</li> <li>・ 多様性を認め合う教育の推進について</li> </ul>	
		<p>1 阿部（長）議員（自由民主党）の質問…………… 69</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原油価格及び物価等の高騰対策について</li> <li>・ 介護人材の確保・育成について</li> <li>・ 農林水産業の諸課題について</li> <li>・ 通学路の安全対策について</li> </ul>	
		<p>1 戸高議員（公明党）の質問…………… 79</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナとの共生に向けた対策について</li> <li>・ カーボンニュートラルの達成に向けたエコエネルギーの導入等について</li> <li>・ 持続可能な産業競争力強化に向けた取組について</li> <li>・ 不妊治療への支援について</li> <li>・ リトルベビーハンドブックについて</li> <li>・ 造血幹細胞移植後のワクチン再接種について</li> <li>・ 障がい者の雇用について</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の後遺症への対応について</li> </ul>	
		<p>1 駕海議員（自由民主党）の質問…………… 89</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業産出額の向上について</li> <li>・ 環境に配慮した農業の推進について</li> <li>・ 土木行政に係る諸課題について</li> </ul>	

6. 22	水	<p><b>本 会 議 (第4号)</b></p> <p>1 諸般の報告 (請願の処理結果) ..... 101</p> <p>1 一般質問及び質疑..... 101</p> <p>1 衛藤議員 (自由民主党) の質問..... 102</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉行政を巡る諸課題について</li> <li>・今後の企業誘致方針について</li> <li>・国道197号バイパスについて</li> <li>・学校保健における成長曲線について</li> </ul> <p>1 成迫議員 (県民クラブ) の質問..... 112</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現について</li> <li>・生涯にわたる県民スポーツの推進について</li> <li>・障がい者スポーツの振興について</li> <li>・地域における芸術の振興について</li> <li>・父子家庭への支援について</li> </ul> <p>1 後藤議員 (自由民主党) の質問..... 121</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住・定住政策について</li> <li>・多文化共生の社会づくりについて</li> <li>・子どもを巡る諸課題について</li> <li>・性暴力の根絶に向けた取組について</li> <li>・今後の動物愛護の取組について</li> </ul> <p>1 馬場議員 (県民クラブ) の質問..... 131</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養育の推進について</li> <li>・生活福祉資金の貸付後の支援について</li> <li>・ひきこもりの現状と対策について</li> <li>・中津日田道路の整備について</li> <li>・教育に関する諸課題について</li> </ul> <p>1 第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告まで並びに請願3件を所管の常任委員会に付託..... 140</p> <p>1 付託表..... 140</p>
6. 23	木	休会 (常任委員会のため)
6. 24	金	休会 (常任委員会のため)
6. 25	土	休会 (県の休日のため)
6. 26	日	休会 (県の休日のため)
6. 27	月	休会 (常任委員会のため)
6. 28	火	休会 (議事整理のため)
6. 29	水	<p><b>本 会 議 (第5号)</b></p> <p>1 第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告まで並びに請願16から請願18までに対する各常任委員長の報告..... 144</p> <p>1 二ノ宮福祉保健生活環境委員長の報告..... 144</p> <p>1 井上 (明) 商工観光労働企業委員長の報告..... 144</p> <p>1 太田農林水産委員長の報告..... 144</p>

1	清田土木建築委員長の報告……………	145
1	阿部（長）文教警察委員長の報告……………	145
1	今吉総務企画委員長の報告……………	145
1	猿渡議員の討論……………	145
1	第57号議案、第58号議案、第60号議案から第62号議案 まで、第64号議案、第65号議案及び第2号報告から第4号 報告までを委員長の報告のとおり決定……………	147
1	第59号議案、第63号議案及び第66号議案を委員長の報告 のとおり可決……………	147
1	請願17を委員長の報告のとおり不採択……………	148
1	請願18を委員長の報告のとおり不採択……………	148
1	第67号議案から第69号議案までを一括議題……………	148
1	広瀬知事の提案理由説明……………	148
1	第67号議案から第69号議案までに同意……………	148
1	議員提出第6号議案（原油等価格の高騰対策を求める意見書）、 議員提出第7号議案（飼料価格の高騰対策を求める意見書）、 議員提出第8号議案（水田活用の直接支払交付金の見直しにつ いて柔軟な対応を求める意見書）、議員提出第9号議案（国民 の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書）、 議案提出第10号議案（地方財政の充実・強化を求める意見書）、 議案提出第11号議案（義務教育費国庫負担制度の堅持を求め る意見書）、議員提出第12号議案（最低賃金の改正等に関す る意見書）、議員提出第13号議案（地方公共団体情報システ ムの標準化に向けての意見書）、議員提出第14号議案（環境 教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の ZEB化の更なる推進を求める意見書）、議員提出第15号議 案（埋設保管されている2、4、5-T系除草剤の安全な撤去 等を求める意見書）一括議題……………	148
1	森議員の提案理由の説明……………	149
1	小嶋議員の提案理由の説明……………	150
1	吉村議員の提案理由の説明……………	151
1	堤議員の提案理由の説明……………	152
1	堤議員の反対討論……………	152
1	議員提出第6号議案から第8号議案まで、第11号議案及び第 14号議案を原案のとおり可決……………	153
1	議員提出第9号議案を原案のとおり可決……………	154
1	議員提出第10号議案及び第13号議案を原案のとおり可決……………	154
1	議員提出第12号議案を否決……………	154
1	議員提出第15号議案を否決……………	154
1	議員派遣の件……………	154
1	閉会中の継続審査及び調査の件……………	154
1	閉会……………	155

	1 前副議長に対する全国都道府県議会議長会感謝状の伝達……………	155
付	1 請願……………	157
	1 継続請願……………	160
	1 請願処理結果……………	161

## 令和4年第2回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月14日（火曜日）

## 議事日程第1号

令和4年6月14日  
午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期決定の件  
第3 第57号議案から第66号議案まで及び  
第2号報告から第4号報告まで  
(議題、提出者の説明)

## 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件  
日程第3 第57号議案から第66号議案まで  
及び第2号報告から第4号報告まで  
(議題、提出者の説明)

副議長辞職の件

副議長の選挙

## 出席議員 43名

議長 御手洗吉生	副議長 古手川正治
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
三浦 正臣	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子

吉村 哲彦

河野 成司

堤 栄三

麻生 栄作

小川 克己

戸高 賢史

猿渡 久子

荒金 信生

末宗 秀雄

欠席議員 なし

## 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治
副知事	黒田 秀郎
教育長	岡本天津男
公安委員長	岩本 光生
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
労働委員会会長	深田 茂人
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美

午前10時

御手洗議長 おはようございます。

開会に先立ち、先般新たに公安委員長に就任された岩本光生君から御挨拶があります。岩本光生君。

岩本公安委員長 おはようございます。この5月1日から公安委員長に就任した岩本と申します。よろしくお願ひします。(拍手)

**御手洗議長** 次に、先般新たに部局長に就任された方々から御挨拶があります。

**磯田企業局長** 4月1日付けで企業局長を拝命した磯田と申します。よろしくお願ひします。

(拍手)

**高橋生活環境部長** 生活環境部長を拝命した高橋強と申します。どうぞよろしくお願ひします。

(拍手)

**廣末会計管理者兼会計管理局长** 会計管理者兼会計管理局长を拝命した廣末隆です。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

**岡本防災局长** 防災局长を拝命した岡本文雄と申します。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

**後藤人事委員会事務局長** 人事委員会事務局長を拝命した後藤豊と申します。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

**田邊労働委員会事務局長** 労働委員会事務局長を拝命した田邊隆司です。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

**河野監査委員事務局長** 監査委員事務局長を拝命した河野哲郎です。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

—————→…←—————

午前10時2分 開会

**御手洗議長** ただいまから令和4年第2回定例会を開会します。

—————→…←—————

**御手洗議長** これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

#### 諸般の報告

**御手洗議長** 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、閉会中に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、御報告します。

総務企画委員長今吉次郎君、同副委員長吉竹悟君、福祉保健生活環境委員長二ノ宮健治君、同副委員長後藤慎太郎君、商工観光労働企業委員長井上明夫君、同副委員長森誠一君、農林水産委員長太田正美君、同副委員長大友栄二君、土木建築委員長清田哲也君、同副委員長木付親

次君、文教警察委員長阿部長夫君、同副委員長衛藤博昭君、議会運営委員長井上伸史君、同副委員長志村学君。

次に、去る3月31日、麻生栄作君から新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任願が提出されましたので、同日、これを許可し、4月1日、後任に森誠一君を指名しました。

次に、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、総務事務センターなど129か所の定期監査の結果について、中部振興局など6か所の臨時監査の結果について、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学など49か所の財政的援助団体等監査の結果について、同条第10項の規定により、監査の結果に関する意見について及び同法第235条の2第3項の規定により、3月分、4月分及び5月分の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書等は朗読を省略します。

次に、知事から、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく令和3年度大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてなど、4件の報告がありました。

なお、報告書は、いずれもお手元に配付の議案書の末尾に添付してあります。

次に、会議規則第125条第1項ただし書の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣しました。

以上、報告を終わります。

—————→…←—————

**御手洗議長** 本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

—————→…←—————

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**御手洗議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、嶋幸一君及び藤田正道君を指名します。

—————→…←—————

#### 日程第2 会期決定の件

**御手洗議長** 日程第2、会期決定の件を議題と



します。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月29日までの16日間としたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定しました。

日程第3 第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告まで

(議題、提出者の説明)

御手洗議長 日程第3、第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告までを一括議題とします。

第57号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算(第1号)

第58号議案 大分県税条例の一部改正について

第59号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

第60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第61号議案 大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

第62号議案 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正について

第63号議案 大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について

第64号議案 県有地の売却について

第65号議案 大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例の廃止について

第66号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

第2号報告 令和3年度大分県一般会計補正

予算(第14号)について

第3号報告 令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算(第3号)について

第4号報告 大分県税条例等の一部改正について

御手洗議長 提出者の説明を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 令和4年第2回定例会県議会の開会にあたり、県政諸般の報告をし、あわせて今回提出した諸議案について説明します。

今日は、議会見学のために高校生まで傍聴をいただいています。皆さんを心から歓迎します。どうぞよろしくお願ひします。

第1に、県政諸般の報告をします。

新型コロナウイルス感染症対策と社会経済の再活性化ですが、新型コロナウイルスの感染者が県内で初めて確認されて以来、2年3か月が過ぎ、感染の大波も第6波に及んでいます。今回のオミクロン株は強い感染力を有しているものの、ワクチン3回目接種の進展等により、重症化リスクはかなり抑えられています。感染者の致死率も本年2月から3月にかけて0.32%であったものが、この4月、5月には0.07%まで大幅に低下しています。加えて、入院病床・宿泊療養施設の事前確保など各般の対策も奏功し、医療の逼迫は回避されています。現在、感染は落ち着きつつありますが、事態を継続的に改善させ、収束局面に持っていくためにも、県民の皆様には、常時換気や国の新たな対処方針に沿ったマスクの着用など、基本的な感染対策の徹底について、今後とも御理解、御協力をお願いします。県としても、医療、保健体制の拡充やワクチン4回目接種の円滑実施など、万事油断なく対処していきます。

長期にわたるコロナ禍で経済も相当に傷んでいることから、生活困窮者の生活再建には、引き続き注力していきます。支援策の中心は生活福祉資金であり、これまでに延べ約3万9千件、約153億円の特例貸付を行っていますが、な

お、最大60万円の自立支援金等を含め、その受付期限を8月末まで延長します。さらに、低所得の子育て世帯には、児童一人当たり5万円をプッシュ型で新たに給付します。

中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持にも、十分な留意が必要です。そのため、県制度資金に1千億円の新規融資枠を設定し、今後の資金需要に備えています。雇用調整助成金の特例措置や政府系金融機関による実質無利子、無担保融資の申請期限も、今般、9月末まで延長されることになりました。こうした対策が事業者まで迅速、確実に届くよう、遺漏なく対応します。

ところで、コロナ禍のこれまでの経験により、新型コロナウイルスに対する感染防止策や感染後の処置等について、多くの知見が蓄積されました。また、治療薬の開発、実用化が進むなど、コロナへの対応力は2年前に比べ、格段に高まっています。そうしたこともあり、海外では感染対策の緩和が主流となってきています。そろそろ我が国も、感染対策と社会経済再活性化の両立に向けて、コロナと共生しながら、日常性の回復を図っていくべきではないかと考えています。

その上で、疲弊した県経済を、速やかに民需主導の自立的な成長路線へと戻していく必要があります。政府も成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を目指しており、その成果を期待しています。

そのような中、足下では残念ながら、例えば、県中小企業団体中央会による4月の景況調査では、コロナ禍から次のステージへの移行を期待する一方、エネルギー、原材料の価格高騰や部品調達の停滞など、多くの懸念が示されています。県内企業の倒産件数も、大筋において、コロナ前と比べて顕著な動きはないものの、本年5月の連休前後には一時、コロナ関連倒産が続いたことから、先行き不安が残ります。加えて、ロシアによる無法なウクライナ侵略と、これに対する経済制裁が世界規模での不確実性を高め、経済活動の下押し圧力となっています。国際通貨基金では、既に世界全体の本年実質成長率を

下方修正しており、これによれば、日本の成長率も当初の3.3%から0.9ポイント減となる2.4%と予測されています。ウクライナ危機がさらに長期化し、ロシアへの制裁が続けば、経済への打撃は、より深刻さを増すものと思われれます。

なお、ウクライナ避難民の苦難に対しては、日々心を痛み、人道支援の必要性を強く感じています。県内でも9世帯24人を受け入れており、また、緊急プロジェクトとして県を窓口に着付金を募ったところ、目標としていた500万円を超える寄附をいただいています。御協力を賜った皆様に、心より感謝します。今後、避難民の方々の生活支援や地域との交流事業などに役立てていきます。

話を社会経済の再活性化に戻すと、これには懸念材料もいろいろとありますが、楽しみな動きも見えます。特に本県は、経済成長の原動力となる創業、起業が大変盛んであり、毎年500件を超えるスタートアップ企業が誕生しています。昨年度もその勢いは衰えず、560件の企業が勢いよく産声を上げました。また、経済の牽引役として進めてきた企業誘致も、昨年度はサプライチェーンの見直しによる国内回帰等の流れもあり、誘致件数は過去最多の68件となりました。大型工業用地のニーズにも対応しながら、引き続き全力で企業誘致に取り組んでいきます。

地域の隅々にまで仕事を創り出す農林水産業でも、昨年度、新規就業者数が469人と過去最多を記録しました。お陰で生産も順調であり、その結果、輸出も35億9千万円と、こちらも過去最高となりました。将来にわたり躍進を続けられるよう、気を引き締めて、生産者や農業団体等の意欲ある取組を支援していきます。

地域経済を広く動かす観光業の復活も欠かせません。アウトドアガイド認証制度の創設をはじめ、サイクルツーリズムや食文化をいかしたガストロノミーツーリズムの展開など、おんせん県おおいたに一層の魅力を添えながら、旅行需要を喚起します。心待ちなのは、JRグループによる大型観光プロモーション、デスティネ

ーションキャンペーンです。令和6年度の春、大分、福岡両県での共同開催が決定しました。来月には実行委員会を立ち上げ、観光素材の磨き上げや、おもてなしの体制整備などに着手します。訪日観光客の受入れも、約2年ぶりに解禁されました。水際規制のさらなる緩和を政府に求めつつ、多言語動画沸騰大分による観光情報の発信や、ターゲットとする国々の旅行者ニーズに即したツアー造成など、機を逸することなく、インバウンドの本格再開に対応します。

そして現在、多くの企業が顧客満足度を高めながら、利益ある持続的成長を実現するため、デジタル技術を活用した生産性や販売力、収益力等の向上に取り組んでいます。県内でも、このデジタル変革、DXの動きが活発化し、好事例も出てきました。豊後大野市にある野菜の加工販売会社では、見積計算をネット上で体系化、システム化することにより、人手をかけることなく、迅速、明快な価格提示を可能としました。取引先の満足度向上と同時に、従業員も営業活動など他の中核業務に時間を割けるようになったとのことです。九重町の酒造会社では、麹の温度管理を自動制御することで、職人の負担軽減を図るとともに、品質の安定化を通じた銘酒作りにつなげています。こうした取組を多様な分野に広げるため、専門的知見を持ったデジタル企業と中小企業等をマッチングさせ、DXを共創していく仕組みを今般、構築しました。セミナーや相談会もあわせて開催し、各社それぞれがやりたい姿に到達できるように、DXの積極的な展開を応援します。

発展著しい先端技術を、新産業の創出にいかしていくことも重要です。中でもドローンについては、機体認証制度等が年内に創設され、有人地帯での補助者なし、目視外での飛行が解禁される見込みとなりました。そこで存在感を発揮するのが、県と民間企業で共同開発をしたドローンアナライザーです。県産業科学技術センターに配備しており、飛行性能の多角的評価が可能な本システムの活用によって、国の機体認証制度に合致した性能試験の手法を確立できれば、全国のドローン関連企業が注目するように

なるものと期待しています。

世界的に伸びゆく宇宙産業にも目が離せません。大分県では、アジア全体における宇宙産業の拠点として大分宇宙港の準備を進めており、様々な宇宙ビジネスの芽も県内に出始めています。衛星データを活用した海洋浮遊ごみの回収や車椅子利用者の移動支援などは、その先進例です。また、ビジネスプラングランプリで過去に最優秀賞を獲得したIT企業では、ごみ収集車の運行管理に衛星測位システムを導入することで、ルート最適化や収集業務の効率化を実現し、商用化を果たしています。

加えて本県の強みは、ものづくり産業です。世界企業との取引によって技術力が磨かれ、これまで大きく発展してきました。しかし、取り巻く環境は変わりつつあります。例えば、全国に先駆けて企業会活動を始めた半導体分野では、台湾の受託製造大手が熊本進出を決めるなど、これから世界レベルで半導体の供給構造が変化していくものと思われます。本県の半導体産業も、その中でしっかり位置付ける必要があります。県経済をリードする自動車産業では、加速する電動化シフトに向けて、組立産業だけでなく、広範な部品産業も含めて、その対応を迫られています。また、本県は鉄鋼業や化学工業など、我が国経済を支える素材業種の大規模工場が集中しており、県内総生産当たりの二酸化炭素排出量は全国最大となっています。これまでのものづくり産業県としての優位性をこれからも維持していくには、この製造工程でも脱炭素を実現しなければなりません。そこで、これら半導体や自動車、コンビナート企業群の課題と展望に関し、2030年、2050年を見据えた多角的な議論を深めるため、ものづくり未来会議をおいたを立ち上げました。官民、有識者の知恵を結集し、ものづくりの夢ある将来像を描いていければと思っています。いや、ぜひ描いていかなければならないと思います。

芸術文化の振興について申し上げます。

先月22日、日中韓交流の東アジア文化都市2022大分県が幕を開けました。年末にかけて、県民総参加の多彩な関連行事を各地域で開

催し、誇るべき「おおいた」の芸術文化を広く情報発信します。続くコロナ禍で本格的な国際交流とはいきませんが、これを機に、草の根レベルの関係を末永く保つことが大事だろうと考えています。

開幕式典では、マルタ・アルゲリッチさんの来県が3年ぶりにかない、記念演奏を御披露いただきました。アルゲリッチさんにおかれては、平成8年に別府アルゲリッチ音楽祭の総監督として就任以来、本県音楽文化の発展に多大な貢献を賜っています。また、県内各地でピノキオコンサートを開催するなど、子どもの豊かな心の成長や若手音楽家の人材育成にも、大いに寄与していただいています。こうした数々の御功績をたたえ、このたび県民栄誉賞を授与したところです。また、アルゲリッチさんと長年親交がある伊藤京子さんには、総合プロデューサーとして、音楽祭を大分の宝となるまでに育ていただきました。長年にわたる御尽力に対し、この場をお借りし、深甚なる感謝をささげたいと思います。

次に、提出した諸議案について、主な内容を説明します。

初めに、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）です。今回の補正は、主に国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を踏まえた諸施策について措置するものです。

補正額は、50億4,874万4千円であり、これに既決予算額をあわせると、累計で7,228億8,974万4千円となります。

以下、主なものを説明します。

まず、生活困窮者対策に関し、家計急変世帯の高校生に係る授業料について、国の支援制度の足らざるところを県独自に補い、現行の就学支援金などと同等の支援水準を確保します。また、保育所、幼稚園等における給食費の値上げを抑制するため、高騰する食材費への財政支援を講じます。子ども食堂に対しても、食事の提供回数に応じた補助制度を臨時に設け、運営継続に力を添えます。

次に商工業では、物価上昇に見合う価格転嫁

を図りつつ、賃金の底上げを促進していくことが肝要です。そのため、国の業務改善助成金を活用し、生産性向上に資する設備整備などを行う中小企業等には、自己負担分の2分の1を支援します。なお、事業所内最低賃金が本県最低賃金よりも31円以上、上回っている場合、国助成金の対象外となりますが、政府目標である最低賃金の全国加重平均千円を念頭に置き、もう一段の賃上げを実施する中小企業等には、国制度に準じた支援金を県独自に交付します。

また、地域の個人消費を盛り上げるため、プレミアム率30%の商品券を市町村と連携して発行します。全国に向けても、大手ECモールを活用した割引クーポン付きのWeb物産展を開催することとし、その中では、顧客接点を強化するライブコマースも取り入れていきます。

燃料高騰のあおりを受ける地域公共交通も守っていかねばなりません。そこで、特に県民生活に密着する乗合バスやタクシーの運行維持に向けて、燃料費の一部を事業者に対して助成します。地域物流の要を担うトラック運送に関しても、燃料高騰分の価格転嫁を促進するため、荷主や貨物自動車運送業者を対象として、燃料サーチャージの導入実態を調査するとともに、その結果も踏まえた価格交渉促進セミナーを開催します。

食料安全保障の面からも関心が高まる農林水産業については、施設園芸や乾しいたけ生産、漁船漁業等における省エネ機器の導入を促進するため、既存支援制度の事業主負担を軽減します。また、畜産に関する配合飼料価格安定制度においては、生産者積立金の単価アップを余儀なくされていることから、その増額分を臨時に助成します。肥料の価格が急騰する中、一部を畜産堆肥で代替させる工夫も重要だと思っています。そのため、高品質な堆肥を県域流通させ、農家が安心して適時、適量に利用できるよう、JA全農おおいたを主軸とした耕畜連携の体制づくりを後押しします。

最後に予算外議案として、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。その主たる内容は、教育職員免許状の更新

制度が来月1日に廃止されることに伴い、関係手数料を廃止するものです。

以上をもって提出した諸議案の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

**御手洗議長** これをもって提出者の説明は終わりました。

〔三浦副議長退場〕

—————→…←—————

**副議長辞職の件**

**御手洗議長** 副議長三浦正臣君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長辞職の件を議題とします。

まず、その辞職願を朗読させます。

—————→…←—————

〔職員朗読〕

辞職願

今般都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和4年6月14日

大分県議会副議長 三浦正臣

大分県議会議長 御手洗吉生 殿

—————→…←—————

**御手洗議長** お諮りします。三浦正臣君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、三浦正臣君の副議長辞職を許可することに決定しました。

〔三浦議員入場〕

—————→…←—————

**副議長の選挙**

**御手洗議長** ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程

に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加します。

これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

**御手洗議長** ただいまの出席議員数は43名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

**御手洗議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

**御手洗議長** 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次、投票願います。

〔各員投票〕

**御手洗議長** 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に清田哲也君、成迫健児君及び吉村哲彦君を指名します。

3名の諸君の立会いを求めます。

〔立会人登壇〕

**御手洗議長** 投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔投票点検〕

**御手洗議長** 選挙の結果を報告します。

投票総数 43票

有効投票 42票

無効投票 1票

有効投票中

古手川正治君 25票

玉田輝義君 17票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は11票です。

よって、古手川正治君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

**御手洗議長** ただいま副議長に当選された古手川正治君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選を告知します。

副議長に当選された古手川正治君から当選承諾及び就任の御挨拶があります。古手川正治君。

〔古手川副議長登壇〕

**古手川副議長** さきほどは102代副議長に御選任いただき、誠にありがとうございます。

11年間、議会活動を通じて学んだことをいかし、御手洗議長を支え、そして、議会、県政の発展のために努力します。どうぞ皆様方の引き続きの御指導、よろしく願います。誠にありがとうございました。(拍手)

—————→…←—————

**御手洗議長** 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

—————→…←—————

**御手洗議長** この際、三浦正臣君から退任の御挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。三浦正臣君。

〔三浦議員登壇〕

**三浦議員** 昨年3月から本日まで、大変多くの皆様方から御支援、御指導を賜り、まずもって心より厚く感謝と御礼を申し上げます。

さて、この間、大分県立芸術文化短期大学60周年記念式典をはじめ、多くの公務に参加しました。中でも、昨年11月、日本赤十字社名誉副総裁寛仁親王妃信子殿下が御来県、御臨席された九州8県赤十字大会において、大分県議会を代表して祝辞を述べたことは、私にとって大変強く印象に残っています。

また、九州議長会、在京大分県人会定期総会、大韓民国国慶日レセプション等、県外においても数多くの公務に出席し、私にとって大変貴重

な経験をしました。ありがとうございました。

また、広報委員会の委員長として、若年層がこれまで以上に大分県議会を分かりやすく身近に感じてもらえればと思い、昨年4月から、大分県議会公式ツイッターの開設、また7月には、出張おんせん県議会若者DAYを初めて出張型で日本文理大学で開催、そして何より、8月3日には、小学生、そして保護者の皆様を対象にした夏休み子ども議会見学を初めて開催し、多くの子どもたちが本議場で皆様方の議席に座り、我々議員との触れ合いトークを行いました。この夏休み、子ども議会見学は今年度も実施予定ということであり、私にとっても大変うれしく思っています。

さらに、政策検討協議会会長として、男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに向けた政策提言を各会派の皆様方と一緒に調査研究、検討を重ね、本年3月に議長に報告書を提出しました。また、本会議場、そして委員会室においては、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じ、加えて、議員の皆様方に一人1台のタブレット端末を配備しました。

お陰様でこのように、同僚、先輩議員の皆様、広瀬知事をはじめとする県執行部の皆様、議会事務局職員の皆様方の温かい御支援と御協力のお陰で、大分県議会副議長という大役を終えることができました。重ねて、改めて厚く感謝と御礼を申し上げます。

今後は、この経験をいかし、私自身、微力ですが、大分県のさらなる発展に向けて、しっかり取り組んでいきます。どうか変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願いし、副議長退任にあたっての私からのお礼の御挨拶とします。皆様、本当にありがとうございました。(拍手)

—————→…←—————

**御手洗議長** お諮りします。明15日から17日までは、議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、明15日から17日までは休会と決定しました。

なお、18日、19日は県の休日のため休会とします。

次会は、6月20日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————>…<—————

**御手洗議長** 本日はこれをもって散会します。

**午前10時54分 散会**

## 令和4年第2回大分県議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月20日（月曜日）

## 議事日程第2号

令和4年6月20日

午前10時開議

## 第1 一般質問及び質疑

## 本日の会議に付した案件

## 日程第1 一般質問及び質疑

## 出席議員 43名

議長 御手洗吉生	副議長 古手川正治
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
三浦 正臣	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

## 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治

副知事	黒田 秀郎
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	後藤 豊
労働委員会事務局長	田邊 隆司

午前10時 開議

御手洗議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

御手洗議長 本日の議事は、お手元に配付の議事日程第2号により行います。

—————→…←—————

## 日程第1 一般質問及び質疑

御手洗議長 日程第1、第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。大友栄二君。

〔大友議員登壇〕（拍手）

大友議員 おはようございます。11番、自由民主党、大友栄二です。

本議会トップバッターを務めます。先輩同僚議員、支援者の皆様に感謝の気持ちを持って、



早速質問に入ります。

今後の誘客対策についてです。

本県の一大産業である観光ですが、コロナ禍や令和2年7月豪雨等の災害で大きな影響を受けています。

県内の延べ宿泊客数は、令和元年には約790万人であったところ、2年が約486万人、3年の速報値では約429万人と大きく減少しています。

そんな中、先頃JR各社が取り組む国内最大級の観光イベント、デスティネーションキャンペーンの本県開催が決定しました。これぞ正に観光産業復活の起爆剤として、今後、令和6年の開催に向けて様々な準備が進んでいくことと思います。キャンペーンの大成功を大いに期待し、また私の地元にも様々な観光資源があるので、受入準備を含め協力を惜しまず取り組んでいきます。

前回の平成27年のときには133億円の経済効果があったと聞いており、今回もおんせん県おおいたブランドのさらなる向上のほか、宇宙港やホバーなど新たな魅力もPRできるのではないかと期待を膨らませています。

ただし、気になる点もあります。

一つは、福岡県との共同開催と聞いていますが、エリアも広がるとともに関係者も多くなることと思います。インバウンドの視点も盛り込みながら、いかに回遊してもらうか、福岡県との連携が大切になってくると思います。

また、JRと連携したイベントではありますが、例えば、耶馬溪のように鉄道が通っていない市町村、地域もあります。これらJRとつながりのないところをいかに関連付けていくのかも大変重要な視点だと思えます。

今後、市町村や観光協会をはじめ、関係団体と県が一枚岩となって、精力的かつスピーディーに機運を盛り上げていただきたいと思います。こうしたことを踏まえ、県として、DCの成功に向け今後どのように進めていくのか伺います。

次に、ツーリズムおおいたにおける使途不明金についてです。

先週16日に行われた事務局の記者会見で、不明金が約5,700万円と公表されました。

県観光を牽引するツーリズムおおいたには、二度とこのようなことが発生しないよう対策を講じていただく必要がありますが、これまでの再発防止の取組とそれに対する県の指導監督の状況について、観光局長に伺います。

続いて、アーバンスポーツの振興についてです。

新型コロナウイルスの影響により、密にならずに個人で競技ができるアーバンスポーツの人氣が高まっており、とりわけスケートボードは、東京オリンピックで日本勢がメダルを量産し、注目度はさらに高まっています。

また、今年4月22日から24日には、スケートボードやBMXなどのアーバンスポーツの国際大会Xゲームズが千葉市にて日本で初めて開催されました。会場には4万人の観客が押し寄せ大盛況となったようです。ここでも日本人選手の活躍は目覚ましく、男子スケートボードストリート、そして女子スケートボードパークの種目では、日本勢が1位から3位を占め、表彰台を独占しました。こうした雄姿を目の当たりにした子どもたちの中には、将来のトップアスリートを目指して競技を志す人も多くいると思います。

高まっているスケートボード熱ですが、一方で、身近にスケートボードができる施設が少ないことが課題となっており、公道や公園でスケートボードを行うマナーが十分でない若者と一般市民とのトラブルが懸念されます。

また、滑り方だけではなくマナーやルールを教えてもらえるスケートボード教室が少ないことも課題にあげられます。こうした背景もあつてのことか、大分市のT-waveでは、大分スケートボード協会が主催するスクールに定員を超える申込みが寄せられていると聞いています。

人氣が高まりつつあるスケートボードについて、県内にスポーツとして競技する環境が十分に整っていないために、マナーアップや競技力の向上につながっていないと感じています。ス

ケートボードをはじめ、アーバンスポーツの振興についてどのように取り組んでいかれるのか、企画振興部長の見解を伺います。

以下は対面席より質問します。

〔大友議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの大友栄二君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 大友栄二議員から誘客復活について、いろいろ御提案を交えて御質問いただきました。

まず私から、DESTINATIONキャンペーンに向けた今後の取組についてお答えします。

DESTINATIONキャンペーン、いわゆるDCの開催の決定は、本県の観光産業のみならず、経済界全体においても、コロナ禍における、いわば未来の光であり、皆さんの期待の大きさを感じています。

本県においては9年ぶりの開催となる今回のDCでは、ポストコロナを見据えて、さらには前回DCにおける経験や、福岡県との共同開催によるメリット等を最大限にいかして、本県観光の復活の起爆剤とします。議員の御指摘のとおり、インバウンドの視点も含めた周遊促進や、鉄道がない地域をいかに巻き込んでいくかという観点も誠に大切です。そうした点も踏まえ、DC成功に向けては、次の三つのポイントが重要だと考えます。

一つは、大分・福岡連携による新たな旅の提案です。旅行ニーズが多様化する中、一人一人が求める最適な旅を実現するため、両県の特色や魅力を余すことなく一体として届けることが肝要です。例えば、福岡の都市型観光と大分の温泉や自然など、異なる魅力をかけ合わせて、旅の満足度を高めます。古くから伝わる歴史や文化など、両県の関連する素材を一つの物語として提案することで、新たな価値を創出します。このような取組を通じ、新たな周遊ルートを開発し、域外からの観光客をしっかりと呼び込むとともに、両県民が地域の魅力を再発見する機会とします。また、福岡との連携では、豊富な海外路線の存在も大きなメリットの一つです。この機会を通じて、外国人観光客にも強力にアピ

ールすることで、インバウンドの着実な回復にもつなげていきます。

二つは、ポストコロナを見据えた新たなステージへの挑戦です。現在、市町村や地域観光協会等と連携して、アドベンチャーツーリズムなどの自然体験型コンテンツの開発、Ma a Sや電動モビリティを活用した、鉄道だけではない複合的な交通対策などにも取り組んでいます。議員言及の耶馬溪についても、電動キックボードを活用した周遊コースづくりの実証実験に着手したところです。こうした取組によりおんせん県おおいたに一層の魅力を添え、旅の高付加価値化を促進し、持続可能な観光の実現を目指します。

そして三つは、やはり地域への愛着を育むおもてなしの実現が大事です。前回DCでは、観光客の出迎えや観光案内、街角の清掃や花の装飾など、県民の皆さんによるおもてなしの一つ一つが観光客に大変好評でした。住んでいる方も訪れる方も、外国の方も含む誰もが地域への愛着を抱き、再び訪れたいと感じる県民総参加のおもてなしに取り組みます。

DC開催の令和6年は随分先に感じますが、全国最大級の観光キャンペーンであるため、準備には相当な時間を要すると思います。早速、来月には官民一体となった実行委員会を立ち上げて、その準備を加速していきます。

私からは以上ですが、その他の御質問については担当の部長、局長から答弁をさせます。

**御手洗議長** 秋月観光局長。

**秋月観光局長** 私からは、ツーリズムおおいたにおける使途不明金について御説明します。

ツーリズムおおいたでは、事件判明後、速やかに外部調査委員会を立ち上げ、問題発生に至った経緯の解明と再発防止に向けた提言等を求めるとともに、刑事手続による問題解決を図るために、大分中央署に告訴を行いました。

外部調査委員会からは、通帳、銀行印の管理を含む支払手続等への内部牽制が不十分だったことや、経理事務に対するチェック機能が脆弱だったことなどを指摘されました。

これを受けてツーリズムおおいたでは、通帳、

銀行印の管理や支払手続を複数で行うよう厳格化したほか、顧問税理士と新たに監事に選任した公認会計士が重層的かつ定期的に経理事務の状況を確認する体制を構築しました。

県では、公益法人たるツーリズムおおいたの適正な事業運営を確保するため、理事へのヒアリングや会計帳簿等の書類検査を実施しました。さらに、4月からは毎月、再発防止策が適切に運用されていることを現地で確認しています。

本県観光振興の中心を担うツーリズムおおいたへの信頼回復が何よりも大切です。今後も再発防止策が確実に実施され、公益法人としてふさわしい組織の運営が行われるよう、必要な指導、監督に取り組んでいきます。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** アーバンスポーツの振興についてお答えします。

アーバンスポーツは、従来の体育の概念にとらわれず、遊びの要素を取り入れた楽しむスポーツとして人気であり、町なかで個人でも気軽にできるスポーツとして若者を中心に広がっています。

一方で、公園等を活動の場とするため、安全性やマナーの面で他の利用者とトラブルになる場合があります、競技者のモラルの向上が課題です。また、アーバンスポーツを身近に体験できる場所の確保も必要です。

県では、今年度、市町村と連携し、県内各地のスポーツ施設や商業施設等で出張型のスケートボードスクールを開催し、初心者や親子を対象に、安全な乗り方やマナーを学んでもらうことにしています。

また、今年10月には、日本最大級のキッズ向けスケートボードコンテスト、FLAKE CUPを本県で初めて開催します。集客力のある大型商業施設で開催することにより、子どもたちだけでなく、多くの方にもアーバンスポーツへの興味、関心を持ってもらい、認知度向上への取組をさらに進めていきます。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** ありがとうございます。

今、報道等では、観光動向も増加傾向と言わ

れていますが、これはあくまでコロナ禍の最悪な状況との比較が多くて、コロナ前に比べたら、まだまだホテルや観光業、関連企業は厳しいところがあります。

本県は観光が基幹産業の一つでもあるので、コロナ禍からの脱却という意味では、このDCに大きな期待を持っています。

DCの中身については、これから先ということですが、ぜひ県内偏りなく周遊していただけるような仕組みづくりをお願いします。

また、不祥事が発生したことについては大変残念ですが、その検証を十分に行った上で、これからDCの成功に向けて、再度県観光をしっかりと牽引していただきたいということ要望しておきます。

アーバンスポーツについてですが、これは再三申してきましたが、やっぱり見るだけのスポーツではなくて、やってみようと思ってもらえるような施設整備が重要だと思います。この後の質問でもちょっと触れようと思いますが、耶馬溪にアクアパークという施設があって、その施設があるからこそ水上スキーをやり始める子どもが増えて、水上スポーツを通して大学の進学を決めたり、他県からこの環境を求めて転入してくる方もいらっしゃいます。環境があればチャレンジが生まれると私は信じているので、引き続き施設整備に対するバックアップをお願いします。

では、次に行きます。

選ばれる学校づくりについてです。

本県の高校入試制度は、平成の初期の学区制から段階を踏んで今の全県一区入試制度へと変化してきました。全ての子どもたちに平等に学ぶ機会を与えるという視点から考えると、この入試制度は正に子どもたちのニーズに合ったものなのかもしれません。

しかしながら、近年の普通高校入試志願者数を見てみると、大分市内は定員を大幅に超える倍率であり、それとは逆に周辺地域においては軒並み定員割れを起こすという状況が続いています。高校定員数は各管内の中学校卒業生を基に割り出しているため、極端にこのような倍率

の違いが出るということは様々な理由があると考えます。

一つは、高校無償化の影響もあり私立高校を選択しやすくなったということです。また私の地元、中津市のように県境に位置する地域においては隣県への進学も少なからずあるようです。それだけ子どもたちの選択の幅が広まった反面、中学校卒業生の減少も拍車をかけ、地域になくてはならない既存校の定員確保が難しい時代に突入しています。

そのような中、県では魅力・特色ある学校づくりの事業により、生徒に選ばれる学校づくりに努めています。今行っている事業はすばらしい事業であると感じていますが、以前から言ってきたように、生徒や保護者の方に選んでもらえる学校になっているかという、まだまだ物足りないというのが本音です。

中津市の普通科校では、今年度の定員数に対しての入学生は、中津南高は定員ほぼ同数、中津北高は20人割れ、中津南高耶馬溪校は10人割れでした。

今後、生徒数減少が進み、耶馬溪校など地域の高校では、小規模校化や、学校自体の統廃合を危惧する声も聞かれる中、教育委員会から今後の県立高校の魅力づくりなど学校、学科の在り方についての将来ビジョン、県立高校未来創生ビジョンを策定する旨の公表がありました。今後の具体的なビジョンについては、外部委員からなる委員会を立ち上げ、これから検討を進めると聞いていますが、さらなる統廃合も想定されるかなど懸念材料もあります。

ビジョン策定にあたり、今後、地域の県立学校が生徒、保護者に選ばれる学校になるために、どのような方向性で学校づくりを進めていくのか、魅力・特色ある学校づくりについて教育長の考えをお聞かせください。

また、今回、耶馬溪校など4校に地域と高校との協働体制を推進するコミュニティ・スクールを拡大すると伺っています。これまで小中学校の多くでは既に導入されてきましたが、県立高校での導入は、玖珠美山、久住高原農業高校に次いで3番目となります。

学校運営協議会の中で地域の方や市の方と連携し、特色を出せるようにしていければと考えますが、心配もあります。本来、学校運営協議会の主な役割は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができるというものですが、どの程度の権限を持ち、どの程度の予算を動かせるかなど、明確ではありません。地域の皆さんと共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるとされていますが、概念論であり、なかなかその先にある姿までイメージできないのが正直なところです。高校の専門性に鑑み、企業や関係機関等を含めた多様な連携先を地域と捉え、取組を進めている地域もあると伺っています。地域で子どもたちを育ていくという意味では、中高一貫校の可能性などについても幅広く議論を深めていただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、地域と共に地域に必要とされ選ばれる学校になっていくために、今後、県立高校においてコミュニティ・スクールをどのように活用しながら取り組んでいくのか、教育長の考えをお聞かせください。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 2点についてお答えします。

まず、魅力・特色のある学校づくりについてです。

今回の県立高校未来創生ビジョンは、統廃合を検討するものではなく、全ての県立高校の魅力向上に向けて、学校や学科の在り方について方針を策定するものです。

策定にあたっては、各校のこれまでの取組の状況や課題を検証するとともに、時代や地域のニーズに合った学校、学科の在り方について検討することとしています。

学科については、新しい時代に対応した学びを踏まえ、その在り方について検討を進めます。他校に先行して、情報科学高校及び津久見高校では、IT系人材の育成という喫緊の課題に対

応するため、来年度、学科改編を行うこととされています。

また、普通科については、スーパーサイエンスハイスクール事業や探求的な学びを通して進学実績を向上させている学校の取組も参考に、進学力向上につながる生徒の学びや指導の在り方について全県的に検討を行います。

特に地域の学校については、地元の行政や産業との連携、協働により、一層の魅力向上を図ります。宇宙港やグリーンツーリズム等、地域の強みをいかした学びの在り方や、全国募集、コミュニティ・スクールなどについても検討していきます。

次に、県立高校におけるコミュニティ・スクールの活用についてお答えします。

コミュニティ・スクールの導入は、地域の行政や産業界などとも積極的につながり、幅広い意見を学校運営にいかしていくことができ、地域と共にある学校づくりに有効な手段の一つと考えます。

現在、県立高校では、玖珠美山高校と久住高原農業高校の2校に導入しており、両校の学校運営協議会では、学校運営の基本方針への承認や、教育活動に関することなどに意見をいただいています。また、委員を講師とした職業講話や、委員が経営する企業への訪問などを行っており、入学者の増加や生徒の進路実現にもつながっています。

来年度から、地域資源を活用した学びや、地域連携の基盤づくりが進んでいる国東高校、安心院高校、竹田高校、耶馬溪校の4校にも導入することとしました。

このうち、国東高校及び安心院高校については、特色ある学科や学びなどをいかし、全国募集も行うこととしました。

新規導入の4校においては、先行している2校の成果も踏まえつつ、各校の特色をいかしたものにしていきます。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** まず、冒頭に触れた入試制度について少し伺いますが、前回私が質問した際に、全県一区制度の検証を、前学区制との比較ではな

くて平成初期の頃の学区制まで遡って検証していただきたいとお願いして、教育長からも長いスパンで検証していきたいと答弁をいただいています。その後の検証で気づきがあればお聞きします。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** その検証を行うにあたり、資料を確認したところ、平成8年度以前の資料は存在しなかったため、平成9年度以降の状況について検証しました。

本県の学区制編制の中で、それぞれの生徒において通学区域外の受入れの上限を定めているため、生徒の流出入の状況も基本的にはその範囲内で推移しています。

一方で、全県一区となってからの区域外への移動において、大きな変化が生じているとは捉えていません。例えば、中津市の状況を見ると、平成7年からの学区制では、市内から市外県立高校への進学者は市内卒業生数の6%から8%の間でした。令和4年度入試における市外進学者の割合は6.7%となっており、大きな変化は生じていません。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** この制度を検証していく上で、平成初期の学区制のデータがないのは残念ですが、現制度のよい部分をいかして、ブラッシュアップしていくことも必要だと思うので、ぜひとも引き続き深く検証をお願いします。

あと、私立学校も頑張っているのも、その特色を出して頑張っている私学ともしっかりと切磋琢磨しながら、県立高校も特色、魅力をしっかりと作っていかなくてはいけないと思います。

コミュニティ・スクールについてですが、3月定例会、吉竹議員の今後の県立高校の在り方についての質問に対して、知事が、地域がどう高校をバックアップして盛り上げていくかも重要と答弁されましたが、このコミュニティ・スクールは正に地域主体に移行していくものだと捉えています。

しかし、大きな期待を抱く反面、責任の所在が不明確にならないかという心配もあります。しっかりと県教委の責任の下、地域の意向に沿

った学校づくりを進めていただくことをお願いします。

あと、私が以前から熱望している地域資源であるアクアパークを活用した耶馬溪校水上スキー部創設の話ですが、最近、地域の中にも同様の声や動きが見られています。それとともに、この日本屈指の環境を求めて、旧市内の小学校から耶馬溪中学へと進学して水上スキーを頑張っていたお子さんがいると以前紹介しましたが、その子が今年度、耶馬溪校に入学してくれました。彼は間違いなく日本トップクラスの選手になると思いますが、そのような生徒が在学するこの3年間、これが大切になってくると思います。

さきほどアーバンスポーツの質問もしましたが、水上スキーとかウェイクボードなどの水上スポーツと、例えば、スケートボードとかスノーボード、これは関連性がある、どれかをやっている、その関連するものに興味を持っていることが多いです。私はオリンピックで注目を浴びたスケートも部活動に取り込み、他県にないスケート部や水上スキー部という部活動を立ち上げ全国公募にするということも、さきほど申した私学と切磋琢磨できる、かつ地域資源をいかした特色のある学校づくりの一つだと考えますが、見解を伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 地域の特色や資源を活用して学校、地域の活性化、あるいは生徒募集につなげることは、有効な方策であると理解しています。

部活動の設置については、顧問や技術指導者の確保、さらに競技の安全性や練習会場への移動手段の確保などの課題があると考えます。

一方で、学校に部活動がなく、地域スポーツクラブなどで練習している生徒についても高体連の大会に出場できるようにするなど、生徒が活躍できる場を確保するために、学校ごとに工夫しています。

まずは、こうした対応を基本として、地域と共に連携、協働した特色ある学校づくりを今後進めていきます。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** 私は選ばれる学校になるために、出口づくりが一番重要な課題と考えます。スケーターとか水上スキーヤー等のスポーツ選手としての可能性を広げる出口を作る、これも大事だと思います。しかも、今はアクアパークという地域資源があるので、それをいかしてできるのは最大の魅力、特色であると思います。現にこの環境で育って世界に羽ばたく方もいらっしゃるし、この環境を求めて中津に入ってくる方もいらっしゃるということで、正に地域の特色であると思います。

地域に学校がなくなると寂しくなるという感情的な話ではなくて、地域を牽引する役割を担う耶馬溪校が必要不可欠な存在になり得ると思います。地域の中で、部活動ではなくて社会体育の中でやっていくというのも分かるんですが、高校の魅力化を作るという意味で、こういう部活動に力を入れる学校があってもいいんじゃないかと思いますが、再度教育長の考えをお聞かせください。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 生徒の多様な進路目標実現には、学校と地域が連携し、継続的に生徒支援をしていくことが重要だと考えます。コミュニティ・スクールを導入することで、さらに地域との組織的な連携、協働体制が継続的なものとなり、地域を担う人材の育成にもつながると考えます。

今し方、部活動の考え方についてお答えしましたが、繰り返しになるかもしれませんが、できるだけ課題を解決してもらいながら、部員になりたい生徒がどれくらい増えてくるのか、そういったところも見極めながら考えていきます。

以前には同好会があったことも承知しています。まずは学校での盛り上がり、熱の入り方、その辺りをしっかり見ていきます。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** ありがとうございます。以前、同好会もありましたし、今も同好会というか部活動でしっかり立ち上げていこうという動きもあるので、大変難しい部分も多いと、クリアしなければいけない課題も多いことは理解できますが、いろんなニーズがあるのは間違いないし、大学

との連携で進学につなげることも十分に可能だ  
と思うので、私は可能性のある限りしつこくお  
願いしたいと思うので、引き続き地域に必要と  
され、生徒たちに選ばれる学校づくりに努めて  
いただくことをお願いして、次の質問に移りま  
す。

子どもを中心とした諸課題についてです。

本県においては子育て満足度日本一の実現を  
目指し、令和2年3月に策定した第4期おおい  
た子ども・子育て応援プランに基づき、結婚か  
ら妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援に  
取り組んでいただいていると思います。

そうした中、国では先日、こども家庭庁設置  
法案が可決され、令和5年4月1日にこども家  
庭庁が創設されることとなりました。こども家  
庭庁の創設にあたっては、常に子どもの視点に  
立って、強力かつ専一に取り組む独立した行政  
組織と専任の長官ができるということで、各省  
庁の間で抜け落ちることがなく、切れ目のない支  
援が実現されることを期待しています。

子どもへの関わりは、妊娠・出産、子育てを  
通じて支援する母子保健、保育所や子育て支援  
サービス、困りを抱える子どもへの支援を行う  
児童福祉、小学校就学後の教育と、関わりの主  
体が子どもの年齢や状況等によって移り変わる  
ことから、関係者が連携して支援を行うことが  
重要だと思います。

特に小学校就学前後の移行期においては、保  
健師などの母子保健や保育士などの児童福祉か  
ら学校教育の場へと子どもに主として関わる場  
が変わるため、発達が気になるなど困りを抱え  
る子どもたちへの支援が途切れてしまい、子ど  
もたちが戸惑ってしまったり、悩んでしまうケ  
ースもあるのではないのでしょうか。発達が気にな  
るお子さんに対しては、適切な支援を早期から  
継続的に実施することで、お子さんによって  
は将来的に特別な支援などなく生活できるよう  
になるとも聞きます。そういったお子さんに対  
して、関係機関が連携して適切な支援を継続す  
ることは非常に重要だと考えます。

また、昨年度、県でヤングケアラー実態調査  
を行い、家族の世話をすることで困り事を抱え

ている児童生徒が約千人いるという推計値が出  
されました。ヤングケアラーについては、誰を  
世話しているか、どのような悩みを抱えている  
かによって、どのように支援するべきかは様々  
だと思うので、学校だけで対応するのは難しい  
ケースもあると思います。そういった場合には、  
学校と福祉が連携して支援することが必要では  
ないのでしょうか。

今後、本県においても、国のこども家庭庁を  
見据え、子どもを中心とした切れ目のない支援  
の実現にどのように取り組まれるのでしょうか。  
特に福祉と教育との連携という観点について、  
知事の考えを伺います。

次に、幼児教育センターの今後の展望につい  
てです。

福祉と教育の連携の中でも、幼稚園、小学校、  
こども園、保育所について、区分や設置主体に  
かかわらず全ての子どもが健やかに成長できる  
よう、連携をどのように深めていくかも大切な  
部分です。互いの教育、保育の内容を理解する  
ことや幼児同士、幼児と児童の交流などによっ  
て子どもの育ちをつなげていくことで、小1プ  
ロblemの解消にもつながります。

研修、支援、情報の収集・発信、連携の四つ  
の機能を掲げた幼児教育センターが設置された  
ことにより改善された部分も多くあると思いま  
すが、実際には、特に保育所、こども園と小学  
校との連携は思ったほどの成果が出ていないよ  
うにも感じます。

また、教育、保育を担う人材の確保、育成も  
大事な問題です。現場では人材不足を感じてい  
ます。業務負担軽減に向けたICTの活用など  
も含め、幼児教育の充実を図ってほしいと思  
います。

コロナ禍の影響により、センターの活用や連  
携自体が難しい2年間だったのではないかと思  
いますが、幼、小、こ、保の連携を含め、幼児  
教育センターの今後の展望をお聞かせください。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** ただいま子どもを中心とした諸課題  
について御質問いただきました。

私から、支援が必要な子どもに対する切れ目

のない支援についてお答えを申します。

障がいのある子どもの支援を行っている施設に以前伺った際に、最も大切なことは、早期に子どもの特性を把握することと、継続して支援していくことの二つだとお聞きしました。そうした意見も踏まえ、県ではこれまで、発達が気になるなどの困りを抱える子どもやその御家族に対して、きめ細かな支援をしてきました。

保育所等の現場では、県独自の取組として、平成26年度から約700人の保育コーディネーターを養成して、発達障がいなどの子どもやその御家族を支援できるようにしています。

また、昨年度からは、保護者等からの子どもの発達に関する相談にワンストップで対応するために、発達支援コンシェルジュを各圏域に配置して、適切な関係機関へのつなぎはもとより、必要に応じて訪問支援も行っています。

加えて、発達障がいの診断を受けていないものの、発達が気になる子どもなどについては、小学校就学の際に、伝達すべき必要な情報が途切れないような取組も必要です。

例えば、中津市では、小児科の医師を中心に、日頃から母子保健、児童福祉、教育の各関係者がケース会議等を通じて顔の見える関係を構築し、切れ目のない支援を実践しています。

今年度は、こうした好事例も参考に、就学前後を通じた支援体制づくりに向けて、関係機関の連携体制構築のためにガイドラインを策定して、市町村への横展開を進めていきます。

関係機関の連携という点では、ヤングケアラーについても同様に大事です。

先日の総合教育会議においても議題にあげて、福祉と教育が互いに連携して取り組んでいくことを確認しました。

この4月に、ヤングケアラー専門の相談窓口を設けましたが、児童や生徒本人からの相談はまだありません。そのこと自体が、この問題の難しさを表しています。やはり、ただ待つだけではなくて、子どもの様子を日々身近にいる大人が気付いて、支援につなげるプッシュ型の取組が必要だと考えます。

このため、学校や訪問介護の現場等で支援が

必要な子どもを早期に発見し、必要な支援につなげられるように、教育や介護事業所などの関係者を対象にした研修を行って、ヤングケアラーへの支援体制を構築していきます。

来年4月に設置されるこども家庭庁に先んじて、県としては、こうした取組を通じて、社会の宝である子どもが誰一人取り残されることなく、健やかに生まれ育つことができる温かい社会を築いていきます。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 幼児教育センターの今後の展望についてお答えします。

幼児教育センターでは、幼児教育の質の向上を図ることを目的に、全ての幼児教育施設職員を対象に研修を実施しています。昨年度は、新採用から管理職までキャリアに応じた研修を年間150日ほど実施しました。その中には、発達障がいなど配慮を要する子どもたちへの支援スキルを学ぶ保育コーディネーター養成研修もあります。

コロナ禍の中、県の幼児教育アドバイザーによる訪問研修を、この2年間で延べ252園実施しました。令和2年度からはICTを活用したオンデマンド型の研修も導入し、166園が受講しました。多忙な保育現場のニーズも高い状況となっています。

小学校との連携については、幼児教育施設と小学校の先生が幼小接続を共に学ぶ地域別研修を実施しています。参加者からは、子どもの育ちを共に考え、円滑に接続できるカリキュラムを工夫したいという声がありました。

今後は、市町村版幼児教育アドバイザーの養成、活用を一層推進するとともに、竹田市をモデルに、5歳児から小学校1年生の2年間の架け橋期のカリキュラムを作成し、横展開を図っていきます。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** ありがとうございます。今、知事の答弁でヤングケアラーへの相談はまだないということで、深いなとか、難しいなと私も改めて感じました。引き続き支援がしっかり行き届くような工夫をしながらやっていただきたい



と思います。

教育長に一つ再質問しますが、個別な配慮が必要な幼児に対する支援の充実も大切な問題です。

小学校では、困りを抱えた障がい認定されていないお子さんに対して、親の希望があれば支援を開始できるということですが、幼児教育段階における、いわゆるインクルーシブ教育についてどのように考えているのか伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 私ども県教育委員会としても、幼児教育の関係者に対する支援、それから連携、しっかり行っていく必要があると考えます。

幼児教育センターは、特別な配慮を必要とする幼児への支援の充実を図ることを目的に、保育コーディネーター養成研修を実施しています。また、保育補助者を養成する子育て支援員研修においても特別な配慮に関する内容を扱っています。

加えて、幼稚園等からの要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが巡回相談を行ったり、専門家チームの相談会を活用して支援の充実を図っています。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** ありがとうございます。正直、こども家庭庁創設の段階で幼保一元化等、一元化できなかった部分もあると感じていますが、保健師、児童福祉司、放課後児童クラブ等の関係機関と連携をしっかりと深めながら、全ての子どもたちが平等に困りなく成長していける環境づくりをしていくためにも、こども家庭庁の創設、今後に大きく期待しています。それに伴って本県もしっかりと連携を深めて前進していただくことをお願いして、次の質問に行きます。

医療的ケア児に対する支援についてです。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が昨年9月に施行されました。法の趣旨は、医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減するとともに、医療的ケア児の健やかな成長を図り、障がいや医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指すことにあります。

24時間365日ケアを行う御家族の負担を少しでも軽減するためには、医療、保健、福祉、教育、労働といった様々な関係者が連携して支援を行うことが重要です。また、県内どこに住んでいても適切な支援が受けられるよう、広域自治体である県が取組を進め、市町村行政や教育機関の支援を行っていくことも大切です。

そこでまず、本県の医療的ケア児への支援について、その取組状況を伺います。

また、新法では、相談体制の整備、関係機関等への情報提供や研修を行う機関として、県が医療的ケア児支援センターを設置することができるとされており、本県でも今年度から設置、運営されると聞いています。

本県の医療的ケア児支援センターでは、当事者や保護者の思いに寄り添いながら、具体的にどのような取組を実施していくのか、あわせて伺います。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 医療的ケア児に対する支援についてお答えします。

医療的ケア児の支援には、様々な関係者が関わることから、県では支援の総合調整を担うコーディネーターを確保するため、市町村保健師や相談支援事業所の専門員など71人に対し研修を実施してきました。

次のステップとして今年度からは、現場で直接支援に携わる保育所等の職員を対象に、医療的ケア児のニーズにきめ細かく対応できる支援人材を養成していきます。

加えて、医療的ケア児の受入れに必要な設備整備等もこれまで5事業所に助成しており、引き続き整備を進めます。

医療的ケア児支援センターについては、7月から別府発達医療センター内に開設予定であり、本人や御家族の不安や困り事に対し、ワンストップで相談に応じ、適切な支援につながるよう関係機関と調整していきます。

こうした支援を円滑に行うため、センターには、経験豊富な相談員や医師、看護師を配置することとしています。

医療的ケア児や保護者の思いに寄り添いなが

ら、それぞれの心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、関係者が一体となって切れ目なく支えていきます。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** ありがとうございます。私の知人に医療的ケア児を持つお母さんがいらっしゃって、よくいろんな相談を受けます。そのお子さんは意思疎通ができないんですが、意思疎通のできない子の社会参画をどうやったらできるかなといつも考えていて、やっぱりこの子の価値に気付いてくれる大人が増えないとだめだと言われており、私もすごく考えさせられました。

以前、某テレビ局の共生社会をテーマにした番組の出演オファーがあったそうですが、これも意思疎通ができないということではかなわなかったそうです。それを聞いて、私たちが机上でいくら共生社会を目指すといっても、気付かないうちに取り残されていると感じている人を作ってしまうのかなと感じました。

そういう意味で、当事者意識をもっと大切にしていきたいということを再認識したわけですが、センターでの対応も当事者意識を持てる当事者、またその保護者に担ってもらってはどうかという声もいただきました。経験豊富な相談員がいるということですが、保護者の就労問題の解消にもつながるのではないかなという声をいただいているので、これは保護者の一意見ですが、このような当事者意識を持って対応してほしいというニーズについてどのように考えているのか伺います。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** ただいま議員のお話にもあったとおり、医療的ケア児やその御家族の御苦労は想像するに余りあるものがあると思います。

議員御指摘のとおり、当事者の視点は大変重要だと考えています。定期的を開催するセンターの運営会議において、必要に応じて当事者やその御家族もお招きして、御意見をいただきながら運営を進めていくことを検討したいと考えています。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** 福祉大国のフィンランドは、当事者

が相談対応することが多いとも伺っています。我々健常者の親でも、子どものことになると、親ばかりになっていないかと気を遣って話をしたりしますが、障がい児の親はそれ以上に、言い過ぎではないかとか甘えになっていないかと気を遣っておられると感じています。当事者意識で聞いてもらえることは、親にとって大きな負担軽減につながると思います。これはセンターに限らずですが、そのような意識で対応できる環境づくりに努めていただきたいと思います。

もう一点、その知人からは、普通学級に通わせたいが支援学校にしか行けなかったという話も伺いました。

インクルーシブ教育とは、社会に出たときにいかに自立して生活できるように学べる環境を作っていくかというのが私の認識でしたので、支援学校に行くことも前向きな選択だったのではないかなという話もしました。ただ、子どものことを考えると、地域の子どもたちと同じ学校で、子ども時代を地域社会の中で過ごさせたいという親の気持ちも理解できます。

そこで、私もいろいろ調べてみましたが、支援学校と普通学校の副学籍制度を採用している県もあと知りました。この制度のメリット、デメリット、そして、導入の検討をしているかについて伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 令和2年の調査によると、全国で6都県、3政令指定都市が副学籍制度を導入している状況だと承知しています。

本県では副学籍制度は導入していませんが、特別支援学校の小中学部の児童生徒が、居住地校交流として、居住地の学校で行事だったり、体育や美術などの学習に参加している状況です。副学籍の制度ですが、地域の中で育ていく素地を作ることができる制度であると捉えてはいます。しかしながら、児童生徒の付添いだったり、カリキュラムの調整、学習評価など、現実的な課題もあります。

インクルーシブ教育の推進に向けて、居住地にある学校との交流及び共同学習を継続するとともに、導入県市の状況について調査を進めた

いと考えます。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** 学校同士の交流も行っていると私も伺っていますが、年間とか月に数回学校を訪れて交流しても、特別な人と会う特別な日というような感覚が拭えないと、これは保護者からの声でしたが、そういう声も伺っています。望んでいるのは、特別ではなくて日常だと私は思っているのです、同じ学籍を持って、特別でなくなることに近づけるのであれば、これはぜひとも調査して導入の検討をしていただくようお願いします。

それでは、最後の質問に移ります。

効果的な広報戦略についてです。

近年のICTの急速な進化は、私たちのライフスタイル、ワークスタイルの幅広い場面において変化をもたらしています。その代表であるスマートフォン、タブレット端末、ソーシャルメディア、クラウド等の普及により情報に触れる手段も多様化しているため、情報を発信する側もこれまでの手法を踏襲しては、相手に情報をうまく届けることが難しい時代になっています。

県の広報に求められる役割は、まず県民に正しい情報を伝えること、次に県内外、ひいては国外に地域の魅力を伝えること、そして、行政と様々なコミュニティーをつなぐことにあると考えます。県は様々な分野の多岐にわたる情報を保有していますが、それを発信する際には、これらの役割のうち何を求められていて、誰をターゲットにし、どのような内容を、どんなタイミングで伝えるべきなのかなど、様々な角度から戦略的な広報立案を行わなければなりません。そのためには、それぞれの施策の理解を深め、広報の目的を明確にして広報媒体や発信方法の選定を行い、ただ単に情報を届けて終わるのではなく、情報発信後はその効果測定を行い、今後の広報にもいかしていくことが必要です。

県では、安心・活力・発展プランにおいて、戦略的広報の推進に取り組むことを掲げており、おんせん県おおいたというブランド力の強化やデジタルマーケティングの活用といった積極的

な取組を行っています。にもかかわらず、その目標指標である地域ブランド調査（魅力度ランキング）の順位は、ここ数年、22位から26位とほぼ横ばいとなっており、上昇傾向が見られないのが現状です。もちろん、この指標だけで戦略的広報ができていないとするのは早合点だと思いますが、一つのデータとして数値が全く伸びていないのは、何か原因があると思われる。一体何が課題なのでしょう。

例えば、庁内の広報委員会でもいろいろと議論がなされていると思いますが、必ず広報部門に情報が集まるような体制づくりや、そのために各所属が広報の役割をきちんと理解する仕組みの構築が大切だと考えます。また、単純な情報の伝達という形で広報するのではなく、その情報をいかにブラッシュアップし、魅力的な情報として発信していくかで、受け手の興味との度合いが大きく変わってくると思います。そのような広報計画を関係する所属と何度も議論を重ねるなどして練っていくことが肝要だと考えます。

また、各事業の担当者の資質に左右されることなく、どのような情報でも効果的な広報の水準を保つ必要があることから、統一的で明確な広報戦略を全所属で共有し、さらにそのチェック機能が働く仕組みづくりや、また体制構築が必要であると考えます。

そこで、伺います。時代やニーズに合った広報にするために、現在の本県の広報の課題をどのように分析し、今後どのような広報戦略で取り組んでいかれるのか企画振興部長に伺います。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** これまでも県民志向の戦略的広報という基本姿勢の下、県内向けにはタイミングよく分かりやすい県政情報の提供、県外には大分県の魅力発信、そして、非常時には迅速、正確な危機管理広報などを実践してきています。

特に、おんせん県おおいたプロモーションは時宜に応じた見直しを行い、これまで多くの大分県ファンの獲得につなげてきました。

他方、時代や環境、ニーズの急速な変化や、

加速する情報の多様化等への対応が課題となる中、外部の知見を活用することも重要です。

今年度から、大手企業のブランディング等で実績がある外部人材をアドバイザーとし、効果的な広報に向けたクリエイティブプランの検討やデジタルマーケティングの活用など、情報発信の企画段階から検証まで参画いただく予定としています。

アドバイザーには、県庁に新しい風を吹き込み、職員の広報感覚を磨いていくことなど人材育成面でも期待しています。

広報広聴課、DX推進課が中心となり戦略的広報を進める体制も整えたところであり、統一的で明確な方向性を持って、着実に伝わる効果的広報に取り組んでいきます。

**御手洗議長** 大友栄二君。

**大友議員** ありがとうございます。本当はほかにもこれに関連した質問をしたかったんですが、時間が余りないのでこれで終わりにしますが、知りたい情報を的確に広報するためには、さきの議会でもEBPMの話も出ましたが、やはりエビデンスとデータに基づいたものが必要になってくると思います。

情報にあふれた社会であるからこそ、エビデンスとデータに基づいてしっかり整理して、分かりやすく、かつ効果的な広報に努めていただくことをお願いして、今日の私の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

**御手洗議長** 以上で大友栄二君の質問及び答弁は終わりました。羽野武男君。

〔羽野議員登壇〕（拍手）

**羽野議員** おはようございます。25番、羽野武男です。早速質問に入ります。

まず、流域治水プロジェクトによる西部地域の防災・減災対策についてお尋ねします。

令和2年7月豪雨の発生から、間もなく2年を迎えます。天ヶ瀬温泉街周辺の玖珠川における復旧の状況については、進展が見え始めていますが、復旧、復興を早期に進め、一日も早く平穏な日常を取り戻し、この地域の安心を確保する必要があると考えます。

さて、流域治水の必要性については2018

年12月に質問しましたが、その後、たび重なる豪雨災害等に対応するため、これまでの治水計画を見直し、上流、下流や本川、支川の流域全体を包括的に捉えて、国や流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高めるとして、流域治水関連法が2021年4月28日に成立し、同年11月には全面施行されました。

これと並行して治水対策の全体像を取りまとめた流域治水プロジェクトが国と県により策定され、県下でも8地域の流域治水プロジェクトが公表されました。

私の地元である西部地域は、筑後川水系流域治水プロジェクトの上流部に位置付けられています。

流域治水は、これまでの河川管理者が主体となっていく治水対策、いわゆる流す対策だけではなく、氾濫域を含めた流域全体で水害を軽減させる治水対策なので、今後の対策は、流れを遅くする対策や本川への流入を少しでも遅らせる対策、つまり、ためる、しみ込ませる対策の強化も欠かせないと思います。

それらの具体的対策として日田市では、ため池の事前放流、住宅等における雨水貯留タンクの設置補助、九重町でもため池の事前放流が掲げられ、本県においては、水田貯留機能向上に向けた普及啓発や治山事業、森林整備事業、水源林造成事業が掲げられています。

さきの対策以外に、ためる、しみ込ませる対策として、例えば、玖珠町では総合運動公園多目的グラウンドやメルヘンの森スポーツ公園、工業団地の排水対策、各戸貯留、九重町でも九重町役場から九重町野球場にかけての排水対策や松木ダムの活用なども考えられます。

このように流域治水プロジェクトは、従来からの河川管理者が主体となっていく治水対策を加速することに加え、利水ダムを含む既存ダムやため池の洪水調整機能の強化、水田などによる雨水貯留浸透機能の活用、災害に強い森林づくりとして森林整備、治山対策なども幅広く含まれているのが特徴です。

そこで、お尋ねします。流域治水プロジェク

トによる西部地域の防災・減災対策の取組について知事に伺います。あわせて、多様な対策を組み合わせるのが肝要かと思いますが、さらなる対策の必要性についても伺います。

壇上では以上です。

〔羽野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの羽野武男君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 羽野武男議員から流域治水プロジェクトによる西部地域の防災・減災対策について御質問いただきました。

今年もまた梅雨を迎えました。この時期には幾度となく豪雨災害に見舞われており、現地でお聞きした被災者の方々の声に思いをいたすと、改めて強靱な県土づくりを急がなければならないと決意を新たにしています。

とりわけ、近年の気候変動により水災害リスクが増大する中、これまでの河川管理者等の取組に加え、流域内の関係者が協働し、被害軽減に向けた治水対策に主体的に取り組む社会を構築する必要があります。

このため、流域全体を俯瞰して、関係者が一体となって取り組むハード、ソフト対策の全体像を示した流域治水プロジェクトを令和3年に策定し、公表しました。

筑後川水系流域治水プロジェクトでは、まず流す対策として、大肥川、二串川等の河川改修に加え、令和2年に甚大な被害を受けた玖珠川や野上川において、再度災害防止に向けた改良復旧を進めています。

特に、玖珠川の天ヶ瀬温泉街では、被災直後から河川改修を念頭に、地元の方々と協議を重ねた結果、今年度、左岸側の拡幅を中心とした新規事業に着手することができませんでした。

温泉街にとって、泉源は命の源です。まずは拡幅に伴う代替泉源の確保が重要です。そのため、電磁探査やボーリングにより温泉の分布状況の調査を進めており、今後も関係者の皆様と丁寧な協議していきます。

次に、ためる対策として、日田市の朝日地区や九重町の千町無田地区において、水田の一時

貯留効果や流域全体を見据えた排水路への流出抑制効果の検証など、田んぼダムの実証実験に取り組むこととしています。

また、流域内の七つの利水ダムでは、令和2年に締結した治水協定に基づいて、事前放流により治水容量を拡大するほか、53か所のため池についても事前放流の取組を進めるなど、既存施設の有効利用に取り組んでいます。

さらに、しみ込ませる対策については、浸透機能向上を目指して、玖珠町の山下地区等において令和3年度に146か所、199ヘクタールの間伐を実施しました。

こうした対策を計画的に進めていきますが、地球温暖化の進行を踏まえると、今後もさらなる対策の必要性を県下全域で、様々な角度から検討していくことが大切です。

例えば、ダムの容量拡大や新たな遊水地の整備、さらに災害リスクに応じた居住地域の誘導などについて、長期的な視点で議論を進めていくことが肝要であると考えています。

今後もあらゆる施策を総動員して、関係者が一体となって、西部地域をはじめとした防災・減災対策を引き続き推進していきます。

**羽野議員** ありがとうございます。天ヶ瀬温泉街は、河川整備後も床下浸水が想定されています。そういう現状の中では、その上流を、雨水の河川流入を少しでも抑える対策をしっかりと取っていただきたいと思います。そのことが中流域、あるいは下流域の減災にも当然貢献することになります。

そういう中で、まず浸透施設ですが、例えば、100メートル四方のグラウンドがあった場合に、幅5メートル、深さ1メートルの穴を掘って、そこに砂利を敷き詰めて、貯留と浸透を組み合わせると、総雨量100ミリメートルの雨に耐えられて、その雨の流出抑制になるそうです。

さきほど質問でも言いましたが、玖珠の工業団地に行くと、その周囲を幅1メートル、深さ1メートルぐらいのU字水路でばっと囲っています。全部流れるんですね。その部分を浸透施設とかに置き換えるだけで相当効果が発揮でき

ると思います。

また、これはやっているか知りませんが、中津日田道路とか大分自動車道の排水場所に浸透施設とか貯留施設を造ることも考えられるわけです。

それから次に、今言いましたが、田んぼダムの関係ですが、金曜日にちょうどテレビで球磨川のプロジェクトについてやっていました。その中で、稲は深さ30センチメートルまで耐えられるということで、できれば30センチメートルためるような田んぼダムがいいんだと言っていました。自分のところを見ると、そんなに畦畔の高さがあるような田んぼはない。国の支援メニューを見ると、畦畔の補強についてもあるようなので、ぜひそういった、できるだけためる、一時的にためるだけなので、ためられるような、今のものに蓋を付けるだけではなくて、ぜひ強靱な畦畔にした上で、ためる量も増やしていただきたいと思いますが、農林水産部長の考えをお願いします。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 球磨川の田んぼダムですか、放送の中で、30センチメートルまで耐えられるからということの中で、畦畔の補強をやったらいいんじゃないかというお話だと思います。

田んぼダムの推進においては、今、過去の湛水被害の状況とかを見ながら、貯留効果とか洪水抑制効果の実証試験を行うこととしています。また、その中で一番大切なことは、やはり農家が理解して協力してくれることだと思っています。理解と協力を得ながら、そのあぜについて、今回の実証実験でもそうですが、実際に行うとすれば、経年劣化等で脆弱化している、低くなっているところもあろうと思うので、そういったところも見ながら、本年度やるところについて、やはり貯留機能が十分発揮できるようなあぜの補強の支援等も行っていきます。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** よろしくをお願いします。

それから知事答弁の中で、間伐、山の保水機能のことがありました。西部地域は特に面積的にも林地が多く、災害に強い森林づくりがとて

も重要になると思います。

2020年7月の球磨川流域の山腹崩壊の要因を調べたものがあり、いろんな要素があって、皆伐跡地だったとか、それから、堅来川の支流の取水域のある林道では全て斜面や道路の崩壊が起こっていたとか、鹿の食害で林床が、下草がなくなっていたとか、いろんな現地の調査結果が出ています。

そこで、森林作業道の切土、盛土の損壊は、斜面の傾斜角度が30度を超えると起こりやすく、40度を超えると特に起こりやすいと分かっています。

そこで、災害に強い森林づくりの取組として、例えば、傾斜角度30度以上の斜面の既設の森林作業道の点検や路盤、排水施設の整備、それから、危険斜面の表面浸食防止のために、倒伐木を利用した土留め工の設置や鹿の不嗜好性樹種の植栽、こういったのを新たに実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 全体的な災害防止の中で、森の中の作業道等の安全性確保ということでの御質問だと思います。

森林の作業道については、開設時に県で定めたチェックシートによって、例えば、危険箇所を通過しない線形を造るとか、盛土をする前でも適切な盛土をやっているとか、排水対策の実施についてとか、こういったことを事前に確認した上で作業道を造ってもらうように、公共造林についてもそういった形の実施をやるような形をお願いするようにしています。

既設の作業道についても今申したチェックシートに基づいて、当然、盛土をやっているところとか排水対策が必要で排水対策をしているところはチェックシートの中でどこかが分かっているんで、そういったところをチェックシートを活用しながら、森林組合等の管理者に適時の点検を指導していきたいと考えます。また、そういったことを整備する技術者についても、しっかりと安全面の知識を持ち施工してもらう形での業者の育成も行っていきます。

それから、鹿対策等については、鹿ネットに

よる獣害対策も行っていますが、今、議員が言われたように、広葉樹林の中には鹿が好まない樹種もあるようで、導入にあたってはそういったものを優先的に導入することも検討していきます。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** よろしくお願ひします。

次に、太陽光発電施設の環境面への配慮について質問します。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の創設によって、県内でも多くの太陽光発電施設が設置されています。それに伴い住民とのトラブルも増加しているようです。

トラブルの要因は主に、景観が損なわれること、発電施設の倒壊、飛散による破損等、設置場所での土砂災害、反射光が差し込むことなどがあげられます。

このようなトラブルに対しては、景観法や森林法、急傾斜地法、電気事業法等に基づく対応が考えられますが、規制区域の指定や施設の規模、法の遡及適用等の課題があり、全ての施設に適用できるわけではありません。加えて、今後は、老朽化した施設の維持管理、また、廃止等に対する事業者による適切な対応が必要となります。

他県では、発電設備の設置や維持管理、撤去、廃棄についても、条例やガイドラインの遵守を求めているケースも見受けられます。

本年の第1回定例会において、我が会派の守永議員のカーボンニュートラルへの取組についての代表質問に対し、知事は、県民や企業と一体となり、取組を加速させていくと答弁されました。私は、県が県民や企業と一体となってカーボンニュートラルへの取組を加速していくためにも、施設の設置だけではなく、施設の維持管理、更新、廃止といった面においても県の関与が必要であると考えます。

本県でも環境影響評価条例などにより環境保全の視点から事業者には指導していると思いますが、現状の取組と今後の課題について、生活環境部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 太陽光発電施設の環境面への配慮についてお答えします。

再生可能エネルギーの導入促進に向けては、地域の理解を得て共生していくことが重要です。そのため、太陽光発電所については、昨年、環境影響評価条例の面積要件を改正して、対象となる施設を拡大しました。

施設の維持管理、更新、廃止については、環境保全の視点から、環境影響評価手続の中で地域が懸念する景観や廃棄のほか、濁水や反射光対策等への配慮を求めています。

事業の内容については、説明会等を通じ、地域の理解を十分得るよう指導しています。

加えて、条例の対象規模未満の発電所についても、県の指針があるので、それに基づいて、自主的に環境への配慮を行うよう事業者に求めています。

また、発電施設等の維持管理体制などについては、再エネ特措法上の計画認定基準となっているので、発電事業の円滑、確実な実施を国が確認することとなっています。違反に対しては、国の指導、認定の取消しも想定されています。

県においても、事業者に対し各種関係法令の遵守を求めています。太陽光発電所の地域との共生は全国的な課題です。本年4月から、国において省庁横断的な検討が進められているので、その動向をしっかりと注視していきます。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** さきほど言いましたが、太陽光発電施設に係る課題には現在の法令で全て対応できるわけではないということです。

施設の適切な維持管理という視点で、法令の不足する部分を補うために条例が求められると思います。

太陽光発電推進県である山梨県は、出力10キロワット以上の太陽光パネルを対象に、昨年7月に山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例を制定しました。その後、他県で出力10キロワット未満の施設をめぐってトラブルが起こった。すぐさま規制対象から発電出力を外して、野建ての太陽光発電施設全てに拡大する条例改正をして、今年4月から施

行されています。全国で起きているトラブルの多くは、パネルの管理不全によるものが多いということです。

今後、FITの買取期間が終わって、耐用年数も到来し、トラブルは必ず訪れると思います。自治体が対応しなければならぬ課題だと思いますが、本県も山梨県のような条例を制定すべきだと思います。いかがでしょうか。

**御手洗議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 条例の制定について御質問がありました。

カーボンニュートラルを進める上では、再エネの導入促進は必要で、そのためには地域の理解と事業の実施をどう調整するかが問題になるかと思います。

そのツールとして、現在、環境アセスメントがあり、事前には環境への評価を調査し、予測し、環境に配慮したものになるよう指導を行っている状況です。ただ、議員御指摘のように、事業実施前においてはこうした環境影響評価、あるいは関係各法に基づいて、地元の住民に対する説明会を行うこととしていますが、なかなかそれが十分でなくて、コミュニケーションが取られずにトラブルが発生している状況があります。

事業実施後については、再エネ法、あるいは電気事業法の規制があるので、事業認定の取消もあり得るという方向性になっています。ただ、これも必ずしも十分ではないのが現状で、条例の制定という動きが出てきていると認識しています。

答弁でも申しましたが、今そこについては国も非常に問題意識を持っています。経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省、この4省が合同で検討会を立ち上げて、再エネ設備の適正な導入、あるいは管理に向けた施策の方向性を検討しています。その検討結果もこの夏には出るということなので、そうした検討結果を踏まえて、必要な対応について考えていきます。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** 環境影響評価条例は山梨県にもあります。それに加えて条例をつくっているという

ことなので、しかし、面積が2ヘクタール以上とかになっているわけで、山梨県は出力を取ったので面積関係なしです。

それから、電気事業法についても、届出から30日以内に命令ができる、そんなことであって実質的に対応できないわけですから、ぜひそこも踏まえて検討していただきたいと思います。

次に、生物多様性の保全に向けた今後の取組についてお尋ねします。

生物多様性の新たな世界目標であるポスト2020生物多様性枠組は、今年開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議第2部で採択される見込みとなっています。この枠組みの中で、2030年までに陸と海の30%以上の保全を目指す30by30目標が掲げられています。

それに先駆けてG7各国は、昨年6月のG7サミットにおいて、国の状況やアプローチに応じて、2030年までに自国の陸域と海域の少なくとも30%を保全することなどを約束しました。

これを受けて環境省は、生物多様性に関する取組として、30by30目標の達成に向けて取り組んでいます。同目標の達成は、国だけの取組では限界があり、企業や自治体など、オールジャパンでの取組が不可欠です。

このため、目標達成に向けて各種施策を実効的に進めていくための有志連合として、環境省を含めた産民官17団体を発起人とする、生物多様性のための30by30アライアンスが本年4月8日発足し、大分県も参加者としてそこに名を連ねています。

同アライアンス参加者は、自らの所有地や所管地を保護地域以外で生物多様性保全に資する地域、いわゆるOECMとして登録することや保護地域の拡大などを目指すほか、自ら土地を所有又は管理していなくとも、その土地の管理を人的、金銭的に支援することなどによって、30by30実現に向けて協力することとなります。

そこで、今後、生物多様性のための30by30アライアンスの一員として、どのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。



あわせて、同アライアンスには、自治体や企業以外にNPOや個人も参加できますが、豊かな自然環境を有する本県としては、県内の自治体はもとより、可能な限り多様な主体に広く参加を呼びかけるべきだと思いますが、県の考えを伺います。

**御手洗議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 生物多様性の保全に向けた今後の取組についてお答えします。

生物多様性の保全については、第2次生物多様性おおい県戦略に基づき、自然公園やラムサール条約湿地等の重要地域を中心に取り組んできました。

また、平成28年からは、豊かな自然環境が保たれた地域のうち、法的規制が弱いエリアなどを県独自におおいたの重要な自然共生地域として、これまでに26か所を指定しています。

こうした中、環境省が主導する今回の30by30目標は、本県の取組と正に軌を一にするもので、今回、このアライアンスに名を連ねました。

今後、環境省から示される認定基準等を踏まえ、本県が選定した自然共生地域のOECM登録も含め、保全地域の拡大に努めていきます。

アライアンスへの参加呼びかけについては、県内市町村への働きかけはもちろんですが、企業やNPOなど多様な主体で構成されるおおい県つくし作戦県民会議という組織があります。これも活用しながら幅広に行っていきます。

今後、改定を予定している県戦略にはこうした取組も盛り込みながら、本県の豊かな自然に育まれた生物多様性の保全に向け、しっかりと進めていきます。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** ありがとうございます。経済活動の中で開発せざるを得ない場合も当然あると思いますが、その場合、自然環境の保全を常に頭に入れていただいて、そこにどう折り合いを付けていくかがとても重要になると思います。土木建築分野にもグリーンという文字が出てきました。この分野の部分も土木建築と連携して、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、バリアフリー化の推進についてです。

公立小中学校等のバリアフリー化についてお尋ねします。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるバリアフリー法が2020年に改正され、2021年4月から完全施行されています。

市町村に関わる改正内容としては、バリアフリー化の努力義務の対象となる建築物、特定建築物のうち、2千平方メートル以上の建築物、特別特定建築物を新築等の際、バリアフリー基準を満たすことが義務付けられ、この建築物に公立小中学校等（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校）が追加されました。

既に計画的に進められてきたバリアフリー化をさらに加速させるのが狙いだそうですが、文部科学省が2020年7月に設置した学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議が同年12月にまとめた報告書には、今後5年間で避難所に指定されている全ての学校が、車椅子利用者用トイレを整備するなどの整備目標が示されました。

さらに大学、高校、既設の小中学校全てに対して、災害時の避難所になっていることや、インクルーシブ教育の推進の観点から、バリアフリー化を推進し、特に公立の小中学校については、既設校も数値目標を示し、財政支援を充実させ、バリアフリー化を推進することが附帯決議されています。

そこで、お尋ねしますが、県内の公立小中学校等の校舎及び屋内運動場について、昨年度末現在のバリアフリー化の状況と今後の整備計画について伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 車椅子利用者用トイレについて、校舎への整備率は3年度63.6%で、2年度から2.1ポイント増加しています。屋内運動場を見ると45.9%で、1.7ポイントの増となっています。エレベーターについて、校舎への整備率は26.6%で、1.5ポイントの増。屋内運動場は86.5%で、変わらずというところです。スロープについて、校舎への整

備率は68.5%で、1.6ポイントの増。屋内運動場は71.4%で、1.9ポイント増となるなど、整備が進んでいる状況です。

特別支援学校では、校舎における整備はいずれも完了していますが、屋内運動場のエレベーターが1校において、また、車椅子使用者用トイレが4校において未整備となっている状況です。

整備計画は、現時点で4市が策定済みです。そのうち、日田市では、車椅子使用者用トイレの校舎への整備率を70%から100%にすることを目指しています。

県として、まずは残る市町村教育委員会に対し、整備計画の策定を促すとともに、大規模改修工事などを行う際に、バリアフリー化をあわせて行うよう助言していきます。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** ありがとうございます。屋内運動場、いわゆる体育館は投票所として利用されることもあって、駐車場からの動線あたりは結構バリアフリー化されていると思いますが、校舎から体育館に移動する渡り廊下とか、あいったところはなかなかされていないところが多いかなと思うので、そういう部分も含めて積極的に整備を働きかけていただきたいと思います。

次に、市町村におけるバリアフリー化の推進についてです。

地方自治体に関わるもう一つの改正がバリアフリー基本方針の改正です。その内容は、同法に規定する移動等円滑化促進方針、いわゆるマスタープランと基本構想の対象地区要件を緩和し、市町村がマスタープランや基本構想を作りやすくなりました。

マスタープランと基本構想は、地域における面的かつ一体的なバリアフリー化を促進するために市町村が計画を作成する制度です。

マスタープランとは、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、面的、一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、バリアフリー基本構想とは、同地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、

信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する具体的な事業を位置付けた計画です。

国は、面的なバリアフリー化を図ることで、高齢者や障がい者等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながる。また、外出機会の増大により、まちの活性化も期待されるとして、市町村に計画の作成を求めています。県内の作成状況はマスタープランが大分市のみで、基本構想は大分市と別府市のみという状況です。この状況を県としてどう分析し、今後の県内市町村におけるバリアフリー化の推進についてどのように支援していくのか、土木建築部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 本県では平成7年に九州で最も早く福祉のまちづくり条例を制定し、条例に基づく重点地区整備計画を15市町で策定しています。加えて、大分市及び別府市ではバリアフリー法に基づく基本構想をそれぞれ16年及び17年に策定しています。これらの計画や構想に基づき、それぞれの施設管理者が連携して、面的かつ一体的にバリアフリー化を進めています。

県も条例制定に先立ち平成3年度から共生のまち整備事業で、県管理道路の歩道の段差解消や点字ブロックの設置、県有建築物の多目的トイレやスロープの設置、音響信号機の整備等を行い、市町村の取組を後押ししてきました。

議員御指摘の30年の法改正に基づくマスタープランについては、令和3年度末時点で全国22自治体が策定済みであり、九州では3市、県内では令和2年に大分市が全国7番目に策定しています。

今後は、これらの取組を情報共有するとともに、これまで培ったバリアフリーに関する技術等を提供しながら、引き続き県管理施設の改修も進め、市町村と相互に協力し、バリアフリー化を推進していきます。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** ありがとうございます。公共施設を

新改築する場合に、一般地方自治体、市町村、最近では当初からユニバーサルデザインされた設計になっていると思うんですが、それでも、実際建った後に利用してみると、ああ、ここはこうだったらいいのになとか、結構あったと思うんです。一つの市町村だったら何回も建て替えるわけではないので、ぜひそういったところを、県内の改善点あたりを県が一元化して、新しく造る自治体の参考資料みたいになっただけではないかなと思ったりもしていました。

いずれにしても、引き続き県内のバリアフリー化への支援を継続してよろしくお願いします。

次に、心のバリアフリーの推進についてです。

さらに今回の改正では、自治体が作成するマスタープランの記載事項に、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合う心のバリアフリーが追加され、基本構想の事業メニューに教育啓発特定事業が加わり、教育啓発特定事業を含むハード、ソフト一体の基本構想について、作成経費が補助されることになっています。

また、ユニバーサルデザイン2020行動計画では、学校に心のバリアフリーの教育の実施、企業、行政に社員、職員向け研修の実施を求めるとともに、行政と地域関係者の連携によって地域に根ざした心のバリアフリーの周知と啓発を求めています。

心のバリアフリーと聞くと、少し難しい感じもしますが、本県でも公共施設や店舗などの車椅子マーク駐車場を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方などで駐車場の利用に配慮が必要な方に、県が共通の利用証を交付する制度である大分あったか・は一と駐車場利用証制度があります。制度の基本となるのは、県民の皆様の一人一人の譲り合い、思いやりの心であり、正に心のバリアフリーが根幹にあると思います。

そこで、お尋ねします。心のバリアフリーについて、学校教育との連携や、さきのあったか・は一と駐車場利用証制度の拡充などを含め県としてどのように進めていくのか、福祉保健部

長の見解をお聞かせください。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 心のバリアフリーの推進についてお答えします。

障がい者や高齢者も含めた全ての人にとって住みやすい社会を実現するためには、多様性を理解し、お互いの良さを認め合いながら協働する力を幼少期から養う必要があります。

そこで、県では、市町村や教育委員会との連携の下、小中学生を対象とした福祉講座等を毎年開催しています。昨年度は、車椅子や視覚障がいの疑似体験を行うふれあい学習や、福祉施設での介助を行うボランティア体験を実施したところです。

御紹介のあった大分あったか・は一と駐車場は、県民の要望を踏まえ今年1月、聴覚障がい者も新たに対象に加え、妊産婦の利用期間も産後3か月から12か月まで延長するなど、制度の拡充を図りました。

本取組は、SDGsに定められた「すべての人に健康と福祉を」と「住み続けられるまちづくりを」という二つの目標の実現に資するものであり、企業等にこうした視点もアピールしながら、さらなる協力施設の拡大を呼びかけていきます。

今後とも県民の声に耳を傾けながら、心のバリアフリーの推進にしっかり取り組んでいきます。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** 幼少期の段階から、障がいの有無にかかわらず、それぞれが相互に認め合って人間関係を広げ、社会性や豊かな人間性を育てていくことは、皆が住みやすいと思う社会をつくるためには欠かせないと思います。しっかり引き続いて取り組んでいただきたいと思えます。よろしくお願いします。

続いて、帰国・外国人児童生徒への支援についてです。

まず、帰国・外国人生徒の高校入試についてお尋ねします。

グローバル化の進展等により、県内の学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は近年

増加傾向にある中、当該児童生徒にとって大きな難関が高校入試だと思います。

現在、県内高等学校では別府翔青高校のグローバルコミュニケーション科のみが帰国・外国人生徒の特別入学者枠を設けており、受験言語は英語となっています。他県では英語に限らず母語も試験言語としている府県もあるようです。県内には母語や継承語が英語ではない生徒も多いと思いますが、なぜ受験言語を英語に限定しているのでしょうか、その理由についてお示しください。

また、帰国・外国人生徒の全ての母語に対応することは、現実問題としては難しい面もあると思われます。しかし、この受験制度は当該生徒にとっては実力を発揮できない不利な状況となり得ます。まずは、特別入学者枠を全ての県立高校・科に配置することで、日本語を母語とする生徒と同様に多様な選択肢から学校や学科を選べるようになるのではないかと思います。教育長の考えを伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 別府翔青高校の帰国・外国人生徒特別入学者選抜は、帰国、来日して日が浅く、日本語能力等が不十分な生徒に対し、英語による受験の機会を提供し、入学定員とは別に合格者を決定するものです。

同校には、グローバルに活躍する豊かなコミュニケーション能力を備えた人材育成を目標とした、県内唯一のグローバルコミュニケーション科を設置しています。この学科では、英語の授業時間が多く、海外留学生との交流など英語を基本言語とした活動も多い状況です。特別入学者選抜では、その教育を受けるに足る能力や適性等を判定する必要があるため、英語での面接や小論文を実施しています。

なお、本県では帰国・外国人生徒の受験にあたっては、特別入学者選抜以外に、これまでも全ての県立高校で試験問題へのルビ振りや検査時間の延長など、特例の措置を実施しています。特別入学者選抜による入学者の対応については、入学後の日本語指導体制や進路希望への対応など検討すべき課題も多いところです。まずは、

別府翔青高校の取組の確実な実施と検証をし、日本語指導が必要な児童生徒数の推移や他県状況も踏まえ研究を重ねたいと考えています。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** 全国の帰国・外国人児童生徒は、そもそも義務教育の段階の就学も完全には把握し切れていないのが実態ではないかと思います。2019年度の文部科学省の調べでは、日本に住む義務教育相当年齢の外国籍児の15.8%に当たる約2万人が就学していない可能性があることが初めて分かったとの報道がありました。小中学校段階で退学してしまう例もあるかもしれません。文科省は、有識者会議が2020年3月にまとめた報告書を基に、就学状況の積極的な把握と就学促進を各自治体に求めています。その上で、さらに求められる取組が、高校やそれ以降の進学に対する支援だと思います。

日本学術会議の分科会が2020年8月にまとめた提言では、外国人生徒等の高校進学率が60%台にとどまっていると推計し、全国の高校入試で特別枠や特別措置を広げるよう要望しているのは御承知のとおりだと思います。福島県では、本県より人口が多いこともあるかもしれませんが、外国人生徒に係る特別選抜枠を行っている高校は、各地域に分散して7校あるようなので、参考にさせていただきたいと思います。

本県は、別府市をはじめ、多文化共生が進んでいる地域が各地にあります。今後の状況を考えると、生徒の特別枠や特別措置を県内各地に広げていくことは、本県に学ぶ全ての外国人留学生にとって人生に関わる大きな案件だと考えます。数の少ない今こそ、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、学習言語の習得に向けた教育についてです。

高校入試という課題解決のためには、高校入試に至る前の段階での日本語指導が極めて重要だということは、今さら言うまでもないと思います。

現在、県内の学校には、大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアルが示されており、日本語指導が必要な児童生徒の受入れと指導、支

援の実際や、役割分担についても丁寧に示されており、受入れにあたっての現場の不安等は解消される部分もあるかと思われま

す。一方で、コロナ収束を見越して、就労目的の外国人の受入れ等も増加すると思われる中、今後、県内の帰国・外国人児童生徒も増加していくことが推測されます。

文部科学省は、特別の教育課程による日本語指導については二つの目的があるとしています。

一つ目は、日本語を用いて学校生活を営むことができるようにすること、二つ目は、日本語を用いて学習に取り組むことができるようにすることです。

一つ目の生活言語については、学校で多くの時間を過ごすうちに1、2年間で身に付くとされています。しかし一方で、二つ目の学習言語習得については、5年から7年が必要となるという説もあり、日本語を学ぶ帰国・外国人児童生徒にとっても、学校側にとっても、そして保護者にとっても非常に難しい問題です。文科省もこの理論を念頭に置いた上で、日本語を学ぶことと教科内容を学ぶことを一つのカリキュラムとして構成するという考え方で、第2言語としての日本語を学ぶためのJ S Lカリキュラムを開発したと承知しています。しかし、実際には、DLAと呼ばれる教科学習に困難を感じている児童生徒を対象とした対話型の評価方法の活用やJ S Lカリキュラムの作成、日本語指導を行う意思が学校側にあったとしても、多忙を極める学校教育現場では、十分な時間や人員を確保することさえ困難な状況もあるのではないのでしょうか。特別の教育課程についても、保護者に学習言語の獲得についての専門知識がなければ、生活言語が話せていればよしとして、希望しない場合も散見されるのではないかと危惧しています。

今後、増加が予想される帰国・外国人児童生徒の日本語指導を充実させていくことは、彼ら自身と家族の人権にも関わる問題であり、その先の高校入試、そして、県内に定住するかもしれない人材の育成にも関わる重要な問題だと捉えています。

この点を踏まえ、県教育委員会として学習言語の習得についてさらなる取組の強化が必要だと考えますが、教育長の考えを伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 日本語指導が必要な児童生徒は、令和3年度は県内公立学校全体で70人、今年度は93人と増加傾向にあります。高校入試等の進路指導に対応するには、学習言語の習得が必要不可欠ですが、これまで生活言語の習得にとどまる場合が多かった状況です。

このため県では、児童生徒支援のための加配教員を活用し、日本語指導の充実を図ってきました。それに加え、令和元年度から国の補助事業を活用し、昨年度は日本語指導支援員14人を派遣するとともに、日本語指導者養成研修を実施しました。

さらに今年度から、日本語指導に知見のある日本語指導アドバイザーを県教委に2人配置し、日本語能力チェックや初期指導の支援、J S Lカリキュラムを含む特別の教育課程の編成についてのアドバイス等を行っています。

今後も市町村教育委員会と連携し、日本語指導が必要な児童生徒が学習言語を獲得し、進路を切り開いていけるよう、必要な支援を継続していきます。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** ありがとうございます。事前に一般質問にあたって、いただいた資料によると、日本語指導が必要な児童生徒はいます。評価して教育課程にいくことにはなりますが、必ずしも全てが特別の教育課程にいるわけではありません。日本語指導が必要な児童生徒がいるのに、全員が特別な教育課程にいく自治体もあれば、全然いない自治体もあります。こういった部分の日本語指導を受けさせるために、評価方法というのは、さきほども言いましたが、県下で統一していると考えられるのか、正確な評価になっているのかが分かれば伺います。

また、特別教育課程による日本語指導を受けていない児童生徒はどのような形で日本語指導を受けているのか、あわせてお願いします。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 児童生徒が日本語指導を必要とするかどうかの評価は、文部科学省の対話型説明とDLAや、県教委の日本語能力チェックシートにより行っています。その評価に基づき、日本語指導を個別に行うことが必要と判断された場合、特別の教育課程を作成し、別室において指導しています。

特別の教育課程を作成するまでに至らない児童生徒については、今申したやり方とは異なり、教育課程外の放課後の補充学習等で必要な支援を行っています。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** 県が作っている帰国・外国人児童生徒受入れマニュアルには、母語保持の重要性や、生活言語能力と学習言語能力の習得の年数の違いが記載されています。質問で申したとおり、期間が違うということです。

その内容や習得方法が保護者に理解されていないと、もううちの子は日本語がしゃべれるから、みんなと一緒に授業を受けさせてくれという要望にもつながってくるのではないかと思います。こういった事前の内容や習得方法についても保護者に説明されているのかどうかお尋ねします。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 内容や習得方法ですが、さきほど答弁しましたが、日本語指導アドバイザーが学校と保護者との連絡会に同席し、母語の保持や学習言語の重要性、今後の進路等について説明、協議する場を持っています。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** 分かりました。県内には、いくつかの大学で日本語指導に関して著名な教授や先生方もおられると聞いています。他県では、県独自の日本語教材を作成しているところもあるようですが、本県でもその方々の知識と経験を基にして、本県の文化や特徴をいかした日本語教材を作ったらいかがかと思えます。幸い、めじろんというキャラクターもあるので、そういったキャラクターをいかしながら教材を作ってもいいのではないかと思います。見解を伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 教材自体ではありませんが、本県独自に、指導に役立つ教材のリストを作成し、市町村教育委員会等にホームページで紹介しています。加えて、現在、指導場面に応じた教材リソース集を作成中です。これら教材については、今後も各種の研修などで情報共有していきたいと考えています。

なお、大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアルと日本語能力チェックシートですが、こちらはいずれも県内の専門家に意見をお聞きしながら、本県で独自に作成したものです。

**御手洗議長** 羽野武男君。

**羽野議員** 時間が少しあります。太陽光パネルをもう少し議論したかったのですが、まだ時間が余っていますが、最後に、帰国・外国人児童生徒が未来を切り開けるように、言葉の力を育ませる教育となるよう取組の強化をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**御手洗議長** 以上で羽野武男君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

**古手川副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。清田哲也君。

〔清田議員登壇〕（拍手）

**清田議員** 皆さんこんにちは。4番、自由民主党、清田哲也です。このたび一般質問の機会をいただいたこと、先輩同僚議員の皆様には感謝します。

また、今般就任された古手川正治副議長に心より御就任のお祝いの言葉を申し上げて、古手川正治という名前が表すように、正しく県民のための政治が推進されること、その一助となることを祈念して私も一般質問するので、執行部の皆さんよろしくお願います。

まず、危機管理への備えについてです。

巨大地震への防災・減災対策について伺いま

す。

1月22日未明、日向灘を震源とするマグニチュード6.6、最大震度5強の地震が発生し、県内では負傷者6人のほか、建物や道路、漁港、港湾施設等に被害が生じました。県内でこれだけ大きな地震が発生したのは、平成28年熊本地震以来と記憶していますが、何の前触れもなく発生する地震の恐ろしさを、改めて痛感しました。

県では、南海トラフ地震を喫緊の課題と位置付け、大分県地震・津波防災アクションプランに基づき、各種対策に取り組んでいます。これにより、今回の地震では被害を最小限に抑えることができたのではないかと考えています。

そのような中、政府の地震調査委員会では先頃、巨大地震が想定されている南海トラフの西端に位置する日向灘や、鹿児島県から台湾まで及ぶ南西諸島海溝で新たにマグニチュード8クラスの巨大地震が起き得るとする長期評価を公表しました。

日向灘における巨大地震の今後30年以内の発生確率は不明とされていますが、日向灘を含む東海から九州沖の南海トラフではマグニチュード8から9クラスが30年以内に70%から80%発生すると予測されています。いつ巨大地震が起きてもおかしくない状況です。マグニチュード8クラスの地震となれば、今回の規模と比較してエネルギーが約130倍となることから、より広範囲に甚大な被害が発生することは想像に難くありません。

切迫する南海トラフ地震などの巨大地震に立ち向かうためには、日頃からの備えや心構えなど住民への注意喚起はもとより、防災の3要素、自助、共助、公助の強化をこれまで以上に加速させる必要があると考えます。こうしたことを踏まえ、今後の巨大地震への防災・減災対策について知事に伺います。

以下、対面席で行います。

〔清田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの清田哲也君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 初めに、私も古手川正治副議長のお誕生を心からお喜び申し上げます。お名前がそんなに高貴慶祝なお名前だとは、これまで全く気が付きませんでした。大変失礼しました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

さて、清田哲也議員から、巨大地震への防災・減災対策について御質問いただきました。

県では、東日本大震災以降、南海トラフ地震を喫緊の課題と捉え、これまで様々な防災・減災対策に取り組んできました。

今年1月の日向灘地震をあげるまでもなく、つい昨日、京都、能登の地震もありました。突然発生する地震に備え、地震・津波防災アクションプラン等に基づき、ハード、ソフト両面から対策を講じていくことが誠に重要であると深く感じています。

ハード対策では、県経済の要である大分コンビナートの護岸強化をはじめ、災害発生時に命の道となる広域道路ネットワークの整備や、緊急輸送道路の橋梁耐震補強などに取り組んでいます。引き続き国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を最大限活用し、県土の強靱化を推進していきます。

また、住宅の耐震化も大切です。令和2年度に算出した耐震化率は84%であり、平成27年度と比較して9ポイント上昇しています。耐震診断、改修に関する支援制度の周知や相談体制の充実等により、住宅のさらなる安全性向上を支援していきます。

ソフト対策では、地震・津波を疑似体験できる防災VRや、事前の備えを紹介する啓発動画をユーチューブで公開しており、その再生回数は85万回を超えるなど、防災意識は確実に広がっています。今後も、テレビコマーシャルやSNS等を活用した広報を積極的に行い、防災の日常化に取り組んでいきます。

コロナ禍の影響で、直近の自主防災組織の避難訓練等実施率は5割弱にとどまっていますが、実施が低調な地域には、地元防災士会等との連携による支援チーム避難させ隊を派遣し、避難訓練を促進していきます。

また、高齢者施設入所者の避難対策も大きな

課題であり、福祉団体や地域住民と連携した避難訓練についても支援します。

大規模災害が発災した際には、県外等からの広域応援部隊や救援物資を円滑に受け入れ、迅速に被災市町村へ送り届ける必要があることから、大分県広域受援計画を策定しています。今後は、被災市町村の災害応急対策が迅速かつ的確に実施できるように、まだ策定していない市町村の計画づくりを後押ししていきます。

さらに、大分大学等が共同開発中の災害情報活用プラットフォームEDISONとの連携を強化し、災害現場のドローン映像の共有化や、リアルタイム災害情報の可視化など、防災行政の高度化を目指します。

防災・減災対策に終わりはありません。今後とも、地域や市町村、関係機関と一体となって、自助、共助、公助の対策を着実に推進し、巨大地震による人的被害ゼロのぼうさい県をおいたを目指して、歩みを進めていきます。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** 大変力強い答弁をいただきありがとうございます。知事がふだんから推し進められている県土強靱化、国の予算を積極的に受け入れながら、そのときに備えるハード整備をしっかり我々も力強く支えています。

また、答弁にもあったように、どうしてもコロナにおいて避難訓練とか地区の自主防災活動は停滞気味であろうと思うので、今後もコロナを見据えながら、ソフト、ハード両面での対策を私たちも進めていかなければならないし、また県、市との連携の中でしっかり進めていただきたいと思います。

この場をお借りして一言お礼を申し上げます。1月22日の日向灘沖地震の際に、鶴見、蒲江、米水津、各漁港施設は大きな被害を受けました。知事はじめ関係部局、また、特に農林水産部の漁港漁村整備課の大変迅速な対応、水産庁との深く迅速な連携をいただき、1月22日に発災したんですが、3月末、昨年度末には蒲江、鶴見漁港、県管理の漁港においては災害復旧工事を発注していただき、大変漁業関係者は助かっています。

また、佐伯市や県漁協の災害申請等の支援もしていただいた。そしてまた、米水津漁港は佐伯市が今発注していますが、また今後、災害復旧に関する御支援を継続していただきたいと思っているので、一言お礼を申し上げます。ありがとうございます。

次の質問に行きます。

大分県国民保護計画の周知についてです。

身近に迫る危機管理への備えとして、さきほどの自然災害のほか、長引くウクライナ情勢から目が離せない状況になっています。

これまで、有事の際の武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備が進められてきました。国民保護法はその一つで、国全体として武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することとされています。この国民保護法に基づき、大分県国民保護計画が策定され、国との共同で実動、又は図上訓練、年度によっては県単独での訓練が毎年欠かさず行われています。

ウクライナでの惨状を報道で知る機会が多い中で、もし自分がウクライナの方々と同じ状況になったらどうするかと考え、不安を感じる県民も少なくないのではないかと思います。それと同時に、人は、まだ大丈夫、自分の身にはそんなことは起こらないと考えがちです。心理学で正常性バイアスと言うそうですが、自然災害に対しては、避難訓練を繰り返し行い、東日本大震災等の教訓から学ぶことで、この正常性バイアスを克服することができます。

しかし、本計画が想定している武力攻撃に自らがさらされたときに、どこに避難し、いかに生命を維持していくかということに関しては、自然災害への対処と比較し圧倒的に情報がありません。ウクライナの事を遠い国の出来事と考えるのではなく、我が事と捉え、どのような支援ができるのかを考えるのと同時に、もし自分が武力攻撃の渦中にいたらどうするかを考える機会として、大分県国民保護計画の周知の強化を行い、県民の理解を深める取組を行うべきと考えますが、見解を伺います。

**古手川副議長** 岡本防災局長。



**岡本防災局長** 大分県国民保護計画の周知についてお答えします。

議員御指摘のとおり、ウクライナ情勢は私たちにとって対岸の火事ではなく、平時からの準備が重要と改めて認識しました。

県では、外国からの武力攻撃やテロ攻撃など、万が一の事態に備えるため、平成18年に国民保護計画を策定しました。また、県民の避難や救援等を迅速に実施できるよう、これまでに図上と実動を合わせて15回の国民保護訓練を実施。このうち国との共同訓練は8回を数え、全国でも上位に位置しています。

訓練内容としては、大分市ほか3市において、大規模集客施設や石油コンビナート、空港等での爆弾や化学剤散布テロによる災害を想定した避難、救援等となっています。

こうした中、近年の北朝鮮による脅威の増大を受け、本年4月、国から弾道ミサイルの落下を想定した避難訓練を促す通知があったことから、県ではいくつかの市町村との共同実施に向けて検討中です。

国民保護計画の周知にあたっては、何よりも実践的な訓練を繰り返すことが重要であると考えています。今後とも、計画が実行性を持ち十分に機能するよう、訓練内容の充実を図るとともに、県民一人一人の理解が深まるよう努力を重ねていきます。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** 市町村との連携した訓練を計画中であるということで、大変いいことなんだろうと思います。ただ、国民保護計画なるものがあることを知らない県民の皆様も多いのではないかなと思うんですね。

これはガイドライン的なものでもいいんですが、こういう計画があって、県としてはこういう取組をやっているという広報も今後調査、研究していただけたらなと思います。こういう計画があって、そういう武力事態等はないのがもちろん一番いいんですが、もしあったときはこうだということところが少しでも見えるように、今、県民の皆様もウクライナの方々の報道を見るにつけ関心が高まっている時期ではあると思う

ので、その辺の検討をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

未成年に関する諸課題について伺います。

成年年齢の引下げに伴う課題への取組についてです。

明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められてきました。この民法が改正され、本年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わっています。これにより、本年4月1日に18歳、19歳の方は既に成人となっています。

そもそも成年と未成年の違いを整理すると、民法に定める成年年齢は、一人で契約ができる年齢という意味と、父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。例えば、携帯電話の契約、住居の賃貸契約、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入する際のローン契約等は、未成年の場合、親の同意が必要です。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人で結べるようになります。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学、就職等の進路なども自分の意思で決定できるようになります。

さらに、10年有効のパスポートを取得したり、公認会計士、司法書士、行政書士などの資格を取得したりすることもできるようになります。また、女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。ただし、成年年齢が18歳になっても、飲酒、喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持となっています。

気になるのは、近年の若年者や20代前半の若者は、精神的、社会的自立が遅れている、人間関係をうまく築くことができない等の特徴を持つ者が増えていることです。このままでは、自立が困難な若年者が十分に保護されないまま、さらに困難な状況に陥ってしまうのではないかと

と懸念しています。

この成年年齢引下げを契機に、若年者が大人の自覚や能力を得るような教育、そのほか、若年者の自立を援助する様々な施策を幅広くに社会全体で粘り強く取り組んでいくことで、若年者の自立を支え、若年者に社会の構成員として重要な役割を果たさせていくことが可能となると考えます。

県では、昨年、青少年健全育成基本計画を改訂し、様々な施策を展開しています。中でも青少年の健全育成・自己形成支援として、様々な課題に積極的かつ柔軟に対応するなど、社会人として自立できる人材が育つよう自己形成支援に取り組むとされています。

消費者被害が拡大しないための施策はもとより、若者の自立に対する支援など成年年齢引下げに伴う諸課題についてどのように取り組んでいけるのか、知事の見解を伺います。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 成年年齢の引下げに伴う課題への取組について御質問いただきました。

今回の改正の背景には、少子高齢化が進む我が国において、将来の国づくりの中心を担う若者に早期に社会参加してもらいたいとの思いがあります。さきに行われた選挙権年齢の引下げ等とあわせて、18、19歳の若者が経済取引の面でも一人前の大人として認められることは、若者の社会参加にとって大事な要素であると考えられたからだと思えます。

一方、親権の対象年齢の引下げにより自立できない若者が困窮化したり、未成年者取消権が行使できず、若者の消費者トラブルが増加するといった課題も指摘されています。こうした課題に対応するため、次の三つに取り組んでいきます。

一つは、若者の自立支援です。若い人には、できるだけ早い時期から自立に向けて、社会的、職業的な成長を促す教育が必要です。

小中学校では、自立に向けて成長を自己評価できるよう、令和2年度からキャリア・ノートを活用した教育に取り組んでいます。また、中学校では職場体験活動、高校ではインターンシ

ップなど、生徒の成長段階に応じたキャリア教育を通じて、懸命に働き収入を得ることや金融、経済の仕組みなど、社会の興味深いところ、難しいところ、厳しいところを学ぶことの大切さを教えています。

さらに、地域や民間団体等と連携した取組も進めています。例えば、青少年団体と共同で行っている大分県少年の船では、小、中、高校生で班を編成し、年齢の異なるメンバーが協力して様々な体験活動や寝食を共にすることで、社会性や自立心の向上につながっています。保護者の方々からは、少年の船での体験が後押しとなり、子どもが教師の道を選んだ、あるいは、泣き言を言わずに努力するようになったなどの感想をいただいています。

二つは、自立困難な事情を抱えた若者への支援です。学校においては、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心に寄り添った相談体制の充実に努めています。また、おおいた青少年総合相談所では、令和2年度から相談員を増員し、医療、福祉、法律等の専門家チームを設けるなど、課題を抱えた若者の支援にワンストップで対応しています。

三つは、若者を狙った消費者被害防止です。これまでも、高校の授業を通じた消費者教育や消費生活相談員による巣立ち教育出前講座などの実施により、若者が消費者被害に遭わないよう努めてきました。新たに今年度からは、消費者教育コーディネーターを県内全ての高校に派遣し、消費者教育の充実、強化にしっかり取り組んでいきます。

これからも、本県の未来を担う若者たちが安心して社会に羽ばたけるようにしっかりと支援していきます。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** ありがとうございます。電子マネーとかいろいろ便利なものが出ると、使い方を間違っていると色々な犯罪にもつながりかねないし、特に学校現場での教育等も必要になってくるかと思えます。

実は今月、佐伯の法人会青年部で、大分県警察に御協力いただき、サイバー犯罪の講演をい

ただくようにして、各高校に御案内もしています。ただ、その日がちょうど鶴城高校も豊南高校も期末試験の期間中で、生徒は来れなくても保護者の方でも来てくださいということで、親子でそういう知識を身に付けるような取組もしているので御紹介しました。

では、次の質問に移ります。

主権者教育の現状と課題についてです。

一足先の平成28年から、選挙権年齢が満18歳に引き下げられました。

昨年10月に行われた衆議院議員選挙において、県全体の投票率は57.26%で前回の同選挙より0.28ポイント上回りました。しかし、県内の20歳から24歳の投票率は35.54%となっており、全世代の中で最も低い数値となっています。また、注目される18歳の投票率は52.37%と、県全体の投票率より低く、主権者教育を行っても必ずしも投票率の向上につながっていない、未成年者に対する教育、啓発の難しさが現れています。

主権者教育が投票率の向上のみを目的としているわけではないことは理解していますが、国民生活と地方公共団体、国との関わり、日本国憲法や政治参加の重要性を小、中、高と段階に応じて学び、自ら考えさせていく中で、自らが持つ選挙権の行使に関して意識が高まるはずなのに、そうはなっていないのはなぜなのか、現状行われている主権者教育の内容に関して検証すべきではないでしょうか。主権者教育の現状と課題に関して伺います。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 主権者教育については、小学校第6学年では、議会政治や選挙の役割などを、中学校の公民的分野では、小選挙区比例代表並立制等の仕組みや政治参加の意義を学習しています。まちづくりのアイデアを議会に提言したり、市報やWebサイトで発信したりする等の取組を行っている中学校も見られます。

高校では、政策ポスター作成から模擬選挙までの流れの体験、高校生の投票率向上についてのディベートの実施など、自らの政治参画に向けた取組を行っています。

一方で、これらの取組が特定の教科の取組となっており、学校教育全体において主権者としての在り方を学ばせる必要があると考えています。

昨年度、高校においては校則の見直しについて、生徒と学校が話し合う場を設けました。校則を我が事として捉え、議論することで、参画することの大切さを学び、公正な世論形成等の主権者教育の新たな取組となったと考えています。

生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、社会で求められる資質、能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探求を深める未来の創り手として送り出していくことが重要であると考えています。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** 先般、浦野議員と共に県議会出前講座で佐伯市立切畑小学校に行ってきました。昨年も行かせていただいたんですが、早ければ早い方がいいのかなという思いがしています。とにかく、小学校ぐらいで県議会でもいいし、市町村の教育委員会経由の市町村議員さんたちでもいいので、議会見学に行くでもいいし、議員の生の話を聞く機会があれば、すごく印象に残って、恐らく政治のニュースとか選挙のニュースをテレビで見るときの意識が子どもたちも変わっていくのかなと思うし、もう一つは、保護者、親が選挙に行く、それに子どもを連れていっていいわけですから、一緒に投票所に行って親が投票する姿を見せるとか、そういう取組も何か積極的にしていただけたらと提案しておくので、また御検討をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

教職員の広域人事についてです。

教職員の広域人事に関しては、この一般質問の場においても様々な議論が交わされてきたかと思えます。全県的な教育水準の維持、臨時講師比率の地域間格差の解消等、人材育成の観点からもメリットがあることは理解しています。一方で、デメリットもあるかと思えます。例えば、校長、教頭ともに長距離、長時間の通勤を

している場合、学校で起こり得る様々な危機管理への迅速な対応ができるのか危惧されます。管理職教員が勤務校所在地に居住すれば、危機管理体制上の課題のみならず、居住地におけるいわゆる関係人口増の一人となり、日常消費も生まれ、微力ですが、地元経済への貢献にもなります。学校と地域とのつながりの重要性に鑑み、赴任した地域の方々と共に教育に取り組み、地域に根ざした教育を進める意欲や努力する姿を管理職教員が率先垂範で若手の教職員に示すことができます。広域人事の目的を達成するためにも管理職教員の勤務地居住は大きな役割を果たすのではないかと考えます。

また、10年3地域の異動原則に関しても、見直しが必要ではないかと思えます。ライフサイクルにおいて、10年3地域の異動原則を考慮し、県内各地域への通勤利便性の高い大分市内に定住する教職員が多いのではないかと思えます。このことは人口偏在に拍車をかけ、地域経済の疲弊の要因にもなりかねないし、結婚、出産のタイミングにも大きな影響を及ぼしていると推察されます。広域人事は継続しつつ、なおかつ教員が出身地域で家庭を持ち、居住しやすくするための弾力的な運用が、教育水準の確保のみならず働き方改革の推進にもなり、地域経済への貢献にもなるのではと考えます。

こうした点を踏まえて、教職員の広域人事についてどのような方針で実施されているのか、教育長の見解を伺います。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 広域人事は、全県的な教育水準の維持向上、若手教員の人材育成、教職員の意識改革の三つの観点から取り組んできました。

教職員の人事は、市町村教育委員会の内申に基づき、適材適所で対応しており、これまでも必要な見直しを実施してきました。校長や教頭などの管理職の配置については、新任教頭の一定数を他の市町村から登用していた人事ルールを緩和するなど見直しを行いました。今年度は約93%の学校において、校長、又は教頭のいずれかが勤務校所在地の市町村に居住し、危機管理等に対応しています。

若年期の広域異動については、周辺部の市町村教育委員会を中心に、教育水準の維持向上のために必要だという声を数多くいただいています。これまでも、異動年数の弾力的運用とか一定の臨時講師経験を1地域としてみなすなど、必要な見直しも行ってきました。

今後とも、教職員の結婚や育児、介護などの個別事情にも十分配慮しながら、教職員の広域人事を進めていきます。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** ありがとうございます。広域人事そのものは私も非常にいいと思っていて、また今御答弁もいただいたのであれなんですけど、結婚とか出産とか、ちょうどその時期を迎える教職員が、できれば居住は地元にしていただきたいのが一番の思いであり、そういうところへの若干の配慮ができるような弾力的運用という意味合いでの質問だったので、なかなか大分市に人口が集中している現状もあるし、その辺の御配慮と研究、検討をよろしくお願いします。

次の質問に行きます。

教育現場における働き方改革についてです。

働き方改革推進の取組として、校務支援システムの充実と活用の促進、会議の効率化、スクールサポートスタッフの活用等様々な取組が行われています。教職員の働き方改革のゴールは子どもと向き合う時間を確保することであり、単に仕事の量を減らすことではないと理解しています。しかし、実際に子どもと向き合う時間さえ、働き方改革の名の下に減らしている現状があるのではないかと、検証する必要性を感じています。実際に私が伺った事例ですが、宿題の添削を保護者が行い、やり直しまでして担任に提出している現状は教員が子どもと向き合っていると言えるのか、また、今年4月の話ですが、快晴であり、コロナ陽性者も濃厚接触者もない学校で、急遽、コロナ感染予防という理由で、歓迎遠足を校内に変更することが子どもと向き合っていると言えるのか、大変疑問に感じています。地域行事への参加を働き方改革の名の下に止めていくことは、学校と地域との関わりを放棄し、学外での子どもたちの活動から目をそ

らすことになるのではないかと考えます。

このような現状を伺うと、教職員の働き方改革の本質は子どもたちと向き合う時間を確保するためのはずなのに単純な労務の削減になってはいないかとの疑念が生じます。働き方改革を進めるにあたり、教職員の一番の仕事である教育の時間さえ削るような統一性のない運用がなされないように、検証と改善が必要かと考えます。

教育現場における働き方改革のこれまでの検証と今後の取組について見解を伺います。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 学校における働き方改革の目的は、これまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行えるようになることです。子どもと向き合う十分な時間を確保するため、学校以外が担うべき業務や、教師が必ずしも担う必要のない業務について、精選に努めています。

教育委員会では、平成20年度に学校現場の負担軽減プロジェクトチームを設置し、全課室をあげ、組織的に業務改善に取り組んできています。

具体的には、平成22年度から学校現場への調査文書の見直しや研修、会議の縮減に取り組み、研修、会議については、平成29年度の実績で31.6%を削減できています。

教職員研修については、オンライン研修を推進し、昨年度はコロナ禍もあり、当初計画は32.1%でしたが、それを大きく上回る50.4%の研修をオンラインで実施しました。移動時間等の削減により勤務時間をより有効に活用することができたとの声が寄せられています。

教職員が子どもと向き合う時間の拡充の観点から、教職員の働き方改革を引き続き進めていきます。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** 事務的なものとかオンラインでできるものとかの工夫で時間をつくっていくのは当然、それこそ正に働き方改革だと思うんですが、どうしてもさきほど質問の中で言ったような事例を聞くと、はっきり言ってこれは親の声です。

自分の子が行っているところは添削まで親がして、やり直しまで親がして、それを実際に先生が見てくれて、ああ、この子はこういうところを2回やり直しているんだなというところまでいってれば問題ないんでしょうが、片や隣の学校では、添削からやり直しまで先生がきっちり見えています。

例えば、同じ小学校3年生とかで宿題に対する取組にばらつきがあると。これは非常に何か私はおかしな話だなと思っていて、そういうところの統一性も含めて、働き方改革を進めながらも、子どもとの向き合いはどうなっているんだと、そこも減らしているのではないだろうなというところのチェック、改善、統一性をまたしっかり詳細に見てほしいと思っているので、よろしくお願いします。要望にします。

それでは、次の質問に移ります。

ものづくり人材の育成についてです。

高等技術専門校の活用についてです。

各産業分野において人材不足の状況が顕著になってきています。人材不足、これは育成と確保をしっかりとしていきながら、本県経済発展のため避けては通れない喫緊の課題です。

現状の取組として、職業系高校への熟練技能者の派遣、そして、在学中の技能検定取得の支援、このように既にものづくり産業に従事している若年者に対しては、2級、3級の技能検定試験手数料の減免等、若手技能者の育成、確保、定着に向けた支援が行われています。しかしながら、熟練技能者の高齢化による退職が進んでいること、少子化により職業系はもとより将来を担う若者の絶対数が減少していることに加え、その若年層のものづくり離れの傾向が見られることから、各産業分野における技術の承継が困難になっている現状があります。こうした現状下において、県が運営する高等技術専門校のより一層の充実と活用が必要なのではないかと感じています。

元来は離職者の再就職支援という側面が強かったかと思いますが、近年では20代、30代の入校者が多く、新たな職種に挑戦したいという方や、お子さんがこども園に通い始めたのを

きっかけに新しい技術を習得して、新たな職場を求めるといふ主婦の方の入校も多くなっています。

佐伯校の実績ですが、令和2年度で就職率88.2%、これは全員が県内就職を果たしています。定員割れの現状もありますが、生徒募集に関する情報発信を頻繁に行い、またパンフレット等も若者受けするデザインを取り入れるなどして、新たな挑戦の意欲を持った2、30代の方の入校割合が増えている、そのような成果につながっているのではないかと感じています。

また、女性が技術を身に付けられる、生活圏に最も近い学校としての魅力発信が今後は重要になってくるのかなという考えもあります。また、女性活躍の場を推進していく、そういう役割も担える学校だと思っていますが、こうした最近の実態を踏まえ、県内3校の高等技術専門校の活用と充実の見解を伺います。

**古手川副議長** 高濱商工観光労働部長。

**高濱商工観光労働部長** 高等技術専門校は、地域産業を担う人材の育成、離職者の円滑な再就職の促進等に重要な役割を担っています。雇用情勢の改善等により、入校生が定員に満たない状況はあるものの、職業に必要な技能の習得や、就職活動をきめ細やかに支援することで、高い就職率を維持しています。

各高等技術専門校での訓練内容や取得できる資格等については、企業ニーズやICT等技術の進展に合わせて見直しを行っており、例えば、佐伯校においては、3Dプリンターを活用した実習を始めるなど充実を図ってきています。

あわせて、子育て中の女性等の多様な就業ニーズに柔軟に対応するため、県内各地の民間専修学校等に委託し、簿記等短期間での知識習得や、介護や保育の資格取得等、様々なコースも設けています。

高等技術専門校が就労意欲を持つ女性や若者等にこれまで以上に活用されるよう、ハローワークでの案内に加え、知名度向上に向けてSNS等による情報発信を強化していきます。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** 各校定員割れしないように努力して

いるのはすごく見えているし、広告もよく見るようになってきているので、今後も取組をお願いしたいと思いますが、実習機械の件で再質問します。

佐伯校での機械加工科実習機械は16台あります。いずれも耐用年数は10年ですが、最新のものでも21年が経過しています。古くても動けば問題ないと思いますが、例えば、加工プログラムを入力して、そのプログラムに従って工具を自動交換できる数値制御の工作機械、マシニングセンタとNC旋盤という工作機械がありますが、いずれも、導入後29年が経過していて、実際ここで学んでも、いざ企業に就職したときにプログラムの入力方法が違っていたり、操作方法が最新のものとはかなり違っていたりして、卒業生が戸惑うようなことがあると思うんですが、即戦力のものづくり人材育成のため、授業で使用する工作機械の更新に関する見解を伺います。

**古手川副議長** 高濱商工観光労働部長。

**高濱商工観光労働部長** 工作機械を含め、授業で使用する機材等については、要望を把握した上で優先順位を付けて更新してきており、予算を配分しています。

そういった中で、我々の優先順位の付け方ですが、やはり安全衛生上不可欠なもの、また、就職や資格取得に有効なもの、そしてまた、複数の訓練下で利用するものを優先として掲げています。佐伯高等技術専門校においてもこの観点から、集じん機とか溶接機、また、パソコン等の設備や更新を順次行ってきています。

言われるとおり、工作機械の更新ですが、これはやはり非常に高額、そしてまた、当面の更新が難しい現状があります。丁寧にメンテナンスしながら、現場で応用できる基本的な技能を習得する訓練を実施してきています。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** 現状を把握していただいているならそれでいいんですが、なかなか1台が高額だから、おいそれとすぐ買うような感じにはならないと思いますが、現状把握をさらに進めていただいて、できるものは本当に優先的にやっ

っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

現場に即した土木技能者の確保と育成についてです。

建設業における人材不足に関しては、既にその課題が共有され、解決に向けた取組がなされています。しかし、その取組のほとんどは、いわゆる技術屋さんと呼ばれる施工管理を担う技術者の育成、確保に関するものが多数です。今回は、土木現場において実際に作業する、コンクリートを打設したり、型枠を組んだり、そういう型枠工であり、左官工であり、普通作業員のことを土木技能者と定義して質問します。

従来の建設業は、豊富な生産年齢人口のもと、不良、不適格業者の排除、品質確保をいかに行うかという観点から、施工管理技術者の教育、評価に力点が置かれていたように思います。最近では、実際に現場で物を造る技能者への評価、教育、資格が整備されてきてはいますが、技術者不足の課題の深刻さ以上に、実際に現場で物を造る技能者不足の課題は建設業界の将来に深刻な影を落としています。ICT機械によってカバーできる技能もありますが、橋脚、擁壁などの構造物をはじめ、まだまだ人力でできない工程が建設現場にはたくさん残されています。土木技能はいわゆる徒弟制度のようなもので、先輩の技術を現場で見て覚えるような慣習の下、技術の承継が行われてきました。しかし、熟練工の退職ペースに若手技能者の入職が追いついておらず、現場技術の承継が滞っています。

このような状況改善を少しでもしようと、建設業協会佐伯支部の青年部と佐伯土木事務所の共催で、子どもたちを集めて、建設機械に実際に触れてもらうフェアを今年の春に行いました。500人以上の来場があり、来場した子どもには漏れなくミニカーをプレゼントするという、これは大変効果が絶大でしたが、また、そのミニカーを持って、夜、家でも保護者の方とその話をすると。

このような官民協働での人材確保の取組も今後一つの手法であるかと思いますが、現場に即

した土木技能者の確保と育成について、どのように取り組んでいかれるのか伺います。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 少子高齢化が進展する中、技能者不足へ対応するためには、生産性の向上と新規就業者の確保を共に進めることが肝要であり、国や県、業界をあげて取り組んでいます。

まず、生産性の向上については、ICT建設機械の導入やコンクリート構造物のプレキャスト化等により現場の省力化を積極的に進めています。一方、新規就業者を確保するためには、きつい、汚い、危険の3Kイメージを解消し、給与、休暇、希望の新3Kの実現が不可欠です。このため、設計労務単価の引上げや週休2日工事の普及など就労環境の改善をしっかりと後押しするほか、技能者の資格取得経費を補助するなど、業界の人材確保に向けた取組を支援しています。

また、産学官で構成するおおいた建設人材共育ネットワークにおいて、小中学生を対象とした体験型イベントやSNS、動画配信等、建設産業の魅力発信を行い、イメージアップも図っています。

さらに今年度、新たに職種ごとの技能者不足の実態を調査し、課題を深掘りした上で、入職促進に向け具体的な対策の検討に着手します。

引き続き産学官一体となり、技能者をはじめとする担い手の確保と育成に取り組んでいきます。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** ありがとうございます。建設業協会佐伯支部は自分たちで技能者育成の学校もつくってみようとか、そういう研究も始めているようなので、またそういう話が出た際にはいろいろ御支援いただきたいと思うし、高校の土木科でも技能者のコースをつくるとか、さきほどの高等技術専門学校でも技能者育成コースができないとか、そういう全庁的な取組をまたひとつ研究していただきたいと思うので、よろしくお願いします。

それでは最後、4番目の大項目に移ります。県産品の販売戦略についてです。

おんせん県おおいた応援店、これは首都圏における県産品の販売戦略の前線基地であると私は思っています。ただ、このコロナ禍で、非常におんせん県おおいた応援店の経営が厳しいところもあるのではないかと心配しています。今後、さらに連携強化、加盟したいという店舗を増やすための信頼関係の醸成という面において、県で応援店のPR強化を行って、県が応援店を応援するという取組も必要ではなからうかと思っています。

例えば、大分から出張する方々へ応援店のパンフレットを配付すると、応援店を応援する、そのような施策の強化も少し考えていただけたらと思います。見解を伺います。

**古手川副議長** 高濱商工観光労働部長。

**高濱商工観光労働部長** 県においては、首都圏等において、大分県産食材等を取り扱う量販店や飲食店などをおんせん県おおいた応援店として登録し、県産品の魅力発信と取引拡大を促進しています。これまで365店舗を登録しており、昨年度は120を超える店舗を持つ量販店の新規登録により、県産焼酎の取引が開始されました。

応援店に対しては、魅力ある県産品の情報提供はもとより、各店舗での大分フェア開催に係るチラシの作成支援や頒布用温泉入浴剤といったノベルティグッズの提供なども行っています。また、東京の衣食住を幅広く発信する月刊誌や大手フリーマガジンなどで応援店を紹介するなど、PRにも積極的に取り組んできています。そうした取組により、例えば、東京のオーガニック専門店では、2週間のフェアで200万円を超える売上げがあり、今後もぜひ開催したいといった声もいただいています。

今後ですが、正に御提案いただいたように、大分発着の出張者や旅行者をターゲットに、応援店を簡単に検索できるQRコード付きの広告を大分空港に掲げるなどの取組もあわせて進めていき、おんせん県おおいた応援店のさらなる活用につなげていきます。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** その新たな取組に期待します。あり

がとうございます。

最後の質問です。

県産農林水産物の県内消費拡大についてです。

地産地消の取組を中心に県内での農林水産物の販売戦略も重要です。少し高くても地元のものスーパーで必ず手に取っていただくにはどうするか、大人への食育、意識付けも販売拡大のためには重要です。例えば、有機野菜に注力する臼杵市では、ユネスコ創造都市ネットワークへの食文化分野での加盟も追い風になっています。

このように県産品を県内で販売拡大していくためにどのような取組を今後重要視していき行っていくのか、農林水産部長に伺います。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 県産農林水産物の出荷先については、物流コスト、販売単価、需要量などを踏まえて決めることが重要です。物流コストの面では、県内消費が最も有利と認識しています。このため、県内の卸売市場も重要な取引先として位置付け、二つの観点から県内消費の拡大に取り組んでいます。

一つは、県民が県産食材への理解を深め、食べる習慣を醸成するための食育活動です。これまで、小学校や料理学校と連携し、おおいた和牛や養殖ヒラメなどを題材に出前授業や、レシピ開発を実施してきました。今年度は有名料理家と連携し、ブリのレシピ動画作成、カボス料理教室を開催します。

二つは、県内量販店で県産食材の取扱量を増加させるための販売促進の強化です。3月に行ったベリーの売場装飾コンテストでは、売上げが前年比で400%を超える店舗もあり、県内消費の拡大につながりました。7月からは、大手食品メーカーが考案した地産地消夏野菜カレーを活用し、量販店での関連食材のPRを行う予定としています。

こうした活動により、積極的に県産農林水産物の県内での消費拡大を図っていきます。

**古手川副議長** 清田哲也君。

**清田議員** ありがとうございます。これで質問を終わりますが、高濱部長におかれては東京に



戻られても大分県応援団の団長としてしっかりまた、ますますの御活躍を祈念するとともに、御息子が健やかに、強靱な男子になられるよう、しっかり見守らせていただきたいと思います。フェイスブック楽しみにしています。誠にありがとうございました。（拍手）

**古手川副議長** 以上で清田哲也君の質問及び答弁は終わりました。堤栄三君。

〔堤議員登壇〕（拍手）

**堤議員** 皆さんこんにちは。傍聴の皆さん、またインターネット、ケーブルテレビで御視聴の皆さん、お世話になります。日本共産党の堤です。早速、一般質問をします。よろしくお願ひします。

まず、県民生活の安全のための施策について、中小企業対策についてです。

新型コロナとロシアによるウクライナへの侵略戦争、アベノミクスの異次元の金融緩和によって異常円安をつくり、物価や輸入品の高騰を招いています。全商連付属・中小商工業研究所の営業動向調査でも、2022年上期3月の原材料、商品の仕入値D Iが、前々期21年上半期の36.7から前期22年下期には60.1に、今期22年上期は75.6と2期連続で急上昇していると調査結果を公表しています。円安などで今後影響が広がり長期化も予想されます。原材料やガソリン、軽油の価格上昇が営業を圧迫していることの実態が表れています。大分市の消費者物価指数を見ても、今年1月の光熱、水道が前年同月比7.5%増の105.3、2月が106.6、3月は108.0、4月は108.7と上昇傾向にあります。それは食料品でも前年同月比で上昇傾向にもあります。

先日、都町の飲食業者の方々から話を聞き、ガス代と仕入値が高くなり営業に大きな支障が出ている、海産物の商品がなく仕入れができないで困っている、また建築業者は、木材がめちゃくちゃ値上がりしたが、契約時の金額しかもらえないので大赤字になるなど、厳しい営業の実態を聞きました。コロナ禍で経営が厳しく廃業せざるを得ない事業者が多く出ています。

こうした状況を踏まえ、中小事業者向けの物

価高騰対策資金として無利子融資制度や固定費補助などを創設すべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、生活困窮者対策についてです。

こんな状況というのに、政府は6月からの年金支給を0.4%カット、10月からは後期高齢者医療制度で一定所得者に対し2倍化負担など、とんでもない施策が行われようとしています。県民の暮らしを守る地方自治体の役割として、国に対し物価高騰で苦しんでいる庶民への年金削減や社会保障の負担増中止を求めるべきではありませんか。あわせて、物価高騰対策として困窮世帯に水道光熱費等の補助を創設すべきではありませんか。答弁を求めます。

以下、対面にて。

〔堤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの堤栄三君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 堤栄三議員から、物価高騰対策と県民生活を脅かしている諸問題について御質問いただきました。私からお答えします。

まず、中小事業者対策についてですが、長引くコロナ禍の中、本県では様々な中小企業対策を講じてきました。無利子、無担保融資をはじめ、県内でも約4万5千件の利用がある雇用調整助成金、使途を問わない総額約140億円の応援金や事業継続支援金、多くの市町村による家賃補助などで、固定費を中心に手厚い支援を行ってきました。

その結果、本県の有効求人倍率は全国を上回る1.31倍で、企業倒産件数も低水準で推移しています。また、日銀大分支店の5月公表の景況判断では、一部に弱さは残るものの、緩やかに持ち直しているとしています。

そうした中で、ロシアのウクライナ侵略や円安、供給力不足等を要因とする物価高騰が新たな経済活動の下押し圧力となっており、資金繰りの悪化に備え、ゼロ金利政策の下、引き続き金融緩和による支援に力を入れる必要があるという状況です。

国では、原油価格・物価高騰等総合緊急対策

の中で、影響の大きい中小企業等に配慮し、政府系金融機関による無利子、無担保融資を9月末まで延長しました。県においても、保証人が原則不要の制度資金に1千億円の新規融資枠を設けて、低利資金のメニューを複数用意して、県内事業者からの相談に対応しています。あわせて、金融機関に対しては、返済猶予や条件変更、追加融資等の資金繰り相談に対して、丁寧に対応するよう、特段の配慮をお願いしています。今後も国や金融機関と連携しながら、それぞれの事業者の実情に応じて、必要な金融支援を届けられるようにしっかりと取り組んでいきます。

他方で、年明けから続いた第6波の感染拡大はようやく落ち着き兆しを見せており、国全体でコロナと共生しながら社会経済を復活させようという機運が高まりつつあります。今後は、従来の給付等による固定費中心の直接的な支援から、ヒト、モノ、カネの流れを取り戻す中で、経済を正常化する方向へとシフトしていく必要があります。

最近の物価上昇についても、本来は価格転嫁で対応するのが望ましい姿であり、その環境づくりのためにも、個人消費を下支えしていくことが重要です。

こうしたことから、県では、市町村と連携して消費を喚起するプレミアム商品券事業の第2弾を実施することとしています。プレミアム率は第1弾と同様、高率の30%を原則とし、発行規模は130億円の予定です。さらに、新しいおおい旅割の中では、地域クーポンを発行し、観光消費も促進しています。

消費の活性化を通して、事業者の売上回復や価格転嫁を後押しし、コストの上昇に苦しむ県内事業者を支援していきます。

次に、生活困窮者対策についても御心配をいただいています。

2年以上にわたるコロナ禍に加え、急速に進む原油、物価高は、国民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしています。

厳しい日本の経済、財政状況や加速する少子高齢化の中で、いかに全世代型社会保障を構築

していくかが何よりも重要です。

そうした中、年金制度は、高齢者の生活の基本的な部分を支える大切な制度であると同時に、社会経済を支える役割も果たしています。このため、将来にわたって持続的かつ安定的な制度であることが求められています。

年金改革法等の施行により、本年4月から、年金支給額が原則0.4%引き下げられましたが、これは現役世代の賃金の動向等を反映して決定されたものであると承知しています。

後期高齢者医療制度をはじめとした社会保障制度についても、同様に、全世代で広く国民の安心を支えていく必要があります。

10月からは、後期高齢者医療の被保険者全体のうち、一定以上の所得がある約20%の方について、医療費の窓口での負担割合が2割となります。今年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれる中、制度を確実に未来へつないでいくために、既に給付費の約4割を負担している現役世代との世代間の公平を図ったものと考えています。

次に、原油価格・物価高騰等への対策についてですが、国の総合緊急対策を受けて成立した補正予算を積極的に活用することとしています。

収入の減少や生活に苦しむ方への支援では、緊急小口資金等の特例貸付や生活困窮者自立支援金の申請期限を8月末まで延長するほか、低所得の子育て世帯に対しては、児童一人当たり5万円をプッシュ型で支給します。

加えて、子ども食堂や保育施設等に対して、県と市町村が連携して食材費の増加分を支援することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。こうして、真に生活に困っている方々への支援を強化したいと考えています。

なかなか先行きが見通せない中ではありますが、同時に消費喚起をはじめとした社会経済の活性化にもしっかりと取り組んで、一日も早い景気回復を目指し、県民が安心して暮らしていける大分県づくりに努めていきます。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 中小企業対策についてですが、事業復活支援金の受付が延長されました。しかし、持

続化給付金も含めて、これまでの様々な固定費を含めた助成が一応基本的には終わっているわけですね。今回の復活支援金は、個人の場合、3割下がった場合には30万円の支給という状況になっていますが、やはり今が中小零細企業は大変な現状です。確かに無利子の融資制度も延長されて、それが借りやすいというのも当然基本ですが、しかし、なかなかそれも借入れができない方もいます。

総合的な判断をされると言っていますが、実際に総合的ではなくて、やはり銀行当局はその人の返済能力を見ている。だから、そういう点ではなかなか融資制度は厳しい状況ですから、なおさらやはり固定費として、各市町村も含めて、家賃の固定費、さらには上水道の固定費をこれまでやってきました。そういうものを県としても中小零細企業を含めて応援するという態度が必要だと思いますが、これについては、再度そういう考えはないかを聞きます。

プレミアム商品券についても、今回の補正予算を調べてみたら、小売、飲食、宿泊業などは約1万5,214社が対象で、そのうちの7,946店舗が加盟店、つまりプレミアム商品券を使えると、52%なんですね。これであまねく中小零細業者に対する支援が、これだけでは足りないと思います。

おまけに、1万3千円の使い道も大型店と小売店では、大型店はいくらまでしか使えないとか、いろいろ使い勝手の問題があります。

そういう様々な状況もありますから、プレミアム商品券だけではなくて、さきほど言ったような制度設計も本当に今必要だと思いますが、それについて再度答弁を求めます。

あと、生活困窮の関係についても、年金は0.4%削減でしょう。これは今年金が削減されても、今使うものです。つまり、年金というのは基本的に100%消費に回りますから、地域経済の活性化にもなるわけで、それが0.4%削減されるということは地域経済にも非常に大きなマイナスになってしまいます。だから、そのためには国に対して、世代間の公平とかではなくて、本来いえば、民間の賃金が下がっているこ

と自体が、日本の国というのは世界から見れば異常なんです。本来他の国は上がっているんです。

そういう状況の中で、個人消費を引き上げるためにも賃金を上げる、イコール年金も引き上げる、そういうスタンスに行政として立たなければ、地方自治法第1条の住民の福祉の向上を目指すという地方自治体の役割が果たせないと思います。そういう点をどのように考えているかを聞きます。

さきほど低所得者5万円の支給についての話がありましたが、この5万円の支給というのは非常に限定されています。児童扶養手当受給者とか均等割非課税の世帯は一人当たり5万円と限定されています。そうではなくて、国が以前10万円を全員に配ったように、そういうことも考えなければいけない時期に今来ていると思います。

だから、地域経済を発展させるためにも、消費を喚起するというのであれば、やはり真水を県民に支払っていくことは本当に大事だと思うのですが、そういう立場に行政としてもぜひ立っていただきたいと思います。それも含めて再度伺います。

**古手川副議長** 高濱商工観光労働部長。

**高濱商工観光労働部長** まず、私から中小企業対策についてお答えします。2点御質問いただいたと思っています。

まず、金融に関して、苦しい実態をしっかりと踏まえた対応を取ってくれというお話です。これに関しては我々も十分認識しており、5月、金融機関に対して、当然、事業者が返せるのか、将来性はしっかり金融機関として見ないといけないところです。ただ、実情も踏まえ、その企業の取組をしっかりと見て、金融機関として硬直的に考えることなく、柔軟に対応していただきたいという話もしています。また、条件変更に対しても柔軟に対応しろという形で我々としても金融機関に対してお願いしています。

二つ目は、固定費、若しくはプレミアム商品券に対しても少ないのではないかとこのところ、総合的に対応していただきたいという話で

す。

これに関しても、我々今回の対応ですが、現状、低成長の経済社会ということで、やはり売上減少、また価格転嫁もできない、また投資もなく生産性が低い、また売上げが減少して賃上げもできない、そしてまた消費が落ちるといふ悪循環に陥るリスクがあることを認識しています。ここはやはり適切な価格転嫁ができ、投資による生産性の向上ができ、賃上げ、そして、消費も伸びるといふところに持っていきたいと考えています。

そのためにプレミアム商品券だけではなくて、旅行の促進、インバウンド事業の取組、また価格転嫁の働きかけ強化、そして賃上げを可能にする生産性向上の取組支援、こういった様々な施策を使いながら、何とか経済を上向きにしていきたいと考えています。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 私から2点、年金に関するものと、あと、住民に対する一律給付をしてはどうかということについて答弁します。

さきほど知事の答弁にもあったとおり、年金制度等の社会保障制度については、少子高齢化が加速する中で、いかに将来にわたって持続可能な全世代型社会保障を構築していくかがやはり重要ではないかと考えています。

給付水準を上げれば、それに伴って支える側の若い世代の負担が増えることになり、子や孫の世代にツケを回すわけにはいかない、大変難しい問題であると思っています。

しかしながら、物価の高騰が多くの高齢者の生活を脅かしているのは事実なので、国に対しては年金の引下げの中止を求めることよりも、むしろ、現在のような激しい物価変動に際しても不安なく暮らしていけるような、安定した社会保障制度の在り方を今後とも引き続き長期的な支援に立って検討していただきたいと考えています。

それから、物価高騰対策については、生活福祉基金の特例貸付や自立支援金、さきほど答弁にもあったひとり親世帯への特別給付等、真に生活に困っている方への支援を強化することと

しており、一律の給付は現時点では考えていません。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 根本から間違っています。年金の支給については世代間の公平ではありません。つまり、社会保険という、社会保障という制度を誰が支えているかということ。つまり、その中で企業も当然支えているわけです。その企業の負担が今どんどん下がってきているわけです。だから、世代間の公平ではなくて、企業負担をちゃんと増やす。これは北欧なんかはみんなそうですよ。日本ぐらいですよ、これぐらい低いのは。だから年金も下がってきているわけです。

だから、そういう点では、年金の受給、支給を増やすためには企業としての負担、これは大企業ですよ、中小零細企業は別として、大企業はちゃんと負担するという。そういうことの基本的な考え方を持っていかないと、いつまでたっても年金は上がり、下がりっ放しです。そういう点はすごく注意しておきます。

時間がないから次に行きます。

消費税とインボイス制度について。

政府の経済政策の失政による景気後退に歯止めをかける一番の対策は、やはり消費税の減税を実施すること。当面5%にすれば、困窮している中小企業者や庶民にたまねくその恩恵が行き渡ります。そうすれば、来年10月からのインボイス制度を中止することもできます。国に強く求めるべきですが、まず答弁を求めます。

また、インボイス制度は、6年間は何らかの猶予期間がありますが、その後はインボイスでしか消費税の計算ができなくなります。

年間売上げが1千万円以下の農林水産事業者は、野菜や魚等を事業者へ販売する場合、インボイスの発行ができるかどうかで取引から除外されたり、課税事業者へ転嫁しなければならなくなります。このようなことで大分県の第一次産業が発展すると考えているのでしょうか。

また、公共事業の最末端の下請や一人親方の場合も同様です。今でも職人が不足する中で、さらなる廃業により実際に工事をする事業者がますます少なくなってしまう。特にシルバ

一人材センターの高齢者は、収入といっても100万円いかない方もたくさんいます。インボイス発行のため課税事業者になれば、生活ができなくなってしまいます。このことから消費税分を自治体が負担するという事とも言われています。基幹産業としての農林水産業や中小零細事業者の経営等を守り育成するためにも、インボイス制度は中止しかありません。全国商工団体連合会、日本商工会議所連合会など多くの業界団体でも中止や延期の表明をしています。地方議会でも意見書として採択されています。このような業種の自営業者にとって、大きな不利益になるとの認識はありますか。答弁を求めます。

**古手川副議長** 和田総務部長。

**和田総務部長** 消費税とインボイス制度についてお答えします。

消費税は、急速に進む少子高齢化の中で、厳しい日本の財政状況に鑑み、財政健全化への内外の信認を得て、世界に誇るべき社会保障制度を次世代へ引き継ぐために必要な財源であると認識しています。

消費税の引上げによる増収分は、その全額が幼児教育、保育の無償化などに活用されており、全世代を通じた社会保障の充実にもつながっているため、消費税を引下げることが適切ではないと考えています。

消費税のインボイス制度については、複数税率の下で税制の公平性や透明性を確保し、消費税の適正な課税を行うために必要なものであると考えています。

その導入が中小企業者の事務負担や取引に与える影響を懸念する声があることは承知しており、制度の周知や広報、必要な支援を行っています。

今後とも国や関係団体と連携しながら、インボイス制度の円滑な導入に取り組んでいきます。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** インボイス制度は、そんな小さな農林水産業、第一次産業が発展すると考えていますか。これを最後に答えてください。

**古手川副議長** 和田総務部長。

**和田総務部長** 今回、軽減税率の導入に合わせてインボイスが入ったわけですが、複数税率制度下において消費税制の適正な課税を確保するために、インボイス制度は必要な制度だと考えています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 以前の質疑の中で、大分県内の免税事業者が3分の1ぐらいインボイスの発行はなると、約1万1千者ぐらいと言っていました。そういう方々が実際に元請、今でもインボイス制度を、課税事業者になってくれと、そうでないと取引は除外するよと言われているわけです。そういうのを具体的に行政として、国もそうですが、税務署として、行政として、阻止することができますか。それを強制的に、いや、そんなことをしてはいけないよと言えますか。それ言えるのであれば言えると言ってください。言えなければ言えないと言ってください。

**古手川副議長** 和田総務部長。

**和田総務部長** 今回のインボイス制度の導入にあたって事業者の負担が増えることから、それについては適切に周知、広報していますし、それに伴い独占禁止法に基づき適正な取引が行われないということであれば、その点についても必要な指導について関係機関等と行っています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** これまでも独禁法や下請代金支払遅延等防止法とかいろんな法律で、国はちゃんと稼働展開しますよとやってきた。実際にはさきほど言ったような状況でしょう。されていないではないか、国の制度として。こういうことが保障されていないではないか。それをなぜされているというふうに言うのか。おかしいと思わないのか、再度答弁を。

**古手川副議長** 和田総務部長。

**和田総務部長** そういった中小事業者等の御懸念がないように、国、関係機関と力を合わせて適正な執行が行われるよう取り組んでいきます。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** それがないから言っているわけで、あれば言わないよ。そういうことをちゃんと、実際に現場では起きているということ。それはぜ

ひ認識していただきたいということは強く言うておきたい。

社会保障のために使うとさきほど言ったね。もともと知事もこれは言っていたが、もともと導入は直間比率の是正でしょう。今直間比率はどうなっているの。直間比率の是正をやってきて、今現在、直接税と間接税の比率はどうなっているの。

消費税はこれまでどれぐらい納税してきたのか。それと、直接税である所得税、法人税はどれぐらい下がってきたのか、減税されてきたのか、分かりますか。それを分かった上でさきほどの答弁ならいいんだが、もし分からないでそういうことを言ったのであれば問題です。答えてください。

**古手川副議長** 和田総務部長。

**和田総務部長** 消費税の導入当初においては、いわゆる直間比率の是正も指摘されていましたが、現行の国の消費税については全て社会保障の財源に充てるということが法律上もしっかり明記されているので、そういった中でさきほどのようなお答えをしました。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 直間比率の比率は分かりますかと。もういいや。直間比率だって、直接税と間接税は最近では54対46ですよ。そういう点では、やっぱり消費税が直接税の代わりになってきたということですよ。

実際に消費税が導入されて34年間ですよ。この間、476兆円を国民は払っているわけです。事業者も払っているわけです。同じ時期に法人税と所得税、住民税は613兆円も減収しているんですよ、減収。数字上からすると正に減収して、それを全て消費税として穴埋めしているのが実態です。その数字を聞いてどう思いますか。これが社会保障のために本当に使われていると思うの。答えて。

**古手川副議長** 和田総務部長。

**和田総務部長** 恐らく法人税等を引き下げて消費税に組み替えているのではないかという御指摘かと思いますが、法人税については、グローバルな環境の中で企業は競争しているので、諸

外国の法人税制との関係を踏まえながら現行の税制は講じられていると思っています。その上で現行の消費税制も成り立っていると考えています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** グローバルではないですね。法人税の減税はグローバル化の問題ではない。

ちょっと時間がないので先に行きますが、次に生活福祉資金についてです。

コロナ感染症拡大で生活資金として緊急小口資金や総合支援資金の借入れが急増し、その返済をめぐって、返せないと自己破産する人が相次いでいると報道されています。本来の借入目的は一時的な生活資金の借入れですが、バイトやパートで解雇された、再就職ができないなど、返済のめどが立たない県民も多数いるというのが実態です。住民税非課税世帯は返済免除ですが、それ以外の多くの方が返済を求められます。景気後退を引き起こし、仕事を奪ってきた政府の責任が重大です。

まず、県内のこれまでの借入実績はいくらでしょうか。このうち非課税世帯はどれぐらいあるのでしょうか、答弁を求めます。

また、返済の据置きが今年12月まで延長されましたが、それでも来年1月から返済が始まります。さらなる返済期限の延長や住民税非課税という返済要件の緩和が必要ではありませんか。答弁を求めます。

公立・公的病院の統廃合についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大の中、公立・公的病院が果たす役割の大きさが改めて評価されています。政府はこれまで、従来の公立病院改革ガイドラインによって病床削減や病院統廃合を進めてきましたが、全国知事会などからコロナ感染症対応について公立病院は強力であったなどの意見が出されています。政府は3月末に公立病院経営強化ガイドラインで公立病院の機能分化、連携強化を打ち出し、再編ネットワーク化という文言を削除しました。総務省は病院や経営主体の結合よりも病院間の役割分担と連携強化に主眼を置いたとしています。

公立病院の必要性が明確になった今こそ、国

による20万病床の削減計画や400超の公立・公的病院の統廃合リストの撤回を求めると考えますが、答弁を求めます。

続いて、県営住宅の家賃についてです。

これまでの国や県のコロナ支援の給付金、協力金などが、収入に加算され、県営住宅の家賃が引き上がる問題が全国で起きています。県営住宅の家賃について給付金等の取扱いはどうなっているのでしょうか、答弁を求めます。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 私からは2点お答えします。

1点目は、生活福祉資金についてです。

本年5月末時点における特例貸付の件数は、再貸付等を含め延べ3万9,038件、貸付金額は153億2,015万1千円となっています。

この特例貸付については、貸付けにあたって課税状況を確認する必要がないため、貸付けを行った約1万5千世帯のうち非課税世帯が何世帯あるかは把握できていません。

なお、今年2月に行った住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給時の調査では、全世帯の約3割に当たる16万3千世帯が非課税世帯であったところです。

返済期限の延長については、これまでも新型コロナの感染状況や経済情勢等を踏まえながら国において決定されており、その動向を引き続き注視していきます。

また、返済要件の緩和については、貸付金の返済が生活再建の妨げとならないよう、借受人の直近の収入実態等に応じて判断するなど、さらなる緩和を国に要望しています。

今後とも市町村や社会福祉協議会等と連携しながら、生活困窮者へのきめ細かな支援に努めていきます。

2点目は、公立・公的病院の統廃合についてです。

地域医療の現場では、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化に対応した持続可能な医療提供体制の構築が求められています。その実現に向け策定した地域医療構想は、地域の実情を踏まえ、不足する病床機能の確保や役割分担

等を推進するものとされており、病床削減や統廃合ありきではないとされています。再検証対象リストも、同様の考え方の下、議論を活性化するために示されたと承知しています。

このような国のスタンスを踏まえると、撤回を国に求めるより、むしろ人口構造の変化を見据えた地域で必要とされる医療提供体制の構築に向け、地域で丁寧に議論していくことが重要と考えます。

既にリストにある一部の病院は、病床削減ではなく、病床機能の転換を行うことで地域医療構想調整会議の合意を得ています。

また、現在国では、コロナ対応に公立・公的病院が重要な役割を果たしたことも踏まえ、新興感染症の発生時に病床確保等の対策が機動的に講じられる仕組みを検討中と伺っています。

こうした動きを注視しながら、引き続き地域で安心して医療が受けられる体制の実現に向け、関係者と協議を重ねていきます。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 私から県営住宅の家賃についてお答えします。

県営住宅の家賃は、各市町村が発行する所得証明書等に基づき、対象所得を算定し、決定しています。

コロナ給付金等は、法令により課税対象と非課税対象に区分されています。子育て世帯や低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金等は非課税対象となっていることから、家賃算定の対象所得に算入されていません。

また、課税対象とされている持続化給付金であっても、一時所得に区分される給与所得者向け持続化給付金などはあくまで一時的な所得であることから、家賃算定の対象所得から控除しています。

一方、事業所得者向け持続化給付金など、事業所得に区分されているものは、一時所得に区分されていないことから、原則として控除していません。

これまでも、収入が減少し家賃の支払が困難になった入居者には、随時、収入の再認定を行うなど、きめ細かな対応を実施してきました。

現時点では、コロナ給付金等の支給に伴い家賃が上昇したといった苦情や問合せはお受けしていませんが、今後とも疑問な点があれば、ぜひ御相談いただき、個別に対応します。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 県営住宅の家賃については国会でも問題になって、実際には自治体の判断でできると、基本的には国はそういう考え方です。だから、事業者については一時所得ではないということではなくて、そういうのも含めて、今現在厳しいわけですから、去年はますます厳しかったから、そういう点はよくよく相談に乗りながら対応していただきたいと思っています。これはぜひよろしくをお願いします。

さきほどの福祉資金等の関係ですが、確かに様々な内容については国に要請されているという話でしたが、国の動向というか、国の動きというか、あなた方の要請を受けて、国はどのように考えているかが分かれば、少し教えてください。

それと、公立病院については、いろんなことを言ったとしても、やっぱりリストは生きているわけです。今回のコロナ禍によって、そういう病院の非常に大切な状況、また、本当に地域の感染症対策のための大切な状況というのはよく理解されているわけですね。だからこそ、本来は保健所も含めて公立病院も拡充させていく、リストにいつまでも残っているのではなくて、これをやめさせる、リストをなくすことは本当に大事だと思うんです。そういう観点に立つべきだと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 要望を受けての国の考え方ですが、今現在、具体的な考え方は示されていません。

来年から償還期限を迎える分が償還が始まるわけですが、制度の趣旨から考えて、厳しく取り立てるといえるものでは基本あり得ないと思っております。基本的に安定した生活が送れるように、生活再建の視点に立った、そういう運用がなされるのではないかと期待しています。

それから、国立病院のリストについては、これはさきほど申したように、あくまでも地域において公立病院の機能の役割分担を議論するための材料ということで、これを再編、統合しろと言っているわけではないと国が言っている以上、それを撤回しろというのもどうかと考えています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 国がそう言っているから撤回しないではなくて、積極的に県として、やっぱりこれだけの公立病院が頑張ってきたわけだから必要というのは認識しているでしょう。だから、リストに載せるのではなくて、これを十分応援なさいたいという立場にぜひ立っていただきたい。国が言うのではなくて、これは積極的に行政として動いてほしいですね。それを要望しておきます。

次は、日出生台での米海兵隊演習についてです。

4月16日から27日まで米海兵隊による日出生台演習場で第15回目となる軍事演習が実施されました。今回の砲撃数は、平和委員会調べでは昼間1,148発、夜間343発で、白リン弾も60発含まれていました。朝は午前7時過ぎから午後8時59分38秒など協定ぎりぎりまで訓練を行いました。今回はこれまでの訓練とは違い異例づくめでした。過去最大となる砲門10門、隊員320人、ハイマースという高機動ロケット砲システムの導入やドローンの使用。そして何と云っても、情報の徹底的な秘匿とブリーフィングの未開催、隊員の事前通告なしの外出などなど、枚挙にいとまがないくらいあげることができます。

県としては3月25日に、防衛大臣等に対し、6項目の要望をあげています。しかし、早期かつ適切な情報開示など求めています。全くこれが実行されなかったということではありませんか。知事もコメントとして、県民の安全確保や不安解消に向けて万全を記していくと述べていますが、県の要望も受け入れられないような演習は即刻中止を求めるのが当然ですが、答弁を求めます。



また、今回の情報非公表に対して、5月23日に日出生台での米軍演習に反対する大分県各界連絡会と地元有志の皆さんと、情報公開の実施、海兵隊員の外出について、ハイマースやドローンなど新たな兵器の使用中止、兵器等の情報を地元住民へ情報公開することなど4点にわたって、防衛省とオンライン要請を行いました。これらの回答については、米軍の行動予定を公表することは安全に関わること、ブリーフィングについては日米間の調整がつかなかったため、隊員の外出制限はかけていなかったなどと回答しました。地元無視の訓練強行について、一体どこの国の防衛省か、住民の安全より海兵隊の安全を優先するのかなど住民の皆さんからも怒りの声が上がっていました。また5月31日に、地元のローカルネット大分・日出生台の皆さんが県に来年度以降の訓練の縮小、廃止を求め、自由な外出を許さないことなどの申入れを行っています。

今回の問題は、先日の日米首脳会談の共同声明として、アメリカから言われるままに軍事予算の増額を国会にも諮らず公約として掲げた日本政府の卑屈な姿勢が、日出生台での米海兵隊の演習で情報の秘匿につながっているものであると言わなければなりません。このような卑屈な防衛省に対し、日本の防衛省として住民の安全を第一に考え行動することや、情報の秘匿は許さず早期の公開を県として求めるべきです。あわせて答弁を求めます。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 日出生台での海兵隊演習について御質問いただきました。

日出生台演習場での沖縄県道104号線超え実弾射撃訓練は、日米安全保障体制の枠組みの中で、沖縄の基地負担軽減のため、苦渋の決断をして受け入れたものです。

本訓練に対する県の基本的なスタンスは、将来にわたっての縮小・廃止であり、訓練が恒常化されることはあってはならないと考えています。

このことは、私自身も防衛大臣等に対し、あらゆる機会を捉えて要請しており、県と地元市

町で構成する四者協においても、訓練が実施されるたびに国に要請してきたところです。

一方で、ロシアによる無法なウクライナ侵略や北朝鮮による弾道ミサイルの発射など、現下の国際情勢は大変厳しい状況になっています。

加えて、昨今、サイバーテロなど情報に関する様々な問題が世界中で起こっています。

このような際には、やはり世界に展開しているアメリカとして、情報管理に厳しくなることは分からないでもありません。かつて、イラク戦争の際にも同じような状況がありましたが、現況はそれ以上の緊張感があるのではないかと考えています。

しかしながら、ブリーフィングへの米軍担当者の欠席と訓練公開の中止は、明らかに情報開示の後退であり、県から即日、九州防衛局に強く抗議し、遺憾の意を伝えたとところです。

訓練の受入れにあたっては、県民の不安解消と安全確保が図られることが最も重要であると認識しています。このため、県では全国で唯一、国と日出生台演習場での米軍使用に関する協定や確認書を取り交わし、国に誠意を持って措置するよう求めています。

今後とも地元市町と連携し、九州防衛局に対し、県民の不安解消と安全確保のため、米軍使用に関する協定や確認書の遵守、早期の情報開示に真摯に取り組むよう強く求めていきます。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 今回ののは、正に情報開示秘匿という状況だと思うんですね。しかし、いくらウクライナ情勢、又は北朝鮮情勢があったとしても、やはり実際にそこで訓練して、仮に何かあれば被害を受けるのは大分県民なんですね。大分県民ですよ。だから、そういう状況で、やっぱり県民の方々が安心して、受け入れるのではなくて、安心できるような情報を発信するのは行政側として絶対しなければならない。絶対抗議しなければならない。そういういろんな世界情勢があるから分からなくもないという中途半端なことではなくて、やっぱり悪いんだと知事として正確に言わなければならないと私は思いますよ。それが県民の安全を守ると思います。

実際に大分、別府とか湯布院、いろいろ米海兵隊出たでしょう。今までは九州防衛局の職員がついて回ったりしたんですが、今度は全く野放しですよ。そういう状況の中で、県としてもそういうことをつかんでいたと思うんですよ。そういう問題についても何で国に対してもっと厳しく言わないのか、本当に私は不思議でなりません。

大分県民を守るための立場としてそれをやっていただきたいと思います、そこら辺はいかがでしょうか。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 県民の安全・安心を守るために協定を結び、そして、その遵守を常に強く求めています。

今回について、ぜひ情報開示については前広に我々が要求していましたが、それが守られなかった、無視されたということで極めて遺憾であるということを直ちに抗議して、ぜひこれからも守ってもらうようにということで話をしています。そのことについては、防衛省も我々のこれまでの主張についてよく理解しており、アメリカに対して強く話をいただいている状況です。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 本来言えば、将来的に縮小、廃止ではなくて、本来こういう問題があれば、すぐ廃止と言うべきだと私は思います。

特に日米の地位協定の問題、これは非常に、地位協定、安保条約があるからという言葉は枕詞のように使ってしまうんですが、実際には日米地位協定は70年ですからね。全国知事会もその地位協定の改訂を要求していたでしょう。

沖縄は17項目にわたって、地位協定の中の特に情報の問題、早急に情報を提供しなさいということの地位協定の改訂を求めているわけですね。僕はそこをぜひ大分県知事としても全国知事会の一員としてバックアップしていただく、そういう立場にぜひ立っていただきたいんですが、そこら辺はどうでしょうか。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** もちろん、この演習は日米安全保障

体制の枠組みの中で行われるものだという事ですから、地位協定が適用されるわけですが、その地位協定自身が沖縄のいろんな負担の原因になっていることもあるし、全国知事会として地位協定の見直しを求めているわけで、そのことについてはもちろん前提として我々は常に要求しています。

しかしながら、申したいことは、要するに堤議員は今後協定が守られなければ演習そのものを廃止してもらいたいことも大事ではないかという話ですが、それができるぐらいなら心配、苦労はありませんで、もっと大事なことは、日米安全保障体制の枠組みの中でこれが行われている。県民の命を守ることも大事ですが、日本の安全保障を維持していくということもこの演習の使命の中にあるわけですから、そこを我々は考えなければいけないということもあるわけです。それはぜひ御理解いただきたいと思います。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** それは理解できないです。日米安保条約そのものは、やはりいろんな問題があって、日米地位協定の問題なんですよ。日米安保条約ではどこに行ったら米軍基地の建設ができる、どこに行ったら演習ができる、そういうものが日米安保条約の問題なんですよ。だから、そういう点で日米地位協定というのは、ただ、あの中には別に、情報を秘匿していいとか、情報を言わなくていいとか、もともと行政協定の中には日本の関与もちゃんと入っていくよと、当初は協定の中にあっただけです。それがだんだん日米合同委員会の中でなくなってしまって今のような状況になってしまったという問題点もありますから。

だから、そういう点では日米地位協定だけではなくて、日米安保条約第10条で、相手に通告すればこれはすぐなくなることができるわけですから、そういう条約に縛られるのではなくて、やっぱり県民のことを第一に考えてやるべきだと私は思います。答弁しますか。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 条約に縛られると言ったわけではありません。我々はつとに申しているように、こ

の演習については自衛隊や防衛省との間に協定があって、それをちゃんと遵守してもらわなければならない。だから、我々も長期的には縮小、廃止だということについても主張して、そのことについてもずっと守ってもらわなければならないということを中心として主張しています。決して安保条約だけでやっているわけではありません。

ですから、この問題は、安保条約で日本の安全を守るという面と、それから、いろんな協定でとにかく県民の安全・安心を守っていく、両面を我々は主張しなければならないと思っています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 日米安保条約は、日本を守るという条約ではないですよ。あの中身をよく見ると、そういういろんな問題がありますから。米海兵隊の編成軍団を見れば分かる。宇宙航空団とか海外遠征団とか、そういう遠征するための部隊が海兵隊として生きているわけです、実際には。海兵隊として当然書いていないが、日本の国を守るという、そういう規定そのものはないわけですからね。

そういう点では、私がさきほどから言っているように、きちっと相手に対して、国に対して、ちゃんと協定を守っていないのだから、もうやめなさいという立場に立っていただきたいということを強く求めたいと思います。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 私どもはその考えは取りません。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 将来にわたって廃止、縮小を求めるんでしょう。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 揚げ足を取るような議論はやめてもらいたいと思います。私が当初言っていることは、日米安全保障条約等に基づく日本の安全保障と、それからもう一つは、実際に演習場を提供する大分県民の安全・安心を守るためのいろんな取決め、この両方をしっかり守ってもらわなければならない。これを主張しますよということをお願いしています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 日米安保条約をメインにしてしまうと、県民の安全というのはないがしろになってしまうんですよ、基本的には。だから、私たちは日米安保条約を将来的には廃止すべきだと。そのためには米軍演習の廃止を求めるということは強く要望して、次に行かないと時間がありませんので、次に行きます。私の時間はあと6分です。

では、大分県農業の振興策について伺います。

国は、国連が第2次世界大戦以降最悪の食糧危機との警鐘を慣らす下で、暴落する米価に対する施策をまともに取ろうとしない上に、水田活用交付金の見直しという名の削減策を行おうとしています。国の食料自給率は37%に下落し、県の食料自給率も2018年度の47%から2019年度42%へ下落しています。県の基幹産業である農林水産業の発展を本気になって取り組むときです。そこで、以下の2点について答弁を求めます。

米の需要減への対応について。

農業を営んでいる農業経営体数は全国的にも減少しています。2020年農業センサスでは、大分県でも2015年では2万5,416経営体であったのが、2020年では6,283経営体が減り、1万9,133となっています。耕地についても減少しています。これらは耕作放棄地が広がっていることを意味します。中でも水稻の経営耕地は、この5年間で3,315ヘクタールの減少となっています。これはやはり人と農地の両面で弱体化が加速し、崩壊が広がっていることを示しています。

さらに、コロナによる米需要の低減などによって米価が2年前に比べて2割も低下しています。加えて、ロシアのウクライナ侵略戦争の影響で、輸入飼料が2倍になっている商品もあり、農業を諦める農家も今後出てくる可能性もあります。

政府はコロナによる需要減に相当する15万トンの特別枠を設け、販売環境を整備したと言いますが、21年産の米価が今でも下がり続けているように何の効果も発揮していないのが実態です。その一方で、ミニマムアクセス米の7

7万トンには手を着けようとはしていません。外国産を買うのではなくて国内で米価低迷に苦しんでいる農民から購入するのが政府の役割ではありませんか。国に余剰米の購入を拡大するよう求めるのが、大分県として県内農業を守り発展させることになります。この立場を取るかどうか、答弁を求めます。

次に、水田活用の直接支払交付金の見直しについてです。

政府は昨年末に水田活用の直接支払交付金の見直しを示しました。現状の水田活用交付金は、水田に主食用米以外の作物を転作した場合、10アール当たり麦、大豆、飼料作物で3万5千円、そば、菜種で2万円など、作物や面積に応じて農家に助成金を支払ってきました。これを、今後5年間一度も米を作らなかった水田は対象としない方針、多年生牧草での転作は今年から大幅にカットするなどというものです。

これまで農家は、国の減反政策によって本当に頑張ってきました。こういうふうなカットの状況では、なかなか第一次産業を発展させることにはつながりません。今回の見直しによって県農業に与える影響、補助金削減はどれくらいになるのでしょうか、答弁を求めます。

あわせて、水田活用の直接支払交付金の見直しは撤回するよう国に求めるべきですが、答弁を求めます。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 米の需要減への対応について御質問いただきました。

国は、貿易自由化に伴う国際的な協定に基づき、ミニマムアクセス米を輸入するとともに、災害等に備え、政府備蓄米として国産米を購入しています。

一方、近年の食生活の多様化により、米の需要量が年間10万トンペースで減少する中、本県農業が成長産業として発展し、農家の所得向上を図るためには、単に余剰米への支援ではなくて、構造改革が急務です。

このため本県では、米の需給調整として国が示す生産の目安より、さらに作付面積を削減し、水田の畑地化を加速しています。

先日、国東市で水田畑地化による大規模な小ねぎ栽培に加え、約100ヘクタールの農地を預かり、地域の担い手として活躍する生産者のお話を伺いました。

地域の生産活動を維持するため、小ねぎでしっかりと収益を確保するとともに、水田についても、主食用米だけではなくて需要のある飼料米や大豆を作付けするなど、経営力の高さに感心しました。

農業を取り巻く環境は厳しい状況ですが、このような抜本的な構造改革に基づく総合的な取組により、もうかる農業を実現させ、長きにわたって経営継承できる生産者を育成していくことが重要であると考えています。

その他の御質問については、部長からお答えします。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 水田活用直接支払交付金の見直しについてお答えします。

今回の見直しによる影響額については、詳細が明確でない部分が多いため、正確には把握できませんが、例えば見直しの対象となっている飼料米等の複数年契約にかかる加算額の令和3年実績については、約1億8千万円となっています。

この見直しの主たる目的ですが、国産需要が高まっている作物への転換など畑地化を促すものであり、畑地化を推進する本県としても、ある程度理解できるものと考えています。

とはいえ、5年に1度の水張り要件の方針については、十分に現状を把握したのではなく、国もこれから5年間かけて現場の課題、影響を把握、検証するとしています。

県としても、今後とも現場の課題、影響について広く意見を収集し、国につなげていくとともに、引き続き動向を注視していきたいと考えています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** これは水田活用交付金について、今ちょうど4月か7月に現場の課題を調査するということが来ていると思うんですが、5月に中間的に締め切って、まとめた課題を示すとなって

いますが、大分県の今現在の状況は分かりませんか。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 今、中間として影響で国に申している分は、例えば災害が起こったときに、災害の復旧までに時間がかかるものはどうするのかとか、そういうことを主な内容としてあげています。今、5年間をしないことの影響ということで、いろんなことを皆さんからお聞きして、国にあげていきたいと思っています。

基本的には、水田畑地化、もうかる農業として、この交付金自体も畑地化に向けての見直しを促進する交付金と考えているので、そういった形で使われるような形の見直しにしていきたいと考えています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 国は減反政策の中でこういう畑地化を進めて、県としてもそうやってきたというところで、土地ではしごを外すようなやり方は絶対よくないと思うので、ぜひこれは国について強く問題点を。

私も農林水産委員会の中でいろいろ視察で回ったときにそういう話を聞きました、やっぱり不安であると。実際にされている方々の不安を解消していくことが大事だと思いますから、その点はくれぐれもよく意見を聞きながら、国に対して問題提起していただきたいと思います。

それでは最後に、マイナンバー制度についてです。

国はマイナンバーカード取得率を向上させようと、今年9月末までの申請者に健康保険証や交付金受取口座のひも付けで2万ポイントを付与するという施策を進めています。コロナ禍で苦しんでいる住民への給付金事業の強化ではなくて、ポイントを付与するという、税金を餌にして取得率を向上させるというやり方に怒りすら覚えます。今年4月30日時点の大分県の申請率は50.67%、交付率は44.24%となっています。県民は、情報漏えいや自分の情報が何に使われるのか不明であることや、プロフィールの不安など、政府や制度に対する不信から取組が進んでいないのが実態です。

国はこのように遅々として進まない普及について、デジタル田園都市国家構想基本方針では、マイナンバーカードの利用拡大として、オンライン市役所サービスや図書館カードなどと一体化した市民カード化、民間ビジネスでの活用促進などがうたわれています。住民の利便性向上と言いながら、結局は、民間のビジネスチャンスの拡大に利用する姿勢です。自分たちの個人情報がどのように使用されるのかも分からず、情報流出事件が相次ぐ中、拙速なマイナンバーカード普及はやめるべきであり、住民の不安にまず応えていくことが先決だと思います。答弁を求めます。

**古手川副議長** 和田総務部長。

**和田総務部長** マイナンバー制度についてお答えします。

マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するために必要な社会基盤であると考えています。

マイナンバーカードは、行政手続等で本人確認に使えるほか、コンビニでの住民票の取得や健康保険証としての利用をはじめ様々な行政サービスが受けられるなど、国民の利便性向上に資するものです。その取得については、引き続き推進していく必要があると考えています。

マイナンバーに関する個人情報のセキュリティ対策については、制度面、システム面からしっかりと保護措置が講じられています。

制度面では、マイナンバーの提供を受ける際は、なりすましを防ぐため、本人確認を義務付けているほか、マイナンバーの利用履歴をマイナポータルで確認できるようにし、不正利用を防止しています。

システム面では、個人情報を一元的に管理せずに行行政機関等で分散管理し、情報連携に際しては、マイナンバーを直接用いないことにより、芋づる式に情報が漏えいしない仕組みを構築しています。

今後ともマイナンバー制度の意義や安全性について、住民の皆様に正確に理解いただけるよう、周知、広報に努めていきます。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** デジタル化というのは結局中身が見えないわけですよ。どんな情報が入っているのかわからないんですよ。不可視性というものですよね。ブラックボックス化するものだからこそ非常に不安なわけですよ。自分の情報がどんなものが入っているのか全くわからないわけです。

だから、そういう不安、正にそれが今いろんなところでプロファイリングという問題が出ていますから、そういうことの危険性というのがあるんですよ。そういうのを本当に親切に、こういう危険性はあるんですが、例えば利便性はこうもあるよと言わないと、利便性ばかり主張していて、問題点は全く言わない。それはどう思うの。

**古手川副議長** 和田総務部長。

**和田総務部長** マイナンバーだったり、マイナンバーカードそのものが拡大することによって、いわゆる情報漏えいとか、情報が漏れる心配はないものと認識しているので、そういった点も含めて、しっかりと住民の方に説明していきます。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** マイナンバー制度。

**古手川副議長** 和田総務部長。

**和田総務部長** マイナンバー制度の拡大に伴って情報が漏れるとか、いろんな情報が引き出されるものではないと理解しているので、そういった点も含めて、正確な情報提供に努めていきます。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 以上で質問を終わります。(拍手)

**古手川副議長** 以上で堤栄三君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**古手川副議長** 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

**古手川副議長** 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

**古手川副議長** 本日はこれをもって散会します。  
午後3時7分 散会

## 令和4年第2回大分県議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月21日（火曜日）

## 議事日程第3号

令和4年6月21日

午前10時開議

## 第1 一般質問及び質疑

## 本日の会議に付した案件

## 日程第1 一般質問及び質疑

## 出席議員 43名

議長 御手洗吉生	副議長 古手川正治
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
三浦 正臣	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

## 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治

副知事	黒田 秀郎
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	後藤 豊
労働委員会事務局長	田邊 隆司

午前10時 開議

古手川副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

古手川副議長 本日の議事は、お手元に配付の議事日程第3号により行います。

## 日程第1 一般質問及び質疑

—————→…←—————

古手川副議長 日程第1、第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。高橋肇君。

〔高橋議員登壇〕（拍手）

高橋議員 おはようございます。23番、県民クラブの高橋です。久しぶりにこうした質問の場に立たせていただき、会派の皆さんにお礼を申し上げます。

また、知事をはじめ、執行部の皆さんにはお答えづらい内容もあるかと思いますが、どうか前向きな御回答をいただけるように、よろしくお願ひします。

それでは、早速質問に入ります。

まず、今後の認知症政策についてお尋ねします。

全国的に少子化、高齢化が止まりません。2021年10月1日現在、大分県の65歳以上の人口は37万5,753人で、5年前より1万7,414人も増加しています。65歳以上の人口は、2025年頃をピークに減少に転じると予想されていますが、全体の人口も減少するため、高齢化率は35%近くまで上昇を続ける見込みです。

その高齢者のうち認知症の方が占める割合は、団塊世代が全て75歳以上となる2025年には19.0%、2030年には20.8%と、高齢者の5人に1人以上が認知症になると推計されています。つまり、認知症は誰もが関わる可能性があります。今ここにいる私たちにとっても、やがてはやってくるかもしれない現実です。

しかしながら、認知症に関して私たちは正しく理解しているでしょうか。臼杵市は、九州で初めて認知症に関する条例を2021年9月30日に制定しました。今日、お手元に配付している資料「臼杵市みんなで取り組む認知症条例」は、今年2月に臼杵市が作成した市民向けのパンフレットです。

認知症は誰もが関わる可能性のある身近なものとして、全ての市民が正しい理解と知識を持ち、認知症の人とその家族の視点を大切にすることで、認知症になっても同じ社会で希望を持ち、安心して暮らせる共生のまちづくりを目指すためにこの条例を制定したと記載されており、高齢化社会を見据えた、人にやさしいまちづくりの実現を目指したもので、私もこの理念に共感します。

臼杵市のように、認知症に関する条例を制定している自治体は、今年4月1日現在で全国に1県と17市区町あります。国会でも認知症基

本法案が提出されており、自治体に対し認知症施策に関する計画の策定を促す規定が盛り込まれるようです。

こうした動きを踏まえ、認知症が私たちの身近に存在する今、県でも認知症フレンドリー社会の実現を目指して、条例制定を含めた取組を進めることが大切であると考えます。

折しもコロナ禍において、人との交流機会が減ることにより、認知機能の低下や認知症の悪化が見られたケースが県内でも生じていると聞いており、大変心配しています。こうしたことを踏まえ、高齢化が進展する中での今後の認知症政策について、知事の御見解を伺います。

以降、対面席で質問します。

〔高橋議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの高橋肇君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 高橋肇議員から、今後の認知症政策について御質問いただきました。

認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の方とその御家族が誇りと笑顔で、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける社会を実現していかなければなりません。昨年、臼杵市が制定した認知症条例は、こうした共生のまちづくりを加速するものと、大いに期待しています。

県においても、おおいた高齢者いきいきプランの基本方針の一つに認知症施策の推進を掲げ、次の二つを柱に取組を進めています。

一つは、認知症への理解を深める普及啓発と社会参加の促進です。これまでに約14万6千人を養成している認知症サポーターは、認知症への理解促進や認知症の方の見守りに欠かせない役割を担っています。臼杵市では、小中学生向けの養成講座も開催するなど、市民の約4人に一人がサポーターとして活躍しています。

また、認知症を理解する上で、御本人自らが前向きに生きている姿を積極的に発信していくことは、大変意義があると考えます。認知症の方二人を大分県希望大使に委嘱し、日常活動の様子やメッセージを県の認知症情報サイトで発信するなど、普及啓発に御協力いただい



す。

加えて、認知症の方やその家族が地域とつながる場であるオレンジカフェの取組は、現在、17市町88か所にまで広がっており、会話やレクリエーションなどの交流を通じて、認知症の方の社会参加の機会を提供しています。

第2は認知症予防です。認知症の発症を遅らせ、また、発症後の進行を緩やかにするためには、運動不足の改善や社会参加による孤立の解消などが効果的とされています。

本県では、身近な高齢者サロン等の通いの場の充実に取り組んでおり、その参加率は調査開始以来、8年連続で全国1位を維持しています。

コロナ禍により活動を休止しているところもありますが、ウィズコロナ仕様として、オンラインによる開催方法を紹介した動画の活用や支援員の派遣などを通じ、通いの場の継続を支援しています。

日頃のセルフチェックも重要です。先般、改訂したフレイルチェックシートは、運動・口腔機能や栄養状態、認知機能等を自ら確認できるよう、分かりやすく工夫して、積極的な活用を促しています。

今後とも、認知症の発症を遅らせ、また、認知症になっても地域の一員として、自分らしく生き生きと日常生活を過ごしていただけるような社会の実現に向けて、しっかりと取組を進めていきます。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** ありがとうございます。正に認知症は誰でもなってしまう可能性があるということで、白杵でも認知症に長く取り組まれている、あるお医者様は、今回、コロナのパンデミックで世界は騒いでいるが、現代は認知症パンデミックと言えるのではないかとまで言っています。どうしてもっとそこにみんな目を向けないのかなとおっしゃっていました。

85歳以上の高齢者二人に一人は認知症の可能性があると。特に老年性認知症が今増えていると。これは脳の老化で、予防薬はないということです。そうなれば当然、早期発見、早期治療が必要になると。誰でもなり得るということ

を一般の人はもっと意識してほしいと、認知症への偏見はまだまだ多いとおっしゃっていました。

今、知事から予防という言葉が出ましたが、予防しても認知症にはならないわけではない。逆に、なった人は、あの人は予防していなかったのではないかと、そういう偏見がまだまかり通っているところがあるというお話をされました。

認知症に対して大分県民は、疑ったら悪いですが、県民の方に正しく理解していただける、県民は正しく認知症というものを理解してよと、県としてはそう認識されているのでしょうか、そこを1点お尋ねします。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 認知症に対する県民の理解についてお答えします。

県内では、地域の方の認知症に対する否定的なイメージを気にして、本来、在宅で生活を希望する方がやむなく施設に入所されたという事例を伺っています。

そういう意味では、まだまだ全ての県民が十分に認知症を理解できているとは言い難い状況ではないかと考えています。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** 白杵でもいろいろお話を伺っていると、県も今回の白杵の条例に関わって、いろいろとサポートしてくれたとおっしゃっていました。白杵は今回、この条例までかなり時間をかけ、10年以上こつこつとした取組を続けてきています。

今回、白杵市は認知症条例制定の後、市民の皆さん方に分かりやすく伝えるために、インターネットに動画を配信しています。その中に、認知症にはいろんな種類やいろんな段階があるということ、とても分かりやすく動画に仕込まれています。時間が20分ぐらいだったと思います。特に若年性認知症、これは50代が非常に多く、発見が困難であるとおっしゃっていました。だからこそ、認知症に対する正しい理解と対応ができる、認知症フレンドリー社会の実現が必要ではないかなと思います。

県民、事業者、それから、関係機関、県の行政、それぞれの役割と責務をしっかりと、はっきりさせた上で、今後の高齢化社会、認知症社会に今から対応できる、そういう体制づくりが必要ではないかなと思います。

そういう意味で、大分県においても、早期の条例化を検討されてはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 議員からの認知症フレンドリー社会というお話があり、大変大事なことだなというふうにお答えしました。そしてまた、臼杵市の例を取りながら、条例を考えたらどうだという御提案をいただいたところです。

さきほど申したように、県においては、今、おおいた高齢者いきいきプランの基本方針の一つに認知症施策の推進を入れており、その中で、具体的にいくつかテーマを捉えて、正に認知症フレンドリー社会に向けて取組を進めています。

高橋議員御提案のように、条例を制定して、さらに強力に推進するというのも大変大事な御提案だと思いますが、そういうルールをつくと、そこで何か一つ終わったような気になるので、むしろ、今ある基本方針の中でしっかりとそれを実行しながら、その中身を充実させていきながら、そういう過程の中でさらに必要になってくるというか、もっとそれを定着させるために、大事であれば条例を制定するという順序が、とにかく条例を制定して、それでおしまいということになるよりはよっぽどいいのではないかなと思います、まず、せっかくあげているこのプランに基づき、実態をつくっていききたいと、実態を重ねていききたいと。そして、ここまで来れば、いよいよ次は条例だなという段階になったら、また皆様のお力でしっかりとした条例をつくっていききたいと、そういう段取りがいいのかなと考えています。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** ありがとうございます。やはり条例化となると、では、すぐという話には確かならなないと私も思います。

さきほど言ったように、臼杵も12年間とい

う時間をかけて、今回条例化というところまで行ったと。ただ、なぜ条例をつくったんですかということをお聞きすると、やっぱり条例ができることで、今後、発展的にいろんなことに取り組むことができるとおっしゃいましたので、基本方針に従ってやっていく。その中で、やっぱり過不足な部分が出てくる。きちっとしたルールとか条例があった方がいいということになれば、ぜひそのときは躊躇なく条例化に取り組んでいただきたいということを強くお願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。

日出生台の米軍の実弾射撃訓練についてです。昨日、堤議員からありましたので、私は少し視点を変えた部分で、今回質問します。

今年の米軍海兵隊の実弾射撃訓練は、コロナ禍を挟んで約2年ぶりの訓練となりましたが、以前と比べて異常とも言える事態となりました。

まず、実施時期がこれまで冬季であったものが4月に変更され、それまで地元自治体や報道機関向けに行われていた訓練の公開も一方的に中止されました。地元住民への説明会も開かれはしたものの、米軍側は欠席するなどコミュニケーションを閉ざし、情報開示の大幅な後退となったことは、今後の情報提供に大きな不安を残しました。

また、早朝7時頃から夜9時まで目一杯訓練を行うとともに、155ミリりゅう弾砲の射撃総数も、訓練を監視した市民団体によれば、これまでで最多の1,491発になったとの報道がありました。

さらに今回は、訓練後の米兵が個別に外出することを自由とするところにまで踏み込んできました。九州防衛局職員が同行せず、沖縄同様の自由な外出が日出生地区でも行われることは、治安の面からも住民らの大きな不安でした。

知事は日出生台の米軍実弾射撃訓練について、県の基本スタンスは、将来にわたる縮小・廃止だと述べていますが、これまでの米軍や九州防衛局の対応を見る限り、どのような道筋でそれを実現しようとしているのか、先が見えません。

このような状況の中、日出生地区の人口がこ

の20年間で400人台から200人台へと半減していると地元新聞が報じました。その原因となっているのが、米軍の訓練に伴って導入された国の住宅移転補償措置です。

演習場周辺で移転を希望する住民の民家や田畑を国が税金で買い上げ、国有地化するものですが、買い上げられた土地には防衛省と刻まれた赤い標柱が、まるで墓標のように並んでいました。

また、地元の小学校であった日出生小学校小野原分校も、2021年から休校となってしまいました。学校がなくなり子どもたちがいなくなれば、今後、さらに過疎化が進行するでしょう。

さきの記事の見出しは、「古里がなくなる」でした。このままでは遠くない将来、日出生台には米軍と自衛隊の訓練場しか残らないのではないかと心配になります。

今回の米軍訓練について、県としてどのように総括しているのでしょうか。

また、本年は日出生台演習場の米軍使用に関する協定の更新の時期を迎えます。地区を守り、これ以上の訓練拡大をさせないために、国や米軍に対しどのように取り組む方針であるのか、知事の御見解を伺います。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 日出生台の米軍実弾射撃訓練について御質問いただきました。

日出生台演習場での米軍実弾射撃訓練は、日米安全保障体制の枠組みの中で、政府間の合意に基づいて、沖縄の基地負担軽減のために苦渋の決断で受け入れたものです。苦渋の決断であり、なければならないのが一番いいわけです。

こうした中で、防衛省は本年2月17日に米軍実弾射撃訓練の日程を発表しましたが、本県では初めて第1四半期に実施するとのことでした。県としては、県民の不安解消を図るため、訓練日程は新学期開始時期や連休期間を避けること、感染症防止対策を徹底すること、そして、これまでの協定等を遵守することなどを九州防衛局に強く要請しました。

今回の訓練は、ロシアによる無法なウクライ

ナ侵略や国連決議に違反する北朝鮮による弾道ミサイル発射など、国際的な緊張が高まっている中、行われました。訓練の規模は大きかったものの、人員数、砲門数及び車両数並びに訓練日数や時間等は全て協定の範囲内であり、要請した内容はおおむね配慮され、事故や事件の報告もなく終了しました。

しかしながら、米軍担当者の事前説明への欠席や訓練公開の中止は誠に遺憾であり、直ちに九州防衛局へ強く抗議したところです。

情報開示については、今後も後退がないように粘り強く求めていきます。

米軍の外出については、訓練終了の翌日4月26日に九州防衛局に対し、感染症防止対策の徹底と、協定に基づき、治安・安全対策に責任を持って対応するよう文書で要請しました。九州防衛局は現地対策事務所を増員し、近隣の繁華街を巡回するなど、トラブルの予防等に努めたと聞いています。

もう一つ、本訓練に対する今後の対応についてもお尋ねがありました。

米軍の訓練に対する県の基本的なスタンスは、将来にわたっての訓練の縮小・廃止であり、これまでも国に対して求めてきたものであり、変わりはありません。引き続き国に対して粘り強く、将来にわたる訓練の縮小・廃止を求めていきます。

本県は全国で唯一、国との間で演習場利用の協定を結んでいます。この協定が訓練の拡大抑止や県民の不安解消に一定の効果を上げてきたものと考えています。

こうしたことを踏まえて、引き続き県民の不安解消と安全確保に向け、地元3市町と連携しながら、しっかりと対応していきたいと考えます。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** ありがとうございます。日出生台に住んでいる方々に聞くと、思わずこの2年間は、コロナで訓練がなかったと、非常に静かによかったとおっしゃっていました。日出生台に住む方にとっては、何発撃ったとかなんとかというよりも、やっぱり精神的な不安とか、そういう

ところが大きいと思うんですね。そこに米軍が入ってきて、そして、勝手に外出するとか、そういうことが非常に精神的にも不安になると。日出生台から移転された方は好き好んで外へ出ていったのではないかと思います。やっぱり本当はそこに住みたいんだが、もうたまらないと、国が田畑や家屋を買い上げる今のうちにどこかに行ってしまうかということ、それこそ、そういう方の本当に苦渋の決断で日出生台を離れていったのではないかなと思います。

人が亡くなるとか、そういう自然減少の分は仕方がないと思いますが、そういう形で故郷を離れなければならないというのは、私に言わせれば一つの人災であると思います。

今後、これ以上の訓練拡大は絶対許されるものではないと思うので、そこら辺、県としてもひとつ、言葉がいいかどうか分かりませんが、腹をくくって米軍や九州防衛局と対峙というか、交渉というか、やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 高橋議員言われることはよく理解できます。答弁したように、この日出生台の演習については、日米安全保障体制の枠組みの中で、政府間の合意に基づいて、沖縄の基地負担軽減のために苦渋の決断で受け入れられたという面があります。

しかしながら、実施にあたっては、やっぱり県民の安全・安心を守ることを第一に考えていかなければならないものですから、基本的な考えとして縮小・廃止のお願いをし、そしてまた、その下で協定等も結びながら、できるだけ安全確保のためにやっていくということでやらせていただいているわけです。この考え方に基づいて、しっかりと対応していきます。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** ありがとうございます。縮小・廃止という基本スタンスはぜひ堅持していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

子どもの難病とがん対策をめぐる諸課題について、まず、付添入院について質問します。

小さな子どもが難病治療のために入院する場合、身の回りの世話は病院スタッフが行うため、家族の付添入院は原則必要ないのですが、実際には子どもの心身の安定や治療経過への保護者の不安、あるいは看護師等の不足などの理由により、家族が付添入院するケースが多いそうです。

多くの場合、家族は子どもと同じ病室で、小さな簡易ベッドで手足を折るようにして寝るか、あるいは子どもの隣で添い寝するしかありません。また、付添いの家族への食事はなく、近くのコンビニ等で弁当を買って済ませたり、シャワーも満足に浴びることができないなど、多くの不便を強いられています。

多くの方が泊まり込んで付添入院している現状は、原則付添いを許可しない現在の制度と実態とが合っていないことを明らかにしています。

子どもが入院するとなれば、家族は自らのことは後回しで付き添うので、これらの状況について当事者から改善を求める声は上がりにくいと思いますが、だからこそ、県として現状を把握し、支援する必要があるのではないかと考えます。

難病治療の子どもは入院期間が長くなり、幼い兄弟が家にいる場合は、家族は家と病院と職場の往復で、肉体的、精神的、経済的な負担は小さくありません。患者である子どもも、家に残った子どもも、情緒が不安定になりがちです。

そのような中、島根県では2017年4月に、国や県からの助成を受け、付き添う家族のための宿泊施設「だんだんハウス」がオープンしました。このほか、外食産業の世界的な企業が難病の子どもと家族を支援するため、病院の近くで格安で利用できるファミリーハウスを設置しており、現在、日本には9都道府県に11施設、九州には福岡市にあります。

私は、今回その福岡市の施設を調査させていただきました。そこでは、週末あるいは一定期間、家族が宿泊し、患者の子どもと付き添う親が触れ合う機会を持ち、家族の心の支えや力になっていました。

そこで、お尋ねします。

県として、子どもの付添入院に係る家族負担の現状をどう把握し、どのような支援が必要とお考えでしょうか、福祉保健部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 付添入院についてお答えします。

県では昨年度、入院に至ることの多い小児慢性特定疾病患者の保護者にアンケートを実施しました。それによると、付添入院の際の困り事としては、宿泊費用や宿泊先の確保、きょうだい児の世話に関することなどがあげられており、御苦労されている状況がうかがえます。

そのうち、特に長期入院が多く、保護者負担も大きい小児がん患者の状況を見ると、県内では大半の患者が受診している大分大学医学部附属病院では、安価で宿泊できるファミリーハウスが設置、運営されており、昨年度は31組が延べ82日間利用されています。次いで受診者の多い大分県立病院では、必要に応じて簡易ベッドの無料貸出しや家族控室を利用できる体制を確保しています。また、県外で受診者が多い九州唯一の小児がん拠点病院である九州大学病院では、3か所のファミリーハウスが一般財団法人等によって運営されています。

今後とも、こうした情報をごん相談支援センター等を通じ、しっかりと当事者に届けるとともに、個別の相談にも丁寧に応じることで、病気を持つ子どもと保護者が安心して治療に臨める環境づくりに努めていきます。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** ありがとうございます。非常に身体的、精神的な負担と経済的な負担が大きいという話を聞いています。やっぱり親は自分の子どものことだから、不安や不満とか言うことができないということですが、周りがそれをよしとしてはいけないと思います。

今回、福岡のファミリーハウスに訪れたときに、そこに施設を利用された方が記載していたノートがあります。それを見ると、やはり病院が近くにあるという安心感と、それから、入院していない他の兄弟姉妹も一緒にいられると、

それから、同じような境遇の家族同士の交流が安心とか勇気をもらうと、不安が和らぐ空間であると、そういう意味では精神的支援が最も大きいなと思いました。

その利用者、大分県は長崎、福岡、佐賀に次いで4番目に多いということです。

ぜひ大分県でも島根県でできているようなファミリーハウス、もっと充実できないかなと思います。

このファミリーハウスの設置については、実は2019年第4回定例会の一般質問で、公明党の河野議員から、九州各県や政令市と協力して、ファミリーハウスの共同設置を検討できないかと質問されており、当時の福祉保健部長から、病氣と闘う子どもとその家族の精神的、経済的負担の軽減を図る上で有効な取組と考えるとの積極的な御答弁がありました。

これは要望です。県を越えて受診する患者、例えば、小児がん患者などの場合、家族が宿泊できるファミリーハウスの各県での共同設置の検討も必要ではないかと思うので、引き続き家族のニーズ調査、運営と、それから、活用状況、そういうものの実態把握に努めていただき、一日も早い設置の検討もお願いしたいと思うので、よろしくをお願いします。

関連してですが、子どもの付添入院における教職員の休暇制度についてお尋ねします。

私に相談があった事例の一つお話しします。

ある学校の先生が、お子さんが難病指定を受けて長期入院するというので、介護休暇の申請をされたそうです。しかし、市の教育委員会からは、要件には該当しないということで認められませんでした。仕事を辞めるわけにはいかなないので、勤務後、遠くの病院まで車を運転し、夜は子どもに付き添い病院に泊まり、早朝は、今度は病院から直接学校へ出勤すると、そういう生活を半年近く送ったそうです。もう本当に仕事を辞めようかと思ったほどつらかったそうです。

このような事例は頻繁に発生するものではないと思いますが、教職員が過度に疲労しては、児童生徒、子どもたちに十分に向き合うこ

とは困難だと思います。介護休暇の運用面の見直しなど、柔軟に対応すべきと考えますが、教育長の御見解を伺います。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 介護休暇制度は、職員自らが介護する必要がある場合に、やむを得ず勤務することができない場合の救済制度であり、職員の負担を軽減させることを目的としています。

対象としては、介護対象者の食事や排せつなど身の回りの世話、リハビリのための介助といった、いわゆる直接介護であり、子どもを含め、対象者が入院中の付添いは介護休暇の対象とされていないところです。

休暇制度については、地方公務員法による情勢適応の原則を踏まえ、国や他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう、適正な考慮が払われなければならないこととなっています。

介護や育児と仕事の両立ができる社会体制整備に向け、現在、国レベルで各種法制度が見直されてきていることから、引き続きその動向を注視していきたいと考えます。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** 各種いろんな休暇もあるんですが、さきほど申したように、現在、病院は看護師が非常に不足しています。付添い不要といいながら、実態は親が付き添わなきゃいけないという、その実態を考慮せず、なぜ今回、教育委員会が介護休暇要件に当てはまらないと言うのか。聞いてみると、病院は付添い不要だから認められないと言われたそうですが、教育長、これはどう思いますか。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 介護休暇の制度の考え方は今し方申したとおりですが、親が付き添っている実態があるということは理解できますが、勤務しないことが相当であるかどうかは、職員自らが介護する必要があるか否かで判断することとなっています。現時点では、付添入院は職員自らが介護する必要にはあたらないとされているので、休暇は認められないと考えています。

引き続き国や他の地方公共団体の状況等について注視していきます。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** そこが現実とちょっと違うのではないかなと思うんですね。こういう子どもの長期入院に対応した休暇制度は、私も見た限りでは介護休暇にないんですね。

今回は子どもが難病指定を受けたということですが、例えば、子どもが不慮の大きな事故に遭って、2か月、3か月入院を緊急にしなければいけない場合だって起こり得るわけで、そういう場合に対応できるような制度がないということは、私はいかがなものかなと思うので、ぜひ改善の検討を早急に行っていただきたいということを強く要望します。よろしくをお願いします。

では、3番目に子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の再開についてお尋ねします。

子宮頸がんワクチン、いわゆるHPVワクチンは、2013年4月から予防接種法による定期接種となりましたが、ワクチン接種との因果関係が否定できない持続的副作用が見られるようになったため、これまで積極的勧奨は差し控えられてきました。しかし、今年4月より積極的勧奨が再開され、加えて、差し控え期間に接種機会を逃した方に対しては、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行う、いわゆるキャッチアップ接種も開始されました。

積極的勧奨が差し控えられた背景には、接種後の深刻な副作用がありました。患者の中には、その後の進路や生活を大きく変えざるを得なくなった女性たちもいます。今現在も苦しんでいらっしゃる方もいます。そのような方々は、今回の積極的勧奨の再開をどのように思っているのでしょうか。

国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとしていた政府が積極的勧奨に転換したというのであれば、その適切な情報提供はなされているのでしょうか。子宮頸がんは本当に増えているのか、副作用の症状やその頻度、その後の経過などはどうなっているのでしょうか。私にはまだ不安を解消できるだけの情報が明らかになっているとは

思えません。

また、もう一つ心配なことがあります。ワクチン接種の勧奨が学校を通して行われると、保護者は学校が勧めるものだから問題ないと、判断を学校に任せてしまう危険があります。学校現場とは切り離し、市町村から直接正確な情報とともにお知らせすべきと考えます。

子ども本人と保護者と医師などで十分に協議の上、接種を希望する人には安心して接種できる体制を整え、また、接種を希望しない人には、それもよしとする趣旨を徹底することが大切ではないかと考えます。

HPVワクチン接種の積極的勧奨の再開に対する県の取組について伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の再開についてお答えします。

国内の子宮頸がんのここ数年の罹患者数は、年間約1万1千人で推移しています。県内では、平成30年に123人罹患し、50歳未満の女性のがんでは3番目に多く、死亡者は25人です。

これまでワクチンの副反応疑いは8件報告されていますが、健康被害として認定されたものはありません。最新の知見では、1万人が接種を受けると、受けなければ発症していたはずの約70人の発症を予防し、約20人の命が救われると試算されています。

一方で、副反応の頻度は1万人当たり10人、そのうち重篤者は6人となっており、接種の有効性が副反応のリスクを明らかに上回っていると認められ、今般、積極的勧奨が再開されたところです。

なお、HPVワクチンを含む全ての予防接種は、学校を経由することなく、市町村から対象者に直接接種券を送付しており、接種の効果やリスクを記載したリーフレットも同封するなど、正確な情報提供に努めています。

また、県では副反応等の相談窓口や医療提供体制の整備に加え、キャッチアップ対象者を含めた接種体制の確保や、接種の判断材料となる情報をホームページで発信しています。

引き続き希望者が安心して接種できるよう、市町村や医療機関と緊密に連携を図ります。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** ありがとうございます。もう一回確認させてください。

国は積極的推奨としていますが、ワクチン接種はあくまで希望制であって、強制するものではないということによいのか。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 予防接種法では努力義務とされており、接種を希望しない方に強制されるものではありません。国が作成しているリーフレットの中にも、希望する方に対してと、その旨が記載されています。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** ありがとうございます。それと、前回は学校現場を通してビラ等が配られて、推奨が行われたと聞いていますし、今回も既に学校を使って接種を勧めている自治体もあると聞いていますが、そこら辺はどうですか。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 私どもが市町村に照会をかけたところ、市町村から直接対象者に接種券、あるいはさきほど説明したリーフレット等の資料を送付していると認識しています。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** 学校は教育を行う場であって、医療を勧める場ではないことは確認しておきたいと思います。子どもがいるから学校を使うというのは、私はいかがなものかと思うので、そこら辺をきちっとしていただきたいと、それはお願いです。

それでは最後に、多様性を認め合う教育の推進についてお尋ねします。

まず、県立高等学校の制服についてです。

学校現場の当たり前が見直される動きが進んでいます。その一つが制服です。小学校では、かつて制服だった学校もありますが、随分早くに私服へと見直され、一部の中学校では私服での登校日を設けたり、性別に関係のない標準服の導入が始まっています。制服がよいのか、私服がよいのかについては、それぞれ賛否があり、

どちらがよいというものではないと思いますが、周りの大人がルールで縛るのではなく、子どもたちが自分で考え、自分たちで選び、互いの違いも認め合うことが、これからの社会を生きていく上で重要ではないでしょうか。

ところで、県立高校の制服についても、かつての男子は詰め襟、女子はセーラー服にスカートといった形から、ブレザーや、女子もスラックスを選択できる学校が増えているようです。私はそこからさらに一步踏み込んで、制服と私服のどちらも選択できるようにしてはどうかと思います。

昨年度から全ての全日制高校で、生徒と校則について協議する場が設けられていますが、制服についても、機能性や安全性、防寒、防犯、価格等を考慮し、制服と私服を選択できる学校があってもよいのではないかと思います。もちろん、生徒や保護者の意見や要望を尊重した上で、学校現場で判断することが望ましいと思いますが、県立高等学校の制服について教育長の見解を伺います。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 現在、県立高等学校において、私服を認めているのは定時制の4課程のみですが、全日制の課程においても、学校行事等の際に、制服以外の服装を許可している場合があります。

女子の制服については、機能性や安全性、防寒、防犯の観点から、スカートに加え、スラックスを選択できるようにしている学校が27校、今後の導入を検討している学校も10校あるところです。

昨年度、高等学校においては、頭髮に関する事など、生徒からの要望を基に、生徒と学校が校則の様々な項目について意見を交わしており、その結果、29校が校則の見直しを行ったところです。

今年度も全ての学校において、この取組を継続していくことで、生徒と学校がしっかりと話し合い、生徒の主体性を培うことが重要だと考えます。

私服登校の許可についても、生徒の実情や時代の進展等を踏まえ、その必要性や妥当性を学

校と生徒、保護者が話し合っていくことが大切だと考えます。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** ありがとうございます。各高校の制服には、それぞれの伝統や歴史があることも十分承知の上で今回の提起をしています。

さきほど教育長が言われたように、校則も時代の中で合わなくなって、見直しが進められてきています。多様性を認め合う時代の流れの中で、制服についても、もっと緩やかになってもよいのではないかなと私は思います。

昨日、私が地元に戻る途中、夕方でしたが、大雨が降り始めました。雨の中、傘を持たない子どもたちがいて、制服はびしょ濡れで帰っていました。これから帰って、あの制服を乾かすのかな、洗濯して乾かして間に合うのかなと思いました。値段も安くなく、着替え用にそう何着も購入できない。体も成長期で、経済的にも衛生的にも、やはり制服というのはいかなるものかなと思う部分もあります。今後の検討をお願いしたいと思いますし、その際には子どもたち、保護者の意見、そういうものを大切にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

では最後に、特別支援教育についてお尋ねします。

昨年の第3回定例会の一般質問でもお尋ねしましたが、発達障がい、あるいはそれが疑われる子どもたちの数が、ここ5年ほどの間に倍にも増えているというお話をしました。実際の学校現場を見ても、支援学級が適当と思われる子どもたちが全校児童の1割ほどにも上ると聞いています。

保護者の意識も変化し、かつては我が子には支援学級が適当だとしても、それを認めないとか、また、望まないという家庭が多かったのですが、今はむしろ少人数で手厚い指導を受けられるということで、希望する保護者も増えていると聞いています。

昨年の教育長の答弁では、特別支援学級などの設置要求に可能な限り応えるとともに、それぞれの学びの場における特別支援教育の専門性



の向上を図るといふ力強い答弁をいただきましたが、その後、子どもたちへの教育的支援の状況はどのように改善されているのでしょうか。

具体的に言えば、特別支援学級は必要数を満たしているのでしょうか。また、教職員全体が人員不足の中で、特別支援の教育に必要な専門性を身に付けた教職員は足りているのでしょうか。これらの現状と課題をどのように分析し、その上で支援の充実に向けて、具体的にこれからどう取り組むのか、教育長の見解を伺います。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 小中学校の特別支援学級数は、令和4年5月現在、745学級設置しており、この5年間で183学級増加しています。毎年、設置要求に対して、可能な限り応えています。

特別支援学級数の増加に伴い、特別支援教育未経験者が担任するケースが増加し、今年度177人、割合にして23.5%となっており、専門性を早急に高める必要があると考えます。

教員の専門性の向上に向けては、これまで特別支援学級及び通級指導教室経営の手引きを市町村教委に示し、活用を促すとともに、特別支援学校のコーディネーターによる巡回相談を行ってきたところです。

また、教育センター等では、学級担当教員を対象にした研修を実施し、実践的指導力の向上も図ってきたところです。

子どもたちのニーズにきめ細かに対応できるよう、特別支援教育未経験者の増加も踏まえ、今年度、研修内容や方法を改善し、特別支援学級担当者等の専門性の向上を図っていきます。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** ありがとうございます。これからも支援が必要な子どもたちは増えてくる可能性は高いと思います。その子たちを大切にすることは、多様性を認め合う教育の原点だと私は思っています。特別支援学級がその必要数を満たすために、ぜひ特別支援教育の専門性を身に付けた教職員の充実を切にお願いしたいと思います。

ただ、現場はその子どもたちに手を差し伸べる時間がないほどに、今いろいろなことが入ってきて、非常に忙しい状況になっています。

ちょっと話は変わりますが、今の過酷な働き方を一刻も早く改善して、若い人たちが教育の現場を職場として選びたいようになるようにしないと、大分県の教育の将来は先細になると思います。魅力のある教育職場にするために、教育長、どのように取り組んでいきますか。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 教育委員会ではこれまでも、学校現場での教職員の負担軽減に向けた取組を進め、業務改善を図ってきました。今年度もコロナ禍の中、スクールサポートスタッフを活用して、教室の換気や消毒など、感染症対策に係る教員の業務支援に取り組んでいます。

市町村教育委員会とも連携し、引き続き魅力のある教育職場づくりに向けて、教職員の働き方改革を一層推進していきます。

**古手川副議長** 高橋肇君。

**高橋議員** ありがとうございます。ぜひ実効性のある取組を切にお願いして、ちょうど時間になるので、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**古手川副議長** 以上で高橋肇君の質問及び答弁は終わりました。阿部長夫君。

〔阿部（長）議員登壇〕（拍手）

**阿部（長）議員** 皆さんおはようございます。6番、自由民主党、阿部長夫です。本日はこの質問の機会をいただいた先輩、同僚議員の皆様方に感謝します。

また、杵築市から傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

早速質問に入ります。知事以下、執行部の皆さんよろしくお祈いします。

初めに、原油価格及び物価等の高騰対策についてお尋ねします。

初めに、県経済への影響と対策についてです。

新型コロナウイルスが令和2年3月に県内で初めて感染が確認されて以降、2年以上猛威を振るい続け、県経済に対して大きな影響を与えてきました。県では、中小企業・小規模事業者応援金や事業継続支援金など、各種の支援策を講じていただき、このコロナ禍を何とか乗り越えようと取り組んできたことと思います。

そのような中、今年のゴールデンウィークは久しぶりに全国的にも行動制限のない年でした。県が発表したゴールデンウィーク観光動向調査結果によると、観光・宿泊施設、交通機関ともに利用者が昨年度に比べ大幅に増加し、コロナ禍前の水準には届かないものの、県経済の再活性化に向けた兆しが見えてきました。

ところが、現下の情勢に暗い影を落としているのが、原油価格や物価の高騰です。長引くコロナ禍やウクライナ情勢により原油や穀物等の国際価格は高い水準で推移しています。また、我が国は多くの原材料を輸入に頼っており、円安の進行がさらなる輸入物価の上昇を招いています。日本銀行の企業物価指数5月分によると、前年同月比で約9%増加、15か月連続して増加しており、正に企業への影響が懸念されます。

個人消費についても、総務省の家計調査では令和3年度は前年度を1.6%上回り、4年ぶりにプラスとなったものの、コロナ禍前の水準に達しませんでした。物価上昇は今後、個人消費にも影響を与えるものと思われ、今後の経済情勢には注意が必要です。

本県の情勢を見てみると、日本銀行大分支店によれば、県内の景気は、一部に弱さが残るものの緩やかに持ち直しているとされていますが、先行きについては新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢が、家計の消費マインド及び企業の収益動向、資金調達環境、経営行動に与える影響などに注視していく必要があるとされています。中小企業、小規模事業者が大勢を占める本県においては、原油価格や物価の変動の影響を大きく受けることになり、県経済を下押しするリスクであると懸念しています。

本年1月の帝国データバンク大分支店の調査によると、原材料の不足や高騰の影響があると答えた県内企業は71.3%、このうち価格転嫁が全くできていないと答えた企業は33.3%に上っており、回答した県内企業の3社に1社が原材料の不足、高騰に伴う仕入価格の上昇を価格に転嫁できていない状況がうかがえます。その調査結果を掲載した新聞報道によると、下請の立場にある中小企業ほど、原材料の高騰分

を自社の商品、サービスに上乗せしにくい傾向にあるとされています。原油価格や物価の変動が県内企業に影響を与えていることがうかがえます。

そのような中、政府は4月26日にコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を決定しました。原油高騰対策やエネルギー・原材料・食料等安定供給対策など、正にこの状況を捉えた対策であると思います。内容を見ていくと、原油価格高騰対策として、石油元売への補助金の引上げや、漁業、農林業、運輸業、生活衛生業など業種別の対策、原材料の安定供給対策として、サプライチェーンの強靱化などが盛り込まれています。

短期的には緊急対策により対応が可能ですが、長期的な視点に立ち、企業がDX化により生産性を向上させ、また、省エネ設備の導入によるエネルギーコストの削減に取り組むなど、企業の生産力、経営力を強化していく必要があると思います。

また、影響があるのは企業や事業者だけではありません。物価高騰により、個人消費の落込みも懸念されます。

そこで、伺います。原油価格や物価の高騰を踏まえ、県内企業、特に中小企業、小規模事業者、そして消費者への影響をどのように分析し、また、その状況を踏まえ今後どのように対策を講じていくのか、知事の見解を伺います。

次に、燃油高騰による農林水産業への影響について伺います。

昨年第4回定例会でも質問しましたが、燃油価格は依然として高騰しており、農林水産省の農業物価統計調査によれば、昨年12月時点で1リットル当たり103.5円であったA重油価格は、本年4月時点では110.9円となっています。昨年4月の89.6円と比べると21.3円、率にして2割以上上昇している状況であり、昨今の世界情勢等を踏まえると、さらなる高騰、そして長期化も懸念されます。

燃油高騰が経営に与える影響は事業者によって差異があると思いますが、例えば、かんきつ類のハウス栽培などの施設園芸では、生産原価

に占める燃料費の割合が高く、燃油価格の高止まりは経営を圧迫し、大きく変動する価格は経営を不安定にしかねません。

そこで、省エネ機器の導入等により燃油への依存度を下げるなど、今後も長期的な視点に立ち、燃油価格の変動に左右されにくい足腰の強い経営体を育成する必要があると考えますが、農林水産部長の見解を伺います。

次に、トラック運送における燃油高騰対策について伺います。

燃油高騰の影響はトラック運輸業界にも波及しています。本来は荷主への価格転嫁を可能とする燃料サーチャージ制度が用意されているところですが、なかなか価格転嫁が進んでいないようです。これでは我が国の流通が機能不全に陥ってしまいます。

もちろん価格転嫁を行えば物価上昇にもつながりますが、適正な価格転嫁が図れる取引環境を構築できるように県としても働きかけを強化していくべきと考えます。

今回の補正予算においても貨物自動車運送業取引環境緊急調査事業が盛り込まれていますが、燃油価格高騰下における取引の適正化に向け、荷主に対してもトラック運送業者に対しても、燃料サーチャージ制度の理解と導入を促進していく必要があると考えますが、本県の取組につき、企画振興部長の見解を伺います。

〔阿部（長）対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの阿部長夫君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** ただいま阿部長夫議員から、最近の物価高騰について種々御質問を賜りました。

まず、私から最近の物価高の県経済の影響と対策についてお答えします。

企業物価指数は、年明け以降、前年同月比で10%近く上昇している一方、4月時点の消費者物価指数は2.1%の上昇と、企業物価とは大きく乖離しています。これは企業が上昇分のコストなどを価格転嫁できずに、自社で吸収しているせいだと考えられます。

物価上昇は、本来、価格転嫁により対応すべ

きものであり、現在のような急激な高騰には公的資金を投入しながらも、その先には適度の物価上昇を前提に価格転嫁の流れをつくり出すことが重要です。

国においては、原油価格・物価高騰等総合緊急対策の中で、原油高騰対策をはじめ、原材料や食料などの安定供給対策などを既の実施しています。また、本日、岸田総理を本部長とした物価・賃金・生活総合対策本部の初会合が予定されており、補正予算の予備費5.5兆円を使用して賃上げ施策を含め、迅速かつ総合的な対策に取り組むこととされています。

県では、現在、春の500社企業訪問を実施中であり、これまで訪問したうちの約3分の2の企業から原油・原材料価格高騰の影響があるとの回答がありました。そのうち半数は価格転嫁ができていますが、半数は値上げによる顧客離れや同業者の動向を警戒し、仕入価格の上昇などを販売価格に転嫁できないでいました。

また、大分市の4月の消費者物価指数は、全国より低いものの、前年同月比プラス1.4%と上昇傾向にあり、今後の個人消費への影響を危惧する声もありました。

このため、県では企業が価格転嫁を行いやすい環境づくりを進めていきます。

まず、売上げ減少への懸念を払拭するため、市町村との連携の下、発行総額130億円のプレミアム商品券事業の第2弾を実施し、消費が落ち込まないように、家計を支援していきます。あわせて、国内旅行やインバウンド需要の取り込みを図り、観光消費も活性化していきます。

また、同業者の動向や取引の打ち切りを警戒し、価格交渉を躊躇する事業者を後押しするため、国の協力も得て、県内各地で価格交渉促進セミナーを開催します。セミナーでは、パートナーシップ構築宣言などの国の取組や産業創造機構の下請駆け込み寺、県の取組等を紹介し、価格転嫁への理解と協力を広く促していきます。

さらに、設備投資等により生産性を向上させ、あわせて賃上げを行う事業者への支援制度を創設します。また、デジタルトランスフォーメーション推進パートナーズと共に、DXに取り組

む企業を増やすなど、賃上げを可能にする生産性の向上を強力に推進します。

このような取組を効果的に連携させながら、物価上昇に対応する適切な価格転嫁を進め、賃金を上昇させることで、疲弊した県経済を好循環に戻していきたいと考えています。

そのほかに農林水産業及びトラック運送業における燃油高騰対策について御質問いただきました。これについては担当部長からお答えします。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 農林水産業での燃油高騰対策についてお答えします。

燃油価格高騰の長期化が懸念される中、経営を継続、発展させるためには、国の燃油価格補填制度などのセーフティーネットの活用とあわせて、価格動向の影響を受けにくい経営への転換が重要です。

そこで、県では本年度から支援額が拡充された国の燃油価格補填制度の利用促進を図るとともに、経営体質の強化に向けて、生産者の省エネ化の取組を強力に後押ししていきます。

園芸では、経費削減効果が見込まれるヒートポンプ等の省エネ機器導入や内張りカーテンの多層化等、省エネの取組への支援を拡充します。

また、林業、水産業においても乾しいたけ生産に使用する省エネ型乾燥機の導入や省エネ型漁船エンジンの載せ替えに対して支援を拡充します。

これらの支援にあたっては、災害復旧と同等の補助率までかさ上げすることで、今回の未曾有の価格高騰の中で、前向きに取り組む生産者を強力に支援します。

こうした対策を迅速に進め、農林水産業の足腰の強い経営体を育成していきます。

**古手川副議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** トラック運送における燃油高騰対策についてお答えします。

県内の貨物運送については、その多くをトラック運送が担っており、住民生活や地域経済を支えるために必要不可欠な存在です。

一方、現在、ウクライナ情勢等に伴う燃料価

格の高騰により、トラック運送を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。

議員御指摘のとおり、トラック運送については燃料価格の上昇によるコスト増分を別建ての運賃として設定する燃料サーチャージ制度がありますが、十分に活用されていない状況があると聞いています。

そこで、県としては、まずは荷主やトラック運送業者に対するアンケート等を通じた実態調査や課題把握を行いたいと考えています。

加えて、トラック協会が実施している燃料サーチャージに関する啓発活動等への支援を行うとともに、県主催のセミナーを通じて荷主等に対して価格転嫁への理解と協力を促したいと考えています。

また、公正取引委員会も価格転嫁拒否が疑われる業種に対して重点的に立入調査を行うこととしており、これらの総合的な取組により、燃料サーチャージ制度の導入を促進していきます。

**古手川副議長** 阿部長夫君。

**阿部（長）議員** 知事、部長ありがとうございます。

様々な施策を取っていただいています。この燃料・物価高騰、これは新型コロナウイルスの感染拡大、そしてまた、ウクライナの情勢の影響を受けていることと思いますが、これがまだまだ長く続くのではないかなと思っています。

今朝の新聞にも載っていましたが、一面に庶民の目線で政策を行ってほしいということが載ってました。正にこの状態で困るのは市民、県民、国民です。そこら辺しっかりと見据えて施策を行っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2番目に介護人材の確保・育成についてです。

少子高齢化が急速に進展する中、国によると、本県において必要な介護サービス量に対し、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年、2025年には約1,200人が、また2040年には約6,700人の介護職員の不足が推計されており、介護人材の確保は喫緊の課題です。

令和2年9月に実施した県の実態調査では、約4割の事業所が、職員がやや不足、とても不

足と回答し、休暇の取得が困難になっているという声も上がっているとされています。

こうした状況を踏まえ、国においては、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組むこととされています。

本県でも、おおいた高齢者いきいきプランにおいて、介護人材の確保・育成に向け、若年者や転職者など多様な人材の参入促進や離職防止・定着促進、介護現場の革新などに取り組んでいます。

中でも、介護従事者の離職防止に向けて、腰痛等の身体的な負担や夜勤時の対応など精神的な負担の解消のため、介護ロボットやノーリフティングケア、ICT機器の導入などによる負担軽減と業務効率化が必須とされているものの、介護事業所では機器導入の負担や機械を使う介護への転換に抵抗感があることから、なかなかDX化が進んでいないのが現状です。介護現場革新によるサービスの質向上と介護職員の負担軽減は待ったなしです。

また、地元杵築市の介護事業者の方からも、なかなか若い人材が募集しても来ないといった話も聞いており、今後の2025年の高齢化のピークに向けて大きな不安材料となると考えます。

介護という仕事に対し、給料が安い、体力的・精神的にきついといったイメージを先入観として持つ人も見られ、介護の仕事への新規参入を阻害する一因になっていることがうかがえます。若い人材の確保のため、介護職員の人材育成や就労環境等の改善に取り組む事業者を評価し、その取組を見える化することで、介護業界全体をボトムアップし、働きやすい介護職場をつくっていくことも不可欠です。

2025年問題を無事に乗り切ったとしても、次には団塊ジュニア世代が高齢化する2040年問題が待っています。切迫する状況にもかかわらず、介護現場の人手不足の解消がなかなか難しい状況です。

今後の介護人材の確保に向けどのように対応

していくのか、知事の見解を伺います。

続いて、介護人材の育成についてです。

介護人材をどう確保するのかは、現場の福祉保健部、人材輩出の教育委員会が車の両輪となって進めていくべきです。

人手不足により介護の世界にも外国人の方の受入れが進みつつありますが、監理団体等への委託料などが発生することから、やはり身近な地域での介護人材の育成が不可欠です。

特に周辺部の介護人材不足は深刻です。杵築市においても、かつて山香農業高校福祉コースがあった時代には地元で人材を育成し、戻ってきてくれていましたが、今や大分市などに出なければ人材が育成されず、結果として周辺部までには戻ってきていないのが現状です。各地域に高校の福祉科を創設するというぐらいの意気込みがないと2025年、2040年問題を乗り越えることができないと考えます。

折しも教育委員会では、今後の県立高校の魅力向上を目指して、県立高校未来創生ビジョンを策定されると伺いました。新しい時代を見据えた特色・魅力ある高校の在り方や地方創生に資する地域に根ざした高校の在り方を議論すると聞いています。

これを好機と捉え、地域の高校のさらなる魅力づくりの推進のためにも、ぜひ大分市、別府市以外にも、福祉系の進路選択のためにコースや学科、あるいはそうしたカリキュラムを編成し、資格取得まで可能なものとする 것도検討していただきたいと考えています。

県立高校未来創生ビジョン策定にあたり、今後の介護人材の育成方針について教育長に見解を伺います。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** まず、私から介護人材の確保についてお答えします。

2025年には団塊の世代が全て75歳以上となるなど、要介護者が一層増加すると見込まれる中、介護を支える人材の確保と定着は喫緊の課題であり、本県では次の三つを柱に急ぎ取組を進めています。

一つは、多様な人材の参入を促進することで

す。

介護現場の次代を担う若年層をはじめ、他職種からの転職者など、幅広い人材の参入促進を図っていく必要があります。

そのため、福岡の若者をターゲットにdotを活用して介護の魅力ややりがいを伝えるセミナーを開催するほか、先輩介護職員の活躍ぶりを紹介するパンフレットや動画を作成し、WebやSNSを通じて広く発信しています。

今年度からは県外から移住する方への資格取得費用の助成等も実施します。

また、人口減少が進む中、外国人も貴重な戦略です。その受入れにあたっては、介護現場でのコミュニケーションが課題であるため、日本語習得に対する支援を行っています。加えて、今年度から永続的な就労に必要な介護福祉士の資格取得に挑戦する留学生に対し、その学費や生活費を助成します。

二つは、離職防止と定着です。

介護人材の定着には事業者の人材育成や処遇改善等の努力が不可欠なことから、求職者がそれらに積極的に取り組む事業者を選びやすくなるように認証制度を創設しました。

具体的には、資格取得の支援制度があるかどうか、休暇取得促進・労働時間短縮の取組があるかどうかなど、24の評価項目をクリアする事業者を県が認証します。また、認証取得に向けたセミナーを開催するとともに、認証後は事業者のPRや優先的な補助金採択も行います。

三つは、介護現場のデジタルトランスフォーメーションによる革新です。

これまで介護ロボットやノーリフティングケア、ICT機器の導入支援による負担軽減や業務効率化に力を入れてきました。

しかしながら、昨年8月に実施した介護施設へのアンケート調査によると、機器の種類が多くて何を選べばいいのか分からないなどの理由で、導入がなかなか進んでいないのが実態です。

そこで、今年度から介護研修センターにDXアドバイザーを配置し、効果的な機器の選定、導入に向けた伴走支援や業務改善の相談対応に加え、無料貸出しも行っています。

介護現場のDX化を進め、職員の負担を軽減し、利用者と向き合う時間を増やすことで、サービスの質の向上につながることも期待しています。

団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年も見据えながら、必要なときに安心して介護サービスが受けられるように引き続き介護人材の確保、定着に全力で取り組んでいきます。

介護人材の育成については、教育長からお答えします。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 介護人材を育成する場ですが、大分南、佐伯豊南の2校の福祉科のほかに耶馬溪校にも生活福祉コースを設置して、介護福祉基礎や生活支援技術などの介護の専門的な学習を行っています。

2校の福祉科では、介護福祉士の育成にも積極的で、過去3年間の国家試験の合格率は95.6%と全国平均の71.1%を大きく上回っています。また、令和4年3月卒の就職者のうち、83%が専門性や国家資格などをいかして介護福祉施設等へ就職しています。

さらに、今年度からは国のCOREハイスクール事業を活用し、耶馬溪校の生活福祉コースも含めた福祉系3校で合同の遠隔授業も本格的に実施しています。生徒が互いにオンラインでディスカッションを行うなど、介護福祉の専門性の深化が図られています。

今後、福祉系3校の生徒には、県下各施設との連携強化を図る中で、学校所在地以外の介護福祉施設に対する理解も深めてもらいたいと考えています。

このように既存の学科、コース設置校での介護福祉教育をさらに充実させながら、ビジョン検討委員会では中学生自身や保護者のニーズも踏まえ、介護人材育成に資する福祉科の在り方について広く検討、研究していきたく考えています。

**古手川副議長** 阿部長夫君。

**阿部（長）議員** ありがとうございます。

介護人材の確保については県としてしっかりと取組をしてもらっていると思います。しかし

ながら、それが功を奏しているのかを部長に伺いますが、今、知事から、多様な人材の確保、外国人材に対して補助金をいただくとか、離職防止であるということの政策を答弁いただきましたが、実際に現場で今不足していることは事実です。こういった施策が実を結ぶようにどうしたらいいかをしっかりと皆さんに、事業者であったり、個人であったり周知していただきたい。

そこで、部長に伺いますが、担い手である介護福祉士は県内でどれくらいの有資格者がいるのか、そしてまた、それが現役でどれくらい働いているか、有資格者で働きたいと思っている人の登録制度が県の福祉人材センターにあると聞きましたが、この活用状況はどのようになっているか。

それと、次に介護現場における障がい者雇用の推進についても伺います。

介護の仕事の中には必ずしも専門的な知識と技術を必要としない業務が多く含まれていると思います。こういった業務を丁寧に切り出して、元気な高齢者に担ってもらい、その余力ができた有資格者にはケアに専念してもらい、国もそういった方を介護助手として活用しようと提唱しているが、この考え方は障がい者にも適用できるのではないのでしょうか。障がい者の種類、程度によっては適した業務があることは多くの現場で実証されているように思います。介護現場における障がい者雇用の実態と今後の推進策について部長に伺います。

それともう一点、市町村との連携について伺いますが、全県レベルでは福祉人材センターがあると思いますが、杵築市に限れば、ほとんど紹介の実績がないようです。全県1区ではどうしても遅くなるので、やはり市町村単位で人材の需要と供給が目に見えるようにしなければ、具体的な対策を講じることは難しいと思います。

そこで、市町村に専門相談窓口を開設してもらい、それを県がバックアップする体制を講じるべきではないかと考えますが、この3点についてまず伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 介護の労働力不足、人材確保に向けての現状についての御質問です。

1点目の介護福祉士の数ですが、今、手元に数字は持ち合わせていません。御承知のとおり、介護福祉士の資格がないと介護施設で働けないという種類のものではないものですから、積極的に介護福祉士の資格を取得しようという流れがなかなかできないような現状もあります。

ただ、介護の現場の専門性が非常に高まっているので、県としては、介護福祉士を少しでも増やすように、その費用の助成制度等を設けています。

福祉人材センターの活用状況ですが、介護研修センターにおいて、今、専門の職員を置いてマッチング等に取り組んでいますが、この件数自体は年々増加していますが、さきほど議員御指摘のとおり、それが県下全域に効果が発揮できているかとなると、いささか心もとない部分もあるかと思えます。

さきほど言われた市町村単位でそれぞれ専門相談窓口を設けるといのはいい考えではないかと思うので、検討します。

あと、介護現場に障がい者を雇用することも、介護現場はいろんな業務があり、その役割分担、切り出しの仕方次第によっては障がい者の雇用、活用は大変有効ではないかと思うので、それについてももしっかり進めていきたいと考えています。

**古手川副議長** 阿部長夫君。

**阿部（長）議員** ありがとうございます。ぜひ効果の出る対策を行っていただきたいと思えます。

教育長にもお願いしますが、ビジョン検討委員会において、これから検討するというのですが、今、豊南、大分南、それから耶馬溪校にコースがあるということですが、我々、5月に県内調査で豊南を調査しました。豊南は35人学級ですが、今年度卒業された方は、19人が周辺の介護現場に就職されています。残りは進学したり、公務員になったりということなのですが、学校にそういう学科があれば、その周辺で就職してくれるということですから、これ

はやはり県下全域、全市町村は無理かもしれませんが、もう少し増やしていただき、介護科をつくっていただきたいとお願いします。

先日の高等学校の宇宙コースとか安心院の全国公募とか載っていましたが、これはすばらしい取組であると思います。これはぜひ進めたいと思いますが、その最後に担当課の方が、これからの高校は時代や地域のニーズを抜きに考えることはできない。社会に必要とされる人材を育てたいと結んでいるんですね。ですから、介護現場では介護人材不足が切迫しています。ぜひ若い人を育てていただいて、2040年は、数えると私は89になります。そうすると、生きていくかどうか分かりませんが、健康寿命を延ばしたいと思います。したがって、元気に生きたいと思いますが、しかし、2040年は来るんですね。これは切実な問題です。介護人材不足、これは介護難民をこれから出さないように、県として行政としてしっかりと取組をしていただかないと、事業者だけではどうしてもできないことですから、介護従事者の確保には真剣に取り組んでいただきたいとお願いし、次の質問に移ります。

次に、アサリの不漁問題について伺います。

本年2月に大量の外国産アサリが熊本県産に偽装されていた問題が公表されました。その背景の一つには、全国的なアサリの不漁問題があります。

本県でもアサリ漁獲量は県北部の豊前海を主な漁場として1980年代には年間2万7千トン以上で日本一を誇った時期もありました。しかし、1990年代以降は激減し、ここ数年では10トンにも満たない状況となっています。これは全国的にも似たような傾向で、その理由については、埋立て、乱獲、食害、病気、栄養不足、温暖化など、いろいろな原因が複合的に影響していると考えられています。

私の地元の杵築市でも同様であり、観光潮干狩りも中止となったままです。こうした状況を重く見た杵築市では、県農林水産研究指導センターと共に、アサリの親貝を増やして産卵量を増やすことによって守江湾のアサリ資源を回復

させる目的で、被覆網と人工種苗によるアサリ母貝団地の造成を年々拡大しています。

地元漁協と共に被覆網の管理も小まめに行っており、日常的な見回りはもちろんのこと、被覆網の上に堆積した砂を取り除くなど、精力的に取り組んだ結果、杵築市の管理下にあるアサリは増加しています。一方で、守江湾全体のアサリ資源の回復にはまだ時間を要すると聞いています。継続した地道な取組が求められています。

アサリ漁は燃料高騰の中、沿岸で漁獲できる地域の貴重な収入源でもあり、高齢者も従事できるというメリットもあります。こうしたことを踏まえ、守江湾で得られた知見を他の海域にも展開し、県内のアサリ資源の復活に力を入れていくべきと考えますが、農林水産部長の見解を伺います。

私の地元杵築市では、いちご栽培が盛んです。県のオリジナル品種であるベリーの栽培も年々拡大しています。

生産者の意欲も高く、さらなる拡大が期待されますが、出荷に際してのパック詰めや調製作業に多くの時間を割かれることが、規模拡大や品質向上にあたっての大きな課題であると聞いています。

そのような中、本年度、杵築市に調製作業を外部化するパッケージセンターの設置が行われる予定となっています。これにより、品質の統一による単価の向上はもとより、生産者による生産面積の拡大も大いに期待できます。

県では農業総合戦略会議で取りまとめた行動宣言に基づき、県域での加速度的な産地拡大が見込める品目として、ベリーをはじめとする4品目を選定し、生産者、農業団体が一体となった課題解決の取組をしっかりと後押しすることとしています。

ベリーについては、高単価期の収量が多いというメリットを十分にいかす生産技術の高度化、さらには京都市場を中心とした県外市場における知名度、単価の向上などが課題となっていると聞いています。

ベリーのさらなる拡大に向けて、これらの



課題をクリアするとともに、杵築のセンター創設のような生産性向上に向けた取組を早急に全県域に広げていく必要があると考えますが、農林水産部長に伺います。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 二つ質問をいただきました。

まず、アサリ資源の回復についてお答えします。

議員御指摘のとおり、守江湾での被覆網等を用いて育成したアサリについては、順調に成長し、現在、育成漁場内の推定資源量は約20トンまで増加しています。

また、成長したアサリが網の中で成熟、産卵し、周辺海域には浮遊幼生が高密度で確認されていることから、母貝団地として一定の効果が現れています。現在、より効果的、経済的な育成手法の確立に向け、被覆網等の中に收容するアサリの適正な密度やサイズを検証しています。

また、アサリを食べるツメタガイの駆除など、漁業者組織の取組について新たに支援することとしています。この好事例を他地域に展開するためには、地域ごとの漁場環境に合わせた育成手法の検討が必要です。

このため、現在、主産地であった豊前海では、波浪から稚貝を守るためのプラスチック籠などを用いた試験を実施しています。これらの結果を踏まえ、効果的な育成手法を開発し、現場に普及することでアサリ資源の回復につなげていきます。

続いて、ベリーツ栽培の現状と今後の見通しについてです。

県では、マーケットニーズがあり、加速度的に生産拡大が見込めるベリーツを短期集中県域支援品目に認定し、重点的に支援を行っています。

御指摘のとおり、目標の達成にはさらなる生産性向上の取組が欠かせません。昨年度からハウス内の環境改善などに取り組んでおり、3月までの単収が4.5トンを超え、この期間だけでさがほのかの年間平均販売額の1.6倍に達するモデル生産者も出てきています。

こういった実績を踏まえ、高単価期の収量増

加や大玉化、食味向上などの課題を克服するため、適正な施肥や管理作業の手順など緻密な生産技術の普及拡大を進めています。

また、高単価が期待されるギフトアイテムの出荷比率を向上させ、新たな規格ドルチェの販売に取り組んだ結果、3月までの目標単価、キログラム当たり1,500円を達成しました。

さらに、本年度はパッケージセンターの整備を杵築市などで計画しており、主要な産地で作業の分業化体制が整うこととなり、規模拡大や品質向上が見込めます。

県は、生産者、関係団体が一体となって作成した行動計画が確実に達成されるよう、総合的に支援していきます。

**古手川副議長** 阿部長夫君。

**阿部（長）議員** ありがとうございます。

アサリですが、今、部長答弁いただきましたが、杵築市は被覆網のところでは20トンぐらいの貝がいるようだということなんですね。

ところが、被覆網の外には育たないと。秋口に産卵して、それから5月、6月に砂地に定着する、これがなかなか定着しないということなんですね。

県のセンターもしっかりと指導していただいているのですが、ここら辺の、何で卵をいっぱい産むのに定着しないのかなど。平成24年の九州北部豪雨で杵築市の守江湾はアサリが全滅したそうです。ここら辺の流れもあるのかなと思いますが、県の指導センターはどういう見解を持っているか、教えてください。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 育成漁場の外側ですが、アサリ資源が増加しない主な要因は、ツメタガイなどの食害等を考えています。

また、網の中のアサリは産卵するものの、漁獲がまだ安定した時期に比べると、産卵に加わる母貝の数がまだ不足していると言われていました。

議員御指摘のとおり、平成24年7月の豪雨で守江湾のアサリについては壊滅状態になっているようです。それまでは、他の県では減っている中で、毎年20トンほどの漁獲高を確保し

ていたということで、全体で20トン漁獲となると、最低でもその倍の40トンぐらいの資源量があるだろうということなので、今、20トンを40トン以上に増やすことによって、全体としての産卵数、また浮遊幼生数が増加していくことになるので、引き続き今の20トンを増加していく形の対策を講じていきたいと考えています。

**古手川副議長** 阿部長夫君。

**阿部（長）議員** ありがとうございます。

知事、前回の質問で、杵築のカキを2回食べに来ていただいた。アサリも日本の食文化です。ぜひアサリをしっかりと育てていただき、中津干潟、真玉、守江湾、育てていただきたい。お願いします。

それから、ベリーツですが、しっかりと今取り組んでいただいて、拡大しているようです。杵築市も年々その気になって取り組む生産者が増えているようなので、このパッケージセンターも大変助かると。今までバック詰めが一番大変な仕事でした。これをパッケージセンターで、いちごを収穫して持っていけば、それで品ぞろえしてくれると。ただ、生産者が言っていました。作りやすい品種改良をしてもらえないかと、杵築市で、今、部長言われましたが、ベリーツで反収600万円を上げる人がいるらしいです。なおかつ、ベリーツは杵築のデザイナーが考案した名前です。ベリーツはいい名前ですね。これをぜひ戦略品目ですから、日本のベリーツにして、ブランドを高めていただきたい、支援していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

子どもたちの通学の安全確保への対策について伺います。

昨年6月28日に千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する痛ましい事故が発生してから、はや1年が経過しようとしています。

この事故を受け、本県でも学校関係者や警察、道路管理者による通学路の点検がなされ、必要な工事箇所を調べ、2月末時点で177か所の工事に着手し、このうち82か所が完了したと

土木建築部長が1回の定例会で答弁されています。

県も対策に力を入れて取り組んでいることは承知していますが、私の地元である杵築市にも心配な箇所が多いのが現状です。

子どもたちが安心して通学できるよう、関係機関が連携して総合的な対策に取り組むことが大切であり、その一環として子どもたちを直接守る歩道の整備などの対策が重要と考えます。

そこで、通学路の安全対策のその後の進捗状況とともに、今後の対策をどのように進めていくのか伺います。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 昨年度の緊急合同点検の結果、道路管理者として県が対策を実施する202か所のうち、5月末時点で180か所の工事に着手し、約4割に当たる86か所で対策が完了しました。

今年度は新たな国の補助制度も活用しながら、未着手22か所全ての工事に着手します。その上で、年度末には122か所、6割の完了を目指します。

杵築市内では、13か所のうち6か所で対策が完了し、国道213号狩宿工区や県道成仏杵築線大内工区等で歩道整備を進めています。

整備にあたっては、県道の幅幅が必要なため、例えば、駐車場や庭先の用地提供等をお願いすることになります。地権者との合意形成に時間を要することもあります。引き続き粘り強く用地交渉を進め、早期完成に努めていきます。

なお、こうした箇所では、防護柵の設置やドライバーに注意を促すカラー舗装等、即効性の高い安全対策にも取り組んでいます。

今後とも、県警や学校関係者等と連携を密にし、地域の実情に応じて取締りや見守り活動の強化等のソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせながら、子どもたちが安心して通学できる環境づくりに努めていきます。

**古手川副議長** 阿部長夫君。

**阿部（長）議員** ありがとうございます。

今、皆さんに資料をお配りしていると思いますが、この資料を見ていただくと、杵築中学校

があります。下に東小学校、上に大内小学校があります。この二つの小学校から杵築中学校に通うためには、杵築橋と永代橋を渡って自転車等で行く必要があります。

今、部長に答弁いただいた歩道整備等については、小学校区を単位としているということです。この東小学校、大内小学校の両校から歩道整備についての要望が別府土木に出されました。私も同行しましたが、ただ、ネックになっているのが、中学校に行く境である校区外ですね。この歩道整備がなかなかできない。小学校区でない、ここら辺は小学生といえども、中学生といえども、やはり危険な目に遭うのは交通弱者です。永代橋に至っては、写真の裏を見ていただくと、6メートルの道路幅です。非常に狭いです。別府土木の方が要望の翌日に来て、小学校長と現地をよく見ていただき、狭い、とりあえずはグリーンラインを引いて、少しでも歩行者が通るところであるというアピールをするために、グリーンラインを引きましようかということはやっていただくようです、これから。

この上の杵築橋に至っては、歩道はありますが、1.5メートルです。中学生が今49人、東小学校から通っているそうです。このパイプガードがあるために1.2メートル、これしかない。これを広げてもらいたいという要望でした。ところが、小学校区ではない、中学校区であるために、この歩道整備の対象にならない。さきほど言われた国道213号、毎年、狩宿工区で今やっただいています。来年ぐらいに終わるといことのようにですが、ぜひそこらの事業に乗らない、国の予算には乗らないことでも、ぜひ交通弱者を守るために考えていただきたい。お願いします。ありがとうございました。  
(拍手)

**古手川副議長** 以上で阿部長夫君の質問及び答弁が終わりました。

暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

**御手洗議長** こんにちは。休憩前に引き続き会

議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。戸高賢史君。

〔戸高議員登壇〕 (拍手)

**戸高議員** 36番、公明党の戸高です。質問の機会をいただき、ありがとうございます。それでは早速、質問します。

まず、コロナとの共生に向けた対策について、出口戦略について伺います。

新型コロナウイルス感染症は、人や地域との交流を避けなければならない状況を生むなど、社会経済活動を著しく低下させ、経済は長期的に多大な影響を受けています。

コロナ禍の長期化は、地域経済を疲弊させ、基盤の脆弱な中小企業は経営的にも耐えられなくなってきたほか、県民においても長い間の外出自粛、消費抑制の社会生活には限界が来ています。オミクロン株による感染拡大は、高止まりの状況が続き、収束の見えない状況ではあるものの、急激な感染拡大を抑制しながら、社会経済活動を継続、回復していかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて2年以上が経過し、我々はこれまでの様々な対策を講じていく中で、多くの知見を得てきたところです。現在主流となっているオミクロン株については、感染力は従前のものに比べ非常に強いが、死亡及び重症化率は低いといった特性が明らかになってきています。

県でも最近ではマスクについて、屋外で2メートル以内で会話をするとき以外は着用の必要がないことを呼びかけるなど、以前とは様相が異なってきています。

本県においても、感染対策と社会経済活性化の両立を図るコロナとの共生について、早急に検討を進める必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、まず、コロナとの共生に向けた具体的な出口戦略として、県としてどのように考えるのか、知事の見解をお聞かせください。

〔戸高議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの戸高賢史君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 戸高賢史議員から、コロナとの共生に向けた出口戦略について御質問をいただきました。

年明けからのオミクロン株による第6波は、かつてない流行規模となっています。これまで4万8千人余りの感染者が確認されており、これは2年3か月に及ぶコロナ禍での累計感染者数の約85%を占めています。

しかしながら、これだけの感染者数にもかかわらず、急ぎ進めてきたワクチンの3回目接種の効果もあり、重症化リスクは抑えられ、病床使用率も緩やかに減少を続けており、医療の逼迫は回避できています。

これまでの経験により、コロナに対する感染防止策や感染後の療養等について、多くの知見が蓄積されてきました。また、治療薬の開発、実用化が進むなど、コロナへの対応力は格段に高まっています。そうしたこともあって、海外では感染対策の緩和が主流となっており、そろそろ我が国も感染対策と社会経済再活性化の両立に向けてコロナとの共生を図っていくべきではないかと考えています。

そのための出口戦略の必要性については、先月の九州地方知事会でも議題として取り上げ、政府や関係省庁に対し、議論の加速を要望しましたが、その論点としては、次の3点が重要だと考えています。

一つは、規制の緩和です。

先日、国からマスク着用の考え方が示されましたが、今後は国民に対する移動制限の在り方や、飲食店やイベントに対する制限の見直しも必要ではないかと考えます。加えて、濃厚接触者への行動制限も、その対象や日数などオミクロン株の特性を踏まえた見直しが求められます。

二つは、感染症法における分類の見直しに向けた条件整備です。インフルエンザと同様と考えるならば、必要十分な診療、検査体制の構築や医療費の自己負担の取扱など、クリアすべき課題が多く残されています。また、分類についても、2類か5類かの二者択一ではない、柔軟な選択も視野に国民的な議論が必要ではないか

と考えます。

三つは、今後のワクチン接種の方向性です。

現在、3回目接種から5か経過した方のうち、60歳以上の方や18歳以上の方で基礎疾患のある方への4回目接種を進めています。現在のところ、ワクチン接種が最も有効な切り札である以上、政府は今後の中長期的な考え方も早急に提示する必要があるのではないかと考えます。

本県では、めり張りの利いた感染対策の下、疲弊した県経済を好循環に戻すため、130億円規模のプレミアム商品券の発行を予定しています。また、県民割等の旅行割引の対象拡大と地域クーポンの発行により、消費行動を喚起するなど、地域経済の再活性化を図ります。

引き続き感染対策と社会経済再活性化の両立に向け、全力で取り組んでいきます。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** 知事から県としての出口戦略について御答弁をいただきました。さきほどワクチンの話、そして治療薬の開発、さらには、そうした規制緩和ということでも九州知事会でも議論された話が出ましたが、治療薬については塩野義製薬ですか、明日、政府の厚労省の専門部会で緊急承認の可否があるということで注目を集めていますが、2類、5類の分類、感染症法上の分類は、やはりまだ薬価が非常に高いという問題があります。本当に保険診療と同様の患者負担になるというのがやっぱり条件になると思っています。そういう意味では、まだまだ難しい部分があると思います。その中で、いかに損失を少なく抑えながら前進していくかという舵取り、そのバランスは本当に大変だと思いますが、そこで九州知事会でも出ている最後のインバウンドの課題も出ていたと思います。

そこで、2点目の水際対策のさらなる緩和を見据えた訪日観光客の受入れについてお聞きします。

政府は今月、国内外の感染状況が相対的に落ち着いていることや、経済効果への期待から、これまで1万人だった1日当たりの入国者の上限を2万人に引き上げ、その枠内での訪日外国

人観光客の受入れを再開しました。

2020年4月から停止していた外国人観光客の受入れは約2年ぶりとなります。今回の受入対象は、世界の国や地域を感染リスクに応じて三つに分け、最もリスクの低いグループのアメリカ、イギリス、韓国、中国など98か国・地域からの観光客で、添乗員が同行するパッケージツアーの参加に限定しています。

今回の受入対象者は、出国時にPCR検査等で陰性を確認したことを条件に、入国時の検査が免除され、マスク着用などについては、政府が新たに策定したガイドラインの遵守を求めています。ツアー客に限定したのも滞在中の健康管理や行動、感染状況などを把握しやすくするためです。

先月の実証訪日ツアーでは感染が確認されたため、一部中止となりましたが、入国制限を段階的に緩和していく中で、本県においても感染対策に万全を期し、着実に進める必要があります。

外国人旅行者の増加は県経済の回復にとって重要です。県としてこれからインバウンドの拡大と受入れについてどのように進めていくのかお聞かせください。

**御手洗議長** 秋月観光局長。

**秋月観光局長** インバウンドの受入再開にあたり、感染対策の面では、地域住民、外国人観光客がともに安心できる環境づくりが重要です。

中でも、実証事業の経験として、実際に感染が確認された際の対応が大切です。感染者を含むツアー参加者が安心して過ごせるよう、国のガイドラインも踏まえ、旅行会社や保健所等と連携して対応していきます。

一方、誘客の面では、コロナ禍で変化する旅行者のニーズに対応した取組が必要です。

10か国・地域に設置した戦略パートナーを活用し、旅行マインド等を適時収集するとともに、訪日ツアー造成の動きが早い国には現地での具体的な商談等も再開しています。

また、留学生と連携して、ネイティブ視点によります観光動画を作成し、16万人を超える登録者を持つ沸騰大分での情報発信も強化して

いきます。

さらに、受入準備として、欧米等で人気のアドベンチャーツーリズムのコンテンツ造成やガイド育成など観光資源の磨き上げにも取り組んでいます。

約2年ぶりとなる訪日客を、ラグビーワールドカップの際に海外から評価されたおもてなしで迎え、大分を満喫していただけるよう、観光関係者と共にしっかり取り組んでいきます。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** 実証ツアーで感染者が出たということは本当に最大の経験、いい経験だったと思うし、今回のツアー造成の中で、旅行者が事前事後で非常に確認を取らなければいけないという項目が、このガイドラインを見る限り、かなりあります。そういう意味で、さきほどの経験は非常にいかされるのではないかなと思うし、今後、この自治体との連携で、陽性者が出た場合に、どのように関わっていくのかを分かりやすく御説明いただければと思います。

**御手洗議長** 秋月観光局長。

**秋月観光局長** 大分県においでになり、もし感染が確認された際、まず、旅行会社がそれぞれの旅行者の方の体調などをいつも確認されています。例えば、その中で発熱されたりしたら、病院へ受診させたり、その中で陽性と確認された際には、すぐ保健所と連携し、ホテル療養であったり、病院で治療していただくといった対応に進んでいきます。

また、一緒に旅行されている方が濃厚接触者となる場合には、そうした方々の待機場所などをしっかり旅行会社が対応していくことになるので、旅行会社と保健所、また、私ども観光局もしっかりサポートし、地域住民の方、そして、おいでになる方が安心して過ごせるよう、しっかり対応していきます。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** あらかじめいろんなことを予測しながら対応していただきたいと思います。

それでは次の、カーボンニュートラルの達成に向けたエコエネルギーの導入について聞きます。

ロシアのウクライナ侵略に伴い、エネルギー供給体制の重要性が高まる中、国では安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案、いわゆるエネルギー使用合理化法改正案が5月に可決・成立しました。これには省エネ法など複数の法律も関係していますが、一定のエネルギーを使用する事業者に対して、非化石エネルギーの使用の目標を義務付けることになり、エネルギーの使用の合理化の対象が、化石燃料だけでなく、全てのエネルギーの種別に拡大されています。そして、これまで法的な位置付けが不明瞭だった水素やアンモニアについても、非化石エネルギー源と定め、脱炭素燃料としての利用促進につなげていこうとしています。ZEBやZEH、CCSなどの技術のみならず、非化石エネルギーの使用も合理化し、エネルギーの安定供給につなげていくことの重要性を示しています。

県でも、2020年3月に中間見直しを行った大分県新エネルギービジョンにおいて、単にエコエネルギーの導入量を増やすだけでなく、エコエネルギーを使って地域活性化につなげるなど付加価値の高い利用の促進や、九州唯一のコンビナートから発生する副生水素の活用等、本県の特徴をいかした水素サプライチェーンの構築などを旨すとともに、自然環境、景観との調和や地域との共存共栄の一層の徹底を図ることとされています。

安定的なエネルギー供給は県民にとっても極めて重要です。カーボンニュートラルの達成に向け、再生可能エネルギー先進県として、エコエネルギーの導入について今後どのように進めていくのか、知事の見解を伺います。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** カーボンニュートラルの達成に向けたエコエネルギーの導入について御質問いただきました。

県としては、カーボンニュートラルの達成に向け、大分県新エネルギービジョンに基づき、大きく三つの取組によりエコエネルギーの導入等を進めていきます。

一つは水素の利活用です。特に再生可能エネルギーで製造した水素は、グリーン水素と呼ばれ、欧州を中心に世界でも注目されています。

九重町では、大手企業2社により豊富な地熱や木質チップを活用し、水素製造の実証実験が進んでいます。水素の利活用に至るためには、貯蔵、運搬も誠に重要です。今年度は県エネルギー産業企業会もそのうち1社と連携し、貯蔵、運搬も含めて検証事業を行います。

また、本県はオフィスや家庭でのエネルギー使用量に対する再生可能エネルギーの供給割合は全国2位である一方、コンビナート等産業部門を考慮した県内総生産あたりの二酸化炭素排出量は全国で最大となっています。これは九州唯一の製油所をはじめ、粗鋼生産量や粗鋼生産量全国1位の企業が立地しており、日本の産業を支えてきている裏返しでもあります。

大分コンビナートの生産量は、ものづくり産業における県内総生産1兆1,446億円のうち46.3%を占めています。これまでのものづくり産業県としての優位性を今後も維持、発展させていくためには、電力需要のみならず、水素も活用し、コンビナートを中心とした熱需要のグリーン化を進めていく必要があります。

そこで、本年4月には、ものづくり産業の長期的なビジョンとアクションを検討するものづくり未来会議おおいたを立ち上げました。副生水素の活用や水素の輸入、地熱や九州の余剰太陽光による水素製造等の可能性を追求し、ものづくり県にとって、夢のある将来像を描ければと思っています。

二つは、地熱や太陽光等再生可能エネルギーの導入です。

まず、地域との共生が大前提です。県としても環境アセスメントや開発行為のを通じ、必要に応じた住民説明の要請や合意形成の指導を事業者へ行っていきます。加えて、導入を進めるためには自然の特性を十分に理解することが重要です。例えば、小水力発電では、発電装置を現地に合わせて製作するため、地形や水の状況などの調査が必要です。

再生可能エネルギーの活用事例の創出に向け

て、可能性を探る県内企業を支援していきます。

最後に、やはり忘れてはならないのが、省エネルギーの推進です。事業者向けセミナーの開催や、省エネコーディネーターによる企業訪問等を着実に続けていきます。

カーボンニュートラルの達成は、産業の活性化や地方創生にもつながります。経済と環境のバランスを保ちながら、持続可能性の視点を持って、県民や企業とも一体となって取組を加速していきます。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** ものづくり未来会議、コンビナートのグリーンコンビナート大分、そういった実現に向け、しっかり取り組んでいただきたいと思います。水素を活用して水素の安定供給がやはり大事だと思うし、それによって、コンビナート企業が利用促進していくという二つの取組が非常に大事になってくると思うので、様々課題は今あると思いますが、しっかりと協議を進めながら、そのグリーンコンビナート大分実現に向け、今後お願いします。

ちょっと前に、水素菌が話題になりましたが、東京大学でベンチャーで作っている水素菌がCO<sub>2</sub>をエネルギーとして燃料に変えていくという非常に画期的なもので、世界で初めてCO<sub>2</sub>から製造するという特許を、エタノールを製造するという技術もあって、これがジェット燃料に使われたり、また、水産養殖などの飼料にも使われるということで、非常に私も注目しています。こういった新たな技術もしっかりと加えながら、このグリーンコンビナート大分実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、持続可能な産業競争力強化に向けた取組について伺います。

持続可能な開発目標であるSDGsについては、今や様々な場面で取組が進んでいますが、産業界においても、その考え方に基づく取組が進んでいます。その一つの取組として、SDGsの登録認証制度があり、地方創生SDGsに積極的に取り組む事業者等の見える化の仕組みづくりを支援するため、国が地方公共団体のSDGs登録認証制度に対するガイドラインを作

っています。

これは地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環を形成するため、SDGsに積極的に取り組む地域事業者等の登録認証等に係る制度の構築に関心のある地方公共団体を主たる対象としており、地元事業者等によるSDGsへの取組の見える化を行うための地方創生SDGs登録認証制度の構築を促しています。

今年1月、熊本で2021年から開始したSDGs登録制度について、熊本県企画振興部、肥後銀行、九経連の産業振興部の方たちと意見交換を行いました。熊本は開始した第1期に県内企業や団体が442登録し、半年後の第2期には新たに570の登録があったと伺っています。登録企業は県がPRし、金融機関からの借入れの金利優遇などを通じて支援することでした。肥後銀行では、銀行の新しいビジネスモデルとして伴走支援でSDGsコンサルティングを行ったことで新規取引にもつながり、金融面からのみでは認識しにくい各企業の様々な問題や課題の共有が可能になり、解決へとつながっているとのことでした。

さらに、昨年11月には肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行の4銀行で共同のSDGs投資信託、九州コンチェルトを開始し、ファンドの残高に応じて各県に寄附を行っています。

本県では、県に登録するエコおおい推進登録制度を2000年から実施し、自主的な環境配慮の取組を進めており、大分銀行SDGsエコ私募債として資金調達の支援にもつながっています。

SDGsに関する世界的動向を踏まえ、SDGs登録認証制度を導入するなどにより、本県の産業競争力の強化を図り、市場や投資家から評価されるサステナブルな地域づくりを進めていく必要があると考えます。こうしたことを踏まえ、持続可能な産業競争力強化に向けた取組について伺います。

**御手洗議長** 高濱商工観光労働部長。

**高濱商工観光労働部長** 企業価値を高めるため、県内でもSDGsに取り組む企業は増え始めています。例えば、災害リスクの分析、予測シス

テムの開発に関わるIT企業や漁場を荒らすムラサキウニを捕獲し、陸上で食用に育てる食品企業等が登場し、持続可能な取組を目指しています。

県では、こうした企業を様々な補助事業で支援していますが、企業の取組を見える化することも大事と考えています。見える化は、サステナビリティの意識が高い顧客の開拓や、資金調達の拡大等につながるメリットがあり、これに資する関連制度も多くあります。

4月に設立したものづくり未来会議においても、委員からは、SDGsの取組をやっていなければ、新たな投資を呼び込むことはできないといった旨のコメントもいただいています。

今後、SDGsを県内企業へ浸透させ、本県の産業競争力の強化につなげていくためには、個社への支援に加え、面的な取組も重要だと考えています。

議員から御提案いただいた登録認証制度の活用なども含め、有効な対応を研究していきます。  
**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** 部長答弁ありがとうございました。

福岡も1月に登録制度に向けた検討を始めたということでした。北九州は先んじて、この登録制度に入ったということでしたので、それも含めてやっていくということと、インセンティブとして低利の融資制度でサポート制度、サポート資金がありますが、子育て応援企業にもこういったSDGs登録企業も含めていくという形がありました。企業にとって新たな機会の創出、また、企業の認知度や信用力といった人材確保にもつながるのではないかと考えるので、ぜひ今後御検討をよろしく願います。

これからは山田福祉保健部長、続きますが、よろしく願います。メダカの飼育に今はまわっていると聞きましたが、よろしく願います。

最初に、不妊治療への支援についてです。

今月3日、1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が2021年は1.30であったと公表されました。6年連続で低下

するとともに、出生数も81万1千人で、統計開始以来、最少となったということで衝撃が走りました。

もちろん、コロナ禍での影響もあると思いますが、国が2017年に公表した推計では、出生数が81万人台前半まで減るのは2027年としていたことから、6年ほど早く少子化が進行し、社会保障の担い手不足など対策が急務となっています。

その要因として、厚生労働省は15歳から49歳の女性の人口の減少と、20代の出生率低下をあげていますが、中でも子どもを持ちたいと思う方々に寄り添うことが何よりも重要です。

2019年に国内で実施された体外受精で生まれた子どもは過去最高の6万598人で、全出生児の7%に当たり、生まれてきた子の14人に1人が体外受精で誕生したことになります。

これまで不妊治療は年々普及してきているとはいえ、希望する人が誰でも安心して受ける環境には至っていませんでした。特に経済的要因は大きく、通院開始からの総治療費は100万円を超えるケースもあります。そのため、本県では高額な不妊治療費用の負担軽減や、適切な医療の提供、相談体制の整備など取組を進め、特定不妊治療の助成についても、拡充や助成回数拡大も国に先行して推し進めてきました。拡充により治療が始められたとの喜びの声も聞いています。

今年から保険適用となりましたが、依然として経済的な理由で不妊治療を断念せざるを得ない方や不妊治療と仕事の両立など環境整備などの課題もあります。

そこで、これまでの不妊治療費助成の受給実績、治療法別の実績、平均治療額をお示しいただき、現状の分析を踏まえ、今後、不妊治療の充実にどのように取り組んでいくか伺います。

また、希望した方が治療を進めるには職場の環境、理解が必要となりますが、その環境整備に向けた取組についてもあわせてお聞かせください。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 不妊治療への支援について



お答えします。

昨年度の不妊治療費の助成件数は1,588件となっており、自己負担額が3割となるよう県独自で市町村と連携し、支援してきたところです。

治療法別の実績と平均治療額は、新鮮胚移植が238件で約48万円、凍結胚移植のうち採卵を伴うものが588件で約59万円、採卵を伴わないものが482件で約21万円などとなっています。

4月からは保険適用が開始されましたが、従来助成していた治療のうち、例えば、保険適用外の先進医療に区分された治療を保険治療とあわせて行った場合、この先進医療に係る費用は全額自己負担となります。そのため、子どもを希望する夫婦の後押しとなるよう、こうした場合に先進医療部分の治療費の約7割を県独自に助成しています。

働きながら治療を行う方も多くおられる中で、職場の理解も重要です。県のアンケートでは、仕事との両立が難しいと回答した不妊治療経験者が約94%に上ります。

そこで昨年度、職場対応の好事例や国の助成制度等を記載したパンフレットを作成し、事業所等に配布しました。今後も不妊治療への理解促進に努めていきます。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** 今、御答弁いただいたように、治療と仕事の両立が難しいと答えた方が9割超える状況にあることから、かなり悩んでおられるということで、やはり企業側の環境づくりが大事だと思うし、野村総研のアンケートでも7割の方が、企業から何もサポートを受けていないと回答いただいていることから、そうしたところに促進、理解を深めていただく必要があると思います。パンフレット配布以外にも積極的な取組が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 企業の働き方についてお答えします。

さきほどのアンケートによると、不妊治療と

仕事の両立が困難なため、約3人に1人が勤務形態の変更や退職、停職などの働き方の変更を余儀なくされているということです。

また、事業所において、不妊治療のために利用可能な休暇等の制度もいまだ不十分な状況です。

そこで、商工観光労働部や大分労働局等と連携し、事業所を対象とした研修会や出前講座などにおいて、具体的な取組に向けた働きかけをしっかりと行っていきます。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** なかなか会社に本人が言えないというのも本当は現状だと思いますし、会社の理解を深める取組を今後とも続けてほしいと思うので、よろしくをお願いします。

次に、リトルベビーハンドブックについてです。

通常の子健康手帳は、満期産を前提に作られており、体重が1千グラム、身長は40センチメートルから記入が可能ですが、早産等によって小さく生まれた赤ちゃんは成長の記録は難しく、母子健康手帳を見るたびに御家族も落ち込んでしまうという声がありました。

静岡県では、地元の育児サークルが独自に作った冊子を参考に、三つの当事者団体と総合周産期医療センターの医師、看護師等専門職、行政機関が一緒になって、静岡リトルベビーハンドブックとして全国で初めて作成され、2018年4月から配布されています。

このハンドブックは、子どもの細かな成長を喜ぶことができるよう、成長、発達の遅れや個人差を考慮した記録項目となっており、その後も子どもの成長に合った手帳が欲しいとの保護者の思いが各地で広がり、リトルベビーハンドブックを作成する自治体も増えてきました。

本県でも今年作成予定であり、現在、関係者と意見交換を行っていると同っています。低出生体重児に関する書籍も少ないことから、保護者にとって情報を得る機会を作ることは大切で、育児を経験した保護者からのメッセージや家族会の情報等、保護者の心理的支援に配慮した内容とすることも必要です。

また、入院中の支援を行う産科医療機関や、地域で成長していく過程を支援する市町村の意見も伺い、当事者、支援者双方にとって利用しやすい冊子とすることが大切です。保護者にとって貴重な子どもの記録となり、子育ての力となるよう期待しています。ついては、作成にあたっての検討状況とハンドブックを活用した今後の取組について伺います。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 県では、リトルベビーハンドブックの作成に向け、今月7日に第1回の検討委員会を開催したところであり、9月をめぐりに完成される予定です。検討委員会は、当事者であるリトルベビーサークルの代表をはじめ、周産期医療センター等で低出生体重児のケアを行っている医師、看護師、退院後の支援を行う助産師、県と市町村の保健師で構成しています。

従来の母子健康手帳では、年齢に応じた発達を、できる、又はできないでチェックする内容となっていますが、ハンドブックでは、できるようになった日を記載することで、子どもの成長を実感できるようにします。

また、成長、発達に関する悩みや疑問へのアドバイスに加え、先輩ママからのメッセージなども掲載し、当事者目線で家族に寄り添うとともに、自分だけではないと勇気を与えられるような内容にします。

作成後は、県内の周産期医療センターや市町村窓口等において配付する予定であり、頑張りながら低出生体重児を育てていく保護者の皆さんに積極的に活用してもらいたいと考えています。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** 御家族に勇気を与えられるような冊子ができることを期待し、次の質問に移ります。

骨髄移植等の造血幹細胞移植を行った場合、移植前に実施された定期予防接種により獲得した免疫が低下、若しくは消失し、感染症にかかりやすくなるため、感染症の発生予防や症状の軽減が期待できる場合には移植後に定期接種として受けたワクチンの再接種が推奨されています。しかし、費用は自己負担となり、水ぼうそ

う、はしか、日本脳炎、肺炎球菌など全て再接種すれば高額となり、優先度の高いワクチンのみ接種して残りは受けられない方もいます。

本県では、感染症の蔓延防止及び小児がん等の患者を支援するため、本年4月1日から造血幹細胞移植等を受けた20歳未満の方のワクチン再接種費用の助成をする市町村に対し、その経費の一部を補助する事業を開始しています。対象者が少数であるために助成する市町村が少ないと考えますが、現在、助成を行っている市町村及び今後の実施予定の状況について伺います。

あわせて、副反応等も考慮した場合、定期接種化すべきとの議論もありますが、県の見解を伺います。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 造血幹細胞移植後のワクチン再接種についてお答えします。

小児がん等の治療により、予防接種の免疫を失った方の経済的負担を軽減するため、本年4月から市町村と連携して、再接種費用の補助を開始しています。

県内市町村の状況は、大分、日田、国東の3市が既に制度化しており、別府、中津、宇佐、由布など7市が今年度中に開始する予定です。残る8市町村は実施に向け検討を進めています。

しかし、再接種は任意接種扱いとなるため、副反応による健康被害は国の救済制度の対象とならない問題があり、再接種の定期接種化が望まれます。そのため、県ではその実現に向け、全国衛生部長会を通じて国へ要望を行っています。

今後とも、造血幹細胞移植等の治療を受けた方が安心してワクチンを再接種できる環境づくりに努めていきます。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** 対象者が少ない中でも着実に進めていただいております。部長が言われたように、健康被害の救済制度が対象とならないということで、やはり国への働きかけを継続して行ってほしいと思います。

ここで、再接種助成の対象が20歳までとな

っていますが、その理由を分かりやすく教えてください。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 感染症に対する免疫は、造血幹細胞移植以外にも、他の疾病の影響や時間の経過とともに、自然に喪失又は低下する場合があります。

幹細胞移植に限定して助成するためには、その他の理由で免疫を失った方とのバランスとか公平性を取るため、一定の対象年齢の線引きが必要と考えます。

本事業では、この事業の対象となる予防接種の時期は大半が乳幼児までであり、例外的に日本脳炎が20歳未満となっているので、ここにあわせて20歳未満と設定しました。

他の、この再接種の助成を行っている17の都道府県がありますが、いずれも20歳未満を対象にしている状況です。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** 20歳未満、理由はよく分かりました。この相談をいただいた方も、実は20歳を超えている方ですが、今後そういった方が出てくるために、こういった支援制度が出てくるのは本当にありがたいことだと申し添えて、伝えます。

次に、障がい者の雇用についてです。

4月12日に開催された労働政策審議会障害者雇用分野で、障がい者雇用率制度の在り方について議論がありました。

現状の労働時間について、所定労働時間20時間未満の労働者は、いずれの障がい種別でも一定数存在しており、特に精神障がい者においてその割合が増加傾向にあること、20時間未満での雇用を希望する新規求職者についても同様で、特に近年、伸びが著しい精神障がい者で多くなっていること、加えて、症状の悪化等による一時不調等により、時間以上働けなくなったとしても、本人の希望等を踏まえ、雇用を継続していくことが望ましいなどのことから、週所定労働時間20時間未満での雇用を希望する障がい者や、20時間以上での雇用が困難である障がい者について、その雇用機会を確保する

こととしてはどうかと。

すみません、20時間がいっぱい出てきたので、分かりにくいと思いますが、精神障がい者の方は特性として疲れやすいなど長時間の勤務が難しいなどの理由から、短時間雇用を選ぶケースも増えています。時には、短時間の週20時間以上の勤務をすることも難しいケースがあります。

今までの障がい者雇用の制度では、20時間未満の雇用では、障がい者を雇用しているとのカウントがなく、助成金の支給もなかったことで、企業にとっての雇用メリットがありませんでした。このことから、20時間未満の雇用でも企業側が雇用しやすくするため、2020年度から特例給付金制度が創設され、来年3月まで精神障がい者の短時間雇用が条件を満たすことによって、0.5カウントが1カウントとみなされる特例措置も設けられています。

今回示された内容が雇用促進法改正案として、この秋以降に国会に提出されるようですが、なかなか踏み出せなかった企業にとっても、取り組みやすい制度となり、障がい者の方自身が将来的に労働時間を延ばし、就労定着への入口としての手助けになればと思っています。

そこで、伺いますが、10時間以上20時間未満での雇用が算定対象に加わる議論がされているの中で、県内の現在の障がい者の雇用状況を踏まえた県の見解を伺います。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 障がい者の雇用促進にあたっては、障がいの特性や本人の希望に配慮して、企業等とのマッチングや就業後の職場定着を一体的に支援しています。

週20時間未満で働く障がい者数や求職者数についての本県のデータはありませんが、企業からは週20時間未満でも雇用率に算定できれば、障がい者雇用を進める上でありがたいという声も聞かれています。

また、精神障がい者は心身が疲れやすい特性があるとされ、本人と相談の上、短時間勤務から始め、状況を見ながら徐々に勤務時間を延長することが望ましいケースも多々あります。

こうしたことを踏まえると、国の分科会で議論されている雇用率算定対象の拡大は、障がい者の就業促進や職場定着に有効であり、企業が障がい者雇用に取り組むインセンティブにもなると考えます。

一方で、本人の希望や能力に反し、週20時間未満の勤務に留め置かれることを防ぐ仕組みも必要と思われれます。

今後も国の動向を注視しつつ、引き続き障がい者一人一人に寄り添った就業支援に取り組んでいきます。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** 障がい者の平均勤続年数は身体障がい者で10年、知的精神障がい者はさらに短いと言われているので、こうした制度がそういった安定的な、また継続的な雇用につながっていく入口になればいいと思うし、また、いざ制度が走り出した際にスムーズに導入できるよう、県としても準備を進めてほしいと思うので、よろしくをお願いします。

最後に、新型コロナウイルス感染症の後遺症への対応について伺います。

国内の感染者は900万人を超え、亡くなられた方は3万人を超えています。現在、重症者、感染者ともに減少傾向ですが、新型コロナウイルス感染時の症状の有無にかかわらず、感染から回復した後も後遺症の様々な症状に苦しむ方がおられ、その多くは明確な診断基準がなく治療法も確立されていない中での不安を抱えています。

今月1日、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードで、後遺症に関する実態調査の結果が示されました。

代表的な症状で時間の経過とともに、低下傾向が認められましたが、12か月後にも、疲労感や倦怠感、息苦しさ、筋力低下、味覚、嗅覚の障がい、脱毛、思考力、集中力の低下など様々ですが、症状が残存しています。咳、たん、関節痛、筋肉痛、筋力低下、眼科症状は高齢者に多く、感覚過敏、味覚障がい、嗅覚障がい、脱毛、頭痛は若年者に多くなっています。

遷延する症状が一つでも存在すると健康に関

連したQOLは低下し、不安や抑うつ、新型コロナウイルスに対する恐怖、睡眠障がいを自覚する傾向にあるとしています。

様々な症状やその症状が長引くことによる日常生活への影響が指摘されているものの、まだまだ国内ではコロナ後遺症は十分に認知されておらず、専門外来を設けている医療機関が少ない中、東京都は八つの都立、公社病院にコロナ後遺症相談窓口を設置し、電話による相談を無料で受け付けるとともに、新型コロナ後遺症についてのパンフレットを作成しています。様々な症状で苦しんでいる方々に後遺症を患っている可能性を自覚してもらい、医療機関や相談窓口等につなげています。こうした後遺症を訴える方々に対する支援策を講じる自治体も出てきています。

新型コロナウイルス感染症が長期化し、感染者が増える中、後遺症の概念とその影響を広く周知するとともに、様々な症状で苦しんでいる方々に、医療機関や相談窓口等につなげていくことは重要と考えますが、まず後遺症を抱えた方に対し、どのように対応していくのか伺います。

また、後遺症に苦しむ方々は不安を抱えています。その解消と適切に医療機関につなげていくため、後遺症専用コールセンターを設置するとともに、後遺症のパンフレットを作成し、退院時に患者に配付してはとありますが、あわせて見解を伺います。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 新型コロナの後遺症への対応についてお答えします。

本県では、新型コロナの感染者には、療養終了後の健康観察をお願いするとともに、後遺症を含め体調不良等の相談窓口として、各保健所を案内しています。

あわせて、メンタル面の相談は、専門機関のこころとからだの相談支援センターを紹介しています。

これまで保健所に寄せられた後遺症の相談は少ないものの、相談があった場合には丁寧に聴き取りを行い、かかりつけ医や症状に応じた医

療機関を案内しています。

現在、県内の感染者の後遺症について、詳細な実態を把握するため、大分大学と県立看護科学大学の協力の下、大規模な実態調査に着手しています。

具体的には、軽症、無症状の方を含めた約2千人の感染者御本人に後遺症の発症状況等を調査するとともに、500を超える診療、検査医療機関に対しては、後遺症の診療状況等を聴取する予定です。

まずは迅速かつ丁寧に県内の実態を把握し、後遺症に苦しんでいる方の健康回復や不安解消に向け、必要となる対策の検討を進めます。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** 既に患者2千人規模ですか、大規模な実態調査をしていく、乗り出していくということでありありがとうございます。この調査の具体的なスケジュールを教えてください。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** さきほど申したように、今回、2段階の調査を考えており、まずは取り急ぎ、県内の後遺症の発生状況を明らかにするため、診療検査医療機関、500ほどありますが、ここを対象とした実態調査を行います。これについては既に調査票を送付しており、遅くとも来月下旬には取りまとめる予定です。

また、これと並行し、感染者2千人に対して行う調査については、現在、調査内容等を大学と調整しています。大学内における諸手続が必要なため、取りまとめに若干時間がかかりますが、個別事例の詳細な分析を大学で行っていただけるということで、後遺症に悩む方の助けになるよう、急ぎ進めていきます。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

**戸高議員** 調査の結果もまた注視していきますが、後遺症に悩む方々の助けになるために、また、福岡でも24時間のコールセンターをつくりましたが、やはりなかなか言い出せないところもあると思います。そういった実態も含め、しっかりと今後も研究、調査していただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます

ました。(拍手)

**御手洗議長** 以上で戸高賢史君の質問及び答弁は終わりました。鴛海豊君。

〔鴛海議員登壇〕(拍手)

**鴛海議員** 13番、自由民主党の鴛海豊です。本日、質問の機会を与えていただいた先輩、同僚議員に感謝します。

そして、今コロナ禍の中にもかかわらず、私の地元から10数人の方に応援に駆け付けていただきました。雨の中、遠路、大変ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

早速質問に入りますが、本日ラストバッターになりましたが、知事はじめ執行部の皆さん方、最後までよろしく申し上げます。

それでは、農業産出額の向上について4点質問します。

まず1点目が、ねぎ100億円プロジェクトについてです。昨年末に公表された本県の農業産出額は1,208億円と4年ぶりに上昇に転じました。コロナ禍による巣籠もり需要による単価の上昇の影響も大きいとは思いますが、トビイロウンカにより米の作況指数が77と大変厳しい中での上昇は、県がこれまで進めてきた水田畑地化等による園芸品目の拡大が少しずつ形になってきたからではないかと思っています。中でも、ねぎ100億円プロジェクトと銘打って、知事を先頭に力強く推進を図っているねぎ類は78億円と、100億円の目標まで、正に手が届きそうな位置にまで近づいてきました。

県では、本年度の当初予算においても、拡大の手を緩めることなく、生産規模拡大に対する機械等の支援、共同調製施設の整備など、幅広い施策を取りそろえており、生産者も大いにやる気になっています。後ほどの質問でも触れますが、私の地元の豊後高田市においても、これを機に白ねぎ生産の拡大を図ろうとしている若者が多くいるので、県としてぜひ力強い支援、後押しをよろしく申し上げます。

さて、こうした施策もあって、白ねぎの生産は今後も順調に拡大していくと期待していますが、こうした若者に、地域の将来の担い手として頑張ってもらうためには、白ねぎでしっかり

ともうかってもらうことが大事です。そのためには、農家が丹精を込めて作った白ねぎをしっかりと高値で売っていくという流れが必要であり、今後のねぎ100億円プロジェクトの成否は正にここにかかっていると思います。

本年度の予算には、生産振興から流通対策に関するものまで幅広く計上されていますが、県として、100億円プロジェクトの達成に向け、中でも農家がやる気を持てる価格、所得の形成に向けて、どのような取組を行っていくのか、農業者が安心して生産できるよう、知事の答弁をお願いします。

以降の質問については、対面席よりします。

〔鴛海議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの鴛海豊君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 鴛海豊議員から、ねぎ100億円プロジェクトについて御質問いただきました。

本県農業を将来に向け希望あるものへと成長させていくためには、生産者が努力した分、しっかりともうかっていく仕組みを強化していくことが大事です。そのため、まずは白ねぎなど、大分の顔となる品目を作り、生産者のやる気を喚起していきます。

白ねぎは、昨年度200ヘクタールを超える農地を確保し、生産拡大を加速しています。その上で、安定した市場価格を確保していくことは、生産意欲の向上に大変重要であり、次の3点に重点的に取り組んでいきます。

一つは、生産拡大を踏まえた新たな取引先の獲得です。まずは、市場シェアを高めてきた九州、関西において、これまで取引のない量販店を中心に、サンプル提供や販売支援を強化することで、取引先の拡大を図ります。

また、最近の新規市場で、市場の反応も良い中京圏では、出荷量の早期拡大に向けて、拠点市場に影響力のある方を、新たに白ねぎ販路開拓アドバイザーに委嘱しました。

早速、来週、産地視察を予定しており、生産者の白ねぎにかける思いや、生産拡大の状況を肌で感じてもらい、産地の実情を中京圏の量販

店などへ積極的に発信し、新たな取引先の獲得につなげます。

二つは、消費地での需要の喚起です。主要な出荷先の西日本では、東日本に比べて白ねぎの消費が少ないという調査結果があります。このため、大手食品メーカーと連携して、白ねぎとのコラボメニューを開発し、量販店を通じて消費者に提供することで、食卓に上がる機会を増やしていきます。加えて、大消費地の飲食店と連携して、白ねぎを食材とした大分メニューフェアを開催し、外食における消費拡大を促進します。

三つは、高い品質の維持です。生産が拡大する中、品質の高位平準化ができなければ、市場価格の確保はできません。巡回指導の徹底はもちろん、地域ごとの優良農家と連携した実践研修を新たに実施し、白ねぎの新規栽培者を中心に、生産技術の向上をしっかりと支援します。あわせて、拠点市場での品質評価を生産者にフィードバックすることで、さらなる品質の向上につなげていきます。

先日行われた短期集中県域支援品目決起集会では、若手生産者から、関係者一体となった産地拡大に取り組むことを力強く決意表明していただきました。

農業の成長産業化に向けて、白ねぎが大分の顔となるように、生産拡大から新規販売先の開拓、消費拡大、さらには品質の確保まで、生産者、農業団体と連携して、覚悟を持って全力で取り組んでいきます。

**御手洗議長** 鴛海豊君。

**鴛海議員** 知事、大変ありがとうございました。地域の担い手である若者が夢を持って耕作を続けていけるような、心強い答弁をいただきました。ただいまの答弁で私は十分理解できたんですが、地元では、過去の例を引き合いに出して、白ねぎの耕作を拡大していくと、市場に白ねぎがだぶつくようになり、値下がりして、結果的に豊作貧乏になるのではないかという方がいます。

というのも、国東半島では昭和30年代から40年代にかけて、国のパイロット事業や県の

構造改善事業等により、大規模に温州ミカンを植栽してきました。大規模にできない農家は、畑がある方はみんな、ミカンがもうかるのであればと、競うようにミカンを植えてきました。お陰様で、昭和40年代から昭和60年代はミカン様様の状況でしたが、徐々に生産過剰状態となり、平成に入り価格は急落しました。このことを地元の人たちは言っていますが、私は、果樹と野菜では実態が異なる、また現在、世界の人口は増加しており、消費者に選ばれるような高品質の白ねぎを作れば解決できる。また、あなた方が言うようなことにならないように、行政、JA、生産者で構成した大分県農業総合戦略会議で、さきほど知事も言われましたが、いろんなことを十二分に検討しており、あなた方はブランドをさらに向上できるよう、立派な白ねぎを生産してほしいと言っています。さきほどの知事の答弁でもあった、地域の担い手である生産者が夢を持って白ねぎを生産できるよう、今後よろしく御支援のほどお願いします。

最後に、これは要望というか、提案しますが、農家では人手不足が現実的なものとなっています。農家の農作業負担軽減のために、選果場の設置を検討してはどうでしょうか。市営の選果場が必要になるのは私の地元くらいかなと思いますが、他の所では共用の選果場がよいのではないのでしょうか。

種類の異なる作物を選果する選果場です。選果場では、作業負担の軽減とともに、雇用も生まれます。また、白ねぎだと、白ねぎの成果にならない規格外の2級品については、需要においてスライスやカットして消費が生まれます。このことにより、白ねぎの残さいもなくなり、環境にも貢献できます。ぜひ状況を調査していただいて、御検討くださるようお願いして、次の質問に移ります。

2点目が、ねぎ栽培拡大に向けた畑地化の推進についてです。

さきほども触れましたが、私の地元豊後高田市は、白ねぎの一大産地であり、呉崎地区から西真玉地区までの干拓地は、海岸であった砂地土壌の畑で、ミネラル分が豊富で水はけもよく、

連作も可能なことから白ねぎの栽培に非常に適しています。

しかし、白ねぎ栽培に適した農地は、既に活用されており、今後、産地として作付面積を増やすには、耕作放棄地や水田の畑地化等に対応するほかありません。

畑地化で最も重要なのは、白ねぎ栽培に適した農地とするための客土の確保であると私は考えています。耕作放棄地や水田では、水はけが悪いため、良質のねぎの栽培には向きません。土質を改良するため、白ねぎ栽培に適した水はけのよい客土を調達し、農地を整備することが必要です。

この点について、令和3年第2回定例会において、豊後高田市では、排水対策や客土等による水田畑地化を進め、令和5年までに25ヘクタールの白ねぎに適した農地整備を実施すると答弁されています。その後の基盤整備の状況について伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 西日本有数の白ねぎ産地である豊後高田市においては、他の県内市町に先駆けて、平成28年度から基盤整備等による水田畑地化に取り組み、産地の規模拡大を図ってきました。

実施状況については、令和3年度までに7.2ヘクタールの整備が完了し、順調に白ねぎ栽培が行われています。

現在、整備中の水崎地区、中真玉地区等においては、20.5ヘクタールを白ねぎエリアとしてゾーニングし、区画整理とともに、フォアス等の排水対策や水路のパイプライン化、土壌改良等を実施することとしています。

これにより、5年度までに、当初見込みを超える27.7ヘクタールの農地を確保する予定としています。

また、議員御指摘の客土に関しては、港湾事業等により発生した浚渫土の利活用などにより、安定的に確保を図るとともに、あわせて、表土の下を耕盤を破碎することにより、排水性の高い圃場作りを行います。

今後とも、さらなる産地拡大に向けて、農地

の確保を図るとともに、事前に排水状況や土壌調査等を十分に行い、白ねぎ栽培に適した農地整備を進めていきます。

**御手洗議長** 駕海豊君。

**駕海議員** 部長ありがとうございました。着実に整備が図られているし、また、令和5年までに27.5ヘクタールということで、目標をオーバーして進捗していただいていることに感謝します。

要望ですが、客土の基準については、畑地から畑地に変換する場合は現行の基準でもいいのではないかと思います。水田から畑地化については、白ねぎの生育や農家の皆さんの土入れ作業の効率化からも、もう少し客土を増量していただきたいと思います。できれば予算確保を行っていただいて、本年からでもできることからやっていただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

そして、客土の確保については、水崎地区です。宇佐市の寄藻川や本市の桂川、また、さきほども部長が言われていましたが、港湾内の浚渫が予定されている臼野港の砂の活用が図られるよう、土木建築部長と横の連絡を図り、できる限り近くから必ずできるようお願いして、次の質問に移ります。

3点目が、親元から独立する若手農家等への支援についてです。

先月、知事は記者会見において、農林水産業における新規就業者が469人、5年連続で400人超えの過去最多の就業者数となったと発表されました。誠に喜ばしいことです。第1次産業の魅力が多くの方々に伝わった結果であると考えています。

新規就農時の支援は、お陰様で様々な支援策が講じられてきつつありますが、新たに就業された方はその後の経営において非常に苦労されていることも事実です。農業の継承や親元就農であっても、基盤があるもののスムーズに発展する道筋が描けないケースもあると聞いています。

そのような苦しい初期段階を乗り越え、親元就農からいよいよ独立となった段階においても、

その背中を押してくれる支援が必要であると考えます。

私の地元の豊後高田市でも、親元で10年以上専従者として営農後、さらなる規模拡大を目指して独立しようとする意欲ある若者がいます。

夢を持って就業された方が、しっかりと足下を固め、希望を持って規模拡大し、あるいは品目を拡大するためにも支援が必要と考えます。こうした支援が農業の基盤を強化し、生産性の向上に資することと思います。農林水産部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 営農基盤の継承者として期待される親元就農者については、令和3年度は63人と、自営就農者の40%を占めており、その方たちの独立に向けた支援も重要と考えています。

親元就農者は、農地等経営基盤の準備について有利な反面、国の給付金を受けにくい状況にありました。

そこで県では、全国に先駆けて、平成28年度から農家子弟の親元就農を後押しする独自の親元就農給付金制度を創設しました。その結果、令和3年度までの6年間で、125人の方がこの制度により就農されています。

また、経営発展に向けた支援策として、昨年度から園芸品目の施設整備や栽培管理用機械の導入についても、農外からの新規就農者と同等の補助率までかさ上げし、重点支援を行っています。

さらに経営者としての主体的な学びを後押しするステップアップカレッジを本年度から創設し、経営戦略を持つ企業家へと育成を図っていきます。

今後も、意欲と可能性にあふれる若手農家等が産地をリードし、本県農業の成長産業化につながるよう取り組んでいきます。

**御手洗議長** 駕海豊君。

**駕海議員** 部長ありがとうございました。125人が親元就農されたということで本当に喜ばしいことだと思いますし、ステップアップカレッジに取り組んでいただけるということで本当に



ありがとうございます。

ねぎ100億円プロジェクトで、基盤整備支援事業等3種の支援事業により、認定農業者や認定新規就農者等に対して、各種施策を構築していただいている次第です。当事者も本当に喜んでいますが、ただ、総事業費が1,655万円ということと、その補助残だから、3分の1でかなりの金額になるし、また、対象事業にならなかったフォークリフト、これは汎用性が大きいということで対象外となったところですが、それとまた、プロジェクト事業実施前に建築した倉庫が、1,233万円等の融資について、非常に真面目な就農者なので、少し悩んでいたもので、6月の初めに、北部振興局の常態的に技術指導しておられる技術者の方と融資担当者に豊後高田市役所まで御足労いただき、豊後高田市のねぎ担当者と3者で協議を行い、そして、融資の残とか、そういう高い経費を必要とするので、そこはやはり協議させていただき、補助残とか、対象の中で融資について、無利子を含め、低利の融資を紹介していただき、そういう中で本人がやっと安堵したような状況でした。

私からは、県の振興局の方とか市の職員には、農家の方々は補助金の制度の理解とか申請方法とか、そして、融資の申請等については一番苦手なことであるので、今後も丁寧に、また申請事務等については理解できるまで指導してほしいと。そして、新規就農者に対しても、いくら仕事が忙しいからといっても、やはり申請事務も大変重要なことであるので、もう少し真摯に、資金計画等が必要なので、やっぱりこれは注力しなければだめですよということを言っています。

そういうことで、この場で本当に振興局の皆さんに感謝しますが、やはり今後もぜひ立ち立ちできるまで支援していただきたいと思うので、どうぞよろしくをお願いします。

次は4点目に移ります。畜産飼料の高騰対策についてです。

酪農、肉用牛の生産基盤の強化のためには経営コストの多くを占める飼料費の低減が不可欠

です。飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、主に国産の粗飼料の給与が多い牛で3割から5割、輸入が多い濃厚飼料を中心に使用する豚、鶏で6割にも上ります。

飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特にトウモロコシの使用割合が高いのですが、その国際価格は、令和2年9月以降、中国における需要増加や南米産の作況悪化懸念等により上昇しており、一時的には下がったものの、ウクライナ情勢を受けて、再び上昇に転じています。

また、海上運賃も上昇しているほか、為替相場も円安傾向となり、取り巻く環境は悪化する一方です。

そこで、国内で安定した生産を続けるため、トウモロコシとほぼ同等の栄養価を有し、水田で生産できる飼料用穀物である飼料用米などの作付けを奨励し、飼料価格の安定、さらには低下を図るべきではないでしょうか。生産性向上に向けた畜産飼料の高騰対策について、農林水産部長に伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 畜産経営においては、飼料費がコストの大きな割合を占めています。近年のトウモロコシ等の価格の上昇が経営に大きな影響を与えています。

このため、畜産農家の国産飼料への需要は高まっており、令和3年の飼料用米の作付けは前年に比べ115%と大きく拡大しています。

県においても、国産飼料の利用拡大の取組を進めています。もみの状態で加工が可能で保管も容易なソフトグレインサイレージ、SGSについては、広域での利用促進を図ったことで、令和3年には204ヘクタールまで作付面積が拡大し、肥育農家や酪農家など39戸で利用されています。

加えて、本年度からは、濃厚飼料と粗飼料の機能を兼ね備え、酪農家からの需要が高い青刈りトウモロコシの作付けを推進しています。栽培には多くの堆肥が必要となるため、堆肥の広域流通による耕畜連携にもあわせて取り組み、コスト削減を図っていきます。

これらの各種施策により、県産飼料の生産拡大を図るとともに、昨今の急激な価格高騰に対しては、生産者積立金に係る負担を軽減するなど機動的な対応を行うことで、引き続き畜産経営の安定を図っていきます。

**御手洗議長** 鴛海豊君。

**鴛海議員** 部長ありがとうございます。堆肥とか耕畜連携によって図っていただいているということですか。

再質問ですが、酪農は他の畜産と違い、トウモロコシや飼料米のような濃厚飼料に加え、乾牧草など飼料用も多量に必要としますが、同様に、大半が輸入に依存していると聞きます。今回の補正予算では、自給飼料の生産拡大を支援することになっていますが、具体的な政策の内容について伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 配合飼料や輸入の牧草に依存傾向が高く、生乳の需要が低迷している酪農家の方は、経営については厳しい状況にあると思います。

そのため、大分県酪がコントラクターを活用して粗飼料生産に取り組むための収穫調整機械整備を行うようにしているので、それを支援します。こうした取組により、飼料生産の外部化を促進し、国産飼料の生産拡大を図ることとしています。

加えて、鹿等による食害も懸念されているので、その防止のため、電気柵の整備を支援し、飼料畑の活用を推進することとしています。

**御手洗議長** 鴛海豊君。

**鴛海議員** ありがとうございます。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。環境に配慮した農業の推進について2点質問します。

まず1点目が、有機農業の推進についてです。温暖化をはじめとした営農環境の変化により、農業の分野においても、環境に配慮した新たな視点が必要になってきます。そのような観点からいくつか質問します。

世界人口が増加する中、食料の安定供給は国全体の課題であり、その実現のためには持続し

て安全・安心な農作物を提供できる体制の構築が必要です。このような中、国は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するとして、みどりの食料システム戦略を打ち出し、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO2ゼロエミッションの達成や耕地面積に占める有機農業の割合を25%、100万ヘクタールにするなど、大変意欲的な目標を打ち出しました。

そうした中、本県も、昨年度新たな有機農業推進計画を作成しました。計画では、本県の有機農業の取組面積を令和8年度までに420ヘクタールにするといった目標を掲げています。今後の農業振興において、環境という観点は避けては通れないものであり、私としては、この流れにうまく乗れるかどうか、その地域の農業の今後に大きな影響を与えるのではないかと考えているので、県としてこの計画を通じて本県農業の新しい可能性をぜひ引き出していきたいと思ひます。

その一方で有機農業には課題も山積しています。その最たるものが採算性です。なかなか耳慣れなかったSDGsという言葉は今や誰もが口にするほど、世界的に環境問題への関心が高まっている中でも、その関心そのまま有機農産物の消費につながっていないのが実情です。

こうした中、今後、県としてどういった手段で有機農業の拡大を図り、本県農業の振興につなげていこうとしているのか、知事の見解を伺ひます。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 有機農業の推進について御質問いただきました。

地球温暖化や自然災害の増加など、農業を取り巻く環境が大きく変化する中、生産力の強化とあわせて、環境負荷を低減した持続可能な農業といった視点も重要です。

中でも、有機農業は、生物多様性や温室効果ガスの排出削減等に高い効果があります。

さらに、国が示す国内有機食品の需要見通しにおいても、平成29年の1,850億円が、令和12年には3,280億円と、約1.8倍

の増加が見込まれるなど、消費者の意識も変化してきています。

そうした中、本県では、令和4年3月に第3次大分県有機農業推進計画を策定して、次の3点を軸に取組を加速しています。

一つは、拡大するニーズに対応できる生産体制の構築です。有機農業は、生産品目が多岐にわたるため、これまで農協の生産部会のような組織がなく、栽培技術などの情報交換を行う機会が少ない傾向にあります。そのため、市町村単位で組織化を進め、土壌診断に基づく堆肥投入による土作り等、共通する部分の情報交換をしながら、栽培技術を高めていきます。あわせて、異常気象への対応や省力化のための農業機械化等への支援を拡充し、有機農業の生産性向上を図ります。

二つは、販売体制の強化です。一部の先進農家では自ら販路を開拓するなど、もうかる農業を実践している人もいます。その一方、多くは少量多品目栽培が中心で、一定のロットが求められる量販店などの販路開拓が難しいといった課題があります。

そこで、量販店等のニーズに対応するため、令和2年度に県域出荷組織を立ち上げ、昨年度は、県内のイオン4店舗へ、ニンジンやほうれんそうなどの試験出荷を開始しました。今年度は、大消費地への販路開拓を目指し、物流体制の整備や販売部門を強化します。

また、世界的なマーケットにも対応できるという有機JAS認証の特性をいかして、海外輸出にも力を入れます。早くに認証を取得した乾しいたけは、イギリスをはじめヨーロッパでの取引が増えています。このような取引の拡大に向けて、今年10月にはフランスで開催される展示会への出展を予定しています。

三つに、消費者理解の醸成です。臼杵市、佐伯市での学校給食への提供や、農林水産祭等のイベントを通じて、有機農業への理解を深めてもらう取組を進めます。

また、生産者自らが、こだわりや思いをユーザーに直接PRできる商談会や販促活動の機会を増やして、商品の魅力を発信していきます。

私たちを取り巻く環境が大きく変化する中、今後も持続可能な農業である有機農業の推進に向けて、しっかりと取り組んでいきます。

**御手洗議長** 駕海豊君。

**駕海議員** 知事ありがとうございました。有機農業の推進について、消費者の意識も変わってきているということで、生産性の向上とか販売体制の強化とかいろいろ工夫されているようですし、また、学校給食にも有機農産物を積極的に使ったメニューをお願いすることで対応していくということで、今後もぜひ有機農業を振興していただきたいと思います。

1点再質問ですが、有機農業では化学的に合成された肥料の使用などを避けることが基本となりますが、折しもウクライナ情勢などの事情により、輸入原料に依存する化学肥料は価格の高騰が見込まれます。今こそ、これまでの慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系へ転換を進める絶好の機会と考えますが、化学肥料の使用料や肥料コスト低減に対する堆肥の活用について、どのような方針で取組を進めるのか、農林水産部長に伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** やはり今の情勢の中で、まず、有機農業は特に化学肥料を使わないのが原則であり、今、議員言われたとおり、今の状況の中で輸入の化学肥料等もコストが高いということで、やはり堆肥を活用するのがかなり重要になってくると思っています。

ただ、堆肥については、これまで主にそれぞれの地域内で活用されている状況でした。それで、畜産農家では堆肥の供給先が確保できないという課題と、また、高品質の堆肥の製造とか供給のためには、高額な設備投資が必要であるという課題がありました。堆肥の確保が困難な地域の耕種農家についても、生産性の安定に重要な土作りが取組に必要ですが、良質な堆肥の安定的な確保や運搬、散布といった課題がありました。

そこで今回、6月補正において、堆肥の需要と供給のマッチング、それから高品質堆肥製造の機械整備等、県域の流通ネットワークの構築

を事業化して今提案しています。今年度から、豊後高田市の白ねぎなどで実証事業に取り組み、地域資源を活用することで持続可能な生産体制の確立を図っていきます。

**御手洗議長** 鴛海豊君。

**鴛海議員** 部長、ぜひよろしくをお願いします。

次は、養蜂振興についてです。養蜂は自然環境と密接に関わっており、蜂蜜の生産のみならず、果樹や野菜の花粉受精など、本県農業にとって重要な役割を担っています。

しかしながら、自家消費目的の飼育者が増加する傾向にある中において、蜜源が不足しており、蜜蜂飼育者にとって蜜源確保は緊急かつ大きな課題です。

また、農業用の花粉交配用として利用されているセイヨウオオマルハナバチは、平成18年に特定外来生物に指定され、生業の維持を目的として環境大臣の許可を受けた場合を除き、飼養等を行うことが禁止されています。これを踏まえ、農業界においては、セイヨウオオマルハナバチの代替種として在来種マルハナバチへの転換が進められていますが、なかなか進んでいないと聞いています。SDGsの観点からも在来種を中心とした対応にシフトしていくべきではないかと考えます。

ほかにも養蜂家の高齢化やダニ被害の深刻化など養蜂を取り巻く環境には様々な問題があげられますが、本県における現状と対策について聞きます。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 養蜂は蜂蜜の生産のみならず、果樹や野菜の花粉受精など、本県農業にとって重要な役割を担っています。

蜜蜂の飼養者数は、趣味の養蜂の届出が義務化された平成25年度の144戸から令和3年度には232戸へと増加していることもあり、蜜源確保が課題となっています。

このため、水田でのレンゲやヘアリーベッチ等の蜜源植物の植栽支援に係る県単独事業を本年度から拡充し、50ヘクタールの蜜源を確保することとしています。さらに国庫事業を活用して、新たにレンゲ14.4ヘクタールや山林

で蜜源となるモチノキ0.4ヘクタールの植栽を計画しています。

蜜蜂等の受粉用途では、イチゴやトマトの県内農家約600戸で利用されており、8割以上は在来種が利用されています。御指摘のセイヨウオオマルハナバチは、トマト栽培でのみ使用されていますが、在来種への転換を今後とも推進していきます。

さらに、令和3年度にはアカリンドニ症が2件発生して、疾病対策が急務です。早速、ダニ対策等に関する講習会を開催し、好評だったことから引き続き講習会等により指導を徹底していきます。

**御手洗議長** 鴛海豊君。

**鴛海議員** ありがとうございます。ヘアリーベッチ等によって50ヘクタールの蜜源を確保していただき、また、ダニ対策にも尽力していただいたということで、ぜひよろしくをお願いします。

再質問ですが、レモンの生産の拡大についてです。蜜源として優秀なレモンの生産について再質問します。

最近、加工品としてレモンが人気となっています。輸入自由化等により一旦は激減した国産レモンですが、消費者の安全・安心意識の高まりもあり、国産レモンの需要が増えています。

日本では、広島県をはじめ（とする団地に）産地が点在しており、温暖で水はけのよい海岸地帯や島々の山の傾斜地が栽培適地となっています。本県でも、温暖な佐伯市で企業の参入もあり産地化が進み始めています。また、蜜源として優秀であり、年に何回も花を咲かせてくれるほか、酸っぱいために鳥獣被害にも強いとされています。

難点は寒さに弱いことです。気温がマイナスになると、木が弱り、枯死することがあるほか、果樹も凍害を受けると黄色くしなびた状態になるなど、商品価値が大きく低下します。

本県でも、県北では気候が厳しく、生産できないと聞いていますが、気候変動により温暖化も進んできています。加工品として需要もあり、蜜源確保としてもメリットがあるレモンについ

て、耐寒性強化に向けた品種改良を行って、県北でも生産できるよう研究してもらいたいです。レモンの生産拡大について、農林水産部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** レモンの生産拡大ということで御質問いただきました。

議員言われるとおり、レモンは冬季の最低気温がマイナス3度以上必要であり、果樹の中でも特に適地を選ぶ品目です。このため、県北地域でも栽培事例はありますが、露地での栽培が難しく、ハウスを活用しているのが実情です。

こうしたことから県では、気候条件の適した県南部海岸を中心として、参入企業の規模拡大を進めながら産地振興を図っています。

まだ本県にはレモンの育種研究についての蓄積がありませんので、まずは広島県などの先進県や国の情報を収集していきます。

**御手洗議長** 駕海豊君。

**駕海議員** ぜひまた先進地視察をして研究していただきたいと思います。

要望ですが、養蜂振興の課題については質問でも指摘したように、まず蜜源対策、次がセイヨウオオマルハナバチから在来種のマルハナバチへのシフト転換、そして、ダニやタコゾウムシ等の鳥獣害対策ですが、一番大きな蜜源対策として、さきほどヘアリーベッチで50ヘクタールということもありましたが、県の堤防を含めた河川敷、あるいはまた都市緑化の推進からも、公園や道路植樹への変更時に、蜜源対策のために、ドローンによりレンゲの種子をまいて花を咲かせてはどうでしょうか。レンゲで最高級な蜜が採取できます。よろしく願って、次の質問をします。

土木行政に係る諸課題についてです。

1点目が河川の治水対策についてです。近年、全国各地で数十年から数百年に一度と言われる激しい雨が毎年のように降り、堤防の決壊等により甚大な被害が発生しています。本県でも平成29年7月の九州北部豪雨、9月の台風18号による被災から復旧、復興を進めている中、令和2年7月豪雨が発生し、大規模な災害が発

生するなど、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化の傾向が顕在化しています。

私の地元を流れる桂川流域でも梅雨や台風のたびに、地域住民の皆さんから不安の声を伺います。桂川でも河川改修を行っていますが、土砂の堆積も見られ、激しい雨が降ると川の水が増え、堤防を越えるのではないかと不安に感じます。

県ではこの3月に川ビジョンおおいた2021を作成しました。これまで浸水被害を受けた箇所を再度災害防止対策として河川改修を進めるとともに、想定される水害を防ぎ、被害を軽減させるため、事前にハード、ソフト対策を行う事前防災対策にも取り組んでいく必要があるとしています。

そこで、今後の異常気象に対し、浸水被害を防止し、若しくは最小限に食い止め、住民の命を守るため、河川の治水対策について、具体的にどのように取り組まれるのか、県の考えをお聞かせください。

**御手洗議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 川ビジョンおおいた2021では流域治水の考え方にに基づき、河川整備の目標やハード、ソフト対策の将来像を定めています。段階的、計画的に効果を発現させるため、整備の優先度や、短中長期の期間を設定しています。

まず、ハード対策では浸水実績等を踏まえ、河川改修やダム、遊水地の整備等を実施していきます。また、局部的な越水対策として、河床掘削や護岸のかさ上げを桂川等において実施します。さらに、大規模被害を招く越水時の堤防決壊を未然に防ぐため、堤防の天端舗装等の堤防補強を県下4河川で進めるなど、粘り強い堤防整備にも努めていきます。

一方、ソフト対策では正確な河川情報を迅速に住民に提供し早期避難を促すため、水位計や監視カメラを昨年度までに151基設置しました。加えて、市町が新たに県管理河川に設置する場合の補助制度を今年度創設しました。

また、住民の防災意識を高めるため、ハザードマップが未整備の中小河川について、市町に

対し作成支援などを行います。

今後も、県民の生命と財産を守るため、強靱化予算も活用しながら、当ビジョンに基づき河川の治水対策を着実に進めていきます。

**御手洗議長** 駕海豊君。

**駕海議員** ありがとうございます。河川の治水対策事業として事前防災対策によって取り組んでいただきたいと思います。よろしく願います。

最後に、県道佐田山香線についてです。先頃、令和3年度における企業誘致件数が68件となり、過去最多を記録したことが公表されました。このような県の力強い取組は、大分県版地方創生を進めるために必要な産業振興や県内各地での雇用の創出に大きく寄与しており、すばらしい成果だと考えています。

私の地元の豊後高田市においても、昨年度7件の企業誘致をしていただきました。大変ありがとうございます。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。これから大事なことは、これまで進出した企業もあわせて、地元の企業と共に大きく発展し、成長していくことです。そのためには、人流、物流の活性化が欠かせませんが、鉄道と高速道路のいずれもない豊後高田市にとっては、道路ネットワークの整備が大変重要となります。

しかしながら、東九州自動車道へのアクセスに最短ルートとなる県道佐田山香線は、道幅の狭い箇所や鋭角に曲がるカーブなどが存在し、大型車の通行などに大きな支障が生じています。物流を担う大型車が通行するには困難なため、早期の整備が不可欠と考えています。

私はこれまでも一般質問の機会があるたびに、本路線の整備の必要性について質問して、答弁では、平成25年度から進められているバイパス事業に関する進捗状況の説明を伺い、着実に整備が進められていることをその都度確認してきました。

最近では現地の工事も進んでおり、その進捗が自分の目でも確認できるようになってきました。私としては、いよいよ完成が近づいてきていると感じています。

そこで、県道佐田山香線の今後の工事の予定と開通の見通しについて、土木建築部長に伺います。

**御手洗議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 県では、中長期的に目指すべき道路整備の在り方を、おおいの道構想2015に取りまとめており、地域ネットワークとして、特にインターチェンジへのアクセス道路などの整備を優先的に進めることとしています。

県道佐田山香線は、豊後高田市中心部や北部中核工業団地と大分農業文化公園インターチェンジを最短で結ぶ重要なネットワークを形成する路線です。

平成25年度から線形不良箇所の解消などを目的に杵築市山香町立石にて約600メートルにわたる改良事業に取り組んできました。地域の皆様に御協力いただき、令和3年3月には現道拡幅部約200メートルが供用開始しました。さらに、国道10号との交差点部では、道路管理者である国土交通省と協議が調い、本年2月から右折車線設置工事を実施中です。残るバイパス部も、日豊本線をまたぐ新たな橋梁についてJR九州と協定を締結し、本年3月までに下部工が完成しました。現在は上部工架設工事に着手し、今年度中の全線供用開始を目指しています。

このように、最終盤を迎える中、引き続き関係機関としっかり調整を図りながら、一日も早い供用に努めていきます。

**御手洗議長** 駕海豊君。

**駕海議員** 部長ありがとうございます。上部工も着手したということですが、JRの進捗状況も本当は聞きたいですが、これはまた部に伺うので、1点要望します。

県道佐田山香線から国道10号を交差し、大分北部中核工業団地へ通ずるふるさと林道豊後高田山香線は、延長8,726メートル、平成5年度から平成13年度まで9年間の工期で、総工事費71億円で完成し、平成16年3月15日に大分県より旧豊後高田市、旧山香町へ移管されましたが、この林道は今の質問でやっと

日の目を見ることができるようになります。

この林道については、部長も言われたように、大分北部中核工業団地の産業振興、そして、大分・別府方面より通勤する従業員や豊後高田市内に勤務する方の通勤道路として、また、豊後高田市民にとっては、別府・大分方面に向かう場合の通勤や通院、買物等々の生活道路でもあります。そして、国宝富貴寺をはじめ、国の重要文化財に指定されている熊野磨崖仏や真木大堂、また、世界農業遺産の選定の基礎にもなった中世の荘園集落は今も色濃く残っており、景観の国宝とも言われている、重要文化的景観にも選定された田染荘小崎や昭和の町、そして昨年、国の登録記念物に指定された真玉海岸、長崎鼻等々、大変重要な観光ゾーンでもあるので、一日でも早く開通していただくよう、豊後高田市民を代表して要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**御手洗議長** 以上で駕海豊君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑は、この程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

**御手洗議長** 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

**御手洗議長** 本日はこれをもって散会します。

午後2時52分 散会

# 令和4年第2回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和4年6月22日（水曜日）

## 議事日程第4号

令和4年6月22日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑、委員会付託

## 本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

## 出席議員 43名

議長 御手洗吉生	副議長 古手川正治
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
三浦 正臣	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

## 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治

副知事	黒田 秀郎
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	後藤 豊
労働委員会事務局長	田邊 隆司

午前10時 開議

古手川副議長 皆さんおはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

## 諸般の報告

古手川副議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

さきの第1回定例会において採択した請願の処理結果については、お手元に配付の印刷物のとおりです。

以上、報告を終わります。

古手川副議長 本日の議事は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

## 日程第1 一般質問及び質疑

古手川副議長 日程第1、第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告までを一括議題とし、これより一般質問及び質



疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。衛藤博昭君。

〔衛藤議員登壇〕（拍手）

**衛藤議員** 皆さんおはようございます。9番、自由民主党の衛藤博昭です。

このたびの定例会においても貴重な一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。議会の諸先輩、同僚諸氏、そして、中継を御覧いただいている皆様、日頃の活動を支え、議会に送り出している支援者の皆様に深く感謝、御礼申し上げます。

初めに、福祉行政をめぐる諸課題について、障がい者雇用の促進について伺います。

本県の令和3年の障がい者雇用状況集計結果は、障がい者雇用率2.59%で、全国順位7位に据え置かれてきましたが、その内訳を見ると、身体障がい者雇用率は1位ではあるものの、知的・精神障がい者雇用率が依然として低いため、知的・精神障がい者雇用率の向上が急務とされています。

県も企業との橋渡しを担う雇用支援アドバイザーを各地域に配置するなど様々な取組を進めておられますが、知的・精神障がい者雇用率がなかなか向上しない原因の一つに、知的・精神障がい者が8割以上を占める福祉的就労から一般就労への移行率が全国平均の半分以下にとどまっていることがあげられるのと同時に、ここに解決の糸口があるのではないかと思います。そのため、送り出し側の就労系事業所が前向きに一般就労に送り出せる支援策が必要と思います。

加えて、令和3年3月に法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられ、対象企業が45.5人以上から43.5人以上に拡大されたこともあり、企業側への新たな支援も必要となるのではないかと思います。

福祉保健部と商工観光労働部が連携し、直接企業側の声を聴くことができる500社訪問の場などを活用、受入れ側の開拓を積極的に進めていくことも重要ではないでしょうか。こうしたことを踏まえ、今後どのように障がい者雇用

の促進を図っていかれるのか、知事の見解を伺います。

次に、医療的ケア児への対応について伺います。

令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援が法的な裏付けをもって一層求められています。

医療的ケア児、特に人口呼吸器等の医療機器を使用している方は、大規模災害により停電が生じた場合、即座に命の危機が生じます。そうしたことから県では、県内のこのような医療的ケア児者を対象に非常用発電装置等の購入費を今年度助成するとしています。

この非常用電源の助成の進捗や、あわせて取り組むとされている災害時の個別避難計画の作成状況について、まず伺います。

また、有事の備えとともに平時の地域生活における安全・安心の確保が重要です。特に、医療的ケア児の健やかな成長のためには、安心して幼稚園や保育所に通うことができる体制が求められます。しかし、医療的ケア児の受入れに際しては、経管栄養による食事の提供、喀痰吸引、薬の投与など、専門知識を伴うケアを毎日実施する必要があり、受入れの現場からは、事故などに対して不安に思う声もあり、受入施設における看護師の確保が望まれます。

そこで、医療的ケア児が幼児教育、保育施設を安心して利用できる環境整備にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

続いて、障がい者の親亡き後への対応について伺います。

障がいのある方の親御さんが亡くなった後の親亡き後の問題については、親御さんと障がい当事者双方の高齢化が進む中で喫緊の課題となっています。

県では、令和元年度から親なきあと支援体制構築事業をスタートし、親なきあと相談員の養成等に取り組む一方、各町村でも相談や連携のための体制整備が進んでおり、まずは関係者の皆様の努力に心より敬意を表します。

現状では、親亡き後の障がい者を支える場としては、グループホームのニーズが依然として

高いと伺っていますが、他方で直近の国の社会保障審議会障害者部会では、障がい者の地域生活の場として、グループホームのみならず、一人暮らしなど当事者が希望する多様な地域生活の在り方などについて検討をスタートしています。

しかしながら、地域生活、特に一般の住宅において、障がいのある方が安心して暮らしていくためには、地域住民との関係づくり、定期的な見守り、体調が悪かった等の場合の速やかなサービス移行などクリアすべき様々な課題があることから、より一層の体制整備が必要となります。

こうした中で親亡き後の対応について、県はこれまでどのような取組を進め、どのような成果をあげてきたのか、まず御教示ください。

あわせて、親亡き後の障がい者の多様な地域生活の実現に向けた今後の課題や対応方針についてどのようにお考えか、見解を伺います。

最後に、感染管理認定看護師の養成について伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いた中、感染症に関する専門的な知識と技術を持つ感染管理認定看護師が、感染対策の強化などにも活躍しています。

県内各地でクラスターが発生し、保健所と施設職員が初動対応を実施する中、入所者が重篤化しやすい高齢者施設等の場合、さらなる感染拡大を防ぐため、県の要請による感染管理認定看護師の応援派遣により、ゾーニングによる感染拡大防止を図ってきました。

感染管理認定看護師とは、感染管理に必要な知識・技術を取得した者として日本看護協会が認定した方々ですが、資格取得のための教育機関での受講が8か月から1年間と長期間に及ぶため、資格取得には看護師個人や医療機関のハードルが非常に高いとされています。

現状では、県内の管理認定看護師は、大分市や別府市等に集中しており、感染管理認定看護師が少ない地域では、クラスター発生時に速やかに現場に駆けつける体制の構築が困難となります。また、資格取得に当たり、研修の受講が

長期間に及ぶことから、代替看護師の確保が課題となっていました。こうしたことから令和4年度から感染管理認定看護師の地域偏在を解消すべく、不足する地域において新たに感染管理認定看護師の資格取得を行う場合、代替看護師確保に要する経費を助成するとされています。ただし、感染管理認定看護師を目指そうにも、九州には福岡と宮崎にしか養成施設がないのが現状です。

一方、隣県の宮崎県では、県立看護大学で取得できる課程が設置されています。本県にも平成20年に全国で初めて大学院修士課程でナースプラクティショナー、いわゆる診療看護師の教育を始めるなど常にチャレンジし、次代の看護を創造できる大学として充実した教育体制を整えている県立看護科学大学があります。

中長期的課題になるとは思いますが、本県における県立看護科学大学に感染管理認定看護師を目指す課程について福祉保健部長の見解を伺います。

以降は対面席より質問します。

〔衛藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの衛藤博昭君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 衛藤博昭議員から福祉行政をめぐる諸課題について御質問いただきました。

まず私から、障がい者雇用の促進についてお答えします。

昨年6月の障害者雇用状況調査では、法定雇用率達成企業の割合が、前年の13位から6位へと順位を上げ、雇用率も2年ぶりに上昇に転じるなど改善傾向が見られたものの、全国順位は7位と横ばいでした。

日本一奪還に向け、知的・精神障がい者の雇用率や、就労系福祉事業所から一般就労への移行率の改善が鍵であり、これらの課題解決に重点的に取り組みます。

まずは現場の声を聴くため、就労系事業所、障がい者団体、企業経営者などが参画する障がい者雇用支援合同会議を昨年度設置し、関係者と議論を行いました。

その中で、就労系事業所からは、利用する障がい者の減少によるサービス報酬の減や、主力だった障がい者が一般就労に移行することによる生産性の低下を恐れ、なかなか一步を踏み出せないとの切実な意見を伺いました。

そこで今年度、一般就労移行に取り組む事業所を後押しするため、移行実績に応じて支給する奨励金制度を創設しました。

また、実績の乏しい事業所からは、ノウハウが足りないとの意見が多く聞かれたことから、一般就労支援に豊富な実績がある施設の職員を派遣し、一般就労に向けた伴走型支援の強化にも取り組んでいます。

一方、昨年3月に法定雇用率が2.3%へ引き上げられ、雇用義務の対象企業も拡大されたことから、企業へのさらなる支援も必要です。

障がい者雇用の経験のない新規対象企業に対し、県内6か所に配置した雇用支援アドバイザーがプッシュ型で訪問し、仕事の切り出しやマッチングの支援を行っています。

また、500社企業訪問では、県の支援策を周知することに加え、従業員規模の大きい法定雇用率未達成の41社には、県と大分労働局が連携し、重点的に働きかけています。

本年8月には、経営者協会が行う人事部門責任者の会議でも、障がい者雇用のメリットを説明します。

あわせて、昨年度刊行した情報誌等を活用し、達成企業を積極的にPRし、未達成企業の採用意欲の向上も図ります。

さらに、今年度から知的・精神障がい者を5人以上新規雇用しようとする場合、雇入れに必要な施設改修等へ助成する制度を新設しました。

加えて、就労系事業所への優先発注において、県が保有するデータをオープンデータ化する作業を新たに発注するなど、精神障がい者等が活躍する分野を拡げています。

引き続きこうした取組により、障がい者雇用率日本一の奪還に向け、粘り強く取り組んでいきます。

**古手川副議長** 山田保健福祉部長。

**山田福祉保健部長** 私からは3点お答えします。

まず1点目は、医療的ケア児への対応についてです。

非常用発電装置等の購入費助成については、これまで市町村に対し、福祉担当者会議や個別避難計画の説明会等を通じ、保護者への周知徹底と予算措置を要請してきました。希望する全ての対象者に、一日も早く行き渡るよう、市町村と連携しながら、しっかり進捗を図っていきます。

個別避難計画については、市町村に対し、医療的ケア児の避難計画を優先的に作成するよう働きかけるほか、当事者の状況を詳しく把握する福祉専門職の参画を促すための研修も実施しています。

次に、保育所等を安心して利用してもらうには、看護師の配置が欠かせないことから、その経費を市町村と共に補助しています。

現在、県内では、6人の医療的ケア児が、看護師を配置した保育所等を利用していますが、在宅で障害福祉サービスを利用している子どもの中にも入園希望者がいる可能性があり、こうした医療的ケア児も安心して保育所等を利用できるよう、引き続き市町村と連携し、看護師の確保を含めた環境整備を進めていきます。

2点目は、障がい者の親亡き後への対応についてです。

親亡き後の障がい者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制を構築するため、緊急対応を含め、地域生活を支える相談支援事業所や、安心して居住できるグループホームの整備等を推進してきました。

また、令和元年度から本県独自に養成した134人の親なきあと相談員による住まいや経済的な問題に関する相談対応は、これまでに594件に上り、グループホームへの入居や障害年金の受給等につながっています。

今後の課題は、障がい者の特性に応じた居住施設の整備や、一人暮らしの希望の実現など、親亡き後の多様なニーズへの対応です。

そこで、今年度から親なきあと相談員と弁護士等の専門家を交えた研修会を県内7か所で開催し、障がい者の日常生活を地域全体で支える

ためのネットワークづくりを進めていきます。

引き続き国における居住支援や相談支援等に関する見直しの動向も注視しながら、障がい者御本人が望む暮らしを実現できるよう、きめ細かく支援していきます。

3点目は、感染管理認定看護師の養成についてです。

県では、平成22年度からの7年間に11人の資格取得を支援しており、現在37人の方が病院等で勤務していますが、地域偏在が課題となっています。養成機関が県内にあれば、長期間自宅を空けずに済むことから受講のハードルが下がり、より多くの養成が進む可能性があることは議員御指摘のとおりです。

そこで、実は昨年度、県立看護科学大学において養成課程の創設も検討しましたが、いまだ実現には至っていません。その最大の要因は教員の確保です。日本看護協会の認定要件では、看護系大学院の修士課程以上を修了し、かつ感染管理分野において高度な教育上の能力が認められる主任教員の配置が必須となっていますが、現時点では確保のめどが立っていません。

また、既に開設している他県の施設では、開設後数年で休講する事例や、休講に至らないまでも3分の2は県外からの受講者という事例もあり、一定数の受講者を確保できるか懸念もあります。

こうしたことから、速やかな開設は困難な状況ですが、県内医療機関のニーズや県外養成機関の定員充足状況等を把握しながら、引き続き看護科学大学と検討していきます。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** ありがとうございます。最初の障がい者雇用の知事答弁の中で、知的・精神の方を5人以上雇用したところは、施設改修の補助をするという話がありました。身体の場合、バリアフリーとかでイメージが湧きやすいですが、知的・精神の方向けの施設改修とは具体的にどのような内容になりますか。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 知的・精神の方については、連続してずっと仕事を続けることがなかなか難

しい方もおられ、そういう方向けに、例えば、休憩室を整備したいとか、そういう障がいの特性に応じた改修等に支援しています。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** ありがとうございます。休憩室ですか。

障がい者雇用については、昨日も公明党の戸高議員から質問があったように、国で雇用制度の弾力化に向けた検討が今進んでいます。これまでなかなか雇用に踏み出せなかった企業を後押しする流れでもあるので、より一層就労しやすい環境づくりが進むことを期待しています。

また、障がい者の親亡き後の対応についても、グループホーム以外の選択肢として、希望する方の一般住宅での一人暮らしを含め、多様な地域生活の在り方も国において検討されています。県行政においてもこのような国の流れをよく注視しながら、医療的ケア児においても、幼児教育、保育施設を安心して利用できる環境整備も含め、当事者や御家族の立場に思いをめぐらせた政策形成に引き続き取り組まれるよう要望します。

感染管理認定看護師についてですが、今日1日に長野県の看護大学が養成課程を新設したとのことです。また、福島県も来年度前半までの新設を決定したと聞いています。さらには、先日、自民党のコロナ対策本部が中長期的な課題に関する論点整理を取りまとめましたが、その中でも平時からの十分な備えが重要、感染管理認定看護師など感染症対応のための専門人材の育成に取り組むべきと提言されています。

国でも改めて感染管理認定看護師の重要性が指摘されています。答弁を伺い、本県看護大での養成課程創設には課題があることがよく分かりました。国の動きも注視し、引き続き検討を続けていただくようよろしくお願い致します。

それでは、次に今後の企業誘致方針について伺います。

昨年度の企業誘致件数が、過去最多の68件となったとの話が報道や今議会の提案理由説明でもありました。これもひとえに知事はじめ職員の皆様方の御尽力と改めて敬意を表します。

大切なことは、このような流れを継続させていくことだと思います。サプライチェーンの再構築における生産拠点の国内回帰をテーマに2度にわたり一般質問で取り上げてきましたが、早いものでもう2年たちました。

本県は、鉄鋼、石油化学、半導体、非鉄金属、セメントなどの素材型製造業も多く立地しており、国内サプライチェーンの再構築に向け、こうした優位性をいかした連携と、関連する企業の国内回帰を引き続き図っていく必要があります。

例えば、半導体です。世界的な半導体不足や自動車のEV化の流れの中で、半導体関連産業は活況を呈しています。特に、TSMCの熊本進出で話題の我が九州では、その動きは顕著です。

先月開催された産官学の共同組織である九州半導体人材育成等コンソーシアムの初会合でも、サプライチェーンの強化などを通じ、2030年の九州内の半導体関連の製造品出荷額を、2019年時点の2倍の3兆円規模に伸ばす目標を掲げるほどです。

一方、その企業誘致に欠かせない適地については、顧客のオーダーにいつでも対応できるよう確保していく必要があると思います。例えば、本定例会で売却議案が提案されている大分流通業務団地では、商談中の用地まで考慮すると、新たに紹介できる用地がもうなくなっていると伺っています。もちろん、県内には、玖珠工業団地などありますが、サプライチェーンの再構築による国内回帰というチャンスの時期に、企業側のニーズが最も大きい大分市に新規商談が可能な大型用地がない現在の状況に強い危機感を覚えています。

そこで、最近の社会情勢を踏まえた企業の進出の可能性をどのように捉え、今後どのように企業誘致を進めていこうとしているのか。また、そのために適地をどのように確保していくのか、今後の総合的な企業誘致方針について知事の考えを伺います。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 今後の企業誘致方針について質問い

たきました。

長期化するコロナ禍やウクライナ情勢、資源価格の高騰など、世界規模での不確実性が高まっている中であって、企業が投資したい、進出したいと欲しているだけで、企業に寄り添い、時代に即した企業誘致を進めることが大切です。

不透明な経済情勢ですが、製造業、特に半導体分野については、今後も旺盛な投資が見込まれています。専門誌の調べでは、半導体主要メーカーの今年度の投資額は、昨年度に比べ25%増加し、約1.3兆円が見込まれています。

熊本でのTSMCの投資が1.1兆円ですから相当の額になります。この潮流を本県にも着実に呼び込むことが大変大事です。特に、経済安全保障の観点からも、半導体分野は、より高度な設計や製造技術が必要となる転換期を迎え、世界レベルで供給構造が変化していくと考えられます。

本年、国は、今後も九州に半導体産業を集積すべく官民のコンソーシアムにて、共通課題である人材育成やサプライチェーンの強靱化について議論を始めました。

本県には多様な半導体関連企業が集積しており、この集積の強みをいかし、シリコンアイランド九州の発展をリードしていきます。

また、ものづくり産業の中心を担う自動車やコンビナート企業などが将来も安心して操業を続けられる環境整備も大切です。

県では、本年4月にものづくり未来会議をおいたを立ち上げ、2030年、2050年を見据え、脱炭素の実現など乗り越えるべき課題と方向性について議論をスタートさせました。

議論を踏まえ、例えば、企業が直面しているSDGsといった新たな視点での投資に対し、本県の特徴をいかしたどのようなサポートができるか検討していきます。

企業誘致には、企業の要望にタイムリーに対応できる適地が欠かせません。九州内での半導体企業の進出加速は、関連する様々な企業の立地につながるため、県内の各地域にも可能性が広がります。

議員御指摘のとおり、流通業務団地はお陰でほぼ完売となりました。県内を見渡すと、玖珠の他に豊後高田の北部中核、宇佐市や中津市が整備した新たな適地がありますが、企業ニーズも多様化しており、特にニーズが高まっている大規模工業用地には、今年度から整備費用等の補助上限を引き上げ、民間参入にも対応した制度とし、新たに整備を進める市町村を手厚く支援しています。

加えて、団地整備を担う県外の開発業者への営業活動を強化しています。

引き続き市町村と連携しながら、産業集積をいかした企業誘致や受入環境の整備を進め、全力で取り組んでいきます。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** ありがとうございます。県内各地で大分市以外のいろんなところという話がありました。その一方、産業の集積においてはクラスター、集積という概念が非常に大事だと思っています。大分市においてコンビナートや半導体クラスターが既に形成されています。その関係は、生産においては横持ちという概念、横の移動、生産過程での横持ちという横の移動の概念があるので、それが離れれば離れるほど生産効率が悪くなってしまおうという問題を抱えています。

こういったコンビナートや半導体クラスターをこれから強化していく上では、大分市を中心に、ここでの適地の確保が非常に大きな課題になってくると心配しています。

大分市も工業団地をこれから造ろうと考えているという報道もありましたが、その一方で、一番ニーズの大きい大分市の中で、現状流通団地が全て商談に入っていることは、まだ立地の場所も決まっていないので、これから大分市が着工して新規商談ができるまで3年から5年は短くてもかかると思っています。

では、この3年間から5年間の大分市の新規商談会をどうやっていくのか、そこを一番心配しています。そこについての考えを改めて伺います。

**古手川副議長** 高濱商工観光労働部長。

**高濱商工観光労働部長** 大分市の企業立地についての質問をいただきました。

大分市とは、数年前からいろいろ企業誘致の話をしています。まず、大前提として、県も大分市も企業を呼びたいという思いは、今同じ方向を向いている状況です。

やはり足下用地が足りなくなっている状況の中で、議員も御指摘のとおり今探している状況です。ただ、そういった中で、用地としては、さきほど知事からも答弁しましたが、大きなものが大分市以外にもあり、また、大分市の中でも当然別に県が整備するもの、市が整備するものではなく、民間の用地といったものがあります。こういったところを総合的に紹介しながら、県としてしっかり企業を誘致していきたいと思います。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** やはり大分市対策は今後の企業誘致についても引き続き大変大事になってくると思います。

その一方で、県で大分市にも引き込みたいというのは同じという話がありましたが、企業立地基盤整備事業や大規模工業団地整備事業などの支援制度は、県内市町村が対象となっている中で、中核市である大分市だけが除かれているのが現状です。ここについてもしっかり大分市も加えていただき、早急な誘致のための立地整備を改めてお願いします。

国内サプライチェーンのこのような再構築と企業誘致については、私も2年間質問を続けてきました。この2年間のそういった企業を引き込む動きは具体的にどのようになっているのでしょうか。

本議会の議案提案理由で、昨年度はサプライチェーンの見直しによる国内回帰等の流れもあり、誘致件数は過去最多の68件となったとの言及がありました。経産省がサプライチェーンの再構築のために設けたサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金等に採択された企業は、68社のうち具体的に何社ありましたか。

**古手川副議長** 高濱商工観光労働部長。

**高濱商工観光労働部長** 国のサプライチェーン補助金の話と立地は分けて説明します。

まず、国のサプライチェーン補助金は直接国に申請するものであり、全件把握していませんが、我々が把握しているのは、これまで10件以上してきている状況と聞いています。これまで1次、2次、3次の応募がありました。そういった中、既に結果が出ている2次公募に関しては2社が採択を受け、3次公募分は今採択結果待ちという状況です。

そして、我々の企業誘致の件数は、68件のうち、よくサプライチェーンの見直しが進んでいる半導体や自動車の二つの業種と、ちょっと大きくくりですが、回答すると68件中22件が半導体や自動車関連で、これがサプライチェーンの見直しに関連するものではないかと思えます。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** ありがとうございます。本当にしっかりと流れをつかんでいただき非常に安心しました。引き続きこの流れを大分県の中に引き寄せていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

本県にも多く立地しているコンビナートや半導体といった大手企業は、全国各地に生産拠点を設けています。彼らは厳しい国際競争にさらされるとともに、国内においては生産拠点ごとに業績が比較され、業績が優れない拠点の事業は廃止されたり、他の拠点に統合されることとなります。我々はやはり地元の雇用を支えるためにも、これらの企業が国際競争のみならず、国内での拠点間競争にも勝ち抜いていけるよう、しっかりサポートしていく必要があると考えています。

先般、県内の半導体企業の方々から話を伺う機会があり、TSMCの熊本進出についての影響を伺ったところ、大いにあるとのことでした。

半導体企業は業績の山谷上下が非常に大きいという歴史があり、人員調整に苦労してきた経験を持っています。そのため、現場の多くが非正規社員で構成されているとのことでした。

最近の報道でも見られるように、TSMCの

給与設定が国内企業の相場よりもかなり高くなる見込みのため、人員を軒並みTSMCに吸い取られてしまうのではないかと心配されていました。

熊本県は、大学や高専からの人材供給を後押ししていくなど、行政が手厚いサポートをされています。TSMCの熊本進出により人材が流出し、本県の人手不足が深刻になることも懸念される中、県内の半導体企業にどのような支援を行っていく考えか伺います。

**古手川副議長** 高濱商工観光労働部長。

**高濱商工観光労働部長** まず、随分給料面でもTSMCの待遇がいいという話がありましたが、待遇がいいということは、当然求められている質も高いということなので、単純に人材流出する状況ではないという前提の中において、我々人材流出防止という話と人手不足解消といった2点で考えていかないといけないと思えます。

そういった中で、人材流出防止の企業面で待遇の改善とか、職場環境での魅力ある特色といったものを持つことがまず大事だと思っています。県では、働き方改革、女性が働きやすい環境整備に加え、賃金水準向上に向け、国の助成金対象事業の拡大と賃上げしやすい機運を醸成していきたいと思えます。

そして、やはり人手不足解消に関しては、産学官が連携した取組が大事だと思います。国では、5月に九州半導体人材育成等コンソーシアムを設立し、大学、高専等の人材育成を計画しています。県では、2005年に既にLSIクラスター形成推進会議を設立し、産学官で地場企業も共に成長する取組を展開しています。

具体的には、半導体産業の理解を深め就労につなげるため、学生向けの企業見学会、インターンシップほか、共同研究等を実施しています。

TSMC進出を、危機ではなく九州復活のチャンスと捉え、時代の変化に対応し、立地企業の人材の確保を推進していきたいと考えます。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** ありがとうございます。答弁の中で議論が交ざっている部分があって、非正規雇用の部分でもかなり高めの給与を設定してくるの

ではないかという懸念が持たれています。それはT SMCが台湾の企業だから、今、日本より平均的な賃金がかかなり上がってきているところもあり、そちらの水準でかなり高めの設定をしていくことが懸念されます。それに対する対策はどのようにお考えですか。

**古手川副議長** 高濱商工観光労働部長。

**高濱商工観光労働部長** まず、労働の自由というのがあって、我々としては引き止めることはできない。そういった中では、今所属している企業自身の魅力がやはり高まらないといけないと考えており、その企業が自分の企業の労働環境を含め、高めていこうというところはしっかり検討し、支援していきます。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** ありがとうございます。引き続きしっかりサポートしていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

続いて、国道197号バイパスの渋滞問題について伺います。

配付資料1を御覧ください。

国道197号バイパスは、平成14年までに久土-米良間9.9キロメートルが暫定供用され、大分宮河内インターチェンジと大分流通業務団地や大在コンテナターミナルなどをつなぐ物流ネットワークを形成する幹線道路としての役割を果たすことから、本県の企業誘致にも大きく貢献してきました。残る細-久土間約5キロメートルの整備については、県議会でも後藤慎太郎議員はじめ何度も取り上げられ、大分市からも毎年県への要望がなされているように、早期の事業化が強く望まれています。

そのような中、昨年、知事が上京もされ、中九州横断道路の犬飼-宮河内間の早期事業化を要望されています。中九州横断道路の犬飼以北の大分側への接続先として宮河内を要望する理由の一つに、大在コンテナターミナルや臨海工業地帯との物流ネットワークの形成が考慮されたことがあります。

大分流通業務団地は、県内の経済活動の一大拠点として多くの企業が集積していることもあり、近年では197号バイパスを中心に朝夕の

通勤時間帯で著しい渋滞が見られています。

流通業務団地の企業に勤務されている明野にお住まいの方によると、渋滞が慢性化し、朝の通勤の際は、明野から流通業務団地まで1時間以上要したこともあるとの話でした。

さらに、今後、中九州横断道路が犬飼から宮河内に接続された際には、このような渋滞が整備効果発現に対する阻害要因になるのではないかと心配します。

そこで、現在の197号バイパスの渋滞状況をどのように把握しているか伺います。

また、今後の整備の方向性についてどのように考えているか、あわせて伺います。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 国道197号バイパスは、大分市の東西軸を形成する幹線道路で、一部立体交差構造を含む4車線で都市計画決定されています。大分スポーツ公園等の整備と歩調を合わせ、久土-米良間を一部暫定平面交差の2車線で供用しています。

その後、東九州自動車道の整備や沿線における企業進出、宅地開発の進展などもあり、多くの方に利用いただきました。

近年は、朝夕の時間帯を中心に流通業務団地入口や毛井交差点付近における渋滞や速度低下の発生を、ETCのビッグデータにより把握しています。

かねてから渋滞対策については、国や県、大分市などで構成する協議会において、その在り方を議論しながら面的に対策を講じてきました。

現在は、国道10号高江拡幅や197号鶴崎拡幅、都市計画道路庄の原佐野線などの整備を鋭意進めています。

国道197号バイパスについては、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路の接続などを考慮した中長期的な交通予測を踏まえ、整備の方向性を見定めることが肝要と思います。

今後とも協議会において、市内全域の道路ネットワークの在り方と一体的に検討を進めていきます。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** こちらの線、平成14年から暫定供



用ということなので、もともと計画は4車線であると伺っています。暫定供用としてそのまま16年ほどたっています。一般道でこういったケースは県内でほかにどういったところがあるのでしょうか、珍しいケースなのでしょうか。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 一般道の暫定2車線供用ということですが、豊後大野市における三重新殿線、それから、現在、宇佐市で整備中の中津高田線などが暫定2車線です。このほか大分空港道路、あるいは中九州横断道路、中津日田道路の一部、また、東九州自動車道といった路線があります。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** 今のお話、一般道路はいくつですか。

それと、これだけ長きにわたって暫定のままというのはほかにありますか。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 一般道路としては、さきほど申した三重新殿線及び現在整備中の中津高田線になるかと思えます。

10数年、暫定2車線については、三重新殿線は供用後、かなりの期間を要していますが、事例としては数は多くはないと思えます。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** ありがとうございます。ここは大分市でも屈指の渋滞の状況になっています。そういった中で、今暫定供用のまま、将来的な話になると思いますが、接続による効果をはっきりと取り込んでいくためにも、今後の検討、推進をぜひ強くお願いします。

それでは最後に、学校保健における成長曲線の作成とその活用について伺います。

今回の一般質問で一番力を込めている項目でもあります。

成長曲線とは、子どもの身長、体重と年齢を基に作成するものです。成長は個人によって差があるため、成長曲線はその個々の子どもが適正に成長しているかどうかを判断するために用いられています。

配付した資料2に成長曲線や病気との関係について書かれているので御覧いただければと思

います。

この成長曲線の作成には大きく二つの意味があり、一つは成長異常を早期に発見し、早期の治療につなげることです。低身長などの成長異常は、成長ホルモンや甲状腺ホルモン、脳腫瘍などの病気が原因で、その多くは早期に見付かれれば対処が可能です。二つ目が、作成時点までの成長が適正であることの保証ができることです。今後のことは別として、現時点までは、その子どもの成長が適正であるという判断の根拠になります。

平成28年に学校保健安全法の改正が施行され、文部科学省が学校保健への成長曲線の導入を通知したことから、学校現場において積極的な活用が求められています。

資料3を御覧ください。これは令和元年に行われたアンケート調査をまとめたもので、九州各県の小中学校での成長曲線の作成率を示しています。九州平均で小学校の作成率が72.0%、中学校が60.7%、最も高い長崎県が小学校94.6%、中学校95.2%の一方で、本県は小学校で33.3%、中学校で25.0%と飛び抜けて低い作成率を示しています。

しかしながら、この成長曲線は、作成率について書きましたが、作成しただけでは全く意味がなく、成長異常の早期発見と早期治療につなげていくことが一番大事です。

作成後の対応についてもアンケート調査を行ったところ、成長曲線を作成している地域の多くが学校医に相談したり、病院の受診を勧めたり、保護者に注意喚起をする一方、作成後に何もしていないという回答が10.8%もありました。成長曲線の作成後に何もしていない理由を尋ねたところ、活用方法が分からない、相談先、相談する基準がない、必要性を感じないという回答がなされているのが現状です。これは大分県だけではなく、九州全体としてです。

一方、作成の実務に目を移すと、生徒一人一人の身長と体重のデータを養護教諭が手入力するという原始的な方法もいまだに取られているのが実態です。

本県は県行政をあげ、DX推進の旗を振って

います。身長と体重のデータは毎年の身体測定の中でアーカイブされているので、これらのデータを基に成長曲線を自動作成するシステムを構築すれば、養護教諭の方々が余計な労力を費やすことなく、作成率を100%にすることが容易に可能になります。

加えて、自動化により今まで手入力していた作業もなくなり、業務負荷の軽減という観点からも教育現場の働き方改革にもつながります。

DXの推進により、まずは成長曲線の作成率向上を目指すべきと考えますが、教育委員会の方針及び今後の対応をお示しください。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 成長曲線は個々の児童生徒の成長特性を判断するために重要なツールです。作成率の向上に向けては、令和5年度末までに全市町村にも導入が予定されている児童生徒の出席や成績、保健などの記録を管理する校務支援システムの活用を考えています。

健康診断結果をこのシステムに入力することで、全児童生徒の成長曲線が自動的に作成されることに加え、全市町村での同一システムの使用により、養護教諭の負担軽減にもつながると思います。

成長曲線作成後は、個々の児童生徒の成長の特性を評価し、学校医への相談や、必要に応じ保護者へ説明するなど適切な対応が重要になるため、養護教諭を対象に研修を行うこととしています。

また、本県児童生徒の健康課題の一つである肥満についても、成長曲線を用いることで、その状態を分かりやすく評価できることから活用を図っていきたいと思います。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** ありがとうございます。さきほど紹介したアンケート結果からも分かるように、成長曲線を作成すること、それ自体が目標ではなく、作った成長曲線を通じて、成長異常の早期発見がしっかりと医療ケアにつながっていく体制づくりこそが重要だと考えます。

長崎県では、専門の医師で構成される判定委員会を設け、委員会で受診勧奨する生徒を判定

し、受診可能な医療機関を準備するなど、受診にしっかりとつなげています。

北九州市では、受診を勧める基準を決め、学校で自動的に紹介できるようにしておき、医療機関のリストも医師会で作成されています。

このように、成長曲線の作成だけ進めても不十分であり、作成後に学校側で事後対応しやすい体制をしっかりとつくっておかなければ、活用は難しい現状があります。

重要なのは、作成後の養護教諭、学校医と医療機関の3者の連携体制の構築です。体制の構築に向け、学校と医療機関をつなぐためには、縦割りの壁を越えた教育委員会と福祉保健部の協力が欠かせません。

成長曲線の活用による子どもの成長異常の早期発見と早期治療の体制構築に向け、福祉保健部として今後どのように関わっていかれるか伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 成長曲線については、県内の小児科医も十分に活用し切れていないのではないかという問題意識を持っていると伺っています。

成長曲線を活用するためには、こうした医療機関との連携が欠かせないということで、教育委員会と連携し、地域保健協議会の中に医師、学校、養護教諭等で構成される学校保健小委員会があり、そういった場を活用しながら、医療機関の受診を勧める基準づくりなどの検討に福祉保健部としても協力していきたいと考えています。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** 本当に前向きな御答弁ありがとうございます。

成長曲線は、その時々々の成長状態を点だけで見るとはならず、成長の流れに沿って、経年の時間の流れの中での動きを見ることが非常に大切になります。

そのような観点からすると、小学校1年生からプロットを始めていくと、小学校低学年時点、そこから異常が始まった場合の把握では発見が遅れるという懸念があります。幼稚園、保育所、

こども園のデータも取り込んで、より長いスパンで子どもを見守っていくことが今後必要になってくると考えますが、このような観点からの今まで県でも進めてきた幼保小の連携はどのようになるでしょうか。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 現在、幼稚園、保育所、認定こども園等において、健康診断のデータは紙や独自のエクセルデータなど様々な形で記録されており、加えて、こうした施設に通っていない子どももいる状況です。そのような状況ですが、現在残っているデータについて取り込みができないか、DXの推進も踏まえながら考えていきます。

こうした中、国では保健医療情報の適切かつ効果的に活用できる環境整備に向けた取組を進めており、県としてはこの動向についても注視していきたいと思えます。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** 今の答弁の中で、正に幼保小こども園の中で、そういった数値がデータ管理されていないということで、まだシステム化が進んでいないことが分かりました。

そういったことも正にDX推進の中で、ど真ん中として進めていかなければならないと思えます。特に保育所、こども園は福祉保健部と思えますが、今後そちらのDXの推進をどのようにお考えですか。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 現在、保育所、幼稚園等でそういったシステム化は正直遅れているということで、保育士の人材確保のためにも、いろんな保育園における事務処理をIT化、DX化を進めていかなければならないということで、その投資に対する支援を県としても行っており、その中で、この成長曲線についてのデータ化の推進についても検討していきます。

**古手川副議長** 衛藤博昭君。

**衛藤議員** ありがとうございます。本当に子どもの成長のスピードは大変早いものがあります。我々の1年と子どもたちの1年は、同じ1年でもスピードとその重みが違います。だからこそ、

こういった取組にもスピード感が求められてくると思えます。今後の早急な取組をお願いし、一般質問を終了します。ありがとうございました。(拍手)

**古手川副議長** 以上で衛藤博昭君の質問及び答弁は終わりました。成迫健児君。

〔成迫議員登壇〕 (拍手)

**成迫議員** 21番、成迫健児です。本日はこの一般質問の機会をいただいた先輩議員の皆様、そして、たくさんの情報をいただいた県民の皆様には改めてお礼を申し上げます。

早速ですが、質問に入ります。

地域共生社会の実現についてということで、私たちの暮らしを支える福祉の在り方を見直そうという動きが進んでいます。国が新たな福祉改革の理念として掲げているのが地域共生社会です。公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合う社会にしていこうということです。

私たちが暮らす地域には、様々な課題を抱えている人がいます。要介護でありながら、在宅で頑張る一人暮らしの高齢者、生活に困窮している人、貧困家庭の児童、障がいを抱えながら頑張っている人、掃除や料理、ごみ出しが難しくなっている人、生活習慣の違いに戸惑う外国人などです。

昔のように、地域のつながりが強ければ何とか近所で支えられていたケースも、人間関係が希薄になった現代社会では、誰にも相談できず、孤立してしまい、かえって問題が深刻化してしまうケースも少なくありません。

こうした地域の現状の中で、公的な福祉サービスだけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようというのが地域共生社会の考え方です。私は、この地域共生社会という考え方に賛成です。生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、支え手、受け手という関係を超えて支え合う取組は、人口減少が著しい今の時代、最も必要とされており、自治体の福祉が目指すべき方向性としては間違っていないと感じます。また、地域

包括ケアをさらに発展させたものであり、今後の福祉政策の大きな潮流になっていくものと考えます。

佐伯市では、この地域共生社会の実現に向けた先進的な取組が既に始まっています。広瀬知事にも以前、足を運んでいただいた一般社団法人共生社会実現サポート機構とんとんでは新たに、コロナ禍であっても集える場、共食の場、学べる場、相談できる場、助け合える場を提供する、みんなのえがおプロジェクトも始まりました。県の職員から御紹介、後押しいただいで、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業も活用することができ、活動の範囲が広がりつつあります。県全体として、こうした取組が進んでいけば、県民の皆様がより安心して暮らせる社会につながっていくものと確信しています。

そこで、伺います。この地域共生社会の実現に向けて、今後、県としてどのように取り組んでいかれるのか、知事の見解を伺います。

以降、対面席にて質問します。

〔成迫議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの成迫健児君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 成迫健児議員から、地域共生社会の実現について御質問いただきました。

人口減少や少子高齢化の進行、コロナ禍の影響による孤独、孤立問題が顕在化する中、誰もが共に支え合い、人と人とのつながりを感じながら、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現は大変重要だと思っています。

県では、地域福祉基本計画に基づき、次の三つを柱として取組を進めています。

一つは、多世代交流活動の推進です。

県内の子ども食堂や高齢者サロンなどでは、地域住民が世代を超えてつながる活動が進んでおり、議員御紹介の事例は、私も県政ふれあいトークで拝見しました。

とんとん食堂では、地域の子育て世代や高齢者、障がいのある方など様々な方々が集い、楽しげに交流している姿を目の当たりにして、

代表者からはお互いを理解し合うことの大切さをお聞きしました。

県では、こうした多世代が集う共生の場づくりを各地で展開しています。活動拠点の整備などを支援しています。

あわせて、コロナ禍においても交流活動を継続できるよう、オンライン開催の初期費用や集合会食から弁当配達に変更する際の運搬費なども支援しています。

二つは、住民自らがボランティアとして参加する支え合い活動の推進です。

県内では、住民組織が生活のちょっとした困り事を安価で引き受ける住民参加難福祉サービスの取組が進んでいます。今年度に入ってからも玖珠町で、掃除やごみ出し、草刈りなどを地域の住民同士で助け合うサポートセンター、くらサポ八幡が誕生したところです。

こうしたサービスが各地で展開されるよう、市町村や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、活動組織の立ち上げなどを支援していきます。

三つは、地域や住民活動を支える人材の確保、育成です。

県では、住民の協働意識の醸成や、住民自らが地域課題を解決できるようコーディネートを行う地域力強化推進員を育成しており、現在約130人が活動しています。

また、大分大学を拠点として、地域の福祉活動実践者や行政機関などの多様な人材がネットワークを構築し、多世代交流活動等への支援を行っています。大分市のコミュニティカフェ大きな樹では、高齢者や子育て世代等の居場所として、大分大学の学生等も加わった様々な交流イベントが展開されており、こうした好事例の横展開も進めています。

今後とも、市町村や社協をはじめ、地域の多様な主体と連携して、地域共生社会の実現に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

**古手川副議長** 成迫健児君。

**成迫議員** 知事も最近、とんとんとんに御訪問されているということで、本当にありがとうご

ございます。とんとんとんのスタッフで、以前、広瀬知事も来られたとうれしそうにおっしゃる方も非常に多いので、皆さんの活動のモチベーションにもつながっています。

このとんとんとんでの活動内容について、答弁でも詳しく触れていただきましたが、当法人は、活動の拠点でもあるオレンジカフェにて、子ども食堂ならぬ、障がいのある方や高齢者も交えたごちゃまぜ食堂を運営しています。

本県においても、障がい者の離職率が高いという課題があると思うが、とんとんとんでは有償ボランティアという形で、報酬は1千円で、地域の障がい者が自分で来れるときに来て、少しお手伝いをしてもらって取組をしています。この取組には、例えば、認知症を持たれた方も働いているし、精神的にひきこもりになった方も、段階的にこの有償ボランティアに参加しながら、この中で従業員として立派に御活躍されている方もいらっしゃいます。

こういった障がい者雇用にも地域の団体が一役買っているという取組は、正に地域共生社会づくりの好事例だと思います。

また、とんとんとんでは、第1、第3日曜日に地域に向けた勉強会なども開催しており、ここでは、先日、高橋肇議員の一般質問にもあった認知症に関してのことやコロナウイルス感染症に関しての正しい情報など、共生をテーマにした有益な情報発信などもされています。

質問でも申しましたが、県全体でこうした取組が進んでいけば、県民の皆様がより安心して暮らせる社会に必ずつながっていくと考えるので、好事例の横展開を図るなど、取組のさらなる推進を要望します。

最後に、県の職員からの御紹介と、それら当初いただいたことで交付を受けることができた福祉医療機構の助成金で新たにえがおスポットとして、とんとんとんの拠点の拡大ができませんでした。

そして、先日、福祉保健部の県の御担当者が休日にもかかわらず佐伯にまで足を運んでいただき、現場との意見交換の機会をいただきました。深くお礼を申し上げますとともに、既に今後

の課題も共有いただいているので、大分県の地域共生社会のさらなる発展のために、引き続きお力添えをいただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

生涯にわたる県民スポーツの推進について。

4月22日の大分合同新聞に、県内一周大分合同駅伝競走大会が終了するとの記事が掲載されました。記事の中には、主催者として収支改善や諸問題の解決に全力で取り組みましたがとの記載があり、過去62回を数える開催の中で、相当な苦労と負担があったことだと思います。

私ども陸上競技関係者は、この大会を支え、続けてきてくださった大分合同新聞社をはじめ、関係者の皆様へ心から感謝しています。

駅伝は、たすきをつなぎ走り抜けていく中に多くのドラマがあり、県民の皆様も選手一人一人の走る姿に感動を覚えることが多かったのではないかと思います。選手は開催を予定していた第64回大会に向けて、コロナ禍で中止となっていた期間も練習を重ねていたため、今は目標を見失っている状況です。その中で、どうかして別の形で大会を生まれ変わらせることはできないのかと多くの声が寄せられています。

これまで駅伝大会の運営や金銭的な部分については、大分合同新聞社が担ってきました。直近の令和2年2月に開催された第62回大会の要項によると、大分県や大分県教育委員会を含む六つの団体が主催となっており、大会要旨に、本大会は春の県民体育大会としての記載もあります。また、大会名も春季県体とされています。したがって、県内一周駅伝大会は大分合同新聞社だけのものではありません。大分合同新聞社が自社の経営状況やコロナ禍における企業判断として駅伝運営やスポンサーから撤退しても、残った主催者によって、他のスポンサーを見つけて大会を継続することは可能ではないかと考えます。

大分県教育委員会は、令和3年4月に第2期大分県スポーツ推進計画を策定しており、その中でライフステージに応じたスポーツイベントの推進において、県民体育大会は参加者が減少傾向にあり、定期的な見直しによる充実、活性

化の推進が必要としています。

大会の規模を大きく縮小することになります。例えば、大分スポーツ公園内を周回コースとし、小学生、中学生、高校生の区間なども設定し、市町村対抗での駅伝大会にするなど、公道にこだわらなければ、大会そのものをより多くの県民が参加できるライフステージに応じたスポーツイベントとしてつないでいくこともできます。

県内一周大分合同駅伝競走大会は、私も佐伯市駅伝チームの事務局として選手のサポートを各区间でしてきましたが、各市町村の中継所での歓迎やにぎわい、子どもから高齢者まで多くの方たちからの沿道からの応援など、この大会は地域の活性化にも大きく貢献してきました。この大きなイベントがなくなることは、大分県のスポーツの推進や県民の皆様の活力を衰退させるのではないかと懸念しています。

この歴史ある大会をこのまま終わらせていいのか、別の形での開催などを検討すべきではないでしょうか。こうしたことを踏まえ、県としてライフステージに応じたスポーツの推進など、生涯にわたる県民スポーツの推進に向け、どのように取り組んでいかれるのか伺います。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 60年以上にわたって開催された県内一周大分合同駅伝競走大会が終了したことは、誠に残念です。大分合同新聞社からは、経費や交通渋滞等の課題に加えて、郡市によっては選手の確保も困難となっているとの説明を受けたところです。

一方、陸上競技を含め、43競技を開催している県民スポーツ大会は、参加資格制度の見直しや新たな競技種目を設けるなど、参加者の増加や活性化に向けて取り組んでいます。

こうした中、県陸上競技協会では、新たに大分県郡市対抗駅伝競走大会の開催を企画していると伺っており、大会の在り方や今後の方向性などについて、同協会と協議していきたいと考えています。

県では、年齢や性別、障がいの有無を問わず誰でも参加できる県民すこやかスポーツ祭や、

高齢者を対象とした豊の国ねんりんピックなど、ライフステージに応じたスポーツイベントの充実に取り組んでいます。

今後もこうした取組を通して、県民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう努めていきたいと考えています。

**古手川副議長** 成迫健児君。

**成迫議員** ありがとうございます。この県内一周駅伝においては、各市町村の代表選手として地元就職し、戻ってくる大きなきっかけにもなっていたし、大会の期間中は各区间での応援等で大変な盛り上がりがあり、地元の御当地グルメを選手や地域の方に振る舞ったりと、地域の活性化にも大きく貢献されていました。実際に私も市の職員だったときに選手のサポートを、さきほども伝えたんですが、その盛り上がりを感じていました。

今回の県内一周駅伝の終了という報道には、選手や関係者だけでなく、それを支え応援してきた方も大きなショックを受けています。また、選手の走る姿を間近で見て応援することで、県民の皆様のスポーツへの関心や、自分もやってみようという意欲、きっかけに大きくつながっていたのだと思います。

この60回以上続いてきた歴史ある大会が終了することによって、今申した恩恵がなくなることも含めて、大分県のスポーツの発展、推進に大きく影響があると感じていますが、県としてどのように認識されているのか伺います。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 議員おっしゃったように、この駅伝大会ですが、県内各地を巡ることから、するだけではなく見る、あるいは支えるスポーツとして、地域スポーツの振興の一助を担ってきたものと認識しています。

そういう中、今し方答弁したように、県陸上競技協会では新たに大会を開催したいという考えのようですから、この協会の動向を見守りながら、私どもも協議していきたいと考えています。

**古手川副議長** 成迫健児君。

**成迫議員** やはりこの県内一周駅伝大会の終了

というのは、大分のスポーツ振興に大きなダメージとして残ってしまうことが心配でなりません。

質問の中で、大会の規模を縮小して大分スポーツ公園内という話をしましたが、さきほど教育長の答弁にあったように、令和4年度の2月に、まだ詳しい日程は決まっていますが、大分県都市対抗駅伝競走大会として、大分県陸上競技協会主催で大分スポーツ公園内を周回コースとして開催されるという形になっていてお聞きしました。

今後、大分県内一周駅伝大会に代わる大会として期待がされていると思いますが、これまで各市町村は県内一周駅伝大会に向けて、遠征費等、費用は春季県体に要するものといった意識もあり、この春季県体は、私の質問の中では一般県体の中での枠組みということで認識していました。ところが、県内一周駅伝大会は、大分合同新聞社が当初始めたときにつけてしまった名称というか、歴史を遡ると一般県体の一環ではなかったことがその後分かっただけで、一般県体の一環としてという枠組みではないんですが、それでも選手は各市町村を背負って代表として出場し、各市町村は予算を組んで、この駅伝大会に向けて応援ができていました。今回、県の陸上競技協会単独の大会となるとまた話が変わってきて、予算がこの大分県内一周駅伝大会とは別で組めないという状況が発生してしまうので、各選手は各市町村を背負って代表として駅伝に挑むのですが、その応援体制が各自治体で取れないということになってしまいました。

そこで、一つ提案ですが、さきほど教育長の答弁の中で、新たな県体になれたらという話もあったんですが、毎年9月に開催されている大分県民体育大会の競技種目として、また駅伝を追加していただき、一般県体の中で開催していくことはできないでしょうか。それがかなえば、各市町村も応援体制を築くことができ、代表選手も報われるかと思います。教育長、いかがでしょうか。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** ただいま御提案があった県民スポーツ大会の種目に加えるということ自体は不可能ではありません。主たる団体である、今回でいえば県の陸上競技協会ですが、こちらが、毎年各競技団体が県民スポーツ大会で競技を実施するかどうか、実施内容をまず検討していただいた上で、競技別の実施要項を大会の実行委員会で決定する、その上で実施しているという手順になっていますから、さきほどの答弁で今後の方向性等について協議していきたいと申したのは、そういったことも含めて陸上競技協会の意向を確認していきたいという趣旨です。

**古手川副議長** 成迫健児君。

**成迫議員** ありがとうございます。陸上競技の中の種目として駅伝というのは存在しないので、これも認められるには、さきほど言われたように、県民体育大会の実行委員会の中での協議も必要になってくると思います。

この駅伝に関しては、どの自治体も応援体制をどのようにしていけばよいか悩ましいところなので、しっかりと道筋をつくっていただけるように、ぜひ前向きに、県体の種目として検討いただければと思います。

では、次の質問に移ります。

**障がい者スポーツの振興について。**

昨年12月の定例会にて、障がい者スポーツの参加機会の充実について質問しました。本県の障がい者スポーツ協会の方や、実際にスポーツを始められたアスリートと意見交換する中で、障がいのある方々のスポーツの参加機会が少ない理由として、スポーツ器具が高価過ぎて買えないといった課題がありました。

県内では、義足のアスリートである中西麻耶さんが活躍していますが、以前、私も一緒にトレーニングしている際に、義足の値段を聞いて驚愕したことがありました。競技用の義足となると自分の体に合うように作らないといけないこともあり、片足で70万円以上かかることでした。幸いにも彼女にはスポンサーがついているので、義足の費用についてはどうにかできていますが、これからスポーツを始めようと思う方にとってはハードルが高過ぎるのが現状

です。

令和2年度のスポーツ庁の調査によると、全国の義足利用者は7万人で、そのうち趣味で活動している一般ランナーは200人ほど、そこから、さらにパラリンピックを目指しているアスリートは男女合わせて50人ほどと、全体から見ると非常に少なく感じます。その大きな理由としては、高額な義足の費用にあります。各メーカーも気軽にスポーツを始められるように安価な義足の開発に力を入れています、それでも50万円以上かかるのが現実です。

そのような中で、4月10日より大分市営陸上競技場に、競技用義足を体験でき、レンタルも可能なギソクの図書館が設置されました。まずはカルテを作成し、自分の身体に合った義足を関東から送ってもらう仕組みとなっていますが、レンタル料も低く設定されているので、既に利用されている方もいらっしゃいます。

今後のパラスポーツの発展に大きく前進する取組も始まっていますが、車椅子等の高額な器具が必要な車いすバスケットボールであったり、車いすラグビー等、あらゆる競技種目についてはまだ前に進めていないのが現実です。

市の事例ではありますが、2026年に第5回アジアパラ競技大会を開催する愛知県の名古屋市や茨城県水戸市が、競技用義足などの購入補助を実施しています。また、先駆的な取組として、埼玉県深谷市が障害児スポーツ助成を以前から実施しています。

本県でも最近、障がい者スポーツコーディネーターにより、総合型地域スポーツクラブでの受入体制の整備に取り組んでいると聞いています。こうした障がい者の方が、地域で日常的にスポーツできる環境の実現に向け、積極的に取り組んでいくべきと考えますが、今後の県の取組について伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 障がい者スポーツの振興についてお答えします。

先月、3年ぶりに県障がい者スポーツ大会を開催しました。県内各地から592人の参加があり、選手からは久しぶりの大会で楽しかった

といった声も聞かれ、ようやくコロナ前の光景を取り戻すことができた、関係者一同、喜んでいるところです。

東京パラリンピック開催を契機に、障がい者スポーツへの関心が高まる中、誰もが気軽に参加できる環境整備が重要です。

そこで、県では障がい者スポーツ協会と連携して、活動を支援する指導員を地域や学校などに派遣し、体験会等を開催するほか、バスケットボール用車椅子やボッチャなどのスポーツ用具の無料貸出しを行っています。また、大分国際車いすマラソンでも、初参加の選手に対し競技用レーサーを貸し出す取組を行っているほか、企業や競技団体が貸し出す事例も増えています。

そうした中、今回、有志の力でギソクの図書館が県内に設置されたことは、スポーツを始めたいと願う義足利用者にとって大変喜ばしいニュースだと思います。

今後もこうした取組を広くPRしながら、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しめる環境づくりを進めていきます。

**古手川副議長** 成迫健児君。

**成迫議員** ありがとうございます。昨年開催された東京オリパラを契機に、自分もあの舞台に立ちたいと感じたり、スポーツを始めたいという方が増えてきています。しかし、いざ始めるとしても、さきほども伝えたように、義足や車椅子等の器具が高額過ぎて始められないのが現実です。実際に、今御活躍されているパラアスリートの皆様は、活動費を捻出するためのスポンサー集めに相当な苦勞をされて夢を目指す環境を手に入れています、パラスポーツはお金持ちの人にしかできないといった認識を持たれている方も少なからずいます。

さきほどの質疑の中で取り上げた、大分市の陸上競技場にて無料での試着やレンタルが可能となったギソクの図書館についてですが、拠点は東京の豊洲にあり、世界で初めて義足のブレードがレンタルできるブレンダという取組をされています。実はこの立ち上げには、私の前からというとおこがましいんですが、400メートルハードルの日本記録保持者である為末大さ



んがこの立ち上げに関わられていて、すごく運命的なものを個人的に感じています。

東京と大分の間でつながり、関係する多くの方の努力で、大分でのギソクの図書館の設置が実現されたのですが、活動されている方々の意見交換の際に、せめて子どもたちだけでもスポーツに必要な器具の助成や運動の機会を与えられるような取組をしてほしいといった声が上がりました。実際に、障がいを持たれていることで初めからスポーツへの参加を諦めている子どもが多いと聞いているし、何度も申しますが、何より費用がかかるということで、きっかけがつかめない子がいます。

県として、障がいを抱えることによってスポーツに参加できない子どもたちの運動の機会をどう考えているのか伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 障がいのある子どもたちの運動の機会の確保ということで、県内特別支援学校10校で陸上部を中心としてスポーツ系の部活動が設置されています。また、日出町のNPO法人は、障がいのある子どもたちが自由に参加できるスポーツ教室を、今県内各地で開催しています。

さらに、こうしたスポーツをする子どもたちの目標となるように、さきほど申した県の障がい者スポーツ大会では6歳から出場できるようになっていますし、国際車いすマラソンでも14歳から出場できるということで、そういった目標も確保しています。

県としては、こうした官民の様々な取組を積極的にPRするなど、障がいのある子どもたちがスポーツを楽しめる機会を増やしていきたいと考えています。

なお、器具の助成ですが、さきほどのスポーツ用の義足など、県内でどの程度ニーズがあるのかを早速調べてみたいと思っています。

**古手川副議長** 成迫健児君。

**成迫議員** ありがとうございます。最後に、器具でどういった子たちのニーズがあるのか調査いただけるということで、ぜひ実施してほしいなと思います。

このブレンダですね、ブレードをレンタルされている役員の方と、大分県障がい者スポーツ協会、また、実際に義足で活動されている方とオンラインで意見交換したときに、実際にギソクの図書館で義足を着用して、それでお子さんがその動きに慣れて、運動会で1着になるような動画を見せてもらいました。

これまで、もう自分は運動会に参加できないんだと本人は諦めていたようですが、まさか運動会で自分が1番で走り抜けるという夢のような時を過ごせたのは、すごく大きなきっかけになるのではないかと感じました。

大分県でも、一人でもそんな子がいた場合には、このギソクの図書館をしっかりと活用していただきたいし、この周知に関してはこれからまた大きな課題があるので、大分県の皆様からできるだけ調査いただいて、必要な方には利用してもらえそうな仕組みを構築いただければと思います。よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

地域における芸術の振興について質問します。

アフターコロナを見据えたツーリズムとして、大分県もあらゆる取組を行っていますが、観光客は様々な観光形態を求めており、新しい観光といわれる現象を多く生み出しています。その中の一つであるアート・ツーリズムが、今後の経済活動に重要な役割を果たすとされている旅行形態として、又は地域住民の積極的な関わりを可能とする地域活性化手段として期待されています。

佐賀県の多久市では、平成28年から平成30年にかけてウォールアートプロジェクトとして、多久駅周辺の活性化を図ることを目的としたシャッターアートや壁画アートを作成されました。多久市に訪れた人が、専用サイトに表示されるマップを閲覧しながらウォールアートを回遊する仕掛けをつくることにより、中心市街地の交流人口の増加や地域全体の活性化につながっています。

こうした地域のアートを観光資源として活用している取組は全国各地で行われており、移住・定住する人や地域と多様に関わる関係人口に

よって、新たに地域の産業を振興することに大きな成果をもたらしています。

私の地元の佐伯市でも何度かメディアに取り上げていただけていますが、画家である谷川広人氏が河川敷の堤防に描いた佐伯竜宮図が話題となっており、県内、そして、県外からも足を運び、見にくる方が数多くいらっしゃいます。これほどのスケールで完成度の高い作品は、恐らく県内では存在しないのかと思われま。間違いなく佐伯市だけでなく本県の大きな財産となり、観光の面でも既に大きな貢献をしています。制作費については寄附や自己資金で行っています。私はアート・ツーリズムの観点からも、地域の観光資源となる作品にはしっかりと後押しがあってよいのではないかと考えています。そしてまた、こうした取組がモデルケースとなり、広がりを持っていくことによって、本県の芸術が大きく発展していくものと考えています。

こうしたことを踏まえ、アート・ツーリズムに資する地域の芸術を振興していくべきと考えますが、企画振興部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** 本県は、豊かな自然や歴史に育まれた国内外に誇れる魅力的な芸術文化を有しています。

県では、芸術文化の持つ創造性に着目し、地域活性化や関係人口の創出につなげるため、県内各地で様々な取組を推進しています。国東半島地域では、国東半島芸術祭の開催を契機として、10年以上にわたってアーティスト・イン・レジデンスに取り組むなど、現代アートの活用により交流人口の拡大を促進しています。

別府市では、世界的に著名なアーティストも参加して作品を披露するアートイベントが2009年から開催されており、地域の活力や魅力づくりにつながっています。

また、日田市では、県の地域活力づくり総合補助金で整備した「進撃の巨人」を題材とするミュージアムなどをいかし、観光客の周遊促進と誘客を図っています。

さらに、今年は東アジア文化都市事業として、

県民総参加による芸術文化活動の推進に取り組んでおり、アートはもちろん、音楽や演劇など、県内各地の様々な芸術活動を後押しすることとしています。

今後とも、芸術文化の創造性をいかしながら、観光や産業分野などと連携し、創造的な地域づくりを進めていきます。

**古手川副議長** 成迫健児君。

**成迫議員** ありがとうございます。県内各地では様々な取組をされているということで答弁いただきました。

さきほど私の質問の中で取り上げた佐伯竜宮図について、今日、実際にパネルで皆さんにお示しできればよかったんですが、私の準備が悪くて間に合わなかったんですが、この竜宮については市外、県外から見に来られる方も非常に多くおられて、このスケールと完成度に大きな衝撃や感動を受けられています。

これまで県内のメディアに特集も組んでいただいたり、最近では熊本現代美術館でも企画展の作品として取り上げていただく予定となっています。さきほども申したとおり、手がけている画家は佐伯市の谷川広人さんという方で、実際には高さ5メートル、長さ180メートルにもわたる作品です。ウォールアートとしては国内探してもこの規模のものは恐らくないだろうというところで、日本一のウォールアートと言われています。

作品は、佐伯の山や海に生きる多様な生き物の姿が生き生きと描かれていて、まだ完成に至っていないので、今後もスケールはますます拡大していくのですが、日本一の壁画がこの大分県佐伯市にあるというのは本当にすごいことなので、芸術の観光資源としては、これ以上ものはなかなかないのではと思っています。

ただ、この絵を描く中で、費用は全て谷川さんが負担されているという部分で、例えば、絵を描くときには、まずは下地となる河川敷の掃除をして、そこにプライマーという上塗りをして、そこから上から絵を描いて、また上からコーティングするという作業になります。このプライマーという液体は1缶10万円近くするも

ので、そういったのも使用しながら、孤独に作品の制作を続けています。どうか日本一の壁画の完成に向けて私どもも力になれないかというところで考えているんですが、例えば、大分市であれば、アートをいかしたまちづくりとして、文化庁の助成金を活用されていたり、又は国土交通省の中にかわまちづくり支援制度とか、そういったものを活用できないかなと思うんですが、既に始まっている絵というか、ある程度描いている絵なので、またこれに対して助成するというのが果たして可能なのかというのはすごく感じるところです。

どうか日本一の完成に向けて一緒になって応援できる取組をしていただければと思うので、ぜひ一緒に考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

やはり芸術というのは、ウォールアートもそうですが、さきほど各地域でいろんなイベントをされているというお話ではあったんですが、やはり身近で芸術を感じる機会というのはなかなか日常にはないんじゃないかなと思っています。

例えば、ウォールアートですね、今回アート・ツーリズムの中で取り上げていますが、今空き家になっているところに絵を描いたり、商店街とかそういうところに描いて、それがただ何げなく生活の中で溶け込んでいて、それを見て、芸術というのはいろんな効果があるので、美的センスに磨きがかかるとか、想像力が膨らむとか、性格が穏やかになるとか、いろんなことがあるので、県民の皆様がいつでも触れ合えるような芸術の存在というのが私は必要なかなと感じています。

このアート・ツーリズムについてですが、例えば、各市町村でウォールアートを描いて、その後、コンテスト形式にして、それを県民の中で投票したりして、そういった形で毎年続けていけば、それぞれの地域で特色のあるアートが完成して、それをアートツアーというか、各市町村の大きな広告として、そういった取組もいいんじゃないかなと思うんですが、企画振興部長にその辺の見解を伺います。

**古手川副議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** アート、あるいは芸術作品等をいかして、それを地域の活性化にどう結び付けていくかということですが、アートの力、芸術文化の持つ力というのは大変いろんな意味で大きいものがあるなと考えています。それが地域にとってどういう効果をもたらすのか、あるいは作って終わりではなくて、それをどう地域で活用していくかという観点も大事なところではないかなと思います。

そういったことで、地元でしっかり議論していただいて、どうかすかという中で、また県も支援できる場所があれば、しっかりと支援していきたいと思っています。

**古手川副議長** 成迫健児君。

**成迫議員** ありがとうございます。まだまだお伝えしたいことはあるんですが、時間が迫っているので次に移ります。

父子家庭の支援について、平成28年度に国が行った調査によると、全国のひとり親世帯の数は約142万世帯であり、この内訳は、母子世帯が123万2千世帯、父子家庭が18万7千世帯となっており、ひとり親の7世帯に1世帯が父子家庭となっています。今でも、ひとり親といえば、やはり母子家庭が取り上げられることが多いので、社会から自分たちの存在が見えていないのではないかといった不安や不満を感じている父子家庭の父親は大勢いるのではないかと感じています。

父子家庭の方と意見交換をする際に、よく耳にするのが子育ての難しきです。仕事に追われ、子どもと十分な時間が取れずにコミュニケーション不足となり、気が付いたときには心を開いてくれなかったり、学校や地域で問題行動を起こしてしまったりと、解決するのにとても苦労することが起きていると聞いています。

そのような父子家庭は差別を受ける機会も多いということで、3割近い方がそういった経験をされていると聞いています。

子育て日本一を目指し、子育てしやすい環境づくりの推進を掲げている県として、父子家庭に目をつぶるわけにはいきません。県として父

子家庭の実態をどのように把握しているのか、また、父子家庭が不満を感じずに暮らしていけるように今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 父子家庭への支援についてお答えします。

令和2年の国勢調査結果によると、県内のひとり親家庭8,069世帯のうち、父子家庭は1割弱の772世帯となっています。父子家庭に対しても、母子家庭と同様に手当や貸付けなどの支援制度は用意していますが、一方で、平成30年度の大分県ひとり親家庭実態調査では、父子家庭の悩みとして、相談相手がいないが最も多く、休みが取りにくい、帰りが遅くなるなど、仕事に関連するものも多くなっています。

県が設置している母子・父子福祉センターでは、昨年度、全体の約1割に当たる98件の相談を父子家庭から受けており、悩みに対して丁寧に寄り添いながら対応しているところです。

相談内容としては、児童扶養手当や医療費助成等の制度に関するものが多いため、毎年作成しているひとり親家庭のハンドブックの周知、配付にも努めています。

また、子育てと仕事の両立に悩む父親も多いため、保育サービスや放課後児童クラブ、病児保育等の充実に取り組みしていきます。

今後も、子育てに頑張る父親が安心して暮らしていけるよう、しっかり支援していきます。

**古手川副議長** 成迫健児君。

**成迫議員** ありがとうございます。また、父子家庭の方から届いている声はたくさんあるので、これから一緒になってどういった支援ができるのか考えていきたいと思うので、どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

(拍手)

**古手川副議長** 以上で成迫健児君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

**御手洗議長** 皆さんこんにちは。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。後藤慎太郎君。

〔後藤議員登壇〕 (拍手)

**後藤議員** 8番、自由民主党、後藤慎太郎です。今回の質問の機会を与えていただいた会派の皆様、ありがとうございます。今回もいつものように声なき声を、そして、小さな声を広瀬知事、それから、執行部の皆さんに何とか届けることができるように頑張りたいと思います。どうかよろしくお願いします。

早速、一つ目は移住・定住政策についてです。

新型コロナウイルスは、地域の経済や人々の生活に大きな影響を与えています。その一方で、地方への関心の高まりとともに、テレワークなど企業の働き方が多様化し、人々の意識や行動を変化させています。

そのような中、本年4月、令和3年度の移住者数は1,416人になったとの発表がありました。昨年度に比べ129人、10%の増であり、移住者が1千人を超えるのは5年連続です。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、都市部から地方への回帰が続いていることの表れだと思います。

今後も、働く場所を選ばないリモートワークの環境が整うなど、移住ニーズは底堅いと考えられますが、この流れは本県だけのものではありません。九州各県のみならず、全国各地で移住者確保のために様々な取組を行っており、移住者の取り合いのような状況になっています。

一方、せっかく移住したものの、地域になじめず、思い描いていた地方暮らしとは違ったという声も聞こえてきており、移住に向けた支援も大切ではないかと感じています。

人口減少が進む中、農林水産業や商工業など県内産業を支える人材は十分とはいえず、福祉や医療分野などは慢性的な人手不足です。人口減少を緩やかにし、このような状況を少しでも改善していくためにも、なお一層移住者を増やしていかなければなりません。

そこで、移住先に本県を選んでもらい、安心

して長く住み続けてもらうために、県としてどのように取り組むのか、知事の考えを伺います。

〔後藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの後藤慎太郎君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 後藤慎太郎議員から移住・定住政策について御質問いただきました。

コロナ禍は私たちの社会生活に大きな影響をもたらし、価値観の変化により地方回帰の傾向も強まってきています。国の調査でも、東京圏在住の若い世代については、コロナ禍以降、地方移住への関心が高まってきており、この流れをしっかりと捉えることが必要だと考えます。

一方、移住者を獲得するための地域間競争は激化しており、移住先として大分県を選んでもいただくためには、他県にない魅力的な支援策を提案することが大事になります。

そのため、一つは、移住決断の大きな鍵と言われている仕事の確保です。本県への移住者は30代の子育て世帯が多く、働き盛りで仕事を求めています。

昨年度、移住希望者を対象としたIT技術スクールを開講したところ、41人が受講し、中には姫島村や玖珠町などのIT企業でエンジニアとして夢をかなえた若者もいます。今年度はこのような仕組みを福祉、医療の分野にも広げ、保育や介護、看護職の資格の取得から就職、移住までをワンストップでサポートします。

また、農業をしたいという方も多く、昨年度の農林水産業の新規就業者469人のうち、県外からの移住は105人と2割以上を占めています。県内各地で多彩な品目を学べるファーマーズスクールや就農学校などの手厚い研修制度により、新規就業者は年々増加しており、卒業後は産業を支える人材として活躍しています。

二つは、移住者のニーズに応じた住まいの提供です。移住者の9割以上は移住先の住居として空き家を検討していますが、希望する物件がなかなか見付からないといった声を伺います。

そこで、物件の探索や所有者との交渉をサポートするため、建築士や宅建士、行政職員など

によるマッチングチームを編成したところ、既に30件を超える相談を受けており、移住者の関心の高さを感じています。今後も移住者の要望に丁寧に対応し、本県での暮らしを安心してスタートできるよう支援していきます。

三つは、大分県に長く住み続けてもらうための定住に向けた支援です。やってきていただくだけではなくて、定住していただくためのフォローアップも非常に大事だということです。豊後高田市では、移住者を支援する団体がお茶会の開催や自宅の訪問など、移住者との交流を行っています。ちょっとした困り事や地域のルールなどを気軽に聞ける関係となり、よりスムーズに地域に溶け込んでいくことができます。このような取組を県内全域に広げ、移住者に優しい地域の育成を目指します。

移住者のニーズは様々であり、その一つ一つに寄り添うことが重要です。住んでよかった、住んでみたいと思われる大分県となるように、今後もしっかりと取り組んでいきます。

**御手洗議長** 後藤慎太郎君。

**後藤議員** ありがとうございます。やはり移住・定住政策、これから大分県にとってはとても大切な政策だと思いますが、子どもたちのことを一番最初に考えられるような移住・定住政策をやっていたら、おのずと人は増えるのではないかなと。それは県民皆様にとって大切なことだと思うので、ぜひこれからもまた考えていただければと思います。

それでは、次に行きます。

多文化共生の社会づくりについてです。

本県においても、ウクライナからの避難民を受け入れています。日常生活の場を奪われ、異郷で暮らすことを余儀なくされた避難民の皆様の御苦労に対しては、日々心を痛め、支援の必要性を強く感じています。

そのような中、本県ではいち早く4月11日から県内に受け入れたウクライナ避難民の方々の生活を支えるため、ふるさと納税の仕組みを活用して、広く寄附金を募ってきました。5月初旬には当初目標額としていた500万円を達成し、時宜を得た取組と関心の高さに敬服した

ところです。

避難民の皆様の支援にあたっては、住居の提供や生活支援、就学、就労、日本語教育など、受入先の市町村や支援団体等と連携しながら、避難民の方々に本県で安心して生活していただけるよう、しっかりサポートを行っていただきたいと思えます。

本県では、これまでもウクライナを含め、海外から多くの留学生を受け入れてきた結果、人口10万人当たりの留学生数は全国3位です。また、県内在留外国人は令和3年12月末現在1万1千人を超え、コロナ収束後にはさらに増加することが見込まれます。

このような中、外国人材から選ばれる大分県になるためにも、外国人と県民とがお互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の社会づくりが今後ますます重要となると考えます。

また、生産年齢人口の減少、企業等の働き手不足などを背景に、外国人労働者も増加しています。コロナの影響による入国制限により一時的な減少は見られるものの、令和3年10月時点においても県内の外国人労働者数は7,300人を超えており、5年前と比較して約2,600人の増加となっています。

農林漁業分野や介護分野など、今後さらにその増加が見込まれる一方で、人材獲得競争が激しくなる中、大分県が外国人材から選んでもらえる県となるため、安心・安全に暮らし、能力を発揮できる地域社会が求められます。そのためには、生活や仕事で直面する様々な困り事に寄り添って解決していくという環境を整えることが肝要です。このことは、ウクライナ避難民を受け入れやすくすることにもつながると考えます。

こうしたことを踏まえ、多文化共生の社会づくりに向け、今後、県としてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお聞きします。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 多文化共生の社会づくりについて御質問いただきました。

ウクライナ避難民支援については、県民の皆様から目標を大幅に超える御寄附をいただきました。地域での交流も進み、避難民の方々は徐々に大分での暮らしになじんできています。こうした皆様の温かい支援に感謝するとともに、避難民の方々の気持ちに寄り添って、分け隔てなく接する県民の意識の高さを改めて感じています。

社会経済のグローバル化が進む中で、多様な価値を認め合い、共に発展していく多文化共生の推進は世界共通の重要なテーマです。本県に目を転じてみても、留学生や技能実習生など多くの外国人が地域の一員として生活を営んでおり、今や欠かすことのできない存在です。地域活性化や経済活動に大いに活躍していただけるように、多文化共生をこれまで以上に推進していくことが重要です。

このような状況を踏まえ、今年度スタートした第4期大分県海外戦略では、新たに多文化共生の推進を大きな柱として加え、主に二つの観点から取り組むこととしています。

一つは、生活面の支援です。

まずは日本人住民と外国人住民の円滑なコミュニケーションが図られるように、県内各地の日本語教室設置への支援や日本語教育ボランティアの育成強化に取り組みます。

地域住民との交流の場の創出も重要です。佐伯市のよのうづ国際交流の会では、地元小中学校生との交流事業や防災訓練、地域の祭りへの参加など、外国人住民が地域に愛着を持って暮らしていただくための環境づくりを進めています。このような取組を他地域にも広げていきます。

あわせて、教育、医療をはじめ、日常生活の身近な困り事などに対応するため、大分県外国人総合相談センターにおける多言語相談の充実や市町村の相談窓口との連携強化を図っていきます。

二つ目は、就労面の支援です。

技能実習生等が受入先でその能力を十分に発揮し、生き生きと働ける就労環境の整備が大切です。企業や監理団体が制度を正しく理解し、

生活面や心理面のサポートまで行えるように、外国人の文化、習慣に配慮した優良職場事例等を学ぶセミナーを開催します。

また、今年度は技能実習生等が多い県北部において、寮などの施設改修や翻訳機器の導入等に積極的に取り組む企業を支援するなどしています。

今後とも、外国人材から選ばれ、外国人住民と県民とが地域を担う一員として、共に活躍する多文化共生の社会づくりを進めていきます。

**御手洗議長** 後藤慎太郎君。

**後藤議員** ありがとうございます。多文化共生の社会はもちろんです、あわせて多様性もしっかりこの大分県で何とか広げていただければなと思っています。

例えば、私がずっとやってきたパートナーシップ制度も今いろんな地域に広がっています。ちょっと多文化とは違いますが、やはり様々なものを受け入れられると。それがさきほど言った移住・定住政策も含めてですが、大分県というのは何とすばらしい住みやすいまちなんだと多くの人が思ってもらえるような地域になればなと考えているので、また次の機会に今度はそういった多様性についてもやっていくので、多文化共生はぜひしっかりよろしくをお願いします。

では、次は子どもをめぐる諸課題についてです。

まずは児童虐待の問題です。

全国での児童虐待の相談件数は、令和2年度に20万件を超過し、30年連続で最多を更新しました。本県でも、この4月から新たに中央児童相談所城崎分室を設置し、大分市との連携を深化させています。今後は迅速な情報共有、両者による支援、ケースの引継ぎなどがスムーズになり、これまで以上に虐待防止対策が進むと期待しています。

一方で、コロナ禍で家の中で過ごす時間が増えたこともあり、地域での子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっている状況にあります。特に養育環境が少し気になる程度の家庭は、行政の助言や訪問指導などの支援に拒否的であったり、あるいは支援が必要なこ

とに気が付いていないケースも多いとされています。

また、この春、竹田市の小中学校が家庭訪問の廃止を決めました。先生も保護者も負担が減ると賛同する声がある一方で、虐待や貧困を把握する機会が失われるのではないかと心配する声も入り交じっています。

こうした様々な状況に対応しながら、児童虐待対策を進めていくためには、行政のみならず、地域の力を活用することも大事です。潜在化する児童虐待を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、地域における見守り体制を市町村と連携しながら早期に県内全域に構築することが急務であると考えます。

それと同時に、児童や家庭の様子を見極め、見守ることができる地域の支援団体の育成、確保も、行政と共に車の両輪としての役割を担うために取り組むべき課題であると思います。

こうした状況を踏まえ、城崎分室開設後の状況とあわせ、児童虐待の早期発見と適切な支援に向けた地域での見守り体制の構築について、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の考えを伺います。

次に、起立性調節障害について2点伺います。

昨年の第4回定例会では、起立性調節障害、いわゆるODを持つ児童への対応について質問しました。教育長からは、児童が安心して学校生活を過ごせるよう教職員などの理解を広げるため、県医師会と連携した教職員向けの研修を実施することや、全ての学校で同じ支援が受けられるよう、福祉保健部、県医師会と連携し、ガイドラインの作成を検討する旨の答弁をいただきました。

今回は、そのODを持つ生徒の出欠の対応について質問します。

ODは、症状が落ち着くまでに時間を要するため、症状がひどくなって朝からの登校が難しくなったときは遅刻を、さらには長期欠席をすることもあります。その際、保護者は毎日欠席連絡、若しくは遅刻連絡の電話連絡をしなくてはならないのですが、毎日同じ内容をお伝えしなくてはいけないということが大変大きな精神

的負担となっています。

例えば、私立高校などでは、欠席連絡がスムーズに行えるアプリを導入することで、保護者だけではなく、学校の負担も軽くなっています。アプリでは、遅刻、欠席連絡ができ、その際、理由も入力することができます。いつ、どの時間を欠席したのかということも分かるので、高校の欠課時数の確認にも活用できるなど、ODを持つ生徒のみならず、多くの生徒、保護者のメリットにもつながります。

一部の県立学校では既にアプリやメール配信サービスを、そして、大分市内の小学校でもすぐるなどのアプリを導入しているようですが、教員の働き方改革にも資することになります。他の県立学校や市町村立小中学校にもぜひアプリの導入をお願いしたいと思いますが、教育長の見解を伺います。

それから、端末を活用した授業対応について伺います。

現在、公立学校ではタブレット端末が一人1台配備され、自宅から学校へのオンライン上のアクセスが可能です。ODなどが原因で物理的に学校に登校しづらくとも、オンラインならば大丈夫な子どももいると思います。

特に公立高校では、欠課時数の状況に応じて補講を行うようにしていますが、登校が難しいので、その補講にも行けない場合もあります。補講などで補えない場合は、留年や他学校への転校を余儀なくされます。

また、欠課時数のことがプレッシャーとなり、ODが悪化し、不登校に結び付くという悪循環も起こります。実際に先生方からの指導が強かったという声も上がっています。Web会議システムのZoomなどを活用することで出席扱いとなれば、結果、時数の問題は回避でき、先生方の負担も減ると思います。

ただし、近頃はODかどうかを診断する新起立試験を実施せずに問診のみでODと診断するケースもあると聞いていますが、オンライン端末での対応を認めるのは、きちんと新起立試験を受けてODと診断を受けた生徒や、何かしらの病気の診断を受けていて、授業を受けること

ができない生徒に対してのみとするなどの条件をしっかりと設けた上で対応していくべきと考えます。

端末を利用し、Zoomでの授業参加などにより出席扱いとなれば、ODを持つ生徒のみならず、広く不登校などで授業に出席できなかった児童生徒の自己肯定感を高める一助になると考えますが、教育長の見解を伺います。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** これも大変大事な子どもをめぐる諸課題について御質問いただきました。

私からはまず、児童虐待の早期発見と適切な支援についてお答えします。

児童虐待は、本来、子どもにとって最後のよりどころとなるべき親がその子どもの人格を深く傷つけ、成長に大きな影響を及ぼし、時としてかけがえのない命を奪うものであり、断じて許されるものではありません。

しかしながら、本県においても、虐待相談件数は増加傾向が続いています。これまで以上に市町村と連携して、虐待のおそれのある家庭を早期に発見し、適切な支援へつなぐことが求められています。

特に、県内の児童虐待対応件数の約6割を占める大分市との連携を一層強化するために、本年4月、大分市事案を専任で担当する中央児童相談所城崎分室を設置したところです。早速、市担当者と顔を突き合わせて相談、協議ができるようになり、情報共有はもとより、援助方針の決定や動き出しが迅速化されるなど連携の効果が表れています。

また、市への日常的な助言も可能となりました。例えば、虐待のおそれのある児童の面接に豊富な経験とスキルを持つ県の心理職員が同行した結果、児童の素直な気持ちを引き出し、速やかな一時保護につなげられた事例も出てきています。

このような現場のOJTが大分市の人材育成及び組織対応力の一層の向上に資するのではないかと期待するところです。

一方、潜在化する児童虐待に対応するためには、地域におけるアウトリーチ型の見守り体制



の構築も急がなければなりません。

そこで、子どもの状況把握が難しい家庭に対して、地域の児童家庭支援センターや子ども食堂等のスタッフが弁当や文具などを持参して訪問する取組を市町村と連携しながら実施しています。初めは支援を拒みがちであった家庭でも、次第に子どもが打ち解け、親からの相談も寄せられるようになったなど、子どもや家庭との信頼関係の構築に大いに役立っています。

今年度は10市で実施予定ですが、この取組をさらに広げていくためには、相談支援のスキルがあり、保護者との良好な関係を築くことのできる民間団体の役割が重要です。県では、子育て支援に関わるNPO等を対象に研修会を開催するなど、支援を担う団体の育成、確保に努めます。

加えて、全市町村で毎月開催している要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、関係者が連携して、要保護児童の情報共有と適切な支援の徹底を引き続き図っていきます。

全ての子どもがその成育環境にかかわらず、誰一人取り残されることなく健やかに成長できるように、今後も関係機関との連携を密にして、全力で支援していきます。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 私から2点お答えします。

まず最初に、起立性調節障害による出欠確認への対応についてです。

県立学校が保護者との連絡手段として利用しているメール配信サービスについて、今年4月のことですが、生徒、保護者からの遅刻、欠席連絡ができる機能を追加しました。このことを県立学校に周知したところ、現在6校がこの機能を活用しており、3校が活用を検討しています。このほか、5校においては他のアプリ等で実施していると承知しています。メール機能を活用している学校では、朝の電話がつながりにくい状況が改善されて、保護者から好評を得ている。一方で、教職員からは、電話によるコミュニケーションも大事だという声も届いています。

県教育委員会としては、まずはこの機能を検

証、改善するとともに、遅刻、欠席連絡の負担軽減に向けて、県立学校や大分市などの取組について、市町村教育委員会等に対し情報提供したいと考えています。

それから二つ目は、端末を活用した授業対応についてです。

県教育委員会では、本年3月、起立性調節障害の生徒が安心して学校生活を過ごせるよう、教職員や保護者が適切に対応、支援を行うための研修動画を作成しました。また、全ての学校で必要な支援が受けられるよう、県医師会とも連携してガイドラインの策定を進めています。

高等学校では、疾病による療養や障がいのため学校を長期間欠席する生徒に対して、その実態に配慮した特別の教育課程を編成し、教育を実施することができることとなっています。

そのような中、出席、単位認定には、端末を活用して教員と生徒が互いに音声や映像等によるやり取りや質問を行う同時双方向型の授業を実施することが必要です。実施にあたっては、相当期間出席が見込めない診断がなされていること、生徒の状態等を踏まえ、学校、保護者、医療関係者が連携、協力し、体調管理や緊急時の適切な対応ができる体制を整えることが重要だとなっています。

今後も生徒の学習機会の確保や単位の修得に向けた各校の取組が適切に実施されるよう、制度等の周知徹底を図りたいと考えています。

**御手洗議長** 後藤慎太郎君。

**後藤議員** ありがとうございます。

教育長に一つ確認ですが、ガイドラインの作成が進んでいるという話は伺っていますが、今年度とか、もし時期があれば教えてください。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** ガイドラインは、今年度中には作成したいと考えています。

**御手洗議長** 後藤慎太郎君。

**後藤議員** ありがとうございます。

まず、広瀬知事から子どもの虐待をめぐる力強い早期支援対策についてお話を伺いました。

様々な新聞、ニュース等で、虐待で子どもが亡くなったという事件があって、皆さんもち

ろん心を痛めていると思いますが、子どもの気持ちになって考えると、どんな親であっても親は親ですから、そして、小さな子どもはどうにもできないと。生きていくために何ができるかと。子どもたちというのは本当に親を頼るしかないですから、そういった子どもたちがまだ世の中にごまんといっているのだなと思ったら、少なくともこの大分県にはそういった子どもたちがいなくなるように——いないと信じたいですが、そういう大分県であってほしいなと思っているので、ぜひそういった小さな虐待の芽を少しでも摘んでいけるような地域間のアプローチが行われるようにできたらなとも考えています。

それから、ODについてですが、ずっとしつこく教育長にいろんなお願いをしています、保護者の会に行くと、親御さんたちは本当に毎日電話しないといけないというのが、先生たちにも申し訳ないなという反面、それが精神的負担になっているという話をよく聞きます。そういったお母さんたちのお話を聞くと、例えば、アプリを使ってできるのであれば、皆さん方の心の負担も少し和らぐのではないかと思います。

それから、ODのことが新聞やこういった場所で取り上げられるようになって、いろんな方に認知されるようになったことはとてもよかったなと思っています。これからも各市町村の教育委員会から、こういったODの問題で悩んでいる子どもがいるんだというのをまた周知していただければと思うので、ぜひよろしく願います。

では次に、性暴力の根絶に向けた取組についてお尋ねします。

本県では、性犯罪や性暴力による被害者が安心して相談でき、医療や心のケアなど必要とするサポートをワンストップで支援できる相談機関として、おおいた性暴力救援センターすみれを設置しています。

電話、面談、メールによる相談をはじめ、令和3年4月からは夜間や土日祝日等でも相談できるコールセンターを立ち上げ、365日24時間対応しています。その結果、令和3年度の相談件数は延べ754件、うちコールセンター

対応は140件と大幅に伸びています。

しかしながら、令和元年度に調査した県の意識調査では、女性の被害者のうち3人に2人がどこにも相談しなかったと回答しており、相談できずにいる人たちがまだまだ多くいるのではないかと思われるところです。こうしたことから、まずは相談窓口の周知が大変重要です。

加えて、デートDVと呼ばれる若いカップル間の暴力が近年問題となっていることから、対等な立場で相手も自分自身も尊重できる関係のつくり方などを考える機会も必要です。未来の加害者、被害者を生まないためには、若い世代に対する性暴力防止の啓発も極めて重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、伺います。県として、性暴力の根絶に向けた啓発活動や相談窓口の周知、さらには被害者への支援にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長にお尋ねします。

**御手洗議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 性暴力の根絶に向けた取組についてお答えします。

性暴力の被害者は、誰にも知られたくないといった心理から、その多くが見えにくく、潜在化しています。そのため、相談窓口すみれの周知は重要であると考えています。

これまでも新聞やラジオなどメディアの活用に加え、若者向けのリーフレットを作成し、県内全ての中高生や大学生に配付してきました。

新たな取組として、人目を気にせず使いやすいといった大学生のアイデアを採用して、相談連絡先を書いた、本に挟むしおり3万部を作成したところです。

若者への啓発については、高校生等を対象としたデートDV防止セミナーを実施することに加え、ユーチューブなどSNSを活用し、DVや性暴力防止啓発動画の配信を行っています。

女性に対する暴力をなくす運動期間、11月12日から25日を予定していますが、その運動期間中には、女性に対する暴力根絶のシンボルとしてパープルリボン、これにちなみ、県立美術館など県内28か所で建物を紫色にライトアップして、各地で啓発活動を展開する予定で

す。

被害者への支援については、医療機関等への同行などきめ細やかな対応に努めるとともに、産婦人科への受診、あるいは弁護士相談等の公費負担に加え、今年度からは精神科の受診についても対象にするということで改正し、制度を拡充したところです。

引き続き被害者の心身の回復に向け、寄り添った支援に取り組みます。

**御手洗議長** 後藤慎太郎君。

**後藤議員** ありがとうございます。DV被害に遭われる方は、御本人に自覚がない場合も多いという話も聞くし、若いカップルの間の暴力が近年増えているといったことも聞くので、若いうちからこういったことを何か教育できれば——教育というか、教えることができたならと思うし、今、部長が言われたみたいに、精神的に、例えば、トラウマになるといった方もとても多いと思うので、そういった精神科を受けるという手厚い支援までできるのはとてもすばらしいことだなと思います。

この質問もそうですが、大分県に住む子どもたちがどんな場合も救われるような大分県であるためには、私は診療機関に相談できたり、大分県の大人が子どもたちを助けてくれたなと子どもたちが思えるような地域にできたらいいなと思うので、これからもぜひこういった問題に取り組んでいただきたいと思います。

では、最後です。今後の動物愛護の取組について伺います。

最後に、今日は皆さんと共に考えてみたいことがあります。それは動物愛護に関する行政の取組についてです。

令和元年に大分市の当時中学3年生だった倉光杏奈さんが書いた国税庁と全国納税貯蓄組合連合会主催の税についての作文について、まず御紹介します。

倉光さんの作品は、57万8,204編のうち40編が選ばれる全国納税貯蓄連合会会長賞を受賞しています。倉光さんは、ボランティアの助けを借りながら動物愛護に税金が使われる一方で、殺処分にもやはり税金が使われること

に複雑な気持ちになったことなど、おおい動物愛護センターを訪ねて感じたその思いをつづっています。

その作文の中で倉光さんは、広島県の神石高原町のふるさと納税の制度が殺処分を減らす取組に使われていることを調べて書いています。神石高原町は、保護された犬が譲渡されるだけではなく、ボランティア団体と協力して災害救助犬やセラピー犬として育成していることを知り、ふるさと納税は生まれ育ったふるさとに貢献できる制度であり、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度であることに触れ、人と動物がよりよく共存できる社会をつくるために使われる税金があってもいいのではないかと思いをつづっています。倉光さんは、正しく使われた税金なら巡り巡って必ず自分が救われることがあるはずだという思いを込めて、情けは人のためならずという言葉引用し、それが税金の精神であるという言葉で締めています。とてもすばらしい作文でした。

今日の最後の質問は、そんな中学生の思いと、今月、おおい動物との共生を考える会が集めた麻酔投与による安楽死に変えていきたいという署名1万2,261人の皆様の思いをしっかりと受け止めながら質問します。

環境省が示す動物の殺処分方法に関する指針では、第1の一般原則において、管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、殺処分動物の生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとあり、第3の殺処分動物の殺処分方法では、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によることとあります。

この問題を考えるときに、忘れてはならない点はいくつかあります。

まず取り組まなければならないことは、そもそも殺処分の数を限りなくゼロに近づけるように努力しなければならないことです。

殺処分については、ドリームボックスと呼ばれるガス室を使用した方法から、注射による方法を増やしている神戸の事例においては、殺処分そのものが非常に少なくなっています。また、殺処分に関わらなければならない職員の心理的負担の軽減をどう考えるのかということも絶対に忘れてはなりません。命あるものから命を奪うその行為を毎日毎日行わなければならない職員の負担はどうでしょうか。考えるだけでとても耐え切れません。何よりも重要なことは、無責任な飼育放棄ゼロを目指し、無責任な命の売買ゼロで悪徳繁殖業者を排除していき、動物愛護センターに集まってくる数そのものを減らしていくことです。その結果として殺処分頭数が減り、殺処分方法がドリームボックスから注射へと変わっていくのではないのでしょうか。

おおいた動物との共生を考える会の皆様は、署名を集めることによって、少しでも多くの方に本県での動物の殺処分の現状を知ってもらい、殺処分方法を変えていけないかと願っています。すぐに現状を変えることは難しいと皆様は感じていますが、それでも世の中を変えていきたい一心で署名を集められました。そのような皆様の思いをぜひ少しでも多くの方にお伝えしたく、そして、皆さんに考えていただきたく本日は御紹介しました。

今月1日、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適正な取扱いへの対応の強化を目指した改正動物愛護法が施行されました。この機会に動物との共生について、県民の皆さんが我が事として改めて考えてほしいと強く願う次第です。そして、さきの中学生のような、動物愛護について我が事として考えられる未来のリーダーが一人でも多く育ってほしいと思っています。

そこで、お尋ねします。官民でこれまで以上に力を合わせて殺処分頭数を減らしていくために、動物愛護の今後の取組について、センターのさらなる活用や県と市町村との連携も含め、どのように進めていくのか、お聞かせください。

あわせて、今月施行の改正動物愛護法により、ペット店などで販売する犬や猫のマイクロチップ装着が繁殖、販売業者に義務付けられました

が、今後どのように指導徹底していくのか、生活環境部長に伺います。

**御手洗議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 今後の動物愛護の取組についてお答えします。

殺処분을減らすためには、適正飼養の徹底と愛護精神の普及を図り、県が引き取る犬猫を減少させることが重要です。

動物愛護センターでは、市町村と連携し、小中学生等に命の授業として動物愛護教育を、令和3年度は220回、6,905人に実施したところです。

また、市町村、ボランティア、県獣医師会と連携して、所有者不明の猫の不妊去勢手術と術後の地域での世話をを行うさくら猫プロジェクトを展開して、3年度は1,150頭に手術を実施したところです。これらの取組により、殺処分は2年度の1,183頭から半減し、昨年、3年度は572頭となったところです。

今年度からは、愛護教育を行う職員を1人から2人に増やし、命の授業の実施回数をさらに増やすなど、教育プログラムをより充実させます。また、今後、さくら猫プロジェクトに参加する市町村を増やすことで、さらなる殺処分数の削減につなげます。

また、マイクロチップの装着については、義務化以前から実は研修会等で周知しているところであり、今後は定期的に行っている施設への立入りの際に装着状況を帳簿等でしっかり照合するなど指導をより一層徹底します。

引き続き人も動物も愛情豊かに暮らすことのできる社会の実現に取り組みます。

**御手洗議長** 後藤慎太郎君。

**後藤議員** その殺処分の在り方について、先日、会の皆さんが訪ねていったと思うんですが、それについて現時点でどうお考えか、それだけ教えていただけますか。

**御手洗議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 現在、ドリームボックスというやり方で、ガス室でやっています。これに対して御要望があったのは、注射による麻酔によって苦しまないようにということであり、そ

のやり方については1頭ごとに処置するという  
ことであり、それも議員御指摘のように獣医師  
側の精神的、あるいは体力的な負担も非常に大  
きくあるので、まずは殺処分全体を減らすため  
のさくら猫プロジェクトをやって、殺処分があ  
る程度少なくなったところで、改めてもう一度、  
麻酔によるやり方も含めて検討したいと考えて  
います。

**御手洗議長** 後藤慎太郎君。

**後藤議員** ありがとうございます。なかなか変  
わっていかないというのは、私も状況を考えたら  
よく分かります。それで、その殺処分の在り  
方というのは、今回署名を集めながら、すごく  
難しい問題だなと本当に思いました。

例えば、一つは、今、麻酔薬がなかなか手に入  
らなくなっているという問題もあるし、そも  
そも殺処分の仕方はどちらがいいかというより  
も、本当はそれがゼロになるのが一番いいわけ  
で、さきほど話した獣医師の確保の問題にもつ  
ながってくるんですが、通常考えたら、皆さん  
動物が好きで公務員獣医師になる方が多いん  
ですが、恐らく公務員獣医師になれない一つの  
問題は、動物行政に関わったら殺処分に関わら  
ないといけなからなりたくないという方もとて  
も多いのではないかなと思っています。なので、  
殺処分がゼロというのが一番いいわけですが、  
2016年に台湾で実は女性獣医師の方が亡く  
なったという事件があるんです。これは、本当  
に動物を好きだった獣医師の方が毎日毎日、2  
年間で700頭安楽死させるということで、結  
局、犬をかわいがって、餌やりも散歩もして、  
最後、自分が注射を打ってその命を奪わないと  
いけないということに苦しんで、それで自殺し  
たということがあり、台湾ではこれが騒動にな  
ったわけですが、動物問題を考えるときには誰  
かが苦勞しないといけないというのが現実にあ  
るわけで、今、猫をどうしても——犬は確かに  
減っているんですよ。ただ、猫はなかなか減ら  
なくて、その分、ボランティアの方が相当な苦  
勞をされていると。やはりさくら猫プロジェクト  
でやっても、本当に水道の蛇口を締めるよう  
に、そこをまずなくさないと絶対に殺処分の問

題がなくなることはないだろうかと改めて感  
じています。獣医師の皆さんに一匹一匹、犬で  
も猫でも注射を打って殺してくれというのは、  
とても私も言えませんし、大変なことだと思  
います。ただ、それはドリームボックスに入って、  
そのボタンを押す人だって結果は一緒で、そう  
いうことがなくなるといいなと思っています。

それから、その研究をこの会の皆さんで、で  
はどうすればいいのかというので、みんなで手  
分けして全国47都道府県、それから、自治体  
によっては二つ三つセンターというか、処分す  
るところを持っているところがあるので、確認  
したところ、おおよそ麻酔薬での殺処分が増  
えている現状があります。部長も書類を見られ  
たと思いますが、会の皆さんが毎日手分けして  
一件一件聞きながら、先方も丁寧に答えてもら  
い、そうなった理由を確認しました。

確かにまだ、殺処分のやり方についてはドリ  
ームボックスに入れているというのもあるん  
ですが、獣医師さんの言うことも皆さん当然違  
うので、それが苦しめない方法だという方もい  
ますし、そもそも麻酔薬を打つまでに苦しむん  
だということもあるものですから、これにつ  
いてはぜひ他県の事例も研究しながら、もち  
ろん殺処分ゼロまでまだまだ時間がかかると  
思いますから、何とかみんなにとってどうい  
う方法がいいかというのをぜひ検討していただ  
きたいなと思います。

さきほどの中学生、今は高校生になられて  
いる倉光さんの作文にもあったけど、やはり  
税金の使い方、こういうのに税金を使われない  
のが一番いいわけで、これは大人の責任とし  
てもしっかりと考えていけない問題だなと思  
っています。

それから、動物愛護センターで働く獣医師  
の皆さんとか県の生活環境部で働く獣医師の  
皆さんに、広瀬知事もぜひ動物愛護センター  
に行って、その労をねぎらってあげていただ  
きたいと思うんですが、毎日毎日、多分大変  
だと思います。毎日毎日、猫のこととか犬の  
ことで、いろんな問題で電話もかかってくる  
と思いますから、気に病む日も続くと思うの  
で、ぜひそうい

った問題を一緒になって大分県で考えていただきたいなと思っているし、どうかこの問題を皆さん我が事として一緒に考えていただければなと思っているので、よろしくお願いします。

それでは最後ですが、この6月をもって国に復帰される黒田副知事、そして、高濱商工観光労働部長には、県民のために、そして、県政推進のためにおおのの立場でたゆまぬ努力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

黒田副知事におかれては、コロナ対策の最前線はもとより、子どもへの切れ目ない支援の構築に御尽力を、また、高濱部長におかれては、宇宙港の誘致やDXの推進に奔走されました。

今後とも健康には十分に留意され、なお一層の御活躍をされますよう心より御祈念申し上げ、私の質問とします。ありがとうございました。

(拍手)

**御手洗議長** 以上で後藤慎太郎君の質問及び答弁は終わりました。馬場林君。

[馬場議員登壇] (拍手)

**馬場議員** 皆さんこんにちは。31番、馬場林です。質問の機会を与えていただいた先輩、同僚議員の皆さんに心から感謝を申し上げます。今日、一般質問最後になるので、お疲れのところだと思いますが、よろしくお願いします。

まず、社会的養育の推進についてお尋ねします。

昨年11月に「新時代おおいた」の「風紋」で知事は、日本初の児童養護施設、日田養育館について取り上げられていました。その中で、日田県初代県令として赴任した松方正義が1869年、地元有志の浄財も募りながら、近代日本初の児童養護施設、日田養育館を造りました。孤児等を養育し、できれば里親を見付けて、つなぐ役割も担っていたようです。「私どもとしては、先人の素晴らしい功績に敬意を表し、最近ニーズやそれに応える手法も変わってきていますから、それを踏まえつつ、新しい子育て満足度日本一を実現しなければならないと思います。」と述べられています。

そのような社会的養育の取組が根付く日田市に、今年、児童家庭支援センター陽(ひなた)

が開設され、職員の4人が常駐し、相談支援や一時預かり、支援対象児童の見守り強化などの業務を始めました。また、佐伯市においても、児童家庭支援センターが新たに開設されています。

2016年の児童福祉法の改正では、子どもが権利の主体であることが明確にされるとともに、家庭養育優先原則にのっとり、家庭での養育を受けられない場合においても、より家庭に近い環境で養育されるよう明記されました。これを受けて、厚生労働省は新しい社会的養育ビジョンを示しており、このビジョンの実現に向けて、県は2015年3月に策定した大分県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、新たに大分県社会的教育推進計画を2020年3月に策定しています。

子育て満足度日本一の実現に向けては、子育て中の世帯に対する支援はもちろんのことですが、保護が必要な子どもたちに目を向けた社会的養育の充実にも積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

[馬場議員、対面演壇横の待機席へ移動]

**御手洗議長** ただいまの馬場林君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

[広瀬知事登壇]

**広瀬知事** 馬場林議員から社会的養育の推進について御質問いただきました。

県内には、虐待等によりやむを得ず親元を離れて暮らす子どもが本年3月末で445人おり、こうした子どもたちに寄り添った支援が求められています。

本県では、令和元年度に策定した社会的養育推進計画や児童福祉に関する国の動向等も踏まえつつ、次の三つを中心に対策を進めています。まずは子どもの権利擁護です。

子どもが個人として尊重され、適切な養育や教育を受ける機会が保障されるためには、その意見を表明する機会が必要です。

そこで、県では2年度から大分大学と連携して、子どもの意見を受け止める体制づくりに先駆的に取り組んでいます。例えば、一時保護所へは毎週1回、児童養護施設等にも2か月に1

回、大学が養成した意見表明支援員、いわゆるアドボケイトを派遣し、子どもの声を聞き取る機会を設けています。

先週成立したこども基本法等でも、子どもの意見を表明する機会の確保が明記されており、引き続き子どもの意見をしっかりと酌み取っていきます。

二つは、里親委託の推進です。

全国に先駆けて取り組んできた結果、2年度末の里親等委託率は全国平均の22.8%を大きく上回る34.9%で、全国6位となっています。

さらなる委託の推進に向けては、新たな里親の確保が重要です。昨年設立された里親リクルート専門のNPO法人や、4市に配置した家庭養護推進員等と連携し、広報活動に力を入れてきた結果、昨年度の里親募集説明会の参加者は前年度の約1.8倍と大きく増加したところです。

加えて、里親への支援も重要です。昨年度、中央児童相談所に里親・措置児童支援課を設置し、相談支援体制を拡充したほか、日田市と佐伯市を加え、県内5か所となった児童家庭支援センターにおいて、レスパイトなどの里親のケアや養育に関する助言を行っています。

三つは、里親や児童養護施設などを巣立つ子どもたちへの支援です。

児童アフターケアセンターおおいたでは、進学や就職で施設等を離れた児童に対し、積極的に家庭訪問や行政手続等の同行支援を行っており、3年度の実績は、前年度の42人、106回から182人、729回へと大幅に増加しています。

さらに今年度は、当事者同士が気軽に集い、語り合える場を新たに設けるなど、ピアサポートを充実させます。

近代日本初の児童養護施設を設立した本県の先人の志を受け継ぎ、全ての子どもが安心して健やかに成長できるように、社会的養育の充実に引き続き力を入れていきます。

**御手洗議長** 馬場林君。

**馬場議員** ありがとうございます。3点ほど、

子どもの権利擁護、それから、里親の推進、そして、子どもたちへの支援という三つのことを取り組んでいくということがありました。特に家庭で養育が適当でない子どもたちも、できる限り家庭的な環境において継続的に養育されるように支援をお願いしたいと思います。

ただ、この計画の中で一つだけ部長にお尋ねしたいんですが、さきほど市町村要保護児童対策協議会というのが虐待の中でも出てきましたが、最近では福岡県の篠栗町で虐待というか、4歳の男児が食事を与えられずに亡くなったという事件がありました。大分県でも2011年4月に男児の虐待事件を受けて、要対協で実務者会議を開きながら、お互いの連携を含めてずっと取り組まれてきていますが、その要対協で管理しているケース数が随分と増えてきているという状況が——1.34倍に5年間で増えているという状況がありますが、どのようなケースが増えているのか、そして、増加したケースへの対応としてはどのように対応されているのか、そこをお聞きして、次の質問に入っていきます。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 市町村要対協が管理するケースの内容については公表されていないので、つぶさには分かりませんが、児童相談所の相談対応の件数から見ると、身体的な虐待と心理的虐待の二つが近年増加してきています。恐らく管理しているケースもこの二つが増加しているものと類推されます。

その要因としては、さきほど議員のお話にもあったように、頻発する痛ましい虐待事案が報道されていますが、それを見聞きした住民の虐待防止意識の高まりにより通告件数が増えていることによるものと思われれます。

この増加への対応ですが、市町村要対協では児童相談所や市町村の関係各課、それから、警察や教育委員会など様々な関係者が出席して、ケースごとにそれぞれきちんと役割分担を確認して、決して抜かりのないように適切な支援体制を確保しています。また、県としても、市町村職員の研修も強化して対応力の一層の向上を

図っています。

**御手洗議長** 馬場林君。

**馬場議員** ぜひよろしくをお願いします。

次に、生活福祉資金の貸付後の支援についてお尋ねします。

2020年からの新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で一時的に収入が減少した世帯を対象として、2020年3月18日から生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が実施されています。長引くコロナ禍を受け、いまだ支援を必要とする人が多数存在しており、特例貸付の受付期間は2022年8月末まで延長されています。

また、特例貸付の返済開始は原則借入れから1年後となっていますが、厳しい経済状況が続いていることから、2022年12月末日以前に返済が始まる方については、返済開始時期を一律で2023年1月以降に延期できることとなりました。

そして、社会福祉協議会から借り入れた方に返済に関する通知の発送が現在始まっている頃ではないかと思えます。

先日の新聞では、新型コロナウイルス感染症拡大で減収した世帯に生活資金を公費から特例で貸し付ける制度をめぐり、返済が難しく、自己破産や債務整理の手続をした利用者が少なくとも約5千人いることが全国調査で分かったと報道されました。調査は47都道府県社協を対象に4月上旬から下旬に実施され、38都府県から回答がありました。返済困難な貸付金は、回答した19県で計約19億6千万円だったとのこと。大分県の状況は、2020年5月末時点で特例貸付の金額は約153億円、件数は延べ3万9,038件に上っています。

貸付時点では、とにかくスピードが求められたため、一人一人の状況を正確に把握することが難しい面もあったのではないかと思います。貸付後の生活については、一人一人に寄り添った丁寧な支援が求められるのではないのでしょうか。

そこで、貸付後の人々の生活再建などに県としてどのように取り組んでいかれるのか、お尋

ねします。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 生活福祉資金の貸付後の支援についてお答えします。

今回の特例貸付により急場をしのがれた方がいる一方で、自立に向け、引き続ききめ細かな支援が必要な方も数多いと認識しています。このため、市町村社会福祉協議会等に設置された自立相談支援機関において、一人一人の状況に応じた相談対応を行っています。

具体的には、一般就労に向けた就労体験や訓練、家計改善に向けた助言、離職等により家賃の支払が困難になった方への給付金などの支援策を継続的に実施しています。

また、貸付けが限度額に達してもなお生活が困窮している世帯に対しては、最大60万円の自立支援金の給付を行うとともに、住民税非課税世帯には10万円の臨時特別給付金をプッシュ型で支給しています。

なお、住民税非課税世帯に限定している特例貸付の償還免除要件については、借受人の現在の収入実態等に応じて判断するなど、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げにならないよう、さらなる緩和を国に要望しています。

今後とも、市町村や社会福祉協議会等と連携して、生活に困窮している方に対し、一人一人に寄り添った丁寧な支援に努めます。

**御手洗議長** 馬場林君。

**馬場議員** ありがとうございます。返済に関しては、非課税世帯は返さなくてもよいという条件がありますが、一昨日の堤議員の質問でも貸付を受けている非課税世帯の数が取り上げられて、部長からは、把握できていないものの、さきの臨時特別給付金支給時の調査では、全世帯の3割に当たる16万3千世帯が非課税世帯だったという答弁がありました。

貸付を行った世帯が1万5千世帯だったら、単純にこれに3割を当てはめた場合は、4,500もの世帯が返済免除になる可能性があります。現在はコロナ禍の影響に物価高騰も加わり、生活が厳しい状況となっています。中には返済が難しく、自己破産された利用者も出てい



るかもしれません。これからも就労、それから、返済計画などについて、一人一人に寄り添いながら、生活再建、自立支援をお願いします。

次の質問に移ります。

ひきこもりの現状と対策についてお尋ねします。

2015年度に内閣府が15歳から39歳を対象にしたひきこもりの実態調査を行い、ひきこもりの状態となっている人は推計54万1千人との結果でした。また、2018年度には、さらに40歳から64歳を対象にした実態調査を実施しており、広義のひきこもり群に該当する人は推計61万3千人に上るとの結果でした。

本県も2018年に民生委員・児童委員が把握している情報を集める方法での調査を行い、その結果、把握できたひきこもりの状態にある人は637人でした。そのうち、40代以上の人は406人となっています。また、ひきこもり期間10年以上の人が全体の40%を超え、高齢化、長期化している現状が明らかになりました。

2018年の第2回定例会では、特に40歳以上のひきこもり状態にある人への支援についてどのように取り組むかについて質問した際には、早期発見し相談機関へ、早期社会復帰への支援、適切な支援機関へつなぐの3点を中心に取り組むとの答弁がありました。

現在、本県は、第一義的な相談窓口としてひきこもり地域支援センターを大分市に設置していますが、各市町村での相談や支援の体制はどのようなになっているのでしょうか。

また、80代の親が50代の子どもの生活を支える、いわゆる8050問題がメディアをにぎわしたことで、急激にクローズアップされた高齢者のひきこもりも問題です。現在は9060家庭の相談もあると聞いています。

高齢者がひきこもり状態となった場合、孤立死などのトラブルが深刻化することも想定されます。障がいのある方の親亡き後については、関係機関と連携した相談体制が構築されていますが、ひきこもりの方の親亡き後の支援も必要不可欠ではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県づくりを進めるために、ひきこもり対策についてどのように取り組んでいられるのか、知事の見解を伺います。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** ひきこもりの現状と対策について御質問いただきました。

ひきこもりは、いじめや不登校、職場の人間関係、障がいなどその経緯や理由は様々で、期間や家庭の状況も異なります。世間体などから顕在化しにくく、地域に潜在するひきこもりの方をいかに相談につなげ、適切な支援を届けていくかが大きな課題です。こうした状況を踏まえ、次の三つの観点から対策を強化していきます。

一つは、ひきこもり地域支援センターの機能強化です。

センターは、ひきこもり相談全般にワンストップで対応しており、昨年度は相談者151人のうち26人の方を就労支援機関等につなげています。今後とも、電話相談はもとより、来所が困難な当事者や家庭へのアウトリーチ型支援に一層力を入れます。特に複雑なケースについては、医療、法律、心理等の専門家による支援、助言を行います。

二つは、支援機関ネットワークと情報発信の強化です。

ひきこもりの早期発見、多面的な支援には、県の関係機関はもとより、福祉や教育などの関係団体との連携も重要です。そのため、昨年、県全体のひきこもり対策を議論する官民一体の会議を設けたところです。

また、ひきこもりの契機として不登校が多い状況を踏まえ、在学中からのセンターとの情報共有や相談の実施など、学校やスクールソーシャルワーカー等との連携を深めます。

情報発信面では、4月に専用のWebサイトを開設し、市町村の相談窓口や各種支援情報などを掲載しており、月2千件を超えるアクセスをいただいています。今後も地域活動支援センター等に当事者が外出するきっかけとなる居場所を開拓し、掲載するなど、内容の充実に努め

ていきます。

三つは、市町村の相談支援体制の充実です。

市町村が設置するひきこもり相談窓口は、令和元年是6市町でしたが、昨年、全ての市町村に設置されました。しかしながら、いまだノウハウの不足などが課題です。そのため、昨年からは市町村相談窓口従事者への相談技術研修を開始したほか、ひきこもり地域支援センターの専門職員が市町村に出向いて助言するなど体制の充実を図っています。

いわゆる8050問題については、親御さんが介護サービスを受ける段階で初めて子どものひきこもりが判明することも多くなっています。こうしたケースでは、地域包括支援センターと県、市町村の担当部署が連携の上、親の存命時からひきこもりの方との関係を構築し、親亡き後も孤立しないように一人一人の状況に応じて支援しています。

今後とも、市町村や関係機関としっかり連携して、県全体でひきこもり対策の充実を図っていきます。

**御手洗議長** 馬場林君。

**馬場議員** ありがとうございます。ひきこもりの原因なり開始時期とか、それから、期間が一人一人、全部違ってくる状況があると思います。知事、今答弁にあったように、どう相談につなげるかというところが、家族の方も含めてその辺が本当に大切だなと思います。相談に来られる、相談にアクセスできる、そこが本当に大事ではないかなと思うので、ぜひ相談に来れるような体制もお願いします。

中津市でひきこもり家族会を開いて、そして、その家族で交流しながら取り組んでいこうという社協の取組もあったんですが、呼びかけてもなかなか集まる人が少ないような状況もあるので、ぜひ相談を受けられるような情報発信も含めてお願いします。

あと部長に、親亡き後の支援というか、ひきこもりされた方の親が亡くなってしまったところで、さきほど答弁にもありましたが、引き籠もった方は親が亡くなった後に分かるという状況も見られることがあります。障がいの

ある方は、親なきあと相談員、それから、地域生活支援拠点の整備の促進だとか、グループホームの利用だとか、そういう部門で事業としてはあると思うんですが、ひきこもりの方が高齢化、長期化する中で特化したような支援があれば教えていただいて、次の質問に移っていきます。

**御手洗議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 親亡き後のひきこもりの方の特化した支援ということでお尋ねいただきました。

正にひきこもりの方は、いかにそれをキャッチするかというのが問題になると思います。ひきこもりの方のそういった孤独死を防いで支援につなげるためには、まず何といても予防のところ、つまり、親御さんが生きている間に早期発見するということが一番重要だと考えます。

そのために、これまで行ってきた相談窓口の情報発信はもちろんですが、特に地域の実情に詳しい民生委員の方が恐らくかなりの情報を持っていると思います。そういった方々としっかり連携しながら、できるだけ詳しい情報をキャッチするということが重要なと考えています。

例えば、民生委員さんが参加するひきこもりサポーター養成研修というのをやっています。そういったものを強化して、早期発見の方策に関する意見交換を行い、そういった内容の充実も図っていければなと考えています。

それと、ひきこもりというのは、あくまでもその状態を表すものなので、例えば、精神障がいであったり、高齢者であったり、まずその原因をしっかりと把握し、相談の中でアセスメントをして、それに応じた個々の、例えば、障がいであれば、今日の午前中の議員も言われたような具体の施策につなげていくということなので、まず、その原因をしっかりとひもといていくというのが重要なと考えています。

その結果に応じて、例えば、生活困窮者の自立支援とか障がい者支援、あるいは医療機関の受診といったものにつなげていくという方策になろうかと考えています。

**御手洗議長** 馬場林君。

**馬場議員** ありがとうございます。自分の子どもが引き籠もるということで、親が殺すという事件も起きたことがあります。逆の、子どもが親をとということもありますが、ぜひぜひ相談に行けるような状況をつくってください。

次に、中津日田道路の整備についてお尋ねします。

中津日田道路は、中津港から大分自動車道日田インターまでの約55キロメートルの高規格道路です。2015年、中津市三光の中津インターで東九州自動車道と結ばれ、北九州、大分方面への行き来が可能となりました。中津日田道路が全線開通すれば、九州を循環できる経済、生活、命の道となります。

2021年度までに開通したのは、全長約55キロメートルのうち22.8キロメートルで、2023年度には田口インターから青の洞門・羅漢寺インター間が開通予定になっているとお聞きしています。

そこで、未開通の国直轄の青の洞門・羅漢寺インターから本耶馬溪インター間、耶馬溪山国道路、日田山国道路の進捗状況についてお尋ねします。

また、現状、日田山国道路から大分自動車道までは調査区間になっていますが、この区間を開通することでさらなる利便性の向上が見込まれると考えます。今後の見通しについて、あわせてお聞かせください。

**御手洗議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 中津日田道路においては、現在、3区間27.3キロメートルで整備を行っています。

まず、三光本耶馬溪道路の青の洞門・羅漢寺インターチェンジから本耶馬溪インターチェンジ間では、跡田トンネルの掘削工事が年内に完成予定と国土交通省から伺っています。また、橋梁工事や改良工事など、早期開通に向け、着実に進捗が図られています。

昨年度着手した耶馬溪山国道路では、地元説明会を重ねながら、現地測量や地質調査、設計を進めています。

さらに日田山国道路は、契約済みのトンネル

2本について、今年度から工事を本格化していきます。残る4本のトンネル工事などについても、関連する用地の取得を進めながら早期着手を目指します。

一方、日田山国道路から大分自動車道の未着手区間約4キロメートルについては、大分自動車道への接続の在り方を検討しているところであり、まずは現在進めている現道の4車線化事業について早期完成に努めます。

中津日田道路は、県土の骨格を形成する重要な社会基盤であり、今後も予算の確保に努めつつ、地域の御協力をいただきながら全力で取り組みます。

**御手洗議長** 馬場林君。

**馬場議員** ありがとうございます。中津日田道路と東九州自動車道、それから、大分自動車道がつながることによって、様々な面での大きな効果があると思います。早期に開通できるように私たちも一緒に取り組んでいくので、どうか早期開通に向けての取組をお願いして、次の質問に移ります。

教育に関する諸課題について、3点ほどお尋ねします。

長期入院中の児童生徒の学習支援についてお尋ねします。

現在、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の子どもたちを教育するために特別支援学校や特別支援学級が設けられています。県内では、その中の病弱の児童生徒に対する教育を行う特別支援学校として、別府支援学校と同校の分校である石垣原校の2校があります。また、病弱の児童生徒に対する特別支援学級は、病院内に設置された学級とその他に設置された学級がありますが、その8割は院内学級となっており、県内では県立病院、大分大学医学部附属病院に設置されています。

病院への聞き取り調査によると、昨年度時点のそれぞれの病院における院内学級在籍者数は、県立病院で小学生23人、中学生1人、また、大分大学医学部附属病院では小学生1人、中学生8人とのことでした。県内には高校生向けの院内学級が設置されていないため、こうした児

児童生徒の進路選択が厳しい現状があるとも聞いています。

また、先日、長期療養中の高校生の思いが新聞で報道されました。記事には、高校生である自分を奪われることが何よりつらい、同時配信授業を希望したが受けられず、それでも大好きな英語の勉強を亡くなる2日前まで続けていた高校生もいます。同級生と一緒に勉強することが生きる希望になります。同時双方向型の遠隔授業で使うタブレットやロボットが教室にあることで、同級生も入院した生徒を意識し、教室に戻ったときにお帰りと出迎えることにもつながりますという切実な思いが伝わっていました。

近年、文部科学省が遠隔教育による単位認定の条件を段階的に緩め、病気やけがで登校できない高校生も進級や卒業がしやすくなっていますが、長期入院中でも可能な範囲で学校の授業に参加し、クラスの一員としてかけがえのない時間を共有することは大変重要なことであると考えます。

そこで、お尋ねします。長期入院中の児童生徒に対する学習支援について、県内の院内学級での課題を中心にどのように分析し、対処されているのか、お尋ねします。また、遠隔授業での学習支援にどのように取り組んでおられるのか、あわせてお尋ねします。

次に、教員不足への対応についてお尋ねします。

近年、教員の欠員が課題となっています。文部科学省が本年1月に公表した調査によると、全国の公立小中学校などで、2021年度始業式時点において欠員が生じる教員不足が2,558人に上ったことが明らかになりました。

近年の本県での欠員は、1学期の始業式の時点で、2018年度は小学校、中学校、高校、特別支援学校全体で27人、2019年度は38人、2020年度は29人、2021年度は37人となっています。そして、2022年4月8日現在の状況は、小学校29人、中学校17人、義務教育学校3人、県立高校2人、特別支援学校2人、全体で53人が欠員となってい

ます。教員不足が深刻化しています。教員の欠員状況は、全体的には年々増加傾向にあり、さらに1学期、2学期と進むにつれて増加する傾向にあります。

教員を確保するために、臨時講師の方や退職された方をお願いしたり、また、専門知識を持つ社会人を採用する特別免許状制度を活用したりされていると思いますが、教員不足は依然として解消されていません。

また、教員免許更新制が7月に廃止されますが、既に免許を失効された方の復帰を促すためにも、更新制廃止に伴う諸手続などの周知徹底も必要ではないでしょうか。

そこで、欠員が出る原因をどのように捉えているのか、また、教員の確保に向けてどのように取り組んでいるのか、お尋ねします。

次に、教職員の現職死亡等への対策についてお尋ねします。

2012年の第2回定例会において、教職員の現職死亡と病休者の現状と対策に関連して、4月に3人、5月に2人、6月に1人と3か月間で6人の方が亡くなられています。このことは異常に思えてなりません。早急に現職死亡や休職者をなくす対策をと質問しました。

当時、現職死亡や病休者をなくしていくための具体的な施策として、安全衛生連絡協議会の設置、定期健康診断や精密検査、ストレス健康診断の受診率100%を目指すこと、医師等の専門家による各種相談事業、こころのコンシェルジュによる巡回相談などを回答いただき、さらに教育活動を進める上で教職員はかけがえのない財産であり、今後とも教職員の健康保持増進に努めていきますとの教育長の答弁をいただきました。

その後の10年間、現職死亡者と病休者との状況は、全体的には減少傾向にあるものの、2021年度の現職死亡者は前年度と比較して2倍の13人となっています。また、病休者も2021年度に小、中、教育庁において増加し、高校を含めた全体で98人となっています。

2014年、授業中に脳出血で倒れ、3か月後に亡くなられた県北部の中学校の当時46歳

だった女性教諭について公務災害と認められました。また、女性教諭の父親の声として、勤務先の中学校は近くだった。授業などに備え、ほぼ毎日、遅くとも午前7時前には家を出た。帰りは遅く、休日もない。能率を上げきらんのかと声をかけたこともあるが、愚痴や泣き言は聞いた覚えがない。仕事が多く、生徒を十分に見てあげられない。かわいそう。そう漏らす声が耳に残るとの報道がありました。また、佐伯市立中学校の当時50歳だった男性教諭が2017年6月に急死したのは過労死だったとして、公務災害の認定を請求し、2019年10月に公務災害と認定されました。男性の妻は、夫が頑張ったことを分かってほしいとともに、二度と過労死は起きてほしくない。夫の死を無駄にしたいと訴えました。男性の亡くなる直前3か月の時間外労働時間は、159時間、174時間、193時間となっていたそうです。

そこで、この10年間の状況を踏まえ、これまでの現職死亡等をなくすための施策はどうであったのか、また、現職死亡者、病気休職者数が今なお増加傾向にあることに対して、今後どのような施策に取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 3点についてお答えします。

最初に、長期入院中の児童生徒の学習支援についてです。

全ての児童生徒のために必要な学習環境を整えることは重要なことであり、これは院内学級においても同様だと考えます。

院内学級の課題としては、児童生徒同士の交流の場を持ち難いことや、病状により体験的な活動が制限されることなどがあると考えます。そのため、県内の院内学級では、オンラインで音楽会や帰りの会等を配信し、学校への所属感を高めたり、アバターを使った遠隔授業を取り入れたりしています。教科の学習では、入院前までの学びを確認し、一人一人の習熟の程度にあわせた指導を行い、退院後の困りの軽減に努めています。

また、県立高校の中には、長期入院している

生徒に対し、担当医と相談の上、遠隔授業配信を行い、授業後には担任との面談を行う時間を設けている学校も見られます。

長期入院中の児童生徒には、個々の心身の状態に応じた細かな対応が必要なことから、今後も本人、保護者の希望を受け止め、当該の医療機関と連携しながら学習機会確保を進めていきます。

2点目は、教員不足への対応についてです。

欠員の原因としては、少子化等の影響による大学教育学部の定員減少や、教員が大量退職期を迎える中、全国的に教員確保が厳しい状況となっていることが考えられます。

本県では、教員の確保に向け、今年度の採用試験においても、1次試験免除の拡充や2次試験の口頭試問の廃止、他県教諭特別選考の受験資格の緩和といった策を講じるなど、受験しやすい環境づくりを進めています。

また、再任用校長や再任用指導主事制度の導入をはじめ、退職予定者の意向確認時期を早めて、より丁寧に聞き取りを行うなど再雇用に向けた環境整備にも取り組んでおり、今後の定年引上げへの対応も検討しています。

さらに、本県における教員の養成、輩出に大きな役割を担っている大分大学と連携し、国にも要望した結果、来年度入試から大分大学教育学部定員の増員が予定されています。

なお、教員免許法の改正については、制度改正の概要とか諸手続について、ホームページや広報誌などにより周知徹底を図っていきます。

それから最後に、教職員の現職死亡等への対策についてお答えします。

これまで定期健康診断やがん検診の検査項目を充実させるとともに、全員受診の徹底、ストレスチェックの実施、保健師や精神科医師、こころのコンシェルジュの増員など、相談体制の拡充を図ってきました。これらの取組で、平成24年度以降、現職死亡者数と病気休職者数は減少傾向にありましたが、近年は増減を繰り返しています。

昨年度は、がんと脳血管疾患による一般疾病休職者数が約7割、がんを起因とする現職死亡

者が約6割となっています。また、定期健康診断結果では、生活習慣病を起因とする有所見者が多く、若年層の有所見率も6割を超えるなど課題が見られるところです。そのため、今年度から器官別検診に前立腺がん検査や胃カメラによる胃がん検査を追加し、脳ドックの定員についても200人から400人に倍増します。また、若年層の健康増進のため、25歳の節目人間ドックを追加、新たに生活習慣病予防セミナーを開催し、職員自身のセルフケア意識を向上させることを考えています。

引き続き病気の早期発見、早期の対策、重症化予防に取り組み、教職員の健康増進に努めます。

**御手洗議長** 馬場林君。

**馬場議員** ありがとうございます。

まず、1点目の長期入院中の児童生徒の学習支援ということで、小中学校は院内学級が設置されることになっていると思うんですね。中津市民病院も設置されていたんですが、現在は無いということですが、高校生がさきほども答弁にあったように遠隔授業を受けている状況があるということで、私もちょっと相談を受けたことがあるんですが、京都市では入院中の高校生を含む児童生徒を対象とした遠隔教育に向けて、医療と教育を結ぶコーディネーターを配置していると。そのコーディネーターの方が病院、又は学校をつないで遠隔教育もされているようですが、そういうコーディネーターを設置するということは考えられないのかどうか。人数的にはそんなに多くないということもあるかもしれませんが、そういうコーディネーターを設置できませんかというのが一つと、二つ目は、教員不足については、定員が減少することと退職者が増えていくということがあると思うんですが、二つ、県内で免許更新制度の導入後に取得された免許状を失効しているという方が少なくとも388人ぐらいいらっしゃると思うんですが、こうした方々の再授与申請手続の簡素化についてどのようにお考えなのか。

それから、欠員が深刻な場合には、例えば、

欠員があったり、コロナの部分で学校の中がかなり人が足りないという状況のときには、教育委員会だとか、教育事務所とか、教育センターで教員免許を持っている方を一時的に現場に派遣するという取組が検討できないのかということで、今年は始業式の日には担任がいないという状況は多分県内ではなかったのではないかなと思うんですが、全国的には始業式の日には担任がいないという学校も存在したということをお聞きしているので、その教員の不足を退職した方、また、免許を失効した方に再申請してもらって現場にというところ、それから、欠員が生じたときには教育委員会なり、教育事務所なりの方が支援するというところはどのようにお考えなのかということ。

そして、最後に三つ目は、今、定年制が60歳になっていますが、60歳を待たずに定年前に退職する方というのは、小、中、県立高校、教育庁を含めて毎年150人ぐらいいらっしゃるということなんですね。60歳の定年を迎える前に退職されるという定年前退職者が多い要因とその対策についてお尋ねします。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 3点についてお答えします。

長期入院の関係です。少しテクニカルな話になってしまいますが、院内学級で学びを続けるためには、転籍という手続が必要となることは御案内のとおりです。この転籍ですが、小中学校では容易に行えるところですが、高等学校の場合には校種が複数あって困難だという実態があります。

議員も今お話しいただいたとおりですが、本県において、小中学校の院内学級には当然学級担任がついています。この学級担任が担当医、保護者ともしっかり連携していただいて、教育を行うということで、正に医教連携コーディネーターと同じ役割を果たしていただいているという実態があります。

他方、高校においては、答弁でも答えたとおりのことですが、事象が発生する都度、しっかり対応できるように努めているところですが、文科省のモデル事業による京都市の取組ですが、この

取組については、その状況を参考にしながら、本県でも取り入れるべきもの、あるいは取り入れられるものがあるのか、しっかり検討していきます。

それから、教員不足の関係です。免許失効者の状況、今388人というのがシステム上で把握できているところですが、そういう方々への再授与手続については、今後、国から出される方針、あるいは九州各県などの状況を見ながら関係規則の整備をし、極力簡素化を図りたいと考えています。

それから、欠員不足の際に教育委員会や教育事務所等の教員が加勢できないかという御質問でした。

教育委員会の職員ですが、この数年、状況を見ると、体育保健科所属の養護教諭がクラスターの発生があったために一時的に高校に支援に入ったという事例は見られるんですが、それ以外にはなかなか人員的にも余裕がない状況で、学校現場への派遣はなかなか難しい状況だと考えています。引き続き教育事務所、市町村教育委員会と連携しながら、欠員の補充に努力します。

それから、三つ目、定年前の退職者が多い要因はという御質問でした。

昨年度の状況ですが、定年前退職者数、前年度に比べると47人増加となっておりますが、直近5年間の平均と比較すると、47ではなく19人の増という幅にとどまっています。

退職の理由ですが、職員御本人の身体的、精神的な健康不安であったり、あるいは両親の介護など様々あげられています。一方で、定年退

職後も再任用教員として力を発揮いただいている方も年々増加している実態もあります。教職員が健康に働けるよう、引き続き私どもとすれば、職場環境づくりに努めたいと考えています。

**御手洗議長** 馬場林君。

**馬場議員** ぜひ教員が本当に健康で働き続けられるような環境整備をお願いします。

ちなみに教員免許を私も持っていますが、私の場合は休眠ということで、もう年なので、全然お役に立たないかもしれませんが、ぜひ定年前の退職ということもなくなるような状況をつくっていただければと思っています。

最後に、この6月をもって県を退職される黒田副知事、そして、高濱商工観光労働部長にはこの場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

コロナ禍の中でしたが、黒田副知事におかれては感染防止対策に奔走され、また、高濱部長におかれては落ち込んだ県経済の再活性化に尽力されました。今後ともなお一層の御活躍をされますよう心より祈念申し上げ、私の一般質問とします。ありがとうございました。（拍手）

**御手洗議長** 以上で馬場林君の質問及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっております各案件及び今回受理した請願3件は、お手元に配付の付託表及び請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

なお、他の委員会にも関連のある案につきましては、合い議をお願いします。

—————→…←—————

付 託 表		
件 名	付 託 委 員 会	
第57号議案	令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）	総務企画 福祉保健生活環境 商工観光労働企業 農林水産 文教警察
第58号議案	大分県税条例の一部改正について	総務企画
第59号議案	大分県税特別措置条例の一部改正について	総務企画

第60号議案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	総務企画
第61号議案	大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	総務企画
第62号議案	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第63号議案	大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第64号議案	県有地の売却について	商工観光労働企業
第65号議案	大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例の廃止について	土木建築
第66号議案	大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について	文教警察
第2号報告	令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）について	総務企画 福祉保健生活環境 商工観光労働企業 農林水産 土木建築 文教警察
第3号報告	令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第3号）について	総務企画
第4号報告	大分県税条例等の一部改正について	総務企画

→…←

御手洗議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

お諮りします。明23日、24日及び27日は常任委員会開催のため、28日は議事整理のため、それぞれ休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、明23日、24日、27日及び28日は休会と決定しました。

なお、25日、26日は県の休日のために休会とします。

次会は、6月29日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

→…←

御手洗議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時54分 散会

→…←

〔散会後の発言であるが、参考のため掲載

する〕

御手洗議長 この際、黒田副知事から御挨拶があります。黒田副知事。

〔黒田副知事登壇〕

黒田副知事 ただいまお許しをいただきまして、一言皆様に御礼を申し上げます。

私はこのたび、任期を2年残してではありますが、知事の許しをいただき、6月27日をもって副知事の職を辞させていただくこととなりました。

令和2年7月に県議会で選任の同意をいただき、これまで2年間、地方行政のトップランナーであります広瀬知事の下、いささかなりとも県政の一角に参画できましたことは、私にとりまして身に余る光栄でございました。大過なく本日を迎えることができましたのも、ひとえに御手洗県議会議長さんをはじめ、本日御出席の議員の皆様方の御支援、御指導のたまものです。心より御礼を申し上げます。

この2年間に顧みますと、着任直後に発生し



た令和2年7月豪雨災害、そして、6度にわたって大きな感染の波を経験し、現在も続く新型コロナウイルス感染症への対応とたび重なる危機の連続の時期であったと考えます。

県民の皆様や議員の先生方の御協力をいただきながら、医療提供体制、検査体制の確保、ワクチン接種の推進など県独自の方針を組み入れながら進めてまいりました。また、コロナ禍の中ではありましたが、一昨年11月、天皇皇后両陛下が地方初のオンライン行幸啓として豊後大野市の高齢者の通いの場を御訪問、参加者の方々と親しく心通う交流をされたこと、そして、先月には東アジア文化都市事業、そして、実に3年ぶりとなる別府アルゲリッチ音楽祭が盛大に開幕したことなど様々な出来事が思い出されます。

福祉保健分野では、子育て満足度、健康寿命、障がい者雇用率の三つの日本一の実現に向けて取り組んでまいりました。

高齢者の分野では、足かけ10年にわたる大分方式の取組の結果、通いの場の参加率が全国トップとなるなど、介護予防、自立支援の効果が少しずつ、だんだん実感されるようになってまいりまして、健康寿命日本一の大きな原動力になりました。介護分野のデジタルトランスフォーメーションの推進とあわせて、今後もさらなる展開が期待されます。

子どもの分野では、国のこども家庭庁の動きを先取りしまして、発達が気になる子どもへの就学前後の一貫支援に向けて、母子保健、子育て支援、児童福祉、保育所、幼稚園、こども園、小学校、ここに至る連携強化をする先駆的な取組がスタートします。ヤングケアラーの支援など支援が必要な子どもへの取組とあわせまして、これからの人づくりに向けて歩みを進めていると感じております。

私は6月27日をもって退任し、国に復帰をしますが、安心・活力・発展を県政の柱として、未来に向けて力強く挑戦する日本一のおんせん県おおいたをこれからも応援させていただきます。

結びになりますが、議員の先生方の一層の御

活躍と御健勝並びに大分県のますますの発展を心から祈念申し上げまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

**御手洗議長** 以上をもって終わります。御苦労様でした。

午後2時59分

# 令和4年第2回大分県議会定例会会議録（第5号）

令和4年6月29日（水曜日）

## 議事日程第5号

令和4年6月29日

午前10時開議

- 第1 第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告まで並びに請願16から請願18まで  
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 第2 第67号議案から第69号議案まで  
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第3 議員提出第6号議案から議員提出第15号議案まで  
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第4 議員派遣の件
- 第5 閉会中の継続審査及び調査の件

## 本日の会議に付した案件

- 日程第1 第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告まで並びに請願16から請願18まで  
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 第67号議案から第69号議案まで  
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第3 議員提出第6号議案から議員提出第15号議案まで  
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 閉会中の継続審査及び調査の件

## 出席議員 42名

議長 御手洗吉生 副議長 古手川正治

志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
井上 明夫	鴛海 豊
木付 親次	三浦 正臣
嶋 幸一	元吉 俊博
阿部 英仁	成迫 健児
浦野 英樹	高橋 肇
木田 昇	羽野 武男
二ノ宮健治	守永 信幸
藤田 正道	原田 孝司
小嶋 秀行	馬場 林
尾島 保彦	玉田 輝義
平岩 純子	吉村 哲彦
戸高 賢史	河野 成司
猿渡 久子	堤 栄三
荒金 信生	麻生 栄作
末宗 秀雄	小川 克己

## 欠席議員 1名

大友 栄二

## 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治
教育長	岡本天津男
公安委員長	岩本 光生
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	高濱 航

農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美
労働委員会事務局長	田邊 隆司

午前10時 開議

御手洗議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御手洗議長 本日の議事は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

日程第1 第57号議案から第66号議案まで及び第2号報告から第4号報告まで並びに請願16から請願18まで

(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

御手洗議長 日程第1、日程第1の各案件を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長二ノ宮健治君。

〔二ノ宮議員登壇〕

二ノ宮福祉保健生活環境委員長 皆さんおはようございます。福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案3件、報告1件及び請願1件です。

委員会は去る23日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会関係部分について、第62号議案水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正について及び第63号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算(第14号)についてのうち本委員会関係部分は承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

次に、請願16犬猫の殺処分における安楽死

を求めることについては、さらに審査を要するので、別途、議長宛て閉会中継続審査の申出をしました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告とします。

御手洗議長 商工観光労働企業委員長井上明夫君。

〔井上(明)議員登壇〕

井上(明)商工観光労働企業委員長 商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案2件、報告1件です。

委員会は去る24日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会関係部分及び第64号議案県有地の売却については原案のとおり可決すべきものと、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算(第14号)についてのうち本委員会関係部分は承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告とします。

御手洗議長 農林水産委員長太田正美君。

〔太田議員登壇〕

太田農林水産委員長 おはようございます。農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案1件、報告1件及び前回継続審査となった請願1件です。

委員会は去る23日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会関係部分は原案のとおり可決すべきものと、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算(第14号)についてのうち本委員会関係部分は承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

次に、継続請願12コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について

は、さらに審査を要するので、別途、議長宛て閉会中継続審査の申出をしました。

以上をもって農林水産委員会の報告とします。

**御手洗議長** 土木建築委員長清田哲也君。

〔清田議員登壇〕

**清田土木建築委員長** 土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案1件及び報告1件です。

委員会は去る23日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第65号議案大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例の廃止については原案のとおり可決すべきものと、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち本委員会関係部分は承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって土木建築委員会の報告とします。

**御手洗議長** 文教警察委員長阿部長夫君。

〔阿部（長）議員登壇〕

**阿部（長）文教警察委員長** 文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案2件、報告1件です。

委員会は去る24日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会関係部分及び第66号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち本委員会関係部分は承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって文教警察委員会の報告とします。

**御手洗議長** 総務企画委員長今吉次郎君。

〔今吉議員登壇〕

**今吉総務企画委員長** おはようございます。総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案5件、報告3件及び請願2件です。

委員会は去る24日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会関係分、第58号議案大分県税条例の一部改正について、第59号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について及び第61号議案大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち本委員会関係部分、第3号報告令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第3号）について及び第4号報告大分県税条例等の一部改正については承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

また、請願17消費税5%への引き下げを求める意見書の提出について及び請願18消費税インボイス制度実施の延期や中止を求める意見書の提出については、いずれも賛成少数をもって不採択とすべきものと決定しました。

なお、第60号議案については、農林水産委員会及び文教警察委員会に合い議し、その結果をも審査の参考としました。

以上をもって総務企画委員会の報告とします。

**御手洗議長** 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。猿渡久子君。

〔猿渡議員登壇〕

**猿渡議員** 日本共産党の猿渡久子です。日本共産党を代表し、討論を行います。

第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算については、生活福祉資金貸付事業の予算、

児童扶養手当受給世帯等に児童1人当たり5万円を支給する予算、給食費の値上げを抑制し保護者の経済的負担を軽減するための予算、高等学校の授業料支援の予算など、全体としては物価高騰の中で必要な予算であり、賛成です。しかし、マイナンバーカード取得促進事業については、大分トリニータと連携して普及を図ろうというのですが、国民が必要としない制度に固執し国民にマイナンバーカードを押し付けるやり方はやめるべきだと考えます。

デジタル化は県民の利便性の向上のためには必要なものですが、個人情報漏れないことと連携されないことが前提であり、企業のもうけの対象にするものではありません。

県はマイナンバーカード取得率向上のため、大分県版マイナポイントなどで2022年度までにほとんどの県民が取得するよう取組を強めると言っていますが、今年5月末の交付率は44.24%です。県民が取得しないのは、情報流出や情報の一元管理、プロファイリングの危険性など、多くの県民が不安を感じているからです。

政府は、社会保障、税、災害対策の3分野以外の分野にも広げ、マイナンバーそのものを利用しなくても行政事務全般で情報連携できるようにしようとしています。これは、もうけの種であるビッグデータをさらに増やすためであり、集積されたデータは利活用されるのです。利便性の高さはセキュリティレベルの低さと表裏一体であることが、2020年夏に発覚したドコモ口座の不正引き出し事件によってあらわなっています。さらなる個人情報の集積により、個人情報漏えいの危険は高まります。

県は、不正利用を防止している、情報連携にマイナンバーを直接用いず情報漏えいしない仕組みを構築していると言いますが、日本社会で個人情報漏えい事件は日々発生しており、実効性があるとは言えません。

もともと国民の税・社会保障情報を一元的に管理する共通番号の導入を求めてきたのは財界でした。国民の税と社会保障の情報を国が掌握し、徴税強化や社会保障給付の抑制の手段に使

うこと、企業が匿名化情報を使い、もうけの対象にすることなどが導入の狙いです。

国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減を押し付けるマイナンバー制度の問題点を指摘し、第57号議案についての討論とします。

次に、第59号議案大分県税特別措置条例の一部改正について反対です。

地域再生法に基づき、地方への本社機能の移転、拡充を行う事業者に対して、課税免除等について適用期限の延長等を行うものです。本社機能を東京23区内から大分県へ移転したり、既に大分県内にある企業の本社機能を拡充した場合に、事業税や不動産取得税を軽減するという内容です。確かに、中小企業も対象となっていますが、当然、誘致大企業にも適用されます。大企業には莫大な内部留保が蓄えられ、その上、これまでも様々な優遇税制が施されています。こうした優遇こそ是正し、県民負担をやめるよう求めるものであり、反対です。

次に、第63号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について反対です。

これは、紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直しをするものですが、値上げによって受診抑制につながってしまいます。年金は引き下げられ、実質賃金は下がる中で、値上げラッシュで県民の暮らしは大変です。値上げには賛成できません。

次に、第66号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、毎年この時期に改正案が出される学校の先生の定数を削減するという条例です。今回の条例改正は、県立学校の教職員定数は26人の減となっています。これは県立高校の収容定員の減少などで県立学校の児童生徒数が減少することによるものとの説明です。また、市町村立学校県費負担教職員定数が60人の増となっています。これは特別支援学級が増えたことや小学校3年生の35人学級の実施に伴うものということです。

教員は、この5年間で県立学校で108人の減、小中学校で36人の増となります。過去5年間の教職員の病気休職者数は年間で82人から93人、そのうち精神疾患は47人から57人、全体の55.1%から62.2%を占めています。現職死亡は2012年度から今まで77人に上ります。これまで痛ましい過労死も起きています。これは多忙化や長時間勤務などが大きく影響しているものと考えられます。

県教委は定数の削減ではなく、教育環境の整備や少人数学級の拡大、無理な統廃合や1年単位の労働時間制の中止及び正規教職員の増員等、待遇改善を行うべきです。

国民の声に押され、40年ぶりに公立小学校の学級編制の標準が引き下げられ、昨年度から5年間かけて小学校全学年で35人学級の実施が進んでいます。中学校へも拡大し、さらに30人学級へ進むよう要望します。

次に、請願17消費税5%への引き下げを求める意見書の提出について、賛成の立場から討論します。

相次ぐ値上げ、急激な物価上昇により、悲鳴が上がっています。これだけ物価が上がっているのに、年金は下がって年寄りや死ねと言うんかと言う年金生活者、ビニールやパックなどの値段がすごく上がって本当に厳しいと言う食肉業者、ガス代が去年の3倍にもなって驚いたと言うレストランなど、声が切実です。消費税引下げは家計の負担、事業者の負担を軽くする最大の物価高対策となります。事業者の負担軽減は賃金引上げにもつながります。

国民の購買力を高め、景気対策にもなる本請願にぜひ御賛同をお願いします。

次に、請願18消費税インボイス制度実施の延期や中止を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論します。

来年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されようとしています。これが実施されれば、中小事業者やフリーランスの事務量と消費税負担が増加します。

年間売上げが1千万円以下の農林水産事業者は、野菜や魚等を事業者へ販売する場合、イン

ボイスの発行ができるかどうかで取引から除外されたり、課税事業者へ転換したりしなければなりません。公共事業の最末端の下請や一人親方の場合も同様です。基幹産業としての農林水産業や中小零細事業者の営業等を守り育成するためにも、全国商工団体連合会、日本商工会議所連合会など多くの業者団体もインボイス制度は延期、又は中止を求めています。

ぜひ本請願に御賛同いただくようお願いいたします。

今議会で議案13本中10本に賛成、3本に反対し、また、請願2本中2本に賛成し、討論とします。（拍手）

**御手洗議長** 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第57号議案、第58号議案、第60号議案から第62号議案まで、第64号議案、第65号議案及び第2号報告から第4号報告までについて採決します。

各案件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第59号議案、第63号議案及び第66号議案について、起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。

各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立多数であります。

よって、各案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、請願17について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択ですが、採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

次に、請願18について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択ですが、採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

—————→…←—————  
**日程第2 第67号議案から第69号議案まで**

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

**御手洗議長** 日程第2、第67号議案から第69号議案までを一括議題とします。

—————→…←—————  
第67号議案 副知事の選任について  
第68号議案 公安委員会委員の任命について  
第69号議案 収用委員会委員の任命について

**御手洗議長** 提出者の説明を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** ただいま上程された人事議案について御説明します。

その前に、新型コロナウイルス感染症に関する御報告をします。

年明けからの第6波は、これまでにない流行規模となりましたが、500人を超えていた一日当たりの新規感染者数は全体として落ち着きを見せています。また、病床使用率も緩やかに低下を続け、10%を割り込むまでに改善しています。そのため、昨日、県内の感染状況はステージ2、国のレベル分類でいうとレベル1に相当する状態であると判断しました。

これまでの医療関係者、福祉施設関係者等の御尽力に心より感謝するとともに、県議会議員各位の御指導、そして、県民の皆様の御理解、御協力に改めて御礼を申し上げながら、御報告とします。

それでは、人事議案について御説明します。

第67号議案副知事の選任については、吉田一生氏を選任することについて、第68号議案公安委員会委員の任命については、石田敦子氏の任期が9月7日で満了するため、平川加奈江氏を新たに任命することについて、第69号議案収用委員会委員の任命については、松田健太郎氏の任期が7月31日で満了するため、田中朋子氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意をお願いするものです。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただくようお願いいたします。

**御手洗議長** 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案については委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決します。

各案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各案はこれに同意することに決定しました。

—————→…←—————  
**日程第3 議員提出第6号議案から議員提出第15号議案まで**

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

**御手洗議長** 日程第3、議員提出第6号議案から第15号議案までを一括議題とします。

—————>…<—————

議員提出第 6号議案 原油等価格の高騰対策を求める意見書

議員提出第 7号議案 飼料価格の高騰対策を求める意見書

議員提出第 8号議案 水田活用の直接支払交付金の見直しについて柔軟な対応を求める意見書

議員提出第 9号議案 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

議案提出第10号議案 地方財政の充実・強化を求める意見書

議案提出第11号議案 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

議員提出第12号議案 最低賃金の改正等に関する意見書

議員提出第13号議案 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書

議員提出第14号議案 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の更なる推進を求める意見書

議員提出第15号議案 埋設保管されている2、4、5-T系除草剤の安全な撤去等を求める意見書

—————>…<—————

**御手洗議長** 順次、提出者の説明を求めます。森誠一君。

〔森議員登壇〕

**森議員** ただいま議題となった議員提出第6号議案から第9号議案までを一括して提案理由を説明します。

まず、第6号議案原油等価格の高騰対策を求める意見書についてです。

新型コロナウイルス感染症ははまだ収束が見通せず、その影響が長期化しており、加えて、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響もあり、世界規模で不確実性が高まっており、原油の国際価格は高い水準で推移しています。

原油価格の高騰は、各種石油製品や原材料等の価格高騰、さらには日常生活に関連した様々な物価の上昇を引き起こしており、県民の生活や企業の活動などに非常に大きな影響を与えています。特に、生産コストの上昇を価格に転嫁しづらい農林水産業、運輸業、中小企業等においては、自助努力では対応できないところまで追い込まれています。

国においては、燃料油価格の激変緩和策や漁業、農林業、運輸業、生活衛生関係営業といった原油等価格の影響を大きく受ける業種への支援などに取り組まれています。原油等価格の高騰が長引くと、民間消費や企業活動を下押しし、コロナ禍からの社会経済活動の回復が大きく阻害されかねません。

よって、国等に対して、原油等価格の高騰が国民生活や我が国経済に及ぼす影響を最小限に抑え、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするよう、原油等価格の高騰対策を迅速かつ的確に講ずるよう強く要請するものです。

次に、第7号議案飼料価格の高騰対策を求める意見書についてです。

畜産物は、良質なたんぱく質を供給し、また、豊かな国民生活に大きく寄与しており、今後とも畜産経営の維持、発展を図っていく必要があります。

しかしながら、原油価格と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などの影響により飼料価格が高騰しており、畜産農家の重い負担となっています。本県の畜産経営も非常に厳しい状況にあります。

国においては、配合飼料価格安定制度を実施していただいておりますが、飼料価格上昇分に見



合う補填はなされていません。現在の国際情勢を踏まえると、今後さらなる飼料価格の上昇が見込まれ、畜産農家の経営努力のみで対応することは困難です。

国民に安心・安全な畜産物を提供している畜産農家が、今後とも畜産経営を安定的に維持、発展させていくためには、一刻も早い対応が求められていることから、国等に対して、飼料価格の高騰対策をより一層強力に進めるとともに、国産飼料の生産拡大に向けた施策の実施などについて、早急に対応するよう強く要請するものです。

続いて、第8号議案水田活用の直接支払交付金の見直しについて柔軟な対応を求める意見書についてです。

本県においては全耕地面積に占める水田の割合は約7割を占めており、作付延べ面積に対する水稲の割合は41%であり、米への依存度が高い営農形態となっています。その一方で、米の需要見通しは年間10万トンずつ減少し、主食用水稲の作付実績も毎年200から300ヘクタール減少しています。

こうした傾向を受けて、本県においては、行政や関係団体が一体となって、収益性の高い園芸品目等の導入に取り組んでいます。

こうした中において、国は水田活用の直接支払交付金についての見直しを行い、今後5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田にしないなどの方針を示しました。

この方針については、交付金の対象から除外される農地が出ることにより、農地を維持することが困難となり、耕作放棄地が増加することにつながるのではないかなどの不安の声が聞かれます。

そうしたことから、国等に対して、生産者が意欲を持って作付けし、将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるように、この直接支払交付金の詳細な取組にあたり、柔軟な対応を求めるものです。

最後に、第9号議案国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書についてです。

国民の祝日である海の日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年より施行されています。制定された当初は、昭和16年に制定された海の記念日の7月20日を基に、海の日は7月20日とされていましたが、いわゆるハッピーマンデー制度により、平成15年以降、7月の第3月曜日とされたところです。しかしながら、我が国と海との歴史的、文化的及び経済、社会的な関わりなどを踏まえ、また、私たち一人一人が制定の趣旨でもある海の恩恵に感謝し、海の安全や環境保全について思いをはせる機会とするためにも、海の日を制定当初の7月20日に固定化するよう求めるものです。

案文はお手元に配付しているので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同くださるようよろしくお願いします。

**御手洗議長** 小嶋秀行君。

〔小嶋議員登壇〕

**小嶋議員** ただいま議題となった議員提出第10号、第11号、第12号議案について一括して提案理由を説明します。

まず、第10号議案地方財政の充実・強化を求める意見書についてです。

今、地方自治体には、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保など多くの行政需要への対応が求められていますが、公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2021で、2024年度まで、2021年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、同水準を確保するとしていることから、国会及び政府に対し、来年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、社会保障、感染症対策、防災、脱炭素化対策、地域交通対策、人口減少対策、デジタル化対策など、九つの事項につい

て措置を講ずるよう求めるものです。

次に、第11号議案義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてです。

2021年3月31日、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになりましたが、文部科学大臣が国会で答弁したように、中学校、高等学校での35人学級の早期実施、さらにはきめ細かな教育を行うための30人学級の実現が必要です。

本県では、小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われていますが、義務教育は、自治体間、地域間によって格差が生じることのないよう、国の施策として財源を保障し、全国どこに住んでいても、子どもたち一人一人へのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境の整備が不可欠なことから、国会及び政府に対し、地方自治体が教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう要請するものです。

最後に、第12号議案最低賃金の改正等に関する意見書についてです。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、経済、社会、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いています。感染症対策と経済成長の両立に必要なことは、雇用の確保を大前提に社会全体で雇用を維持、創出すると同時に、賃金の底上げ、底支えにより所得を向上させることです。また、社会基盤を支える中小企業や有期、短時間等で働く労働者の賃金格差を是正し、個人消費を喚起して、内需を拡大させていくことも必要不可欠です。

またさらに、多くのエッセンシャルワーカーの処遇改善の観点からも、最低賃金の引上げの重要性が指摘されています。

最低賃金の引上げについては、2010年、政労使の雇用戦略対話で、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均千円を目指すことを合意しています。

よって、最低賃金の引上げのためには、コロ

ナ禍で特に大きな影響を受けている中小企業・小規模事業者が継続して事業を行い、雇用の維持、確保ができるよう、雇用調整助成金をはじめとする国の各種施策の拡充、強化や特別措置等の支援策の早急な対応が求められるため、国会及び政府に対し、最低賃金の引上げや中小企業・小規模事業者支援の拡充などを講ずるよう要請するものです。

案文はお手元に配付しているので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同くださるようお願いいたします。

**御手洗議長** 吉村哲彦君。

〔吉村議員登壇〕

**吉村議員** ただいま議題となった第13号、第14号議案について提案理由の説明をします。

まず、議員提出第13号議案地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書についてです。

政府は、令和2年に地方公共団体が予見可能性をもって計画的、安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的支援を行うことを閣議決定し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定しました。

また、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策において、地方公共団体情報システムの標準化が決まり、令和2年度、そして令和3年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費を基金として計上したところ です。

国では、令和4年夏までに、20業務について各システムの標準仕様書の策定を行い、地方公共団体は令和5年度から令和7年度にかけて、ガバメントクラウドの利用に向けシステム移行していく予定となっています。

しかし、地方公共団体は新型コロナウイルスの影響で財政状況も厳しく、またデジタル人材の不足も深刻な状態となっていることに加え、地域の高齢者はデジタル化に不慣れな方も多く、ネットの環境が整っていない地域もあります。

よって、国等におかれては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、二つの

事項を実施されるよう要望するものです。

次に、議員提出第14号議案環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の更なる推進を求める意見書についてです。

地球温暖化や激甚化、頻発化している災害等に対し、SDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務です。これまで教育環境の向上と共に、学校施設を教材として活用し、児童生徒の環境教育を行う、いわゆるエコスクール授業が行われてきました。この授業は、現在エコスクール・プラスとして、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができます。文部科学省の支援として、令和4年度からは地域脱炭素ロードマップに基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、単価加算措置の支援が行われています。

また、新增築や大規模な改築のほか、部分的な補助事業もあり、これらを通じて仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっています。

このような補助を活用し、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われていますが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うには、さらに加速して事業を実施することが必要であり、また、多くの学校での授業の実施が重要です。

よって、国等におかれては、技術面及び財政面について、二つの事項に留意して、さらなる推進を行うことを強く求めるものです。

案文はお手元に配付しているので、朗読は省略します。

御賛同いただくよう、何とぞよろしくお願ひします。

**御手洗議長** 堤栄三君。

〔堤議員登壇〕

**堤議員** おはようございます。日本共産党の堤です。ただいま上程された議員提出第15号議

案埋設保管されている2・4・5-T系除草剤の安全な撤去等を求める意見書についての提案理由説明を行います。

全国46か所の国有林に埋設、投棄されている猛毒のダイオキシンを含む2・4・5-T剤は、ベトナム戦争に使用された枯葉剤の成分であり、1971年に使用が禁止され、林野庁の指示で、別府市を含む全国の国有林に埋設されています。

別府市内に埋設された2・4・5-T系除草剤75キログラムについては、県民の関心が高く、不安の声が上がっています。1971年の埋設から50年以上が経過しており、コンクリートの経年劣化や近年の地震、豪雨等の大規模・頻発化する自然災害により、今後、漏出による土壌や地下水、温泉等への影響が懸念されます。

今回の意見書では、国会及び政府に対して、周辺地域の良好な環境を保全するため、定期点検の実施や情報公開など、3点にわたり求めているものです。

ぜひ賛同していただくよう要望し、提案理由説明とします。

**御手洗議長** 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。発言の通告がありますので、これを許します。堤栄三君。

〔堤議員登壇〕

**堤議員** お疲れ様です。日本共産党の堤です。

まず、議員提出第9号議案国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

今回の意見書での海の日は、1995年に国

民の祝日に関する法律で、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う日として、祝日として制定され、1996年7月20日から実施されましたが、その後、2001年の祝日法改正で、7月20日から7月の第3月曜に改められました。

日本共産党は、海の環境や資源について考えたり、海に親しんだりする契機となる国民の祝日として海の日を設けること自体には賛成でしたが、7月20日にすることには反対でした。そのため、7月20日から7月の第3月曜に改める改正には賛成しました。

7月20日を海の日とすることに反対した理由は、この日が戦前の海の記念日に由来しているためです。

戦前、海の記念日を設けたのは、真珠湾攻撃で対米英戦争を開始した1941年で、「徹底的なる戦時態勢を必要とし、何よりも国力を充実すべき。海の記念日はかように、堅実なる国力の充実を図るための契機たらんとするため」と当時の尾関将玄通信省管船局長が発言しています。戦争の遂行上、海上輸送で船員や船舶の徴用と調達のために、海運関係者のみならず、国民こぞって支援の雰囲気をつくることを狙いとしていました。そのため、通信省管船局は、軍艦でなく汽船明治丸で1876年7月16日に青森、北海道方面に巡行し、20日に横浜に帰った明治天皇の行動に着目して、20日を海の記念日に決めたとされています。明治天皇のこの巡行の目的は、明治新政府の地租金納制や徴兵制に対する不満が強かった東北の民衆の感情を抑えるためだったと言われていました。

こうした日を戦後に引き継ぎ、国民の祝日とすることはふさわしくありません。

以上の理由から、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について反対します。

次に、議員提出第10号地方財政の充実・強化を求める意見書及び第13号議案地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書について、反対の立場から討論を行います。

議員提出第10号議案の4項目めの自治体業

務システムの標準化に向けてと、第13号議案は同様の内容であるので、一括して討論します。

昨年5月にデジタル関連法が成立しましたが、この中でも、自治体による行政サービスに直接影響を及ぼすのが地方公共団体情報システム標準化法です。

以前の議会でも質問しましたが、現在、国が進めた基本事務に加え、独自の行政サービスを約1,700の自治体が行っています。例えば、住民税の減免や子ども、高齢者、障がい者の医療費の無料化、災害被害者の公共サービス料金等の減免、大分でも災害被災者への生活再建支援金などです。

今回の標準化法では、20の行政事務を共通の基盤で行うためのガバメントクラウドを国が構築し、全ての自治体がこれを使用しなければなりません。ここで問題なのは、国による一元的なシステムの使用で義務付けられるので、これまでの自治体独自のサービスが継続できなくなるのではないかと危惧されることです。独自にやろうと思えば、費用負担を国はしないとやっているのに、仕様変更もできなくなります。効率化の名による住民サービスの低下を招いてしまいます。地方自治体の独自性が否定されてしまいます。

以上の理由から、両意見書には反対します。

以上で上程された意見書に対する反対討論を終わります。（拍手）

**御手洗議長** 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決します。

まず、議員提出第6号議案から第8号議案まで、第11号議案及び第14号議案について採決します。

各案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第9号議案について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第10号議案及び第13号議案について、起立により採決します。

各案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立多数であります。

よって、各案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第12号議案について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議員提出第15号議案について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

—————→…←—————

#### 日程第4 議員派遣の件

**御手洗議長** 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

—————→…←—————

##### 議員派遣

###### その1

###### 1 目的

議員出前講座出席のため

###### 2 場所

大分市

###### 3 期間

令和4年7月19日

###### 4 派遣議員

藤田正道、猿渡久子

###### その2

###### 1 目的

九州各県議会議員交流セミナー出席のため

###### 2 場所

沖縄県

###### 3 期間

令和4年8月4日から5日まで

###### 4 派遣議員

吉竹 悟、森 誠一、大友栄二、井上明夫、木付親次、高橋 肇、羽野武男、守永信幸、吉村哲彦、小川克己

—————→…←—————

**御手洗議長** お諮りします。会議規則第125条第1項の規定により、お手元に配付のとおり各議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり各議員を派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後変更を要するとき、その取扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

—————→…←—————

#### 日程第5 閉会中の継続審査及び調査の件

**御手洗議長** 日程第5、閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

—————→…←—————

閉会中における常任委員会、議会運営委員会の継続調査事件  
総務企画委員会

1、職員の進退及び身分に関する事項について

2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について

3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について

4、条例の立案に関する事項について

- 5、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について
- 6、国際交流及び文化振興に関する事項について
- 7、広報及び統計に関する事項について
- 8、地域振興及び交通対策に関する事項について
- 9、出納及び財産の取得管理に関する事項について

10、他の委員会に属さない事項について

福祉保健生活環境委員会

- 1、社会福祉に関する事項について
- 2、保健衛生に関する事項について
- 3、社会保障に関する事項について
- 4、県民生活に関する事項について
- 5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について
- 6、男女共同参画、青少年及び学事に関する事項について
- 7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について
- 8、県の病院事業に関する事項について

商工観光労働企業委員会

- 1、商業に関する事項について
- 2、工・鉱業に関する事項について
- 3、観光に関する事項について
- 4、労働に関する事項について
- 5、情報化の推進に関する事項について
- 6、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について

農林水産委員会

- 1、農業に関する事項について
- 2、林業に関する事項について
- 3、水産業に関する事項について

土木建築委員会

- 1、道路及び河川に関する事項について
- 2、都市計画に関する事項について
- 3、住宅及び建築に関する事項について
- 4、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会

- 1、市町村教育委員会の指導に関する事項について

- 2、県立学校の施設及び設備の充実にに関する事項について
- 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
- 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
- 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
- 7、文化財の保護に関する事項について
- 8、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会

- 1、議会の運営に関する事項について
- 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 3、議長の諮問に関する事項について

—————→…←—————

**御手洗議長** 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。

—————→…←—————

**御手洗議長** 以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

—————→…←—————

**御手洗議長** これをもって令和4年第2回定例会を閉会します。

午前10時57分 閉会

—————→…←—————

なお、閉会后、前副議長三浦正臣議員に対し、全国都道府県議会議長会感謝状が伝達された。

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
16	令和4年6月14日	大分市大字一木1212番地の60 おおいた動物との共生を考える会 会長 土井 篤子	
件 名 及 び 要 旨			
<p><b>犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて</b></p> <p>現在、動物の殺処分に関しては、各自治体はその方法を判断しているが、環境省からは、できる限り苦痛を与えない方法に努めることとされている。</p> <p>本県では、未だ大多数の犬猫は、二酸化炭素ガスで苦痛を与えられながら殺処分されている。</p> <p>については、犬猫の殺処分に関して、少しでも苦痛を与えぬよう、麻酔投与による安楽死とすることを要望する。</p>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
後 藤 慎太郎	福祉保健生活環境		継続審査

<b>請 願</b>			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
17	令和4年6月16日	大分市大津町一丁目1-29 消費税をなくす大分の会 代表者 藤 沢 架 住	
件 名 及 び 要 旨			
<p><b>消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出について</b></p> <p>相次ぐ急激な物価上昇が国民生活を苦しめており、特に食料品の異常な値上げに家計は悲鳴を上げている。賃金は上昇しない中で、年金は下がり、医療費は上がるなど、消費税5%への引き下げは国民の切実な願いである。</p> <p>消費税率の引き下げは、国民の購買力を高め、景気対策にもなることから、暮らし、営業を支える経済対策として、消費税の減税による負担軽減が求められている。</p> <p>事業者は赤字でも消費税の納税を迫られており、人件費など付加価値に課税される消費税率が引き下げられれば、事業者負担は軽減され、賃金引き上げにもつながる。</p> <p>については、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税率を5%へ引き下げを強く求める意見書を国に提出していただきたい。</p>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
堤 栄 三 猿 渡 久 子	総務企画	不採択	



請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
18	令和4年6月16日	大分市大津町一丁目1-29 大分県商工団体連合会 会長 木村鉄男	
件 名 及 び 要 旨			
<p><b>消費税インボイス制度実施の延期や中止を求める意見書の提出について</b></p> <p>コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されようとしている。</p> <p>インボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスの事務量が増加し、消費税負担の増加につながる。消費税免税事業者に新たな負担を強いるインボイス制度は、コロナ禍から再起を図る事業者にとって重い足かせとなる。</p> <p>財務省はインボイス制度によって、新たに2,480億円の消費税収が増えると試算しており、実施されれば消費者の負担が増えることから、業界団体や税理士団体などもインボイス制度の中止や凍結を求めている。</p> <p>については、消費税インボイス制度実施の延期や中止を求める意見書を国に提出していただきたい。</p>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
堤 栄 三 猿 渡 久 子	総務企画	不採択	

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
12	令和3年9月8日	大分市古ヶ鶴1-4-26 大分県農民運動連合会 会長 佐藤 隆 信	
件 名 及 び 要 旨			
<p><b>コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について</b></p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失から、2020年産米の過大な流通在庫が生まれ、市場価格は大暴落した。2021年産米についても、政府が打ち出した36万トンの上乗せ減反と、感染拡大によるさらなる消費減少により、昨年以上の米価下落が危惧されている。</p> <p>加えて、国内消費量は30年間で4分の3に減少しているが、ミニマムアクセス米は年間77万トン輸入されており、一切見直されていない。</p> <p>また、コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食料支援では、米をはじめとする食料配布が歓迎されている。</p> <p>については、農業者の経営と地域経済を守るため、次の事項を実現するよう、国に意見書の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。</li> <li>2 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。</li> <li>3 国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）について、当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。</li> </ol>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
猿 渡 久 子 堤 栄 三	農林水産		継続審査

## 請 願 処 理 結 果 ( 令 和 4 年 )

( 第 1 回 定 例 会 採 択 分 )

受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名
14	令和4年2月25日	玖珠郡九重町大字右田687 子どもたちへの新型コロナワクチン接種を考 える有志 代表 小野みゆき
件 名 及 び 要 旨		
<p><b>子どもたちへの新型コロナワクチン接種に関して配慮を求めることについて</b></p> <p>現在、12歳以上を対象に新型コロナワクチンの接種が実施されており、今後、5～11歳 の子どもたちに接種が進められようとしている。</p> <p>厚生労働省の新型コロナワクチン副反応疑い報告には、死亡、重篤を含む副反応疑いが多数 あげられており、その多くは因果関係が不明だが、子どもたちへの接種に不安を感じている。</p> <p>については、子ども及び保護者が、メリット・デメリットに関する情報を公平に得て、十分に 理解し、納得した上で選択できるよう配慮をお願いし、次のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職場や学校、その他様々な環境において、接種の強要、同調圧力や差別、行動制限を行 わない啓発をさらに進めること。</li> <li>2 新型コロナワクチン接種に関するインフォームドコンセント（十分な説明と同意）をさ らに推奨すること。</li> </ol>		
処 理 の 経 過 及 び 結 果		
<p>1については、接種の強要、同調圧力や差別、行動制限を行わないよう、学校における指導 はもとより、新聞やホームページ、市町村から送付される接種券に同封されているリーフレッ ト等により、広く県民に対して啓発を行っている。</p> <p>2については、ワクチン接種に関するメリット・デメリットを接種券に同封されているリー フレットにより情報提供するとともに、接種医療機関に対し接種を希望する方へ十分な説明を 行うよう医師会を通じて通知している。</p>		
紹介議員氏名	付託委員会	
成 迫 健 児 高 橋 肇 原 田 孝 司 馬 場 林 平 岩 純 子	福祉保健生活環境	